

甲州市地域防災計画

甲州市防災会議

総 則 編

第 1 章	計画の目的と編成.....	1
第 2 章	防災計画の性格.....	2
第 3 章	防災の基本理念及び施策の概要.....	3

一般災害編

第1章 一般災害編の概要	7
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7
第2節 甲州市の概況.....	17
第2章 災害予防計画	19
第1節 防災組織の充実.....	19
第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練.....	22
第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充.....	29
第4節 消防予防計画.....	32
第5節 雪害予防対策.....	35
第6節 風水害等災害予防対策.....	37
第7節 建築物災害予防対策.....	45
第8節 道路災害予防対策.....	46
第9節 文化財災害予防対策.....	47
第10節 原子力災害予防対策.....	48
第11節 特殊災害予防対策.....	50
第12節 情報通信システム整備.....	52
第13節 災害ボランティアの育成強化.....	54
第14節 要配慮者対策.....	56
第3章 災害応急対策計画	61
第1節 応急活動体制.....	61
第2節 職員配備計画.....	70
第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画.....	73
第4節 広域応援要請体制.....	78
第5節 自衛隊災害派遣要請計画.....	88
第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画.....	92
第7節 被害状況等報告計画.....	106
第8節 広報計画.....	113
第9節 災害通信計画.....	115
第10節 雪害対策計画.....	120
第11節 消防対策.....	122
第12節 原子力災害応急対策.....	126
第13節 緊急輸送対策.....	129
第14節 交通対策.....	133

第15節	災害救助法による救助	142
第16節	避難対策	151
第17節	医療・保健対策	163
第18節	防疫対策	170
第19節	食料供給対策	172
第20節	生活必需物資等救援対策	175
第21節	飲料水確保対策	178
第22節	応急教育対策	181
第23節	廃棄物処理対策	185
第24節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	191
第25節	救出計画	194
第26節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	197
第27節	障害物除去計画	199
第28節	生活関連事業等の応急対策	201
第29節	民生安定事業計画	208
第30節	災害ボランティア支援対策	216
第4章	災害復旧・復興対策計画	218
第1節	計画の方針	218
第2節	激甚災害の指定に関する計画	220
第5章	水防計画	221

地震編

第1章 地震編の概要	235
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	235
第2節 甲州市の特質と過去の地震災害.....	244
第3節 地震被害想定（東海地震）.....	245
第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策.....	262
第2章 災害予防計画	263
第1節 防災組織の充実.....	263
第2節 地震に強いまちづくりの推進.....	263
第3節 大震火災対策の推進.....	266
第4節 生活関連施設の安全対策の推進.....	269
第5節 建築物災害予防対策.....	273
第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充.....	275
第7節 広域応援体制の確立.....	276
第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進.....	281
第9節 災害ボランティアの育成強化.....	287
第10節 防災訓練の実施.....	287
第11節 要配慮者対策の推進.....	288
第3章 災害応急対策計画	292
第1節 応急活動体制.....	292
第2節 職員配備計画.....	294
第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画.....	299
第4節 地震災害情報等の収集伝達計画.....	299
第5節 被害状況等報告計画.....	303
第6節 広域応援要請体制.....	307
第7節 自衛隊災害派遣要請計画.....	307
第8節 広報計画.....	308
第9節 災害通信計画.....	310
第10節 消防対策.....	311
第11節 緊急輸送対策.....	314
第12節 交通対策.....	314
第13節 災害救助法による救助.....	314
第14節 避難対策.....	315
第15節 医療・保健対策.....	318

第16節	防疫対策	318
第17節	食料及び生活必需物資供給計画	319
第18節	飲料水確保対策	320
第19節	応急教育対策	321
第20節	廃棄物処理対策	323
第21節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	324
第22節	救出計画	329
第23節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	330
第24節	障害物除去計画	330
第25節	生活関係施設の応急対策	331
第26節	民生安定事業計画	333
第27節	災害ボランティア支援対策	333
第4章	東海地震に関する事前対策計画	334
第1節	東海地震に関する事前対策計画の目的	334
第2節	東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動	336
第3節	情報の内容と伝達	345
第4節	広報活動	348
第5節	避難活動	354
第6節	住民生活防災応急活動	358
第7節	防災関係機関の講ずる措置	362
第8節	交通対策	364
第9節	事業所等対策計画	367
第5章	南海トラフ地震に関する事前対策計画	369
第1節	南海トラフ地震に関する情報の種類	369
第2節	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	370
第3節	南海トラフ地震に関連する情報の伝達	371
第6章	災害復旧・復興対策計画	372
第1節	計画の方針	372
第2節	激甚災害の指定に関する計画	372

資料編

〔防災関係機関〕	373
○防災関係機関一覧	373
○市内医療機関一覧	377
〔防災施設・設備等〕	378
○指定避難場所一覧	378
○福祉避難所拠点施設一覧	380
○医療救護所一覧	380
○妊産婦・新生児専用避難所一覧	381
○救援物資集積所一覧	381
○食料等備蓄状況	381
○応急給水用施設・資機材保有状況	381
○自衛隊宿泊施設一覧	382
○活動拠点候補地	383
〔通信関係〕	384
○他機関の有する市内無線施設一覧	384
○衛星携帯電話配備一覧（緊急時のみ使用）	384
○災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置箇所	385
○災害用伝言ダイヤルの利用方法	387
〔災害危険箇所〕	388
○地すべり危険箇所（国土交通省所管）	388
○急傾斜地危険区域一覧	388
○山地災害危険地一覧	391
○土砂災害警戒区域等一覧	402
○要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施設等）のうち 浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域内にある施設一覧	416
○老朽ため池の所在地及び整備状況	416
〔消防・水防関係〕	417
○消防力の現況	417
○消防用機械器具保有状況	417
○施設、資機材の整備計画	419
○危険物施設一覧	419

○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等.....	419
○山梨県高圧ガス地域防災協議会（防災事業所）.....	420
○雨量観測所一覧.....	420
○甲府地方気象台気象観測施設一覧.....	420
○水位観測所一覧.....	421
○重要水防区域一覧.....	421
○土石流危険溪流一覧.....	423
○水防倉庫一覧.....	425
○水防に関する避難のための立退区域一覧.....	425
○農業用取水堰及び水門一覧.....	426
○山梨県が行う水防警報.....	428
〔輸送関係〕.....	429
○飛行場外離着陸場等一覧.....	429
○ヘリコプター主要発着場一覧.....	429
○異常気象時における道路通行規制区間及び基準.....	430
〔条例等〕.....	431
○甲州市防災会議条例.....	431
○甲州市防災会議委員一覧.....	433
○甲州市災害対策本部条例.....	434
○甲州市地震災害警戒本部条例.....	436
○山梨県災害救助法施行細則（別表）.....	437
〔協定等〕.....	444
○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書.....	444
○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書.....	449
○災害時における相互応援に関する協定書.....	452
○甲州市と文京区との相互協力に関する協定.....	454
○富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書.....	455
○災害時等における県立塩山高等学校の避難所及び避難地の利用に関する基本協定書....	457
○災害時等における山梨県立産業技術短期大学の避難地の利用に関する基本協定書....	461
○災害時等における株式会社オギノの一時避難所の利用に関する基本協定書.....	465
○災害時等における植野興業株式会社の一時避難地の利用に関する基本協定書.....	468
○中央自動車道消防相互応援協定書.....	471
○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書.....	474
○東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定.....	477
○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書.....	480

○大規模災害時における被災者支援に関する協定書.....	482
○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書.....	485
○災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定.....	487
○災害時における応急活動の協力に関する協定書.....	489
○大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書.....	491
○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書.....	492
○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書.....	494
○減災力の強いまちづくり協定書.....	496
○災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書.....	498
○災害時の情報交換に関する協定.....	502
○災害に係る情報発信等に関する協定書.....	503
○災害時における医療救護についての協定書.....	505
○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書.....	507
○生活必需物資の供給に関する協定書.....	509
○災害時における物資供給に関する協定書.....	511
○災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書....	517
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定.....	523
○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱.....	524
○災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書.....	528
○防災行政情報のL字放送及び文字テロップによる配信に関する協定書.....	530
○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書.....	533
〔様式〕.....	540
○自衛隊災害派遣要請依頼書.....	540
○消防防災航空隊出場要請書.....	541
○県指定に基づく報告様式.....	542
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式.....	549
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	552
○各種救助に係る様式.....	557
〔その他〕.....	579
○過去の災害履歴.....	579
○甲州市所在文化財一覧.....	583

総則編

第 1 章 計画の目的と編成

第 1 目的

本市は、市域の山梨市境に一級河川である笛吹川が流れ、東部から北部へかけて大菩薩嶺(2,057m)等をはじめとする多くの山々が連なり、急峻な箇所も多く、特に柳沢峠以東は広大な山岳地帯となっており、地震、暴風、豪雨、地すべりなど極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、住民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「甲州市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、甲州市防災会議が策定する計画である。

第 2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

なお、地震編の各節において、一般災害編と内容が共通する計画については、一般災害編を準用することとする。

総 則 編

一般災害編

地 震 編

資 料 編

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

第2 計画の修正

この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、山梨県防災会議の作成する「山梨県地域防災計画」及び山梨県の作成する「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」を踏まえ、さらに阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に、震度7を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容に万全を期すものとする。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

総務課をはじめとする市職員は、この防災計画を効果的に推進するため、関係各課との連携を図り次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画（開発計画等）に対する防災の観点からのチェック

2 住民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、住民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であるので、市は、住民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本理念及び施策の概要

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせもつ本市の、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。

災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策をとる必要がある。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。本市を含む山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震（東海地震）をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から住民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進するものとする。

災害に対する備えとして、県、市、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成、並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO及びNGO等を含む。）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練や研修及び協定の締結等を行う。
- 3 住民の防災活動を促進するため、住民への防災思想・防災知識の普及、防災教育、防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- 4 高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を効果的に支援するため、要配慮者の状況把握、避難・救助対策等を推進する。
- 5 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。
- 6 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報（臨時）等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による本市の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は本市の被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- 5 県の要請により、保健衛生活動を円滑に行うための市町村間の総合調整等を行う。
- 6 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 7 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 8 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- 9 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を

行う。

- 10 被災者について避難先から安全な指定避難所への誘導、指定避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 11 要配慮者に配慮した避難支援、指定避難所運営、情報提供、相談支援等を行う。
- 12 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 13 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な死体の処理等を行う。
- 14 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 15 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 16 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 17 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 18 ボランティア、義援物資・義援金、県内外からの支援等の適切な受け入れを行う。
- 19 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

第4 国、県等との連携

市は、大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、近隣市町等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図るものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように、平時から組織の体制及び国（指定地方行政機関）、県等の関係機関との間の連絡体制等を整備する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 災害予防

ア 防災に関する組織の整備

イ 防災に関する訓練の実施並びに教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報

ウ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検

エ 防災に関する施設の整備、点検

オ 災害に伴う調査及び被害状況の想定

カ 建築物等耐震対策の強化促進

- キ 危険物施設等の災害予防
 - ク 市内の公共的団体等住民の自主防災組織への指導育成
 - ケ アからクまでのほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 警戒宣言又は地震予知情報等の収集、伝達及び広報の実施
 - ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報の実施
 - エ 防災資機材及び人員等の配備
 - オ 特別警報、警報の発令及び伝達
 - カ 避難の勧告又は指示及び避難者の保護
 - キ 消防・水防、その他応急措置
 - ク 被災者の救難、救助その他の救護
 - ケ 市が管理する施設等の応急措置
 - コ 犯罪の予防、交通規制その他災害における社会秩序の維持
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 医療、清掃、防疫その他保健衛生等の措置
 - ス 被災者の食料、飲料水、生活必需品の供給
 - セ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
 - ソ 応急仮設住宅の建設と施設及び設備の応急復旧
 - タ 他関係機関に対する応援要請
 - チ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - ツ アからチまでのほか、災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合整備
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設の整備、点検

- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク アからキまでのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善
- (2) 災害応急対策
 - ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - イ 特別警報、警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示、並びに市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救出、救助その他の保護
 - オ 被災者等からの相談窓口の設置
 - カ 応急教育の実施
 - キ 被災施設及び設備の応急復旧
 - ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
 - ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - コ 緊急輸送の確保
 - サ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - シ アからサまでのほか、災害発生の防ぎよ及び拡大防止のための措置
- (3) 災害復旧
 - ア 被災した施設等の原形復旧
 - イ 災害の再発防止
 - ウ ア、イのほか、将来の災害に備える措置
- 3 指定地方行政機関
 - (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
 - ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）
 - イ 融資関係
 - (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
 - (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付
 - ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特別措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払の迅速化措置
 - エ 国有財産関係
 - (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与

- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用の許可
- (2) 関東農政局（山梨支局）
 - ア 災害予防
 - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
 - (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
 - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
 - (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給
 - (エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
 - (オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
 - (カ) 応急用食料の調達・供給対策
 - ウ 災害復旧
 - (ア) 査定の速やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
 - (イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通
- (3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 災害時における輸送実態調査
 - イ 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
 - ウ 災害時における自動車の応援手配
 - エ 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
 - オ 災害時における関係機関との連絡調整
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
 - ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
 - エ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況

の推移やその予想の解説等を適宜行う。

カ 異常現象発見の通報に対する適切な措置

キ 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める。

(6) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し

ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(7) 山梨労働局（山梨労働基準監督署）

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

イ 事業場内労働者の二次災害の防止

ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予

エ 災害復旧工事における安全の確保

(8) 関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）

管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、災害対策について次の事項を行う。

ア 防災対策の基本方針等の策定

イ 災害予防

（ア）災害対策の推進

（イ）危機管理体制の整備

（ウ）災害、防災に関する研究、観測等の推進

（エ）防災教育等の実施

（オ）防災訓練

（カ）再発防止対策の実施

ウ 災害応急対策

（ア）災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

（イ）活動体制の確立

（ウ）政府本部への対応等

（エ）災害発生直後の施設の緊急点検

（オ）災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

（カ）災害発生時における応急工事等の実施

（キ）災害発生時における交通の確保等

（ク）緊急輸送

（ケ）代替輸送

- (コ) 二次災害の防止対策
- (サ) ライフライン施設の応急復旧
- (シ) 地方自治体等への支援
- (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
- (セ) 災害発生時における広報
- (ソ) 自発的支援への対応
- (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ 災害復旧・復興

- (ア) 災害復旧・復興の基本方針
- (イ) 災害復興の実施
- (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
- (エ) 都市の復興
- (オ) 借地借家制度等の特例の適用
- (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
- (キ) 被災事業者等に対する支援措置
- (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備
- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

5 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
- イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）

- ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借り上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
- (2) 東日本電信電話(株) (山梨支店)、(株)NTTドコモ山梨支店
- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について顧客、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
- (3) 日本赤十字社 (山梨県支部)
- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団 (日赤防災ボランティア) による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会 (甲府放送局)
- ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (5) 中日本高速道路株式会社 (八王子支社)
- ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運株式会社 (山梨支店甲府支社)
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借り上げ要請に対し、可及的に即応し得る体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社 (山梨総支社)
- ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便株式会社 (市内各郵便局)
- ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

- ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報、警報及び特別警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集、配分への協力
 - (2) 輸送機関（山梨交通(株)、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の整備
 - (3) ガス供給機関（(社)山梨県LPGガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (4) 医師会（東山梨医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 日下部警察署
- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 罹災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合（フルーツ山梨農業協同組合）、森林組合（峡東森林組合）等農林業関係団体
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - (2) 商工会（甲州市商工会）
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の樹立と実施
 - ウ 児童・生徒の避難誘導
 - エ 避難計画、マニュアルの策定
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会
山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
- 9 その他の公共的団体
 - (1) 甲州市社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 市社協福祉救援対策本部設置、運営
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ウ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - (3) 峡東ケーブルネット株式会社、勝沼CATV株式会社
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - (4) 山梨交通(株)塩山営業所
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の

整備

エ 災害時における乗客の避難及び誘導

10 市民・企業等

(1) 市民

ア 自助・共助の実践

イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加

(2) 自主防災組織

ア 防災及び災害に関する知識の普及啓発

イ 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施

ウ 市が実施する防災対策への協力

(3) 企業等

ア 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策

イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備

ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力

エ 災害応急対策の実施

オ 市が実施する防災対策への協力

第2節 甲州市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、山梨県の北東部に位置し、東京都心より100km圏内に含まれ、周囲を丹波山村、小菅村、大月市、笛吹市、山梨市、埼玉県秩父市と接している。総面積は26,401haで、そのうち21,145haを林野が占め、秩父多摩甲斐国立公園に指定された山々をはじめ、清らかな水の流れる溪谷、河川等豊かな自然環境に恵まれている。また、ぶどうや桃等の果樹園は個性豊かな景観を形成し、市街地と山間部に散在する集落が多様な生活圏を有している。

2 地理

市域は、甲府盆地東部及び東南部の山岳地帯から流れ出した複数の河川によって作られた複合扇状地からなる。その中でも京戸川扇状地は有名。市中部は笛吹川支流の重川、日川等の流域であるが、国道411号の柳沢峠より北は、多摩川の流域である。市域は南北に長く、国道411号が南北に貫く。市街地は市の南西部にあり、代表駅であるJR塩山駅や市役所もここに集中している。

3 気象

気候条件は、年平均気温が15.1℃と比較的温暖で、年間降水量は1,243mm前後と比較的少なく、降雪は極めて少なく、四季を通じて過ごしやすい太平洋沿岸気候に属している。

第2 社会的条件

1 人口

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると、31,671人、昭和55年からの人口推移を見ると、昭和60年及び平成7年に一度は増加したものの、その翌調査では再び減少に転じており、総じて減少傾向にあるといえる。同様に、世帯数も平成17年に一度は増加したものの、平成22年には減少に転じている。その一方で、1世帯当たり人数は減少傾向が続いており、核家族化の進行が窺える。また、高齢化については、本市も例外ではなく、年齢別人口の構成比を見ると、高齢化のひとつの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）は、年々高くなってきており、平成27年は33.47%と、県平均の28.41%を上回る結果となっている。

年 度	人口（人）	増加数（人）	世帯数 （世帯）	1世帯当たり 人数（人）	老年人口	
					人口（人）	割合（%）
昭和55年	37,269	—	9,841	3.79	5,218	14.00
昭和60年	37,338	69	10,032	3.72	5,828	15.60
平成2年	37,038	▲300	10,401	3.56	6,759	18.24
平成7年	38,046	1,008	11,618	3.27	7,889	20.73
平成12年	36,925	▲1,121	11,547	3.20	8,844	23.95
平成17年	35,922	▲1,003	11,666	3.08	9,578	26.65
平成22年	33,927	▲1,995	11,588	2.93	9,962	29.36
平成27年	31,671	▲2,256	11,389	2.78	10,502	33.47

資料：国勢調査

2 土地利用

土地利用状況は、宅地7.8km²（3.0%）、農用地20.9km²（7.9%）、森林等211.5km²（80.1%）、その他23.9km²（9.0%）で、森林の割合が高くなっており、豊かな自然が保全されている。

（単位：km²）

地区名	総面積	宅地		農用地		森林等		その他	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
塩山地区	184.8	5.3	2.0%	12.8	4.8%	151.2	57.3%	15.5	5.9%
勝沼地区	36.2	2.2	0.8%	7.2	2.7%	18.4	7.0%	8.4	3.2%
大和地区	43.1	0.3	0.1%	0.9	0.4%	41.9	15.9%	0.0	0.0%
合計	264.1	7.8	3.0%	20.9	7.9%	211.5	80.1%	23.9	9.0%

※構成比は、市全体の面積における数値

3 交通

本市では、JR中央本線の甲斐大和駅、勝沼ぶどう郷駅、塩山駅の3つの駅と中央自動車道勝沼インターチェンジがあり、東京方面及び名古屋・大阪方面と容易にアクセスが可能である。さらに、国道20号、国道140号、国道411号が結節しており、古くから交通の要衝として多くの人々が広域的に往来し、地域産業を支えてきた地域である。

第3 過去の災害履歴

明治以降の主な災害は、資料編のとおりである。

今後も文献等により過去の災害被害記録の収集を行い、必要な記録を追加する。

資料編 ○過去の災害履歴

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

第1 甲州市防災会議

甲州市防災会議は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条に基づき設置する。

1 所掌事務

- (1) 甲州市地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 防災会議会長及び委員

- (1) 山梨県知事部局職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 市職員のうちから市長が任命する者
- (4) 市教育委員会教育長
- (5) 市消防団長
- (6) 東山梨消防本部消防長
- (7) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認め委嘱する者

資料編 ○ 甲州市防災会議委員一覧

第2 甲州市災害対策本部

甲州市災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 甲州市水防本部

第5章第2「水防組織」に定めるところによる。

第4 甲州市地震災害警戒本部

甲州市地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

なお、所掌事務及び組織等については、地震編第4章第2節「東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第5 応急体制の整備

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充実・強化に努めるものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第6 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、行政区を単位に組織する。

2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

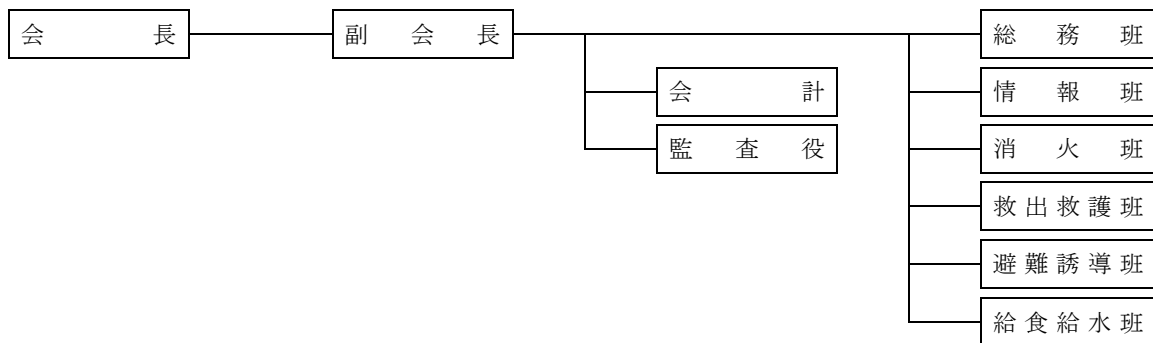
その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

3 組織の編成及び活動

市内100の行政区域ごとに各区長等を自主防災会長とし、自主防災会の組織化を目指している（一部連合組織あり。）。各自主防災会では、消防団OB等による長期在任リーダーの指導のもと、地域の防災活動に取り組んでいる。

各組織の編成は規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏ることや、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ることとする。

<例>



3 組織の活動

(1) 平常時の活動

- ア 情報の受伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- ウ 火気使用設備器具等の整備・点検及び物資等の備蓄
- エ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検
- オ 必要に応じて、活動している各地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として市防災会議への提案

(2) 災害発生時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
- イ 初期消火等の実施
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- カ 指定避難所の運営・管理

4 市の指導

- (1) 市は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座（地域防災リーダー養成講習）の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、指定避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも指定避難所運営において、女性の視点が反映される指定避難所運営が行われる組織づくりに努める。
- (3) 市は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。
- (5) 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (6) 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (7) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- (8) 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- (9) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2節 防災知識の普及・教育、防災訓練

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 職員に対する防災教育

市の災害予防責任者は、教育機関その他の関係する公私の団体に協力を求めるなどし、次により職員に対して防災知識の普及・教育を図る。

1 防災気象講習会

防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台等と協力して実施する。

2 研修会

災害対策基本法等の法令に関する説明、研究を行い、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

3 検討会

防災訓練と合わせて開催し、業務分担等の認識を深める。

4 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

5 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

6 先進自治体等の研究、調査

防災対策の先進事例を行っている自治体、関係団体等の取組み内容の研究・調査を行い、市の施策への活用方策の検討を行う。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市の災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、一般市民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。

特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。

市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

1 普及の方法

- (1) 広報紙（「広報こうしゅう」）の活用
- (2) 防災行政無線、CATV等の広報媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸出し
- (7) 防災・気象情報のインターネットへの配信
- (8) 防災訓練の実施
- (9) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 普及の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 気象、災害発生原因等（大雨、台風、噴火等）に関する知識
- (3) 災害予防措置
- (4) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (5) 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (6) 指定避難所の運営・管理
- (7) 災害関係情報（災害発生状況、避難状況等）の市への報告手順・手段
- (8) 応急手当の方法
- (9) 家庭や企業等における備蓄品等の充実
- (10) 要配慮者対策の必要性和取組み方法
- (11) 過去の災害に係る教訓
- (12) 過去の市内の中小河川・農業用水路等の浸水被害
- (13) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座や女性講座、親子講座等において、その講座内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。教育内容については、本節第2 一般住民に対する防災知識の普及「2 普及の内容」に準じたものとする。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また、一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視聴覚教室	120人収容、ビデオ、映写装置等	
図書、相談室	400冊	
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等	

第7 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る

業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法及び土砂災害防止法に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画(避難確保計画)を作成し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

第8 防災訓練の実施

市は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

さらに、災害は、時間や季節、天候を問わず発生することから、それぞれの状況に対応できる訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、学校、幼稚園、保育所その他関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

(1) 実施時期

8月30日から9月5日の防災週間中を実施日とするが、やむを得ない事情が生じた場合は、関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで地震、風水害等を想定し、各地域において実施するものとする。

(2) 実施場所

市内各地区

(3) 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

(4) 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤災害警備、⑥消防、⑦水防、⑧指定避難所開設・運営、⑨救援物資輸送・調達、⑩防疫・給水、⑪応急復旧、⑫炊き出し等

(5) 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 地域の自主防災組織と連携した避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 救急救命訓練 ④ 情報伝達訓練 ⑤ 炊き出し訓練 ⑥ 指定避難所開設・運営訓練 ⑦ 要配慮者の避難・誘導・搬送・保護訓練
社 会 福 祉 協 議 会	① 災害ボランティアセンター設置訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練 ④ 自主防災会との協働（支援）訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 傷病者の受入・選別等、医療機能の確保・復旧訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 指定避難所対応訓練（指定避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 保護者への引き渡し訓練 ③ 関係機関への伝達訓練 ④ 引き渡しができない児童生徒の保護訓練 ⑤ 自主防災会と一体の指定避難所開設訓練
幼稚園、保育所、 児童クラブ	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引き渡し訓練 ③ 引き渡しができない園児の保護訓練
土砂災害警戒区域内の 地域住民	① 避難訓練

(6) 防災関係機関との連絡

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊等参加の総合防災訓練の実施を検討する。

2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

(1) 実施要領

市防災行政無線、市消防団無線等を使用し実施するほか東山梨消防本部塩山消防署等関係機関の協力を得て実施する。

(2) 実施時期及び実施方法

総合防災訓練と同時に実施するほか関係機関の協議によりその都度定めるものとする。

3 避難訓練

学校等、医療機関、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、高齢者、障害者などの要配慮者や外国人、観光客に対しても、必要な対策を講ずるよう努め、男女共同参画についても留意するものとする。

なお、学校等（保育所等を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- (1) 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。
- (2) 実施の回数は、年間を通じて時期や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- (3) 人命、身体の安全の確保を基本とする。

4 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

最低限常備する必要のある機材器具等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物資については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

5 消防訓練

火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の教養訓練を実施するとともに、各部相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう努め、さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るように次の事項について実施する。

(1) 消防施設の拡充と点検

市内施設を定期的に巡視し、施設の状況把握を点検し有事の際に完全に活動が遂行できるように配慮するものとする。

(2) 消防団員の教育訓練

常に消防団員の資質の向上を図るため、団員を計画的に消防学校に入校させるとともに東山梨消防本部塩山消防署に指導を求め、消防活動が住民の期待に添うよう努めるものとする。

(3) 消防思想の普及宣伝

市民に対し消防に関する意識の高揚と火災予防思想について、次の事項を実施しその普及徹底に努めるものとする。

ア 広報車、市広報紙により広報を行う。

イ 各種団体の協力を得て火災予防運動を実施する。

6 水防訓練

甲州市水防計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次により水防に関する訓練を実施

するものとする。

(1) 実施時期

市は、毎年水防訓練を行うものとする。

(2) 実施場所

洪水のおそれのある河川の危険箇所を選んで実施する。

(3) 実施方法

演習要領は県総合水防演習に準じ、峡東建設事務所水防支部長と協議のうえ、次の訓練を行うものとする。

ア 観測

イ 通報

ウ 動員

エ 輸送

オ 工法

カ 避難

第9 関係団体等との協力による教育・訓練等の実施

市は、特定非営利活動法人減災ネットやまなしと協定を締結し、その中で市民や自主防災組織、企業等を対象にした防災教育や訓練の実施等、ソフト面の減災対策を行うこととしている。今後も両者が協働し、市民、自主防災組織、企業等の「減災力」の向上に努めるものとする。

また、市は、同様の取組みを推進するために、各種団体等との協力関係構築・強化に努めるものとする。

資料編 ○減災力の強いまちづくり協定書

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 情報通信設備

本市では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、市防災行政無線を整備している。市は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めるものとする。

2 防災倉庫等

市では、市役所本庁舎、勝沼支所、大和支所で資機材、物資等の備蓄を行っており、また、市内6か所に水防倉庫を設置し、水防資機材を備えている。これらの倉庫等の施設については、施設自体が被災することのないよう耐火・耐震構造等の考慮をする。また、災害時に速やかな物資の供給が実施できるよう、避難場所指定施設等への分散備蓄も併せて検討していく。

資料編	○食料等備蓄状況
	○水防倉庫一覧

3 指定避難所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

また、指定避難所において多人数の避難者が生活することを考慮し、施設の規模や地域の状況に見合った食料や物資等の備蓄に努める。

市は、指定避難場所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

資料編	○指定避難場所一覧
-----	-----------

第2 防災資機材の整備

1 点検整備の実施

防災資機材等を保管する各機関は、点検責任者を決め、点検整備計画を作成して点検整備を実

施するものとする。

2 点検整備を要する防災資機材と保管機関

資 機 材	保 管 機 関
水 防 用 備 蓄 資 機 材	市（総務課）
消 防 用 資 機 材 及 び 施 設	東山梨消防本部塩山消防署、消防団
防 疫 用 資 機 材	峡東保健所、市（環境政策課）
給 水 用 資 機 材	市（上下水道課）
災 害 警 備 活 動 用 資 機 材	日下部警察署
備 蓄 食 料 等	市（総務課）
自 主 防 災 会 備 蓄 資 機 材	自主防災会
ラ イ フ ラ イ ン 復 旧 資 材	各事業者

3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

4 施設、資機材の整備計画

市では、平成26年度から5箇年間の消防施設、資機材の整備計画を、資料編に掲げるとおり定めている。

資料編 ○施設、資機材の整備計画

第3 備蓄物資の整備

市では、資料編掲載のとおり、食料、生活必需品等の備蓄を行っているが、大規模な災害が発生した場合には、不足する事態が想定される。そのため、県が実施した「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」で想定される必要量を基準とした整備年次計画を策定し、整備、拡充に努めるものとする。

東海地震発生時の食料必要量			整備目標
1日目	2日目 (1日目×1/2)	3日目 (1日目×1/3)	
7,137食	3,568食	2,379食	13,084食

第4 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 峡東地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機材等を備蓄している。

3 土木施設災害対策拠点

災害時の緊急復旧活動及び救援活動等を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、峡東建設事務所に防災拠点を整備する。

拠点機能は、次のとおりである。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復旧活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート材等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送路とのネットワーク化を図る。

4 消防防災航空基地

消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制の確保と航空部隊の広域的な受援体制の確立のため、消防防災航空基地の機能を強化する。

5 防災活動拠点

災害発生時において、応援部隊の受け入れ、物資の集積・振り分け・運搬の拠点となる防災活動拠点を県内11か所に設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

第4節 消防予防計画

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び東山梨消防本部塩山消防署は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めるものとする。

消防施設の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○消防力の現況 ○消防用機械器具保有状況
------------	-------------------------

(3) 消防団員の教育訓練

市は、救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の自主防災会の充実強化

(1) 市は、自主防災会の育成強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 市は、各地区への消火栓器具の適切な設置に努めるものとする。

(4) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図るものとする。

3 消防計画の確立

市は、消防団が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として次の事項を大綱とした消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(1) 消防力等の整備

(2) 防災のための調査

(3) 防災教育訓練

(4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法

(5) 災害時の避難、救助及び救急方法

(6) その他災害対策に関する事項

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

東山梨消防本部塩山消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の普及・促進を図り、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、東山梨消防本部塩山消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化指導

東山梨消防本部塩山消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。

また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導する。

5 危険物等の保安確保の指導

東山梨消防本部塩山消防署は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

また、東山梨行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努める。

6 防火防災思想、知識の普及

市は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、また、市防災行政無線、CATV、市ホームページ等を活用して、火災予防週間及び防災週間において各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 林野火災予防計画

本市の林野面積は、市域の約80%を占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、その消防活動は不可能に近い状態に陥り、林野の焼失は勿論、人家への延

焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、住民や入山者の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いるなど強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

(1) 防火管理計画

・特別警戒区域 ・特別警戒時期 ・特別警戒実施要領等

(2) 消防計画

・消防分担区域 ・出動計画 ・防御鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

4 自衛消防体制の確立

市は、県、峡東森林組合等と連絡を密にとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等についてあらかじめ消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとする。

5 関係職員の指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林組合等関係者への指導を行う。

第5節 雪害予防対策

平成26年2月14日の大雪により、山梨県全域において観測史上最大の大雪となり、大きな被害が発生し各ライフラインに大きな影響を受けた。

昨今の極端な気象災害の発生状況を考慮すると、今後も、同様な雪害が発生する可能性がある。

こうした豪雪においても、住民生活の安心・安全を確保し、円滑な社会・経済活動が確保されるよう、市は、関係機関と連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、又は、被害の軽減を図るため、関係機関は交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援等に関する対策を実施するものとする。

第1 雪害予防対策の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図る。

また、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

第2 雪害安全対策

1 公共施設の安全確保

(1) 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備する。

(2) 施設管理者は、雪庇（建物の屋上等の積雪が張り出しているもの。落下の危険性がある。）の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれがある場合は、立入禁止や雪庇除去等の応急対策を講じる。

2 住民の安全対策

市は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努める。

第3 ライフライン確保対策

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保等、早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、対策を進めていくこととしている。

市は、ライフライン管理者に協力し、必要な対策の推進に努める。

第4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じて雪崩防止工事を実施することとしている。

市は、危険箇所の周辺地域住民に対して、その危険性の周知に努めるとともに、県に対して早期の対策推進を要請するものとする。

第5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者について、市は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組みが実施されるよう啓発する。

また、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

第6 広報活動

市及び防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等に係る注意喚起に継続的に努めるものとする。

また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。

第6節 風水害等災害予防対策

第1 山地の災害予防

本市の山地は、地形などの特質から崩壊に起因する災害が発生するおそれが高い。

このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

市は、集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、小規模治山事業を実施する。

特に、福祉施設、医療機関、幼稚園、保育所、保育園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、施設管理者へ周知するとともに、山地災害の予防対策として積極的に治山事業を実施する。また、これらの箇所について県に報告を行い、危険頻度の高い山地災害危険地区については、治山事業の積極的な推進を県に要請する。

2 荒廃山地等の復旧

市は、山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業・総合治山事業等の推進を県に働きかけ、土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

市内には、地震や地下水等に起因する地すべりが発生するおそれがある地すべり危険箇所が2か所ある。地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づく地すべり防止区域に指定されている区域はないが、この指定がなされた区域内では、①地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制、②標識等による住民への周知、③地すべり防止工事の実施等の対策が実施されるため、市は、指定の促進を図るものとする。

なお、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

資料編 ○地すべり危険箇所

4 保安林の整備

市は、指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、下刈等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

資料編 ○山地災害危険地一覧

第2 河川対策

1 河川改修

市中部は、笛吹川支流の日川、重川等が流れ、北部は、多摩川の流域となっている。

市は、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、特に中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や

水位観測所からの情報収集体制の確立、また、関係団体との連絡体制の確立を図るものとする。

2 浸水想定区域における警戒避難体制の整備

水防法第14条の規定に基づき、洪水により相当な被害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域が浸水想定区域として指定されるので、市域における河川が指定された場合には、少なくとも浸水想定区域ごとに次の事項を定め、住民に周知させるためにハザードマップの公表等対策を講じるものとする。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

- (1) 水位情報、洪水予報の伝達方法
- (2) 避難場所
- (3) その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、市内には多くの中小河川・水路が流れていることから、中小河川・水路に対して溢水の可能性を把握し、必要に応じて浸水想定区域の指定に向けた取組を推進する。

3 浸水想定区域内の施設等

浸水想定区域内の施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出しなければならない。

市は、これらの施設における避難計画の作成、避難訓練の実施状況等について把握に努め、必要な指導に努める。

資料編	○雨量観測所一覧
	○水位観測所一覧
	○重要水防区域一覧
	○ <u>洪水浸水想定区域</u>

第3 砂防対策

本市の森林地域は、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨等の際に土石流が発生する危険性が高い。

豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流送土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、県に対して次の砂防事業の実施を要請していく。

1 土石流対策

市内には土石流危険溪流が91溪流あり、砂防事業が県により実施されている。今後も、砂防事業の促進を県に要請していく。

2 地すべり対策

市内には、地すべり危険箇所が2か所あるが、これらは現在のところ地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されていないため、指定の促進に努めるものとする。

また、未指定の地すべり危険箇所についても、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていくものとする。

資料編 ○地すべり危険箇所
○土石流危険渓流一覧

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

このため、県と連携して次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

市内では、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として14か所が指定され、崖崩れを助長したり誘発したりする行為の規制や標識の設置等が県により行われている。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図っていく。

3 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険箇所ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制の確立を図る。

4 簡易雨量観測器の設置及び観測

簡易雨量観測器の設置推進によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

5 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市及び県は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

6 防災のための集団移転促進事業

市及び県は、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進する。

7 崖地近接等危険住宅移転事業

市及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進する。

8 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又

は不適当な場合は、県に対して急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

資料編 ○急傾斜地危険区域一覧

第5 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

1 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、資料編に掲げる区域を急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずると認められ土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として「土砂災害警戒区域」に指定し、また、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を「土砂災害特別警戒区域」に指定している。市は、当該区域の住民に対して、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

資料編 ○土砂災害警戒区域等一覧

2 警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制の整備及び住民の自主的避難を促すため、次の措置の整備を図る。

なお、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助に関する事項については、第3章第6節「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画」、第8節「広報計画」、第16節「避難対策」、第25節「救出計画」に定めるところによるものとする。

(1) 関係住民への周知

ハザードマップを印刷物の配布その他の適切な方法により提供するとともに、住民がハザードマップの情報を随時入手できるようにするため、当該情報を市ホームページに掲載する。

(2) 気象予警報の伝達

市は、関係機関から伝達を受けた場合には、市防災行政無線、広報車、CATV等により関係住民に速やかに伝達する。

(3) 特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

土砂災害警戒区域内に所在する主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等を次のとおり伝達するものとする。

(4) 近隣住民への通知

大規模な土砂災害（地すべり）が急迫している状況において、国及び県が緊急調査を行った場合、市は調査結果を速やかに入手し、近隣住民に周知する。

第6 警戒・避難対策計画の策定

市は、土砂災害危険箇所については県の指導を得て、警戒・避難対策計画を策定するものとする。策定にあたっては、次の事項に考慮する。

1 避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等をあらかじめ避難対象地区として指定する。

2 避難収容施設の指定

- (1) 避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設を併せて指定する。
- (2) 収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。
 - ア 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。
 なお、設備（電気、給排水及び通信設備）についても十分考慮すること。
 - イ 避難対象地区との経路が比較的近距離でかつ安全なこと。
 - ウ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

3 避難路の設定

- (1) 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。
- (2) 避難経路の設定にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。
 - イ 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
 - ウ その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

4 地域住民への周知

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成配布し、風水害や地震による危険性を周知徹底するとともに、集中豪雨時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時あるいは地震発生時に速やかに警戒体制や避難体制がとれるよう、広報紙等により啓発に努める。

5 地域住民の避難誘導體制

市は、土砂災害に対する地域住民の避難態勢として、土砂災害警戒情報が発表された場合に速やかに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発表基準を設定し、必要に応じて見直しを行う。

また、面積、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令の範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第7 孤立防止対策

土砂災害の発生等により交通が途絶した地域においては、食料、医薬品の不足あるいは急病患者の搬送等について著しい支障が生じることが予想される。

1 孤立化のおそれのある地区の把握

孤立化が予想される地区について、次に掲げる道路状況及び通信手段の確保の状況並びに関係機関等から意見を聴取し、あらかじめ把握に努めるものとする。

なお、市において孤立の発生する可能性が高い地区は、次のとおりである。

孤立予想地区

（平成31年4月1日現在）

地区名	世帯数
塩山一之瀬高橋	20
勝沼町深沢	17
大和町天目	10
塩山牛奥嵯峨塩	2

孤立化のおそれのある地区（例）

<p>【道路状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区につながる道路等において迂回路がない。 ・地区につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。 ・地区につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。 ・土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。 <p>【通信手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。 ・一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 物理的な孤立の防止

(1) 土砂災害防止

土砂災害防災対策については、本節「第1 山地の災害予防」、「第3 砂防対策」、「第4 急傾斜地等危険地災害予防対策」に定めるところによる。

(2) 孤立予想地区の特定

陸路の寸断により物理的に孤立した場合、空路による人員・物資の搬送が有効となる。市は、孤立が予想される地区については、あらかじめ当該地区付近のヘリコプター離着陸場を定めておくものとする。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飛行場外離着陸場等一覧 ○ヘリコプター主要発着場一覧
--

3 情報の孤立防止

物理的な孤立をもたらす土砂崩落等が発生した場合、電話線等の切断により、情報の孤立が併発するおそれがある。

この場合、情報の入手（孤立地区への情報提供）及び発信（孤立地区からの救援要請）の双方が不可能となるおそれがあるため、市は、孤立が予想される地区内において、非常時に外部との通信が確保できるよう、衛星携帯電話等災害に強い情報通信設備を配備しておくよう努めるものとする。

第8 農業災害対策

1 農業施設災害予防対策

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 老朽化した農業用ため池の整備

県は、受益面積が2ha以上の農業用ため池のうち「決壊した場合に人家や病院、学校等の重要な公共施設への影響を与えるおそれがあるものであって、ハード又はソフト対策を講じる必要のあるもの」を防災重点のため池として位置づけ、計画的に整備を行い、地域の防災・減災対策を推進していくこととしている。

本市で老朽化が指摘されるため池は、2か所あるが、このうち1か所は昭和52年に改修済であり、また、もう1か所については漏水のおそれはないとされている。

ため池は、災害の際に決壊流失すると、家屋や公共施設等に人的被害をもたらす可能性もある。このため、市は、定期的のため池の調査を実施し、危険と判断されるため池が発見された場合には、速やかに県に報告を行うものとする。

なお、決壊の危険が想定されたため池について、県が被害想定地域等を示したハザードマップを作成した場合は、情報を速やかに入手し、周辺地域の住民を中心に情報提供を行う。また、県との情報連絡体制や管理体制の強化について、県と調整する。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

(2) 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

ア 湛水防除事業等により、農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設について、長寿命化や耐震化を見据えた点検・調査を行い、計画的に整備・補修を行うものとする。

イ 湛水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

(3) 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備、排水施設の整備

農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで 緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備を行う。

(4) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。また、老朽化の著しい橋梁及びトンネルについて、耐震化や長寿命化に向けて、計画的な整備を行う。

(5) 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止する。

(6) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

なお、豪雪に対する農業施設等の強化対策、保全等については、県の「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針」の活用を図るものとする。

2 農作物災害予防対策

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第9 林業災害対策

1 林業災害対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいので、その取扱いいかんによっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなりかねないので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものとする。

第7節 建築物災害予防対策

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 不燃建築物の建設促進対策

市街地には建築物が密集しており、火災が発生した際には大火災につながるおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合に、その火災を極力他の建築物に及ぼさないよう、建築物の構造を制限することによって不燃化を図り、大火災の発生を防止することを目的として、防火地域及び準防火地域の指定がなされている。

本市には、次のとおり準防火地域と建築基準法第22条の規定に基づく指定地域がある。この制度を活用して建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
—	10.0ha	850ha

第2 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有建物の災害予防対策

不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に指定避難所が開設される学校等についても計画的に耐震診断を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

3 建物以外の市有施設の補強及び整備

建物以外の市有施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への改善を図る。

第4 防災査察

東山梨消防本部塩山消防署は、旅館、医療機関等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第8節 道路災害予防対策

各道路管理者は、道路や歩道橋、街路灯等（以下「道路施設等」という。）の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策、土砂災害対策及び通行規制措置等を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

第1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

第2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策を実施する。

第3 道路の冠水事故防止対策、土砂災害防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水や路肩・法面等の崩壊による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努める。

第4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

第9節 文化財災害予防対策

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また、伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

本市の文化財の現況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○甲州市所在文化財一覧

第2 文化財保護対策

1 指定文化財の保護対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）によって指定された国宝・重要文化財等、及び山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）によって指定された県指定文化財、甲州市文化財保護条例（平成17年条例第156号）によって指定された市指定文化財の保護は、国及び県の協力のもと市で適切に保存されるよう取り組んでいる。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、所有者、管理団体及び管理者責任者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理責任者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、市教育委員会を経て、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、また、市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。
- (3) 甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区については、別に定める「保存計画」による。

第3 文化財の防災施設

市は、文化財の周囲の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により、貯水槽・消火栓・避雷針等消火施設について整備を推進する。なお、指定文化財の防災施設（耐震補強工事）等については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定では50%が基準で、県指定では50%が上限である。

伝統的建造物群保存地区については、別に定める「防災計画」に基づき防災施設整備を進める。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理責任者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、東山梨消防本部塩山消防署や地元消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 原子力災害予防対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や県民の心理的動揺など様々な影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」(※)にも山梨県の地域は含まれていない。山梨県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、山梨県南部県境までの距離は約70キロである。

しかし、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針によるものとしている。同指針は、今後とも継続的な改訂を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針及び県計画の改定を受け、見直しを行う必要がある。

※ 「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。(ア・イは、実用発電原子炉の場合)

ア 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域(概ね半径5km圏内)

イ 緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域(概ね半径30km圏内)

(今後、原子力規制委員会で検討し、同指針に記載)

本節及び第3章第12節における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「原子力災害」… 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生じる被害をいう。
- ・「原子力緊急事態」… 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態をいう。
- ・「放射性物質」… 原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「原子力事業者」… 原子力災害特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- ・「原子力事業所」… 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

第1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県には、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が所在する。

事業所名	浜岡原子力発電所				
事業者名	中部電力株式会社				
所在地	静岡県御前崎市佐倉5561				
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
運転開始年月日	S51. 3. 17	S53. 11. 29	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18
運転終了年月日	H21. 1. 30		—	—	—

第2 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する県（以下「所在県」という。）、原子力事業者、その他防災関係機関等と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、連携体制の整備に努める。

第3 モニタリング体制等の整備

市は、県が実施する大気中の環境放射線モニタリングの情報を必要に応じて、収集するとともに、市内でモニタリングが必要と判断された場合には、市有の可搬型測定機器により、測定を行う。

第4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

市は、県とともに、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。

第5 防災業務職員に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、防災担当職員に対し、必要に応じ県等から研修を受ける。

- 1 原子力防災体制に関すること。
- 2 隣接県の原子力発電所の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- 8 その他緊急時対応に関すること。

第11節 特殊災害予防対策

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実情把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、東山梨消防本部塩山消防署との連携強化を図るものとする。また、東山梨消防本部塩山消防署は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

<p>資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等 ○山梨県高圧ガス地域防災協議会（防災事業所）</p>

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 コミュニティガス事業者の措置

コミュニティガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の

対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの勧告、指示

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第12節 情報通信システム整備

防災関係機関等が相互に連携し、災害の予防及び災害発生時にあっては事態の認識を一致させ、迅速な意志決定を行い、応急対策を実施するうえで必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用など情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市本部、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、市防災行政無線を設置・配備している。また、住民への情報伝達手段として、防災行政無線の回線を活用した「防災行政無線メール」を運用する。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

第2 県防災行政無線システム

本市では、本庁舎、勝沼庁舎及び大和庁舎に県防災行政無線局が設置されている。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ市役所等の電話を東日本電信電話(株)に災害時優先電話として登録しておく。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第4 衛星携帯電話の利用

災害等により孤立地区が発生し通常の通信手段が不可となったとき、市は衛星携帯電話を活用し、通信連絡手段の確保に努める。

第5 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、関東地方整備局、東山梨消防本部塩山消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用につ

いて検討に努めるものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、次のとおりである。

- 1 国土交通省無線（甲府河川国道事務所大和国道出張所）
- 2 県防災行政無線（峡東地域県民センター、広瀬・琴川ダム事務所、東山梨行政事務組合東山梨消防本部塩山消防署、笛吹川水系発電管理事務所）
- 3 消防無線（東山梨行政事務組合東山梨消防本部塩山消防署）

資料編 ○他機関の有する市内無線施設一覧

第6 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し、広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として利用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 C A T Vの整備

C A T Vは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また、文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効である。

本市では、塩山地区及び大和地区においては峡東ケーブルネット株式会社のC A T V、勝沼地区においては勝沼C A T V株式会社のC A T Vが利用可能である。市では、災害時におけるC A T Vによる広報体制について、あらかじめ定めておくとともに、峡東ケーブルネット株式会社及び勝沼C A T V株式会社と災害時の広報に関する連携体制の確保についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

3 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、市内アマチュア無線クラブとアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議を図っておく等協力体制の確立を図るものとする。

4 衛星携帯電話の配備

通常の通信手段が使用不可になった場合、又は小中学校や孤立予想地区との連絡手段として衛星携帯電話の配備を検討する。

5 県との情報共有化の構築

市は、被災状況の把握のため、県との協力により映像情報やコンピューターシステムによる情報収集・共有化の構築を推進する。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、I P通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

第13節 災害ボランティアの育成強化

防災ボランティアは、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待されている。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティアグループ等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 防災ボランティアの登録

市は、平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時のボランティアの登録制度の検討を行う。

震災時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、市内のアマチュア無線組織の協力を依頼し、防災訓練への参加の検討を行う。

第2 防災ボランティアの種類と対応

	防災ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日常より市内で福祉等のボランティアとして従事している人々 →	希望者は震災時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、看護師、保健師、土木・建築技術者等） → (2) 応急危険度判定士 →	国、県などの動向もふまえながら、今後防災ボランティアの登録制度を整備していく。 震災時には、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。
3	市内外から震災後かけつけるボランティア希望者 →	(1) 市は、市社会福祉協議会に受付窓口を定める。 (2) 市社会福祉協議会は各ボランティア団体等の中から長期活動可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編成及び運営が行えるように協力する。

第3 防災ボランティアリーダーの養成

市は、中核となる防災ボランティアリーダーを養成し、活動を支援する。

第4 ボランティアの活動分野

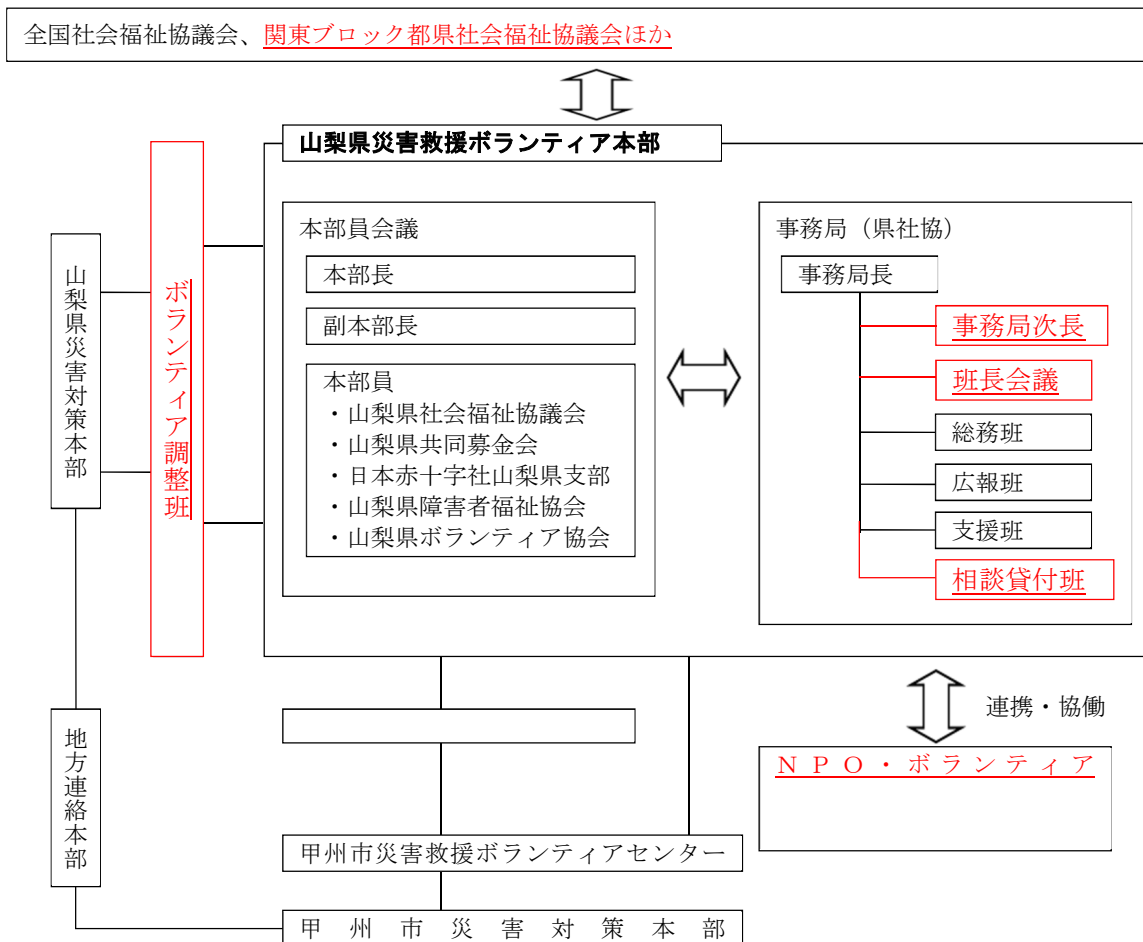
ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊き出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第5 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、平常時にはボランティア登録及び研修を行っている。市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第14節 要配慮者対策

災害時において、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者）及び要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者、いわゆる避難行動要支援者について、以下の対策を推進する。

第1 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市において災害対策基本法第49条の10第1項に定める避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市町村の生活支援を受けている難病患者
- (6) 要支援または要介護認定の一人暮らし高齢者、または、高齢者世帯でいずれもが要支援者または、要介護認定の方
- (7) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係課室で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援等関係者と協議し、その情報を入手する。

また、必要に応じて、関係都道府県等に情報の提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿には、次の情報を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4 名簿の更新に関する事項

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として、年2回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた避難行動要支援者に該当する者や新たに要介護認定などで、該当となった者を追加するとともに、転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更や社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう。名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

5 避難支援等関係者となる者

市において、災害対策基本法第49条の11第2項に定める、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとし、得られない場合には、提供を行わないこととする。

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

- (1) 東山梨消防本部
- (2) 目下部警察署
- (3) 甲州市民生委員
- (4) 甲州市社会福祉協議会
- (5) 各自主防災組織
- (6) その他市長が定める者

6 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

市は、名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (2) 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- (3) 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

7 避難行動要支援者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、次のとおり配慮する。

- (1) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、必要な情報を一人ひとりに的確に伝達する。

(2) 高齢者や障害者に合った、必要な情報を伝達する。

日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

8 避難支援等関係者の安全確保

市長は、各地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より説明を行う。

避難支援者等関係者にあっては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないように、地域内でのルールづくりを促進する。

第2 高齢者・障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び、山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は「災害時要配慮者マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

1 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成

(1) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。

(2) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。

(3) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立

(1) 自主防災会や関係委員、団体等を通じて避難行動要支援者を把握するものとする。

(2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。

(3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(4) 南海トラフ地震に関する情報発表時や、市長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、健常者に先がけて避難行動要支援者を早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要配慮者に対する避難場所における対応

(1) 指定避難所において要配慮者専用スペースの確保に努める。確保にあたっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。

(2) 福祉避難所を開設するときは、協定を締結している社会福祉施設に対し福祉避難所の開設要請をし、要配慮者の受け入れに努めるものとする。

(3) 災害時に福祉避難所ごとの相談員として保健師等を配置するものとする。

(4) 民間介護事業者等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

資料編 ○福祉避難所拠点施設一覧

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置しており、平成17年4月1日現在、235人が利用している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られるよう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発

在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料等の作成など障害者への情報伝達に十分配慮する。

6 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

定住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行う。

また、市内各所に避難地、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

(1) 在住外国人及び外国人観光客（以下「外国人」という。）の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。

ア 防災訓練の実施

イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備

ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められた場合には、災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。

ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理

イ 外国語での情報の提供

ウ 市からの要請への対応

エ 外国人との連携

通訳ボランティアの主な活動

- ① 負傷者の応急手当等の際の通訳
- ② 市が実施する各種応急対策の内容の説明
- ③ その他被災外国人の意思の伝達

第4 避難の受入れ及び情報提供活動

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 甲州市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、甲州市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上を記録したとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所に掲示する。

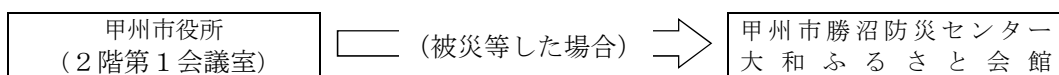
なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市 職 員	庁内放送、市防災行政無線、電話、電子メール、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
峡 東 地 域 県 民 セ ン タ ー	県防災行政無線（FAX）、電話
東 山 梨 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部	県防災行政無線、電話
塩 山 消 防 署	電話、連絡員
日 下 部 警 察 署	電話、連絡員
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
市 内 関 係 機 関	電話、市防災行政無線、連絡員
一 般 住 民	広報車、市防災行政無線、CATV、防災行政無線メール
報 道 機 関	電話、口頭、文書、FAX

4 災害対策本部の設置場所

甲州市役所（2階第1会議室）に設置する。ただし、当該施設が被災した場合には、次に掲げ

る施設又は被災状況に応じ、市長が指定する施設に設置するものとする。



また、施設が被災した場合等には、甲州中央防災広場（塩むすび）に屋外災害対策本部を設置するものとする。

5 本部長の職務代理者の決定

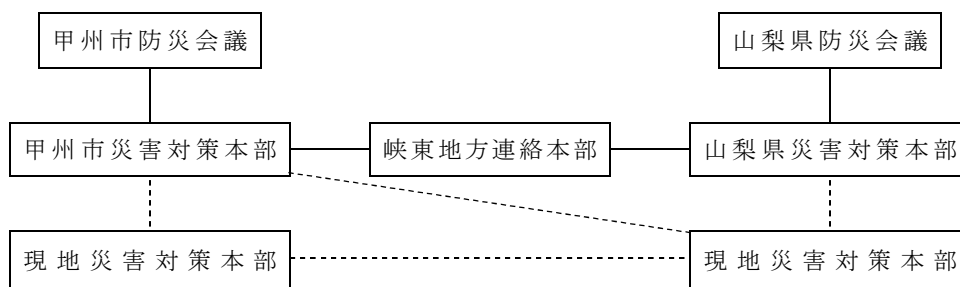
本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第	1	順	位	副市長
第	2	順	位	教育長
第	3	順	位	総務課長

資料編 ○ 甲州市災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

1 甲州市防災組織系統図



(注) 災害の状況に応じて、現地災害対策本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度本部長が定める。

2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督し、処理にあたる。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。
- (4) 各班に属する課室等の職員は、その班員となり、上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (5) 市本部の編成及び分掌事務は別表第1、第2のとおりであるが、分掌事務に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

第3 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第4 県の現地災害対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣する等密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部の設置場所は「東山梨合同庁舎」とする。

第5 市庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、市庁舎等が被災したことにより、市が県に被災状況、及びこれに対してとられた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は市に代わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡東地域県民センター）職員を本市に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

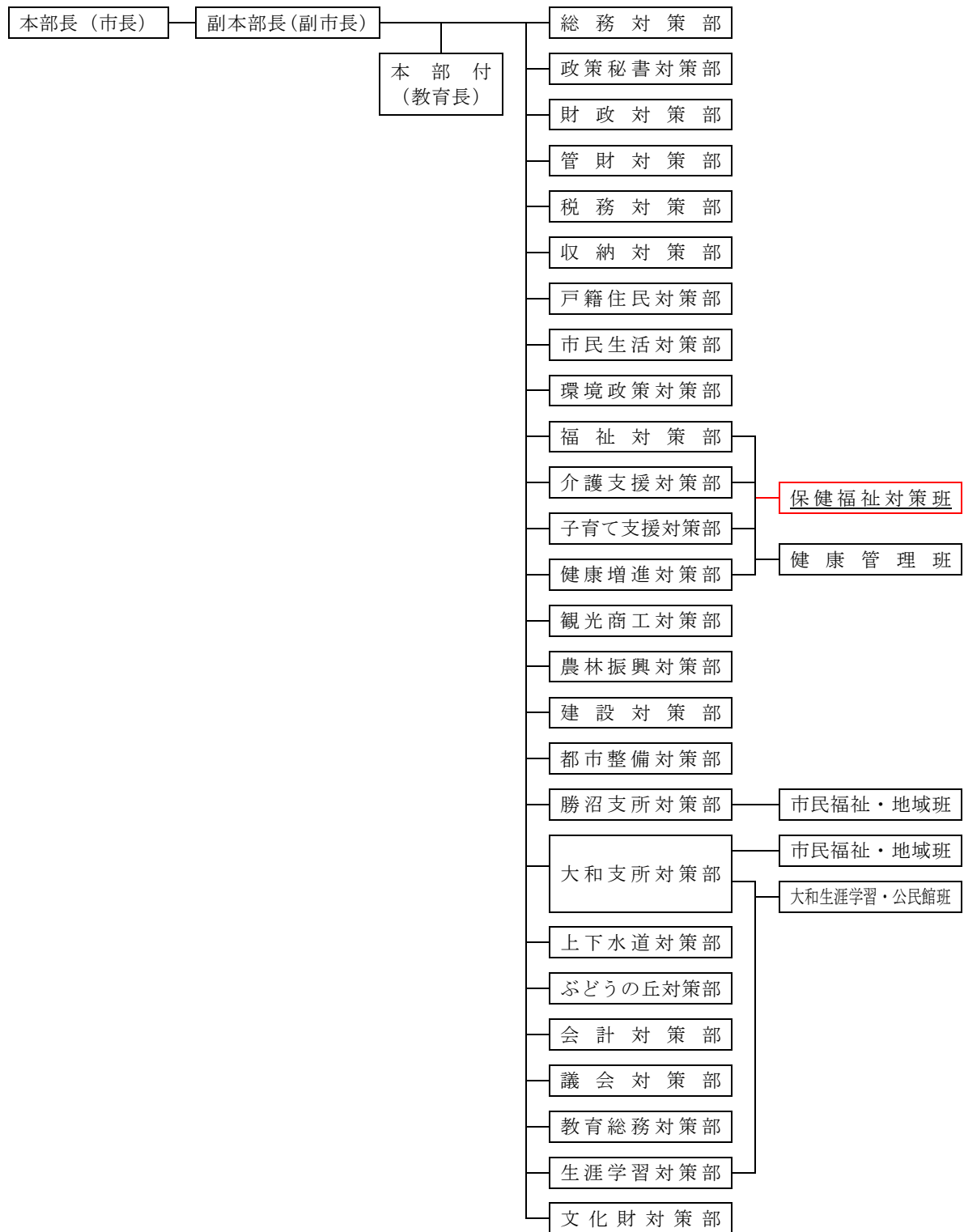
(2) 消防防災ヘリコプター

消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

別表第1



別表第2

甲州市災害対策本部分掌事務

本部長：市長

副本部長：副市長

本部付：教育長

部 (部長)	構成担当班 (班長)	業 務 分 掌
総務対策部 (総務課長)	行政・防災班 文書・法制班 人事班 情報化推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置及び本部の庶務に関すること。 2 防災会議その他の関係機関との連絡等に関すること。 3 各対策部、各班との連絡調整に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 気象予警報の受領、伝達に関すること。 6 住民に対する「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令、避難の勧告・指示に関すること。 7 住民の避難誘導に関すること。 8 市防災行政無線の管理、運用に関すること。 9 通信の確保に関すること。 10 被害情報の取りまとめに関すること。 11 県、消防庁への被害報告に関すること。 12 職員の動員、派遣、受け入れ、斡旋に関すること。 13 消防機関との連絡調整に関すること。 14 自衛隊の派遣要請に関すること。 15 県、他市町村、協定締結機関等への応援要請に関すること。 16 職員のサービス、手当に関すること。 17 職員の安否、補償に関すること。 18 自主防災組織との連絡調整に関すること。 19 消防団の招集、配置に関すること。 20 情報システム及びデータ等の保守、管理に関すること。 21 備蓄物資等の備蓄、整備、点検に関すること。
政策秘書対策部 (政策秘書課長)	政策調整班 秘書・広聴広報班 地方創生推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県への要望事項の取りまとめに関すること。 2 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。 3 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。 4 災害視察者及び見舞者に関すること。 5 報道機関との連絡調整、放送の要請に関すること。 6 広報資料の収集、広報の実施に関すること。 7 CATVによる広報に関すること。
財政対策部 (財政課長)	財政班	災害応急対策関係予算に関すること。

管財対策部 （管財課長）	財産契約班 営繕管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、公有財産の被害状況把握及び応急対策に関する こと。 2 公用車の管理、運用に関すること。 3 緊急物資等輸送車両の確保、連絡調整に関すること。
税務対策部 （税務課長）	市民税班 資産税班	<ol style="list-style-type: none"> 1 税の減免、徴収猶予に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 他部への応援に関すること。
収納対策部 （収納課長）	収納班	税務対策部への応援に関すること。
戸籍住民対策部 （戸籍住民課長）	住民記録・戸籍班 国保・年金班	埋葬及び火葬に関すること。
市民生活対策部 （市民生活課長）	市民生活班 市民参画・協働班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 1 住民からの問い合わせへの対応に関すること。 2 生活関連物資の需給調整に関すること。 3 被災外国人の支援に関すること。 4 避難住民等の救援に関すること。 5 義援物資の受付・保管・仕分けに関すること。 6 ボランティア、NPO団体等との連絡調整に関する こと。
環境政策対策部 （環境政策課長）	環境政策班 廃棄物対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 2 入浴及びトイレ施設の確保に関すること。 3 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 防疫用薬剤の確保、調達及び防疫の実施に関する こと。 5 被災時における動物愛護に関すること。
福祉対策部 （福祉課長）	地域福祉班 障害福祉班 相談支援班 生活保護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関すること。 2 被災者生活再建支援法に基づく事務に関すること。 3 <u>指定避難所</u>、避難地の設置、管理及び運営に関する こと。 4 高齢者、障害者等災害時要配慮者の安全確保及び支援 体制に関すること。 5 福祉関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する こと。 6 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 7 災害ボランティア活動の支援に関すること。 8 被災者のボランティアニーズの把握に関すること。 9 日本赤十字社及び社会福祉関係団体との連絡調整に関 すること。 10 社会福祉協議会との連絡に関すること。 11 福祉避難所の確保及び運営に関すること。 12 <u>保健福祉対策班の統括</u>に関すること
介護支援対策部 （介護支援課長）	介護保険班 高齢者支援班 介護予防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の安全確保、安否確認に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 3 被災高齢者の支援に関すること。 4 他部への応援に関すること。

<p>子育て支援対策部 (子育て支援課長)</p>	<p>児童福祉班 保育所班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所園児、児童クラブ等の児童の避難や安全確保及び保護者への引渡に関する事。 2 保育所、児童館等所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 3 他部への応援に関する事。
<p>健康増進対策部 (健康増進課長)</p>	<p>健康企画 ・地域医療班 健康づくり班 保健事業班 大藤診療所班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>大藤診療所、勝沼病院、塩山保健福祉センターの利用者等の安全確保及び避難誘導に関する事。</u> 2 <u>大藤診療所、勝沼病院、塩山保健福祉センターの被害状況把握及び応急対応に関する事。</u> 3 <u>妊婦、乳幼児等災害時要援護者の安否確認に関する事。</u> 4 <u>他部への応援に関する事。</u>
<p>観光商工対策部 (観光商工課長)</p>	<p>観光企画・宣伝班 交流イベント班 ワイン・商工班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客に対する情報提供に関する事。 2 観光施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 3 観光客の安全確保及び避難誘導に関する事。 4 滞留旅客・帰宅困難者の誘導、交通手段の確保に関する事。 5 商工業関係の被害状況把握及び応急対策に関する事。 6 被災事業所に対する融資に関する事。
<p>農林振興対策部 (農林振興課長)</p>	<p>果樹農林班 農地班 基盤整備班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料等の調達に関する事。 2 生活必需物資の調達に関する事。 3 農業団体との連絡調整に関する事。 4 家畜の防疫対策に関する事。 5 農畜産関連施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 6 被災農業者に対する融資に関する事。 7 林務関係の被害状況把握及び応急対策に関する事。
<p>建設対策部 (建設課長)</p>	<p>道路整備班 道路維持・河川班 住宅・用地管理班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧資材の確保、供給に関する事。 2 応急用住宅資材の確保、供給に関する事。 3 道路、橋梁、河川、水路等の被害状況把握及び応急対策に関する事。 4 建設業者との連絡調整に関する事。 5 被災建物の応急危険度判定に関する事。 6 住宅の応急修理に関する事。 7 応急仮設住宅等の住宅供給対策に関する事。 8 被災住宅の再建支援に関する事。 9 公共施設用地の供与に関する事。 10 市営住宅の被害調査、応急対策等に関する事。 11 障害物、がれきの除去等に関する事。 12 土砂災害危険箇所等の巡視、警戒に関する事。
<p>都市整備対策部 (都市整備課長)</p>	<p>計画指導・景観班 公園・道路班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。 2 都市公園の被害状況把握及び応急対策に関する事。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。

<p>勝沼支所対策部 (勝沼支所長)</p>	<p>市民福祉・地域班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務対策部、建設対策部、上下水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 勝沼CATV等による広報に関すること。 5 地区住民への広報に関すること。 6 地域内の指定避難所、避難地の設置、管理及び運営の補助に関すること。
<p>大和支所対策部 (大和支所長)</p>	<p>市民福祉・地域班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務対策部、建設対策部、上下水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 地区住民への広報に関すること。 5 地域内の指定避難所、避難地の設置、管理及び運営の補助に関すること。
<p>上下水道対策部 (上下水道課長)</p>	<p>総務班 管理班 整備班 下水道班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保に関すること。 2 水道施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 水質の監視、保全に関すること。 4 下水道の被害状況把握及び応急対策に関すること。
<p>ぶどうの丘対策部 (事務局長)</p>	<p>ぶどうの丘班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
<p>会計対策部 (会計管理者)</p>	<p>出納班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金に関すること。 2 災害関係経費の支払に関すること。
<p>議会対策部 (議会事務局長)</p>	<p>議会班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員への市災害対策本部設置に伴う情報提供に関すること。 2 議会対策支援本部からの市災害対策本部への情報提供に関すること。 3 議会（臨時会）に関すること。
<p>教育総務対策部 (教育総務課長)</p>	<p>教育総務班 学校教育班 学校給食班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設等の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 避難施設としての文教施設の使用に関すること。 3 児童生徒の安全確保及び保護者への引渡に関すること。 4 学用品の供給及び授業料の減免に関すること。 5 炊き出しに伴う学校給食施設の管理に関すること。

<p>生涯学習対策部 (生涯学習課長)</p>	<p>社会教育班 スポーツ振興班 東京オリンピック 対策班 公民館班 図書館班 勝沼生涯学習・ 公民館班 大和生涯学習・ 公民館班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館等生涯学習施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 体育館等社会体育施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 勝沼生涯学習・公民館担当及び大和生涯学習・公民館担当との連絡調整に関すること。
<p>文化財対策部 (文化財課長)</p>	<p>文化財保護班 歴史まちづくり班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
	<p>健康管理班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康管理に関すること。 2 被災者への臨時健康相談、健康診断等の実施に関すること。 3 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 ※ 健康管理班については、各対策部の業務分掌を最優先とし、各対策部長の許可を受けた上で、班長の指示により業務にあたること。
<p>※各対策部・班共通</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設、団体への情報伝達に関すること。 3 所管施設、団体の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 災害応急対策に係る他部間の相互応援に関すること。 5 災害応急対策に要した経費の支払、精算に関すること。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職員の配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
第1配備	1 警戒レベル3相当のみが発表され、警報等が発表されていないとき	・警戒レベルを指定された地域の情報収集	次の課（支所）長及びリーダー（※1） ・総務課 ・建設課または指定された地域の支所
	1 次の情報が発表されたとき (1)警戒レベル3相当 (2)大雨警報、洪水警報等 (3)大雪警報 (4)暴風雪警報 (5)氾濫警戒情報 2 その他必要により市長が配備を指令したとき	・警戒レベル3 高齢者等避難開始の発令の判断 ・災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手 ・事態の推移に伴い、速やかに警戒本部等を設置できるよう準備 ・必要により指定避難所の開設（警戒レベル3を発令したとき）	次の課（支所）長及びリーダー（※1） 警報等が発表された段階において配備を要する所属は、 ・総務課 ・建設課 ・上下水道課 ・農林振興課 ・都市整備課 ・勝沼支所 ・大和支所 とする。なお、以下の所属については待機とし、必要により総務対策部長の指示により配備する。 ・政策秘書課 ・管財課 ・福祉課 ・介護支援課 ・子育て支援課 ・健康増進課 ・教育総務課 ・生涯学習課
第2配備	1 次の情報が発表されたとき (1)警戒レベル4相当 (2)土砂災害警戒情報、氾濫危険情報等 2 その他必要により市長が配備を指令したとき	・警戒本部等を設置 ・指定避難所の開設 ・警戒レベル4 避難勧告を発令 ・避難指示の判断 ・事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるよう準備	・市長 ・副市長 ・教育長 ・消防団長 ・全課（支所）長 ・全リーダー
	1 各特別警報、氾濫発生情報等が発表されたとき 2 避難指示を発令したとき	・災害対策本部を設置 ・警戒レベル4 避難指示を発令 ・指定避難所へ物資補給準備	
第3配備	1 警戒レベル5相当が発表されたとき 2 大規模災害（※2）が発生したとき 3 市長が配備を指示したとき	・警戒レベル5 災害発生情報を発令 ・情報、水防、輸送、医療、救護等の円滑な応急対策活動 ・指定避難所へ物資補給等	全職員

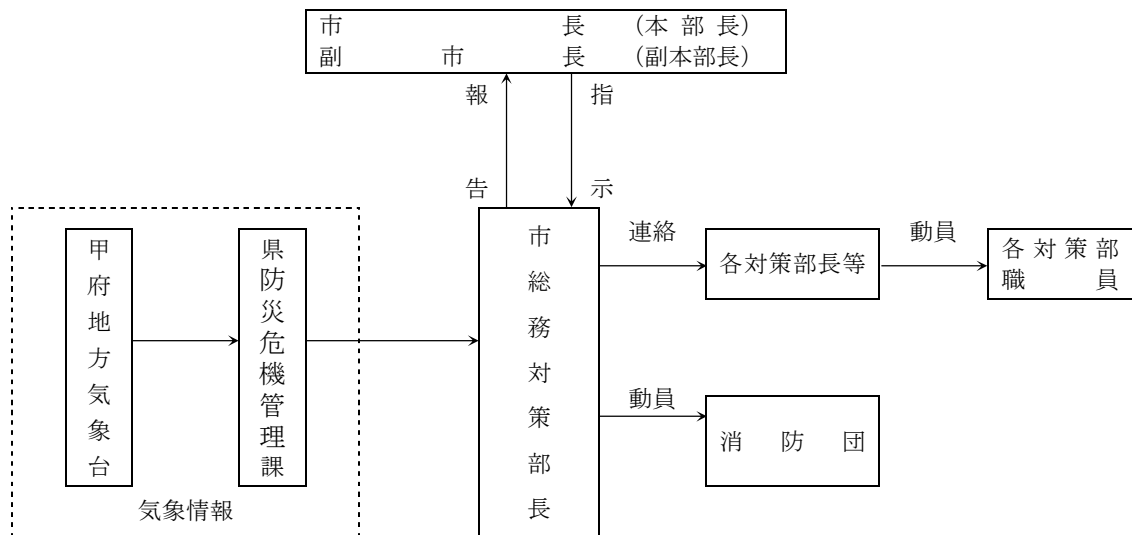
- ※1 配備リーダー（1人）については各課で定めることとし、さらなる職員配備が必要な場合は各課長（各対策部長）の指示によるものとする。
- ※2 「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。
- ※ 各課で管理する必要がある、配備が必要な場合についても、各課で判断すること。

第2 動員の伝達及び配備

非常配備の職員等への伝達は、次により行う。

1 勤務時間中における伝達

- (1) 気象情報等の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、総務対策部長は、非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- (2) 各対策部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに電話等により総務対策部長に連絡するものとする。
- (2) 総務対策部長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（市長）、副本部長（副市長）等に報告をし、各対策部長及び消防団長に伝達する。
- (3) 各対策部長は、直ちに配備職員に連絡し、所定の場所に参集させる。
- (4) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、登庁する。
なお、登庁の際には、参集途上の被害状況等を把握するものとする。

(5) 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断される場合は、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の部署等に参集するものとする。

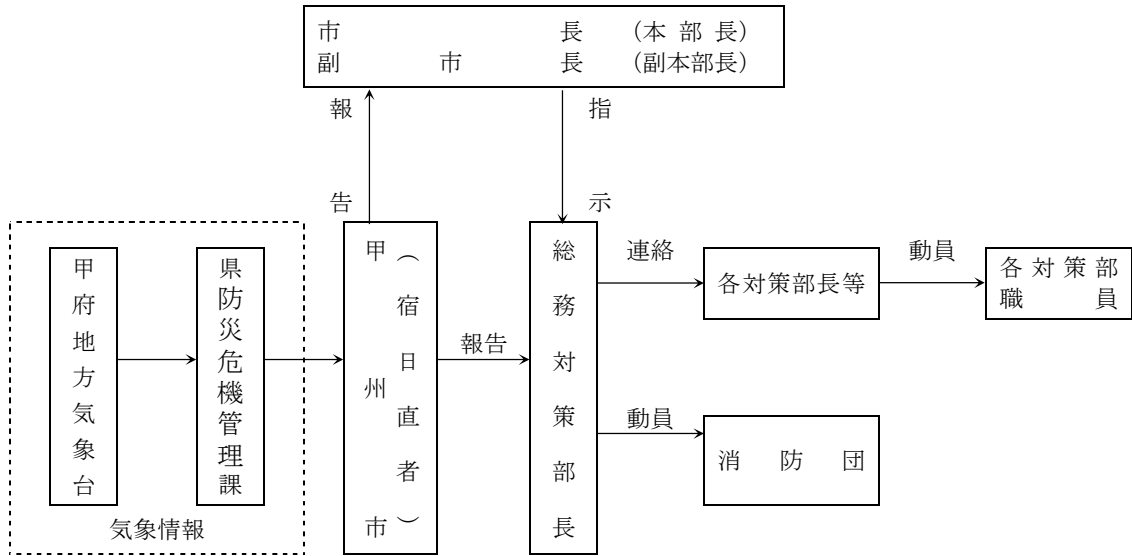
(6) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場

所につくことができないときは、指定避難所又は最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(7) 初動体制の確立

勤務時間外に災害が発生し、職員の配備に時間がかかる場合は、先に参集した職員を緊急対策班として、各種情報の収集、連絡など初動活動にあたるものとする。



3 配備報告

各対策部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある等、開催の必要があると認める場合には、本部員会議を招集し、初期応急対策の実施に努めるものとする。

第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請し、速やかに被害情報の収集、救出、救助活動を行うものとする。

第1 要請基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行うものとする。

1 公共性

災害等から県民の生命財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。

2 緊急性

差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）。

3 非代替性

消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）。

第2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

1 災害応急対策活動

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- (4) その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

2 火災防ぎょ活動

- (1) 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- (2) 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- (3) その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

3 救助活動

- (1) 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- (2) 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- (3) その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

4 救急活動

- (1) 別に定める「山梨県消防防災ヘリコプターの救急出場基準」に該当する場合
- (2) 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められ

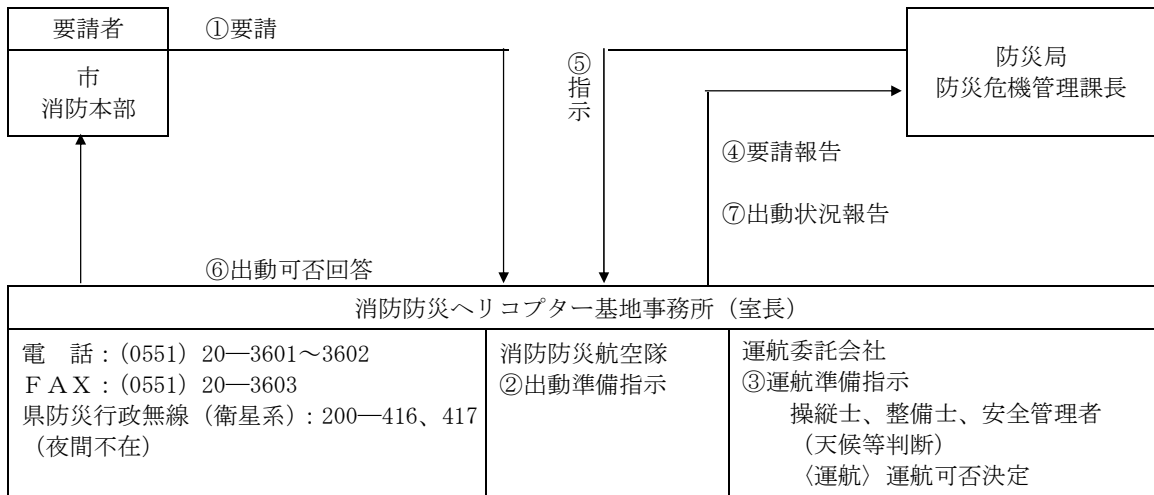
る場合

- (3) 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ医師が搭乗できる場合

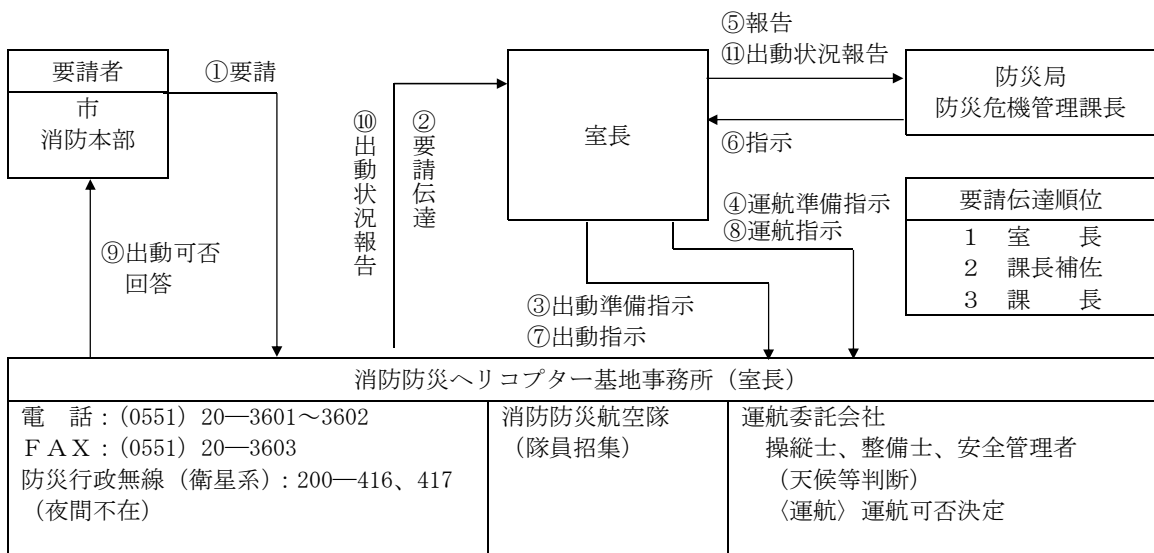
第3 緊急運航の要請

消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、災害が発生した市町村の長及び消防事務に関する東山梨消防本部の消防長並びに関係行政機関の長が、消防防災航空隊に対して電話にて速報後、資料編掲載の消防防災航空隊出場要請書により、ファクシミリを用いて行うものとする。

緊急運航連絡系統図



土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



（夜間の場合） 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

資料編 ○消防防災航空隊出場要請書

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧

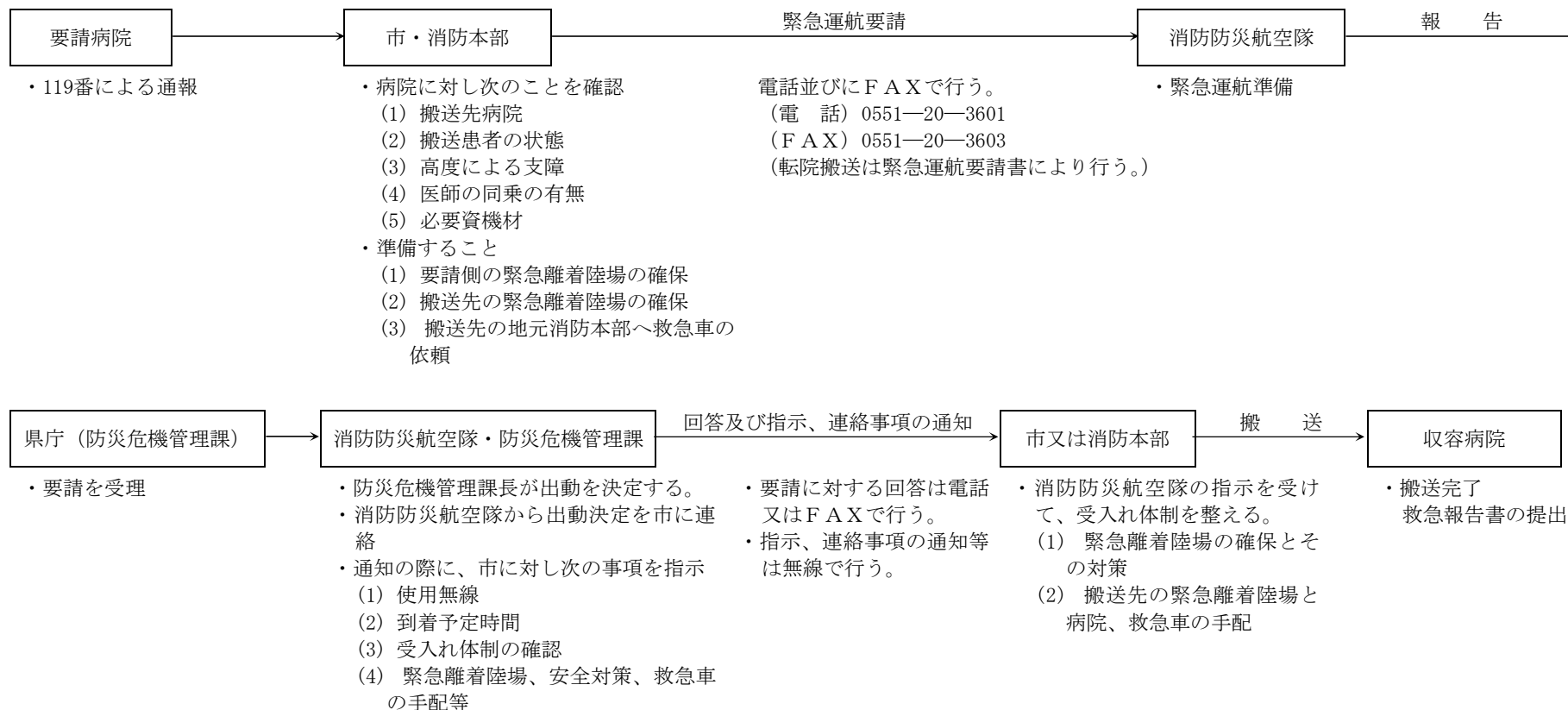
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

別表 1

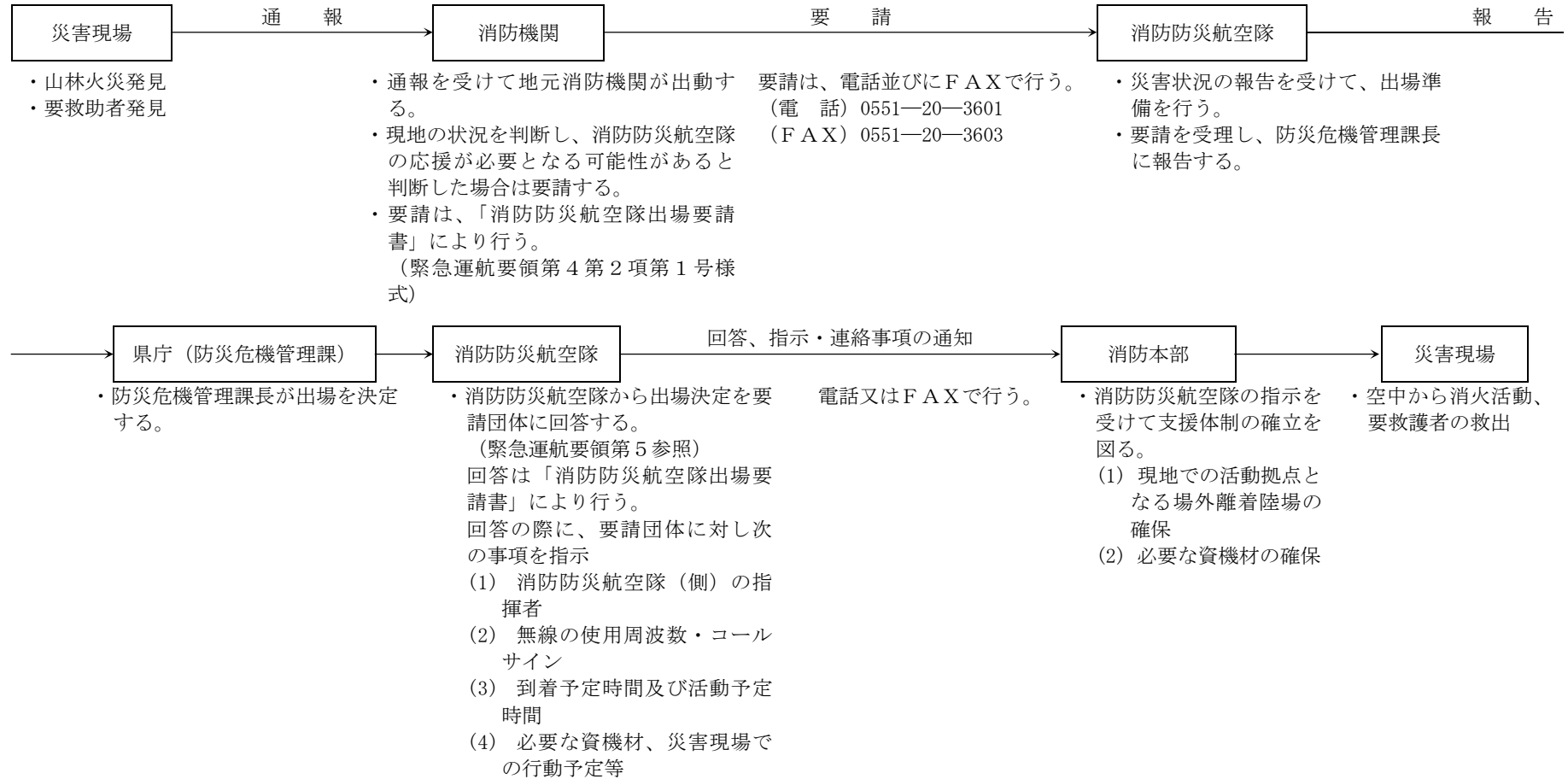
76

救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 2

災害発生から応援出動までの流れ（山林火災・人命救助の場合）



第4節 広域応援要請体制

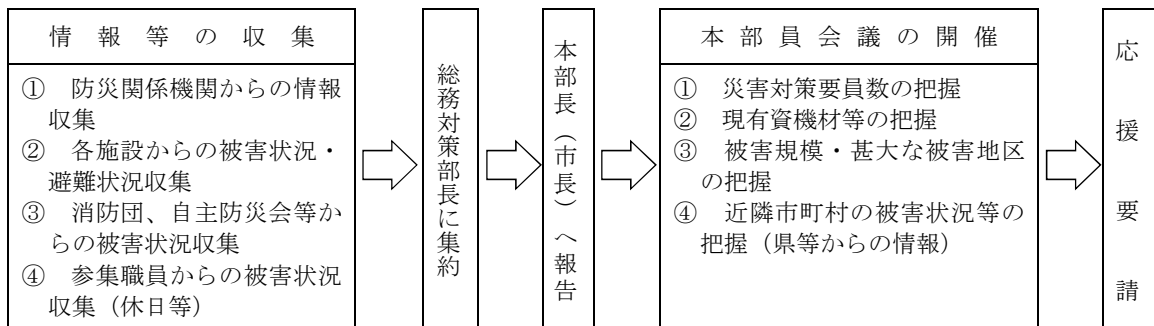
災害発生に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また、応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

第3 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

市は大規模災害の発生に備え、別表1のとおり他市町村や各種団体等と応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

なお、県内の協定締結市町村等への連絡先については、別表2のとおりである。

2 郵便局に対する協力要請

市は、被災住民の避難先及び避難状況の情報が必要となった場合には、「災害発生時における

甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定」に基づき市内郵便局に協力を依頼するものとする。

<p>資料編</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○甲州市と文京区との相互協力に関する協定 ○富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書 ○東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定 ○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書 ○大規模災害時における被災者支援に関する協定書 ○災害時における被災者相談の実施に関する協定書 ○災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定 ○災害時における応急活動の協力に関する協定書 ○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○減災力の強いまちづくり協定書 ○災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書 ○災害時における医療救護についての協定書 ○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書 ○生活必需物資の供給に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定
------------	--

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

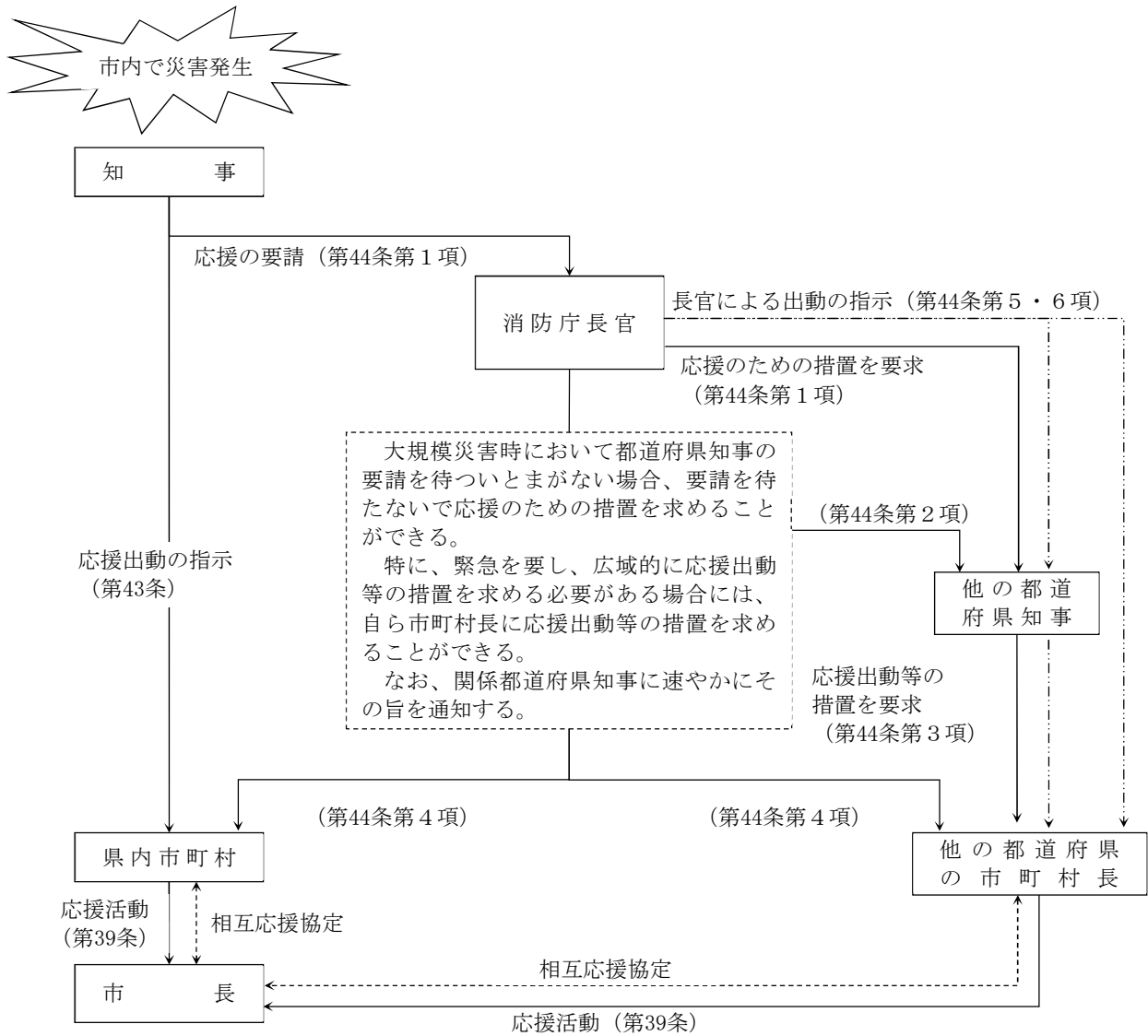
- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第5 消防の応援要請

〔甲州市防災〕

- 1 大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「山梨県常備消防相互応援協定」や「山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」等により相互応援を行う。
- 2 上記1をもってしても対処できないと判断したときは、消防組織法第44条の規定に基づき、知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動や広域航空応援等、消防の広域応援を要請する。

広域消防応援体制



資料編 ○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

第6 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第7 消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、消防防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第8 応援受入れ体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、総務対策部行政・防災班に連絡窓口を設置する。

2 救援物資受入れ施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、資料編掲載の施設を救援物資の集積所とし、その整備に努める。

当該施設に搬送された救援物資は、市民対策部市民生活班職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、救援物資の管理に万全を期するものとする。

資料編 ○救援物資集積所一覧

3 受入れ体制の確立

市は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。

なお、応援部隊の宿泊場所は、自衛隊の宿泊予定施設として指定している施設のうち、自衛隊が宿泊している施設以外の中から、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定する。

資料編 ○自衛隊宿泊施設一覧
○ヘリコプター主要発着場一覧

第9 広域一時滞在

1 実施・受入れ体制の整備等

災害発生に伴い、市や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第16節 避難対策 第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」によるものとし、このために必要な市長及び知事が行う協議等の手続は次によるものとする。

なお、市長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定の締結及び本章「第16節 避難対策 第5 避難計画の作成」に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行

うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下のない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、市内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 県内広域一時滞子の終了

市長は、県内広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

市長は、広域一時滞子の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受入れ決定の通知等

市長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞子の終了

市長は、協議元市町村長より県内広域一時滞子の必要がなくなった旨の通知を受けたとき

は、速やかに、その旨を被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の2第8項）

(3) 知事からの助言

市長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

（災害対策基本法第86条の6第1項）

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の市長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

市長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第1項）

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

市長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。（災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項）

ウ 受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに市長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第9項）

エ 協議内容の公示及び通知

市長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第10項）

オ 県外広域一時滞子の終了

市長は、県外広域一時滞子の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に係る機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の3第11項及び12項）

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

市長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。（災害対策基本法第86条の3第5項）

イ 受入れ決定の通知等

市長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに、知事に報告する。（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

市長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に係る機関等に通知する。（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、市長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、市が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を市長に引き継ぎを行う。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。

（災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2）

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長より3(1)アの要求がない場合にあっても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に係る機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に係る機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。（災害対策基本法第86条の5）

別表1

相互応援協定名	協定締結先	主な要請内容
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、中央市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書	富津市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品、応急対策用資機材等の提供 ・救助及び応急復旧に必要な技術者、技能職及び事務職職員等の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供 ・その他、特に必要な事項
災害時における相互応援に関する協定書	中野区	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供 ・車両、応急対策用資機材等の提供又は貸与

		<ul style="list-style-type: none"> 被災者の一時収容のための施設の提供 救助、応急復旧及び災害復興に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 その他特に要請のあった事項
甲州市と文京区との相互協力に関する協定	文京区	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における相互の応援に関すること。 (災害時の対応に関する事項のみ記述)
富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書	山中湖村	<ul style="list-style-type: none"> 富士山噴火時に山中湖村において広域避難が必要な事態が発生した場合、甲州市内に一時集結地、<u>指定避難所</u>の開設、運営を実施
東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定	山梨市、日下部警察署、東山梨行政組合、一般社団法人塩山建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する公共施設の点検要員の配置 市が管理する公共施設等の被害状況の把握及び報告 市、日下部警察署、東山梨行政組合が管理する建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う障害物の除去作業（人命の安全確保、道路交通の確保） その他必要と認める緊急応急作業
大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における法律相談業務の実施
大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における被災者相談窓口の設置 罹災証明書の発行補助
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	山梨県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における相続に関する相談 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 成年後見制度に関する相談 借金等の債務に関する相談（ただし、その金額が40万円を超えないものに限る。）
<u>災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定</u>	塩山郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 郵便局又は市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供 必要に応じて<u>指定避難所</u>に臨時に郵便差出箱の設置
災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般社団法人山梨県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫に備蓄している食料・飲料水等の提供
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合甲州支部	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎及び勝沼、大和庁舎、指定避難場所、緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借り上げ車、その他市が指定する箇所及び物に

		対して、ガソリン、重油、軽油、灯油、油脂類、その他を供給
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会 公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、市職員と連携し、市内の家屋を調査 ・市が発行する「罹災証明」について、市民からの相談補助
減災力の強いまちづくり協定書	特定非営利活動法人減災ネットやまなし	<ul style="list-style-type: none"> ・甲州市民、市内の自治組織、自主防災組織、民間企業、公的組織・公的団体、諸団体を対象とした、減災への知識と技能の習得、整備・訓練、人材育成等
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	一般社団法人山梨県エールピーガス協会東山梨地区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における指定避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等を供給
災害時における医療救護についての協定書	甲州市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の市医療救護所への医療救護班の派遣、救護活動
災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書	甲州市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急医薬品の調達 ・市医療救護所等への薬剤師の派遣
生活必需物資の供給に関する協定書	株式会社オギノ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における食料品、日用品、衣類等の提供
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における作業用品、食料品、生活必需品等の提供
災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供 ・遺体の搬送
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

注 協定締結機関名は、協定締結時現在

別表2

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

（平成24年9月1日現在）

名 称	担 当 部 署		電 話	F A X	防災無線電話 （衛星回線）
甲 府 市	市民生活部防災対策課	地 域 防 災 係	(055)237—5331	(055)237—9911	200—201
富 士 吉 田 市	企画総務部安全対策課		(0555)22—1111	(0555)22—0703	200—202
都 留 市	総務部行政管理課	法 制 ・ 安 全 室	(0554)43—1111	(0554)43—5049	200—204
山 梨 市	総 務 課	行政防災防犯担当	(0553)22—1111	(0553)23—2800	200—205
大 月 市	総務部総務管理課	防 災 行 革 担 当	(0554)22—2111	(0554)23—1216	200—206
韮 崎 市	総 務 課	防 災 交 通 担 当	(0551)22—1111	(0551)22—8479	200—207
南アルプス市	総務部危機管理室	防 災 担 当	(055)282—1111	(055)282—1112	200—390
北 杜 市	総務部地域課	消 防 防 災 担 当	(0551)42—1111	(0551)42—1122	200—403
甲 斐 市	総務部消防防災対策室	消 防 防 災 担 当	(055)278—1661	(055)276—7215	200—381
笛 吹 市	総務部総務課	消 防 防 災 担 当	(055)262—4111	(055)262—4115	200—321
上 野 原 市	総務部総務課	行 政 防 災 担 当	(0554)62—3117	(0554)62—5333	200—441
中 央 市	総務部危機管理室	危 機 管 理 担 当	(055)274—8511	(055)274—7130	200—385
塩山郵便局	総 務 係	—	(0553)33—2660	(0553)32—1085	—
J R 東 日 本 塩 山 駅	塩 山 駅 内 勤	—	(0553)33—8008	(0553)33—8008	—
山梨県石油協 同組合甲州支 部	支 部 長	—	(0553)33—4184	—	—

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請をするよう求めるものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、事態やむを得ないと認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握 （情報収集）	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の障 害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、 救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施

人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

第3 災害派遣要請の要求等

- 1 市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、要請をするよう求めることができる。
- 2 市長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び市域に係わる災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（第1特科隊長）に通知することができる。
 この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣することができる。
- 3 市長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

緊急の場合の連絡先

部隊名	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線（衛星系）	県防災行政無線（地上系）
陸上自衛隊 第1特科隊	(0555) 84-3135 3136 (内線235、238)	(0555) 84-3135 3136 (内線239)	916-435	95-220-1 -051
	〈夜間〉 (0555) 84-3135 (内線280、302)			

資料編 ○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

第4 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第5 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を求める。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を総務対策部行政・防災班に設置するものとする。

4 派遣部隊の受け入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

このうち、市は、あらかじめヘリコプター発着場及び災害時派遣された部隊の宿泊予定施設を定めている。被災場所、施設の被害状況等を勘案し、この中から適切な施設を選定して使用するものとする。

なお、宿泊予定施設の中には、指定避難所に指定されている施設もあるので、災害時には各避難所における避難状況を迅速に把握し、その中から適切な施設を宿泊施設とするものとする。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備考
1 個中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1 個連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 個師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1個中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	安全確保に必要な地籍	備考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編 ○ヘリコプター主要発着場一覧
○自衛隊宿泊施設一覧

第6 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うときは、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議する。

第7 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策6「(10)経費負担区分の参考例」を参考とする。

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第8 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎよ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第6節 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地 方 天 気 分 布 予 報	地方予報区を対象に、約20km格子で3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで分布図形式で行う予報
地 域 時 系 列 予 報	代表的な地域又は地点を対象に、3時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を、5時、11時予報は24時間先まで、17時予報は30時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
警 報 級 の 可 能 性 （ 明 日 まで ）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が明日までの警報級の現象になる可能性を、定時の天気予報の発表（毎日5時、11時、17時）に合わせて、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
警 報 級 の 可 能 性 （ 明 後 日 以 降 ）	大雨、大雪、暴風（暴風雪）が2日先から5日先までの警報級の現象になる可能性を、週間天気予報の発表（毎日11時、17時）に合わせて、県単位で、[高]、[中]の2段階の確度を付して発表する予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想報、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指 定 河 川 洪 水 予 報	河川の増水や氾濫等に対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、予報及び警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報の種類と発表基準

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。

令和2年8月6日現在

府県予報区		山梨県		
一次細分区域		中・西部		
市町村等をまとめた地域		峡東地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 <u>9</u>	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 138	
	洪水	流域雨量指数基準	日川流域= <u>20.3</u> 、重川流域= <u>15.5</u> 、鬢櫛川流域= <u>8.2</u>	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	<u>6</u>	
		土壌雨量指数基準	<u>100</u>	
	洪水	流域雨量指数基準	日川流域= <u>16.2</u> 、重川流域= <u>12.4</u> 、鬢櫛川流域= <u>6.5</u>	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	盆地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%*2		
なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき。 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上			
低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方気象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下			

	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1 （表総雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は甲府地方気象台の値

- ・大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。
- ・洪水の欄中、「〇〇川流域=12」は、「〇〇川流域の流域雨量指数12以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による、浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類に係わらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に100mm以上を観測又は、解析したとき。

(5) 気象等に関する特別警報の発表基準

大雨や強風などの気象現象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。

現 象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm（※2）を超える格子のみをカウント対象とする。）

土壌雨量指数（※1）：降った雨が地下の土壌中に溜まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

3時間降水量150mm（※2）：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

令和2年5月26日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	352	108	222
中・西部	中北地域	韮崎市	369	108	224
中・西部	中北地域	南アルプス市	396	106	229
中・西部	中北地域	北杜市	329	98	205
中・西部	中北地域	甲斐市	335	100	212
中・西部	中北地域	中央市	388	118	240
中・西部	中北地域	昭和町	353	113	223
中・西部	峡東地域	山梨市	322	99	203
中・西部	峡東地域	笛吹市	382	111	233
中・西部	峡東地域	甲州市	391	106	224
中・西部	峡南地域	市川三郷町	471	135	274
中・西部	峡南地域	早川町	561	149	294
中・西部	峡南地域	身延町	624	182	336
中・西部	峡南地域	南部町	641	192	348
中・西部	峡南地域	富士川町	460	131	258
東部・富士五湖	東部	都留市	578	165	291
東部・富士五湖	東部	大月市	525	142	272
東部・富士五湖	東部	上野原市	558	148	287
東部・富士五湖	東部	道志村	679	189	325
東部・富士五湖	東部	小菅村	533	133	281
東部・富士五湖	東部	丹波山村	505	123	269
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	620	195	336
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	447	128	251
東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	555	176	308
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	587	190	326
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	636	193	339
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	498	148	285

注1) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

注4) 特別警報の判定に用いる3時間降水量の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

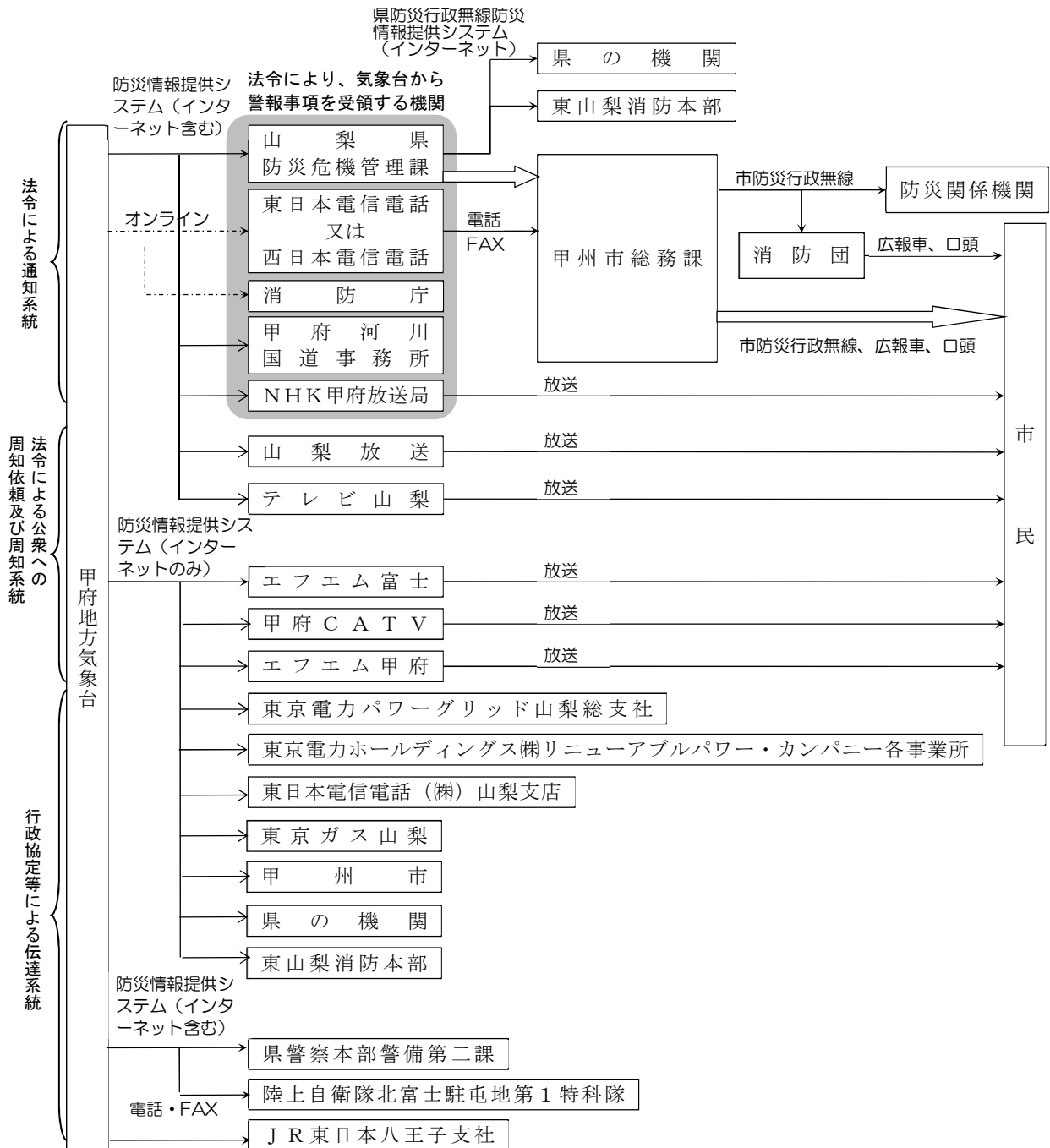
山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備 考
山梨県	甲府	49	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	89	

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象
個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意

(6) 甲府地方気象台の伝達経路



(注1) すべての注意報、警報は、全機関（東日本電信電話又は西日本電信電話へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される。）に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

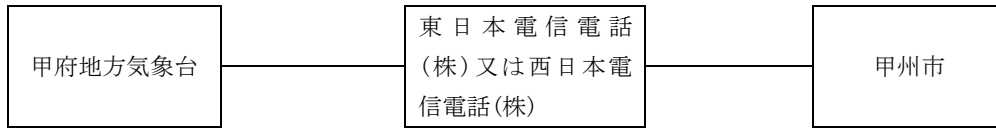
(注2) **⇒** 特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

※防災情報提供システム（インターネット）

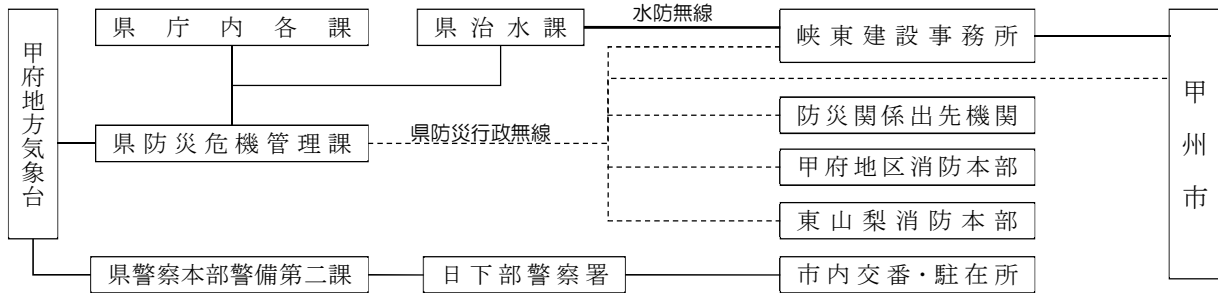
地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより県市町村や防災関係機関等に提供している補助伝達手段で

ある。

(7) NTTの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 山梨県（砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。したがって、この情報が発表されたときは、市長は、避難勧告等の措置をとり、住民は、土砂災害警戒情報が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、土砂災害の前兆現象に気がついた場合には、直ちに市に通報し、安全な場所に避難する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(3) 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

3 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。）及び笛吹川洪水予報）

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報実施区間

富士川（釜無川を含む。）	韮崎市の武田橋上流端から海まで
笛吹川	山梨市の岩手橋上流端から富士川への合流点まで

(3) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水警報：氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報

洪水注意報：氾濫注意情報

種 類	情報名	発表基準
洪水警報（発表） 又は 洪水警報	氾濫発生情報	・ 氾濫が発生したとき。 ・ 氾濫が継続しているとき。
	氾濫危険情報	・ 氾濫危険水位に到達したとき。 ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。
	氾濫警戒情報	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき（一時的な水位の上昇・下降に係わらず、水位の上昇の可能性があるとき）。 ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。
洪水注意報（発表） 又は 洪水注意報	氾濫注意情報	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき。
洪水注意報（警報解除）	氾濫注意情報（警戒情報解除）	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く。） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき。

4 市の発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発表する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

- ① 実効湿度60%以下で最小湿度35%以下となり、最大風速が7 m/s以上吹く見込みのとき。

- ② 実効湿度50%以下で最小湿度25%以下となる見込みのとき。
- ③ 最大風速13m/s（甲府地方気象台の観測値は14メートル以上を目安とする。）以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある。）。

5 火山情報の受理、伝達

気象庁が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

本市における火山災害は降灰によるものが想定されているため、特に降灰について、重視する。

(1) 噴火警報・火山情報等の種類

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警報・予報に含めて発表する。富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	周辺地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。

噴火警報（火口地域） 又は火口周辺警報	火口から居住地近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入り規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりがみられる。
	火口付近	2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活 火口付近への立入り規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ。）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。）

※噴火の規模の区分は、噴出量により 2～7 億 m³ を大規模噴火、2 千万～2 億 m³ を中規模噴火、2 百万～2 千万 m³ を小規模噴火とする。

エ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(ア) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(イ) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(ウ) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表

- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える。】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 慢性のぜんそくや慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える。 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規則や速度制限等の影響が生じる。	ガイシへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護 ぜんそく患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある（鹿児島市では、およそ0.1～0.2mmで除灰作業開始）。	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める。 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラス等に付着し視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可

オ 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(ア) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが

伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(イ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

(ウ) 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。

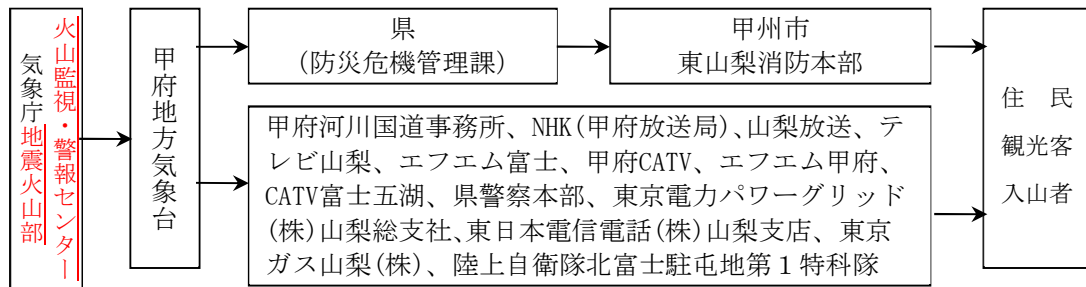
(エ) 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(オ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達系統（降灰予報及び火山情報等）



第2 予報・特別警報及び警報等の伝達

1 市庁舎部内の伝達

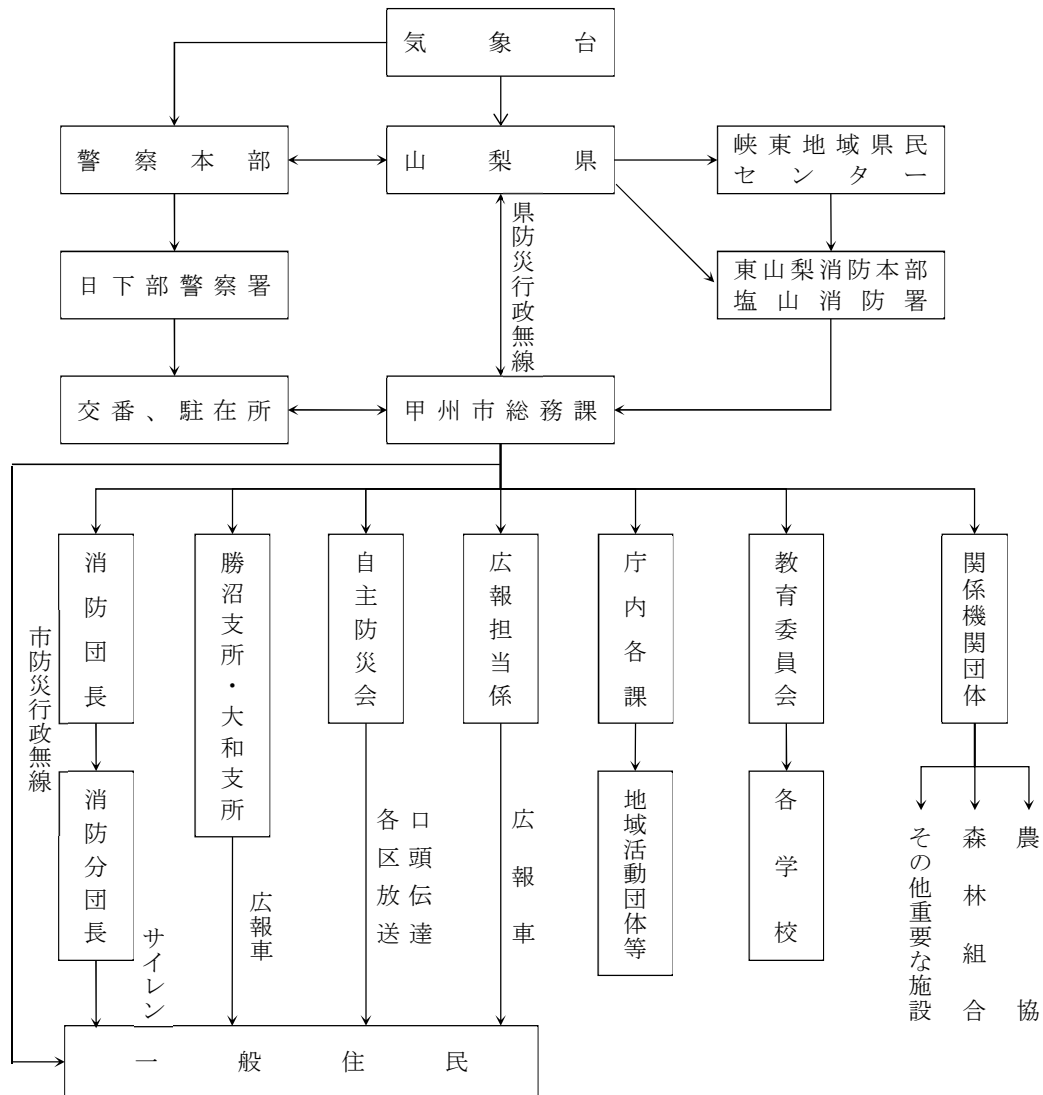
予報・特別警報・警報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、勝沼庁舎、大和庁舎等その他の施設及び機関については、市防災行政無線及び電話を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等が甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 市防災行政無線
- (3) CATV
- (4) 広報車
- (5) その他

予 警 報 伝 達 系 統 図



第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長、消防吏員又は警察官に通報する。通報を受けた市長、消防吏員又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。
- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長は、その状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。
- (3) 市は、市防災行政無線、広報車等により状況の説明、市役所等代替連絡先等の広報を行い、住民への対応にあたるものとする。

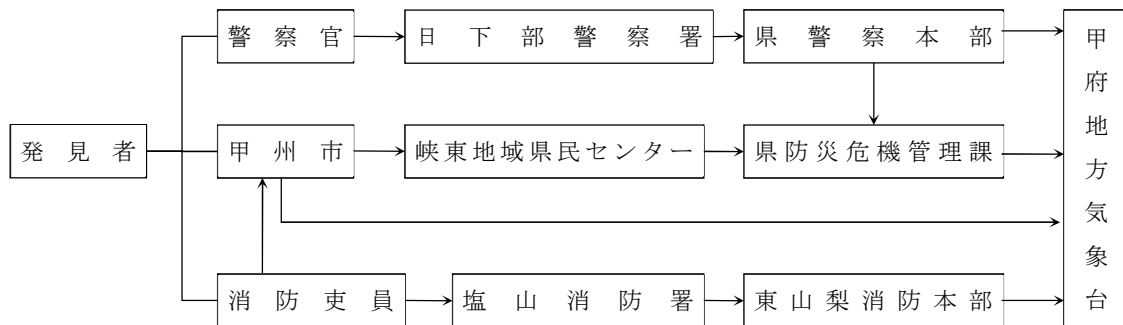
2 通報を要する異常現象

区 分	主 な 異 常 現 象
気 象 関 係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地 震 関 係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等
火 山 関 係	噴煙、噴気、鳴動などの火口付近の異常、温泉、湧水、井戸などの異常

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第7節 被害状況等報告計画

迅速かつ適切な災害応急復旧対策が実施できるよう、被害状況の調査を直ちに行うとともに、県等に被害状況の報告を行うものとする。

第1 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

なお、収集・伝達にあたっては、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災・土砂被害の発生状況等の情報を優先するとともに、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

1 各対策部における被害状況調査

各対策部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、被害状況の調査を行うにあたっては、脱漏、重複等のないよう十分留意するとともに、異なった被害状況の場合はその原因、理由を検討し、再度調査を行う。

調 査 事 項	担 当	
	部	調査責任者
一般被害及び応急対策状況の総括	総務対策部	行政・防災班長
庁舎、公有財産被害	管財対策部	財産契約班長
福祉関係施設被害	福祉対策部	地域福祉班長
（うち、高齢者福祉施設、介護保険施設）	介護支援対策部	高齢者支援班長
保育所、児童館被害	子育て支援対策部	児童福祉班長・保育所班長
医療、保健関連施設被害	健康増進対策部	健康企画・地域医療班長
観光施設被害	観光商工対策部	整備・管理班長
商工業施設被害	観光商工対策部	ワイン・商工班長
農畜産関係施設被害	農林振興対策部	果樹農林班長
公共土木施設	建設対策部	道路整備班長、道路維持・河川班長
市営住宅等被害	建設対策部	住宅・用地管理班長
水道施設被害	上下水道対策部	管理班長
下水道施設被害	上下水道対策部	下水道班長
勝沼支所被害	勝沼支所対策部	市民福祉・地域班長
大和支所被害	大和支所対策部	市民福祉・地域班長 大和生涯学習・公民館班長
甲州市ぶどうの丘施設被害	ぶどうの丘対策部	ぶどうの丘班長
学校施設被害	教育総務対策部	学校教育班長
学校給食施設被害	教育総務対策部	学校給食班長
生涯学習施設被害	生涯学習対策部	社会教育班長、 公民館班長、図書館班長、 勝沼生涯学習・公民館班長、 大和生涯学習・公民館班長
文化財被害	文化財対策部	文化財班長

社会体育施設被害	生涯学習対策部	スポーツ振興班長、 東京オリンピック対策班長、 勝沼生涯学習・公民館班長、 大和生涯学習・公民館班長
----------	---------	---

2 各地区における被害状況調査

消防団及び自主防災会は連携協力し、地域の被害情報収集並びに被害状況調査を実施する。これらの被害情報については、自主防災会長が集約のうえ、速やかに市本部へ報告する。

3 郵便局との連携強化

市は、塩山郵便局とあらかじめ締結している協定に基づき、郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ○災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、峡東地域県民センターなど関係機関と連絡を密にし、情報を収集する。

5 県への応援要請

被害が甚大なため、市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

6 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する（災害対策基本法第21条）。

第2 災害情報の取りまとめ

各対策部が収集した被害状況（県所管部局へ別途報告をした場合はその内容）や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長が取りまとめ、本部長及び副本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、総務対策部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

県への被害状況等の報告先

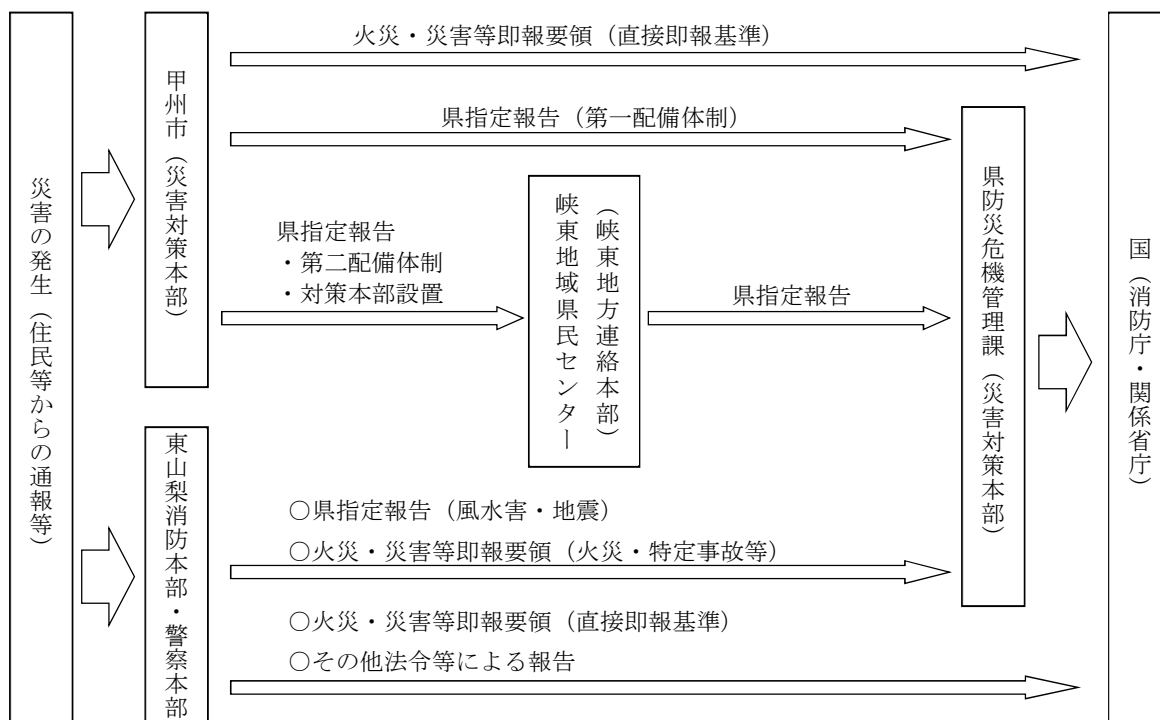
	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線(衛星系)
県防災局防災危機管理課	(055) 223—1432	(055) 223—1429	200—2513

峡東地域県民センター	(0553) 20—2704	(0553) 20—2705	300—2022
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	(0553) 20—2750	(0553) 20—2754	300—3041
峡東林務環境事務所	(0553) 20—2720	(0553) 20—2728	300—6002
峡東農務事務所	(0553) 20—2822	(0553) 20—2709	300—5006
峡東建設事務所	(0553) 20—2710	(0553) 20—2719	300—7006

消防庁への被害状況等の報告先

回線別	区分	平日（9：30～18：15） ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
NTT回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信ネット ワーク	電 話	916—048—500—90—49013	916—048—500—90—49102
	F A X	916—048—500—90—49033	916—048—500—90—49036

被害情報収集・伝達系統



(2) 報告ルート

ア 第一配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市	市・県警察本部・消防本部→県防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準]
	県警察本部 東山梨消防本部	
人、建物	市	市→県防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→峡東農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課

農業用施設	市 峡東農務事務所	市→峡東農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課			
林業施設	市ほか	市ほか→県森林環境総務課→県防災危機管理課			
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、 下水道	各管理者	管理者→ <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> 峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> →県各主管課→県治水課 →県防災危機管理課	}	峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}
}	峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}			
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課			

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

イ 第二配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート			
総括情報	市 県警察本部 東山梨消防本部	市・峡東地域県民センター→県防災危機管理課→消防庁等 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">[直接即報基準]</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">↑</td> </tr> </table> 県警察本部・消防本部→県防災危機管理課	[直接即報基準]	↑	
[直接即報基準]	↑				
人、建物	市	市→県防災危機管理課			
病院	各施設管理者	施設管理者→峡東保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課			
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→峡東保健福祉事務所→県福祉保健総務課 →県防災危機管理課			
水道、清掃施設	市	市 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> 峡東保健福祉事務所→県衛生薬務課→県福祉保健総務課 峡東林務環境事務所→県森林環境総務課 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> →県防災危機管理課	}	峡東保健福祉事務所→県衛生薬務課→県福祉保健総務課 峡東林務環境事務所→県森林環境総務課	}
}	峡東保健福祉事務所→県衛生薬務課→県福祉保健総務課 峡東林務環境事務所→県森林環境総務課	}			
農水産物	市	市→峡東農務事務所→県農業技術課→県防災危機管理課			
農業用施設	市 峡東農務事務所	市→峡東農務事務所→県耕地課→県農業技術課→県防災危機管理課			
林業施設	市 峡東林務環境事務所	市→峡東林務環境事務所→県各主管課→県森林環境総務課 →県防災危機管理課			
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、 下水道	各管理者	峡東建設事務所 管理者→下水道事務所→県各主管課→県治水課→県防災危機管理課 ダム事務所 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 0 5px;"> 峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> →県各主管課→県治水課 →県防災危機管理課	}	峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}
}	峡東建設事務所 下水道事務所 ダム事務所	}			
ライフライン	各事業者	各事業者→県防災危機管理課			

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に峡東地域県民センターにも報告する。

ウ 第三配備態勢（災害対策本部設置）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 市	住民等→市→地方連絡本部→県災害対策本部 →国（消防庁、関係省庁等）

エ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→県商工企画課 →県防災危機管理課
文教施設	各管理者	市→教育事務所→県教・総務課→県防災危機管理課 私学管理者→県私学文書課→県防災危機管理課 県立学校管理者→県教・総務課→県防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→県教・総務課→県防災危機管理課 企業局関係各管理者→県企・総務課→県防災危機管理課 上記以外各管理者→県管財課→県防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

- (1) 東山梨消防本部塩山消防署は、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに市本部のほか県及び消防庁に報告するものとする。
- (2) 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。
- (3) 市は、市防災行政無線、広報車等により状況の説明、市役所等代替連絡先等の広報を行い、住民への対応にあたるものとする。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。

(1) 県指定に基づく被害報告

- ア 市町村被害状況票（3-4-2）
- イ 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（3-4-5）
- ウ 避難所開設状況一覧票（3-4-6）

(2) 災害報告取扱要領に基づく被害報告

- ア 災害確定報告（第1号様式）
- イ 災害中間報告（第2号様式）
- ウ 災害年報（第3号様式）

(3) 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

- ア 火災等即報（第1号様式、第2号様式）
- イ 救急、救助事故等報告（第3号様式）
- ウ 災害即報（第4号様式（その1、2））

資料編 ○県指定に基づく報告様式
 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
 ○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第4 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は次のとおりである。

被害程度の判定基準等

1	死	者	死体を確認したもの、又は確認できないが死亡が確実なもの
2	行方不明	者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者		・重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの ・軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家		社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物

5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
9	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
10	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊には該当しないが、堆積物等のため一時的に居住できないもの
11	床下浸水	建物の床上に達しない程度の浸水したもの
12	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のも。ただし、軽微なものは除く。
13	非住家	住家以外の建物で、この報告中の他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
14	非住家（公共建物）	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物
15	非住家（その他）	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
16	文教施設	学校（各種学校を含む）。全壊及び半壊程度の被害を受けたもの
17	病院	医療法に定める病院（20人以上）
18	流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
19	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
20	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
21	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
22	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
23	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
24	水産被害	養魚場、漁船等の被害
25	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
26	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
27	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
28	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
29	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む。
30	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
31	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
32	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
33	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
34	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
35	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
36	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
37	被災者	被災世帯の構成員

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第8節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、政策秘書対策部秘書・広聴広報班において行う。ただし、災害の状況に応じて各対策部及び消防団その他の機関において実施する。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係対策部において積極的に関係機関への通報に努め、事後総務対策部行政・防災班に報告する。

第2 広報の方法

市防災行政無線、広報車、CATV、電話、Lアラート（災害情報共有システム）等を通じ、また甲州市ホームページやSNS、スマートフォン防災アプリ等への掲載により迅速に広報を行うものとする。また、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市民生活対策部市民生活班は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図るとともに、平時からすべての住民に広報が伝達されるよう、防災行政無線の一斉メール（登録制）など、広報方法について随時検討に努めるものとする。

なお、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

資料編 〇災害に係る情報発信等に関する協定

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第7節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により政策秘書対策部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを政策秘書対策部秘書・広聴広報班が収集、記録する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点を置いて広報を行うものとする。

なお、広報に行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努める。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難の勧告、指示事項
- 3 災害情報及び市の防災体制

- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 一般住民に対する注意事項
- 7 その他必要な事項

第5 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

第6 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、東日本電信電話(株)が「災害用伝言ダイヤル（171）」（※1）を、携帯電話各社が「災害用伝言板」（※2）を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

※1 日本国内で大規模な災害が発生した場合に、声の伝言板の役割を果たす東日本電信電話等が提供するシステムで、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

※2 日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板を果たす携帯電話各社が提供するシステムで、一種の電子伝言板（BBS）で、災害時の安否確認等による電話の輻輳状態に対処する。

資料編 ○災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置箇所

第9節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政無線

市は、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政無線を活用する。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また、出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

(4) 消防無線

東山梨消防本部塩山消防署や甲州市消防団との連絡手段として消防無線を活用する。

(5) 消防団無線

消防団との連絡手段として、本団役員、分団長が保有する消防団無線を活用する。

資料編 ○他機関の有する市内無線施設一覧

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・NTT回線
市	↔	消防署	=	NTT回線・消防無線
市	↔	警察	=	NTT回線
市	↔	消防団	=	NTT回線・消防団無線
市	↔	自主防災会	=	NTT回線
消防署	↔	消防団	=	NTT回線

第2 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 衛星携帯電話の利用

災害等により孤立地区が発生し通常の通信手段が不可となったとき、市は衛星携帯電話を活用し、通信連絡手段の確保に努める。

資料編 ○衛星携帯電話配備一覧

第4 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話(株)に「非常電報」であることを申し出るものとする。

第5 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、電力事業を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を利用して通信する。市は、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくとともに、訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に努めるものとする。

市域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

- 1 国土交通省無線（甲府河川国道事務所大和国道出張所）
- 2 県防災行政無線（峡東地域県民センター、広瀬・琴川ダム事務所、東山梨行政事務組合消防本部塩山消防署、笛吹川水系発電管理事務所）
- 3 消防無線（東山梨行政事務組合消防本部塩山消防署）

資料編 ○他機関の有する市内無線施設一覧

第6 非常通信の使用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、山梨地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、非常通信を行うものとする。

- 1 非常通信により通信することのできる内容
 - (1) 人命の救助に関するもの
 - (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
 - (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
 - (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
 - (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
 - (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
 - (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
 - (8) 避難者の救援に関するもの
 - (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
 - (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のため

の資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの

- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) 受信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。
- (4) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話(株)以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話(株)の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話(株)の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第7 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では到底間に合わない等のときは、県があらかじめ締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、原則として別記様式により県を通じて放送局に要請を行う。ただし、緊急時で県を通じるとまがない場合には、市長が直接放送の要請を行うものとする。

市は、災害時に円滑な実施を図るため、平常時からこれらの関係機関と十分協議をしておくものとする。

放送局名	協定締結年月日	電話番号及び県防災行政無線番号		申込窓口
N H K (甲府放送局)	S 58. 7. 1	(055) 255—2113	9—220—1—058	放送部
山梨放送	S 58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090—1555—8222)	9—220—1—066	放送本部
テレビ山梨	S 58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜 080—3126—4455	9—220—1—067	放送部
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	9—220—1—068	—

第8 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報

2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<https://www.pref.yamanashi.jp/>

甲州市役所URL⇒<https://www.city.koshu.yamanashi.jp/>

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼できるよう、平素から市内アマチュア無線局との連携体制の整備に努める。

第10 急使による連絡

通信網が使用不可になった場合、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないため、多くの場合、道路の不通が予想されることから、これらの連絡方法を具体的に定め、要員を確保しておくものとする。

第11 衛星携帯電話の導入

通常の通信手段が使用不可になった場合、又は小中学校や孤立予想地区との連絡手段として衛星携帯電話の配備を検討する。

別記様式

放送要請について（放送局あて）			
様			
年 月 日			
甲 州 市 長			
<p>災害対策基本法第57条の規定に基づき、次のとおり放送を要請します。</p> <p>1 要 請 先 NHK・YBS・UTY・FM富士</p> <p>2 緊急警報信号の要否 要・否</p> <p>3 要 請 理 由</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 災害時の混乱を防止するため</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) (市町村) から要請があったため</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)</p> <p>4 放送希望日時</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 直 ち に</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 月 日 時 分</p> <p>5 放送事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 別紙のとおり</p>			
受 信 者		発 信 者	

第10節 雪害対策計画

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、市は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、市は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第1 雪害対策体制の確立

1 職員の配備体制

市は、「第2節 第1 職員の配備基準」に基づき、職員の配備体制を確立させ、必要な職員を参集する。なお、降雪・積雪の状況によって災害の状況に応じて、参集場所を柔軟に対応するものとする。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

2 関係機関との情報連絡

市は、県や国その他道路管理者、ライフライン施設管理者等と被災状況や除雪状況、交通状況等の情報連絡に努める。

第2 幹線道路の確保

1 除雪体制

国道、県道、市道は無雪化を理想とし、道路管理者ごとに幹線道路の除雪を行うとともに細部計画を樹立し、交通確保のための体制を整える。

2 除雪区分

- (1) 市内に発生する積雪災害を防除するため、幹線道路の除雪計画を定める。
- (2) 幹線道路以外の道路についても、車両の交通、消防等活動に支障が生じないように、前記(1)の計画に準じて除雪する。

第3 除雪作業の開始時間

それぞれの除雪担当機関においては、次のいずれかに掲げる事態が発生した場合に除雪作業を開始する。

なお、これらの状況の把握にあたっては、自主防災組織やボランティア等との連携により情報連絡を密にし、住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

- 1 風等により吹溜りが生じ、車両の通行が不可能又は困難になったとき。
- 2 積雪多量で車両の通行に多大の支障を生じたとき。

第4 堆積雪の排除

- 1 機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、原則として幹線道路の交差点等で障害になる所を、道路管理者において排除し、それ以外の所は地元市民の協力を得て行うものとする。
- 2 前記1の場合において、小河川等への雪捨ては、溢水のおそれがあるので、事前に排雪場所を指定し、指定された場所以外には捨てないよう指導する。
- 3 雪下ろしによる除雪・排雪は、交通確保上重要な問題となるので、国、県、市道の特に沿道市民に対し、広報等により道路への雪捨てはしないよう周知及び指導又は協力を求める。

- 4 集落道路、細街路等の除雪は、地元市民の協力のもとに実施する。その際、自力での外出や活動が困難又は医療・介護等の支援の必要性が高い住宅に通じる道路の除雪を優先的に行うものとする。

第5 雪崩、融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等の警らを強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに市及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第6 農作物対策

農作物を雪害から守るため、次の指導を行う。

- 1 計画的に果樹棚や樹冠上の雪を払い落とすようにする。
- 2 雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘りおこす。
- 3 ハウス栽培では、降雪時に暖房機を稼働するとともに、連棟型では、連結部の排雪に努める。倒壊するおそれがある場合は、ビニールを切り裂く。
- 4 ビニールハウスは外側の雪掘りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。

第7 屋根の雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう市民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- 1 雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
- 2 非常口、避難通路等を確保する。
- 3 プロパンガスのホース等に注意する。
- 4 電線、電話線等に注意する。

第8 大雪対策組織の設備

市は、次のとおり大雪の被害を最小限にし、市民の日常生活に支障がないよう職員全員で協力をするものとする。

第9 活動時の留意事項等

- 1 豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、使用するヘリポートを指定し、使用が可能な状態の整備に努める。
- 2 帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて最寄りの指定避難所、公共施設、駅等に誘導する。避難先の選定にあたっては、防寒対策の有無について確認し、決定する。

第10 広報活動

市は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

第11節 消防対策

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 東山梨消防本部

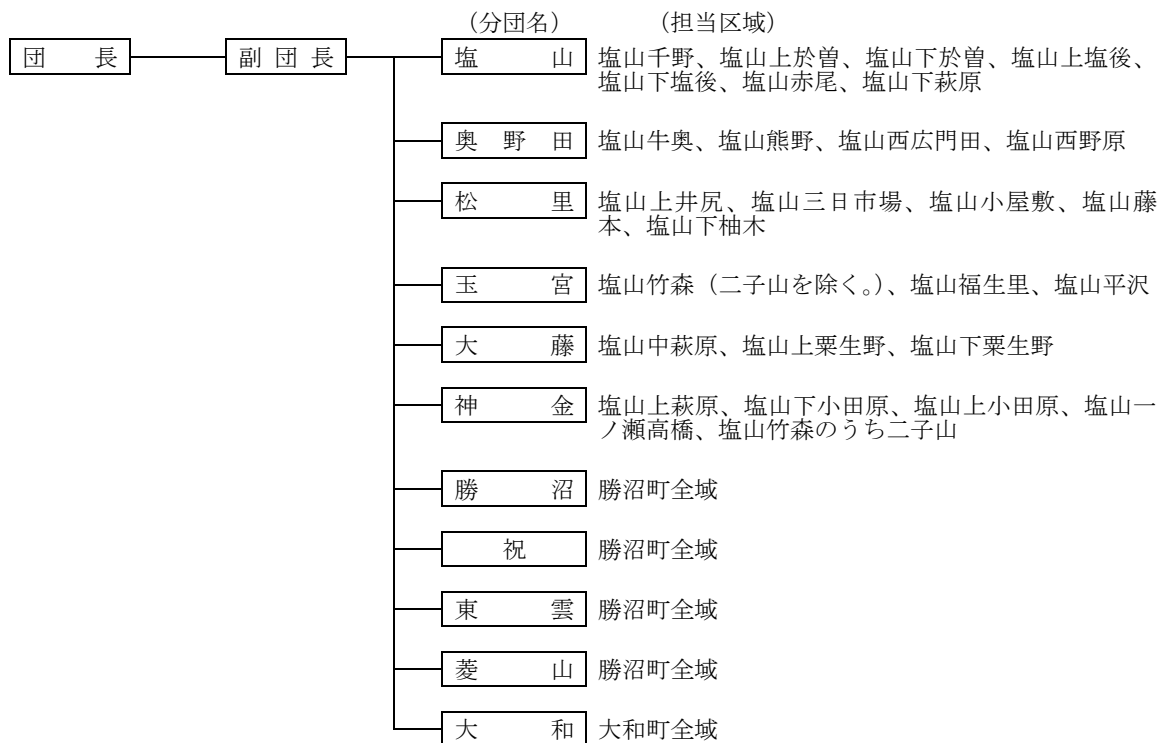
市内には、東山梨行政事務組合による常備消防として塩山消防署及び勝沼分署が設置されており、火災発生の未然防止、発生時の早期鎮圧並びに救急救助等の業務を行っている。

2 甲州市消防団

平成17年11月1日の塩山市、勝沼町、大和村の市町村合併による新市発足に伴い、旧市町村それぞれの消防団を合併し、甲州市消防団が発足した。

本市の消防団は、現在本団の他11分団で編成されている。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、編成を行っていくとともに、教育訓練の充実・強化をなお一層推進していく。



第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、東山梨消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から分団長、各部長を通じてNTT回線等で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤し

なければならない。

2 招集集結場所

団員は、各部詰所に集結すること。

第4 災害防ぎょ対策

1 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時に、市の消防力だけでは対処できないと判断した場合には、近隣市町村等とあらかじめ締結している「山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書」に基づき応援を要請し、被害の最小限度への防止に努めるものとする。

資料編 ○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

2 災害防ぎょに関する措置

(1) 消防組織法第43条による非常事態発生の場合、知事から市長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模な火災又は爆発事故が発生した場合で、隣接市町村の消防機関が市を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

3 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定市町村に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を樹立するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

- ア 応援部隊の集結場所を指定する。
- イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

- ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。
- イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

4 危険区域、特殊建物の防ぎょ対策

市長又は東山梨消防本部消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、木造大建築物等で火災が発生したならば人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対して、あらかじめ次の事項に留意して、小地域ごとに区画し、火災警防計画を樹立するものとする。

(1) 出動部隊数

(2) 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分

(3) 各部隊到着順ごとの水利統制

(4) 各部隊の進入担当方面

(5) 使用放水口及び所要ホース数

(6) 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在

(7) 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

5 消防水利の統制計画

地区ごとに、消火栓、貯水槽及び河川等の自然水利を考慮して、到着順位に応じた水利統制計画を、次により樹立する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

6 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して樹立する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法等を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるよう計画を樹立するものとする。

(1) 飛火防ぎょ部隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎょする。

イ 飛火巡ら隊（消防団）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊が飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

7 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して樹立するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の所定

ウ 各隊のとるべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

（地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。）

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊ヘリコプターの出動を要請するものとする。これらの応援要請方法については、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるとおりである。

2 林野火災防ぎょ計画の樹立等

市長又は東山梨消防本部消防長は、林野火災防ぎょにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機的連携を保つ林野火災防ぎょ計画を樹立するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎょ担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

(6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法

(7) 防火線の設定

(8) 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準

(9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保

(10) 消火薬剤及び資機材等の確保

(11) 救急救護対策

(12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給

(13) 関係機関（山梨森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本市が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、第2章第4節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、市は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるものとする。

第12節 原子力災害応急対策

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本市が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、市内関係機関等への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など、原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、市は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、市内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

第2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議のうえ、一時的に避難所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表1の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本市に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供にあたっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避または指示の措置をとる。

表1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※4させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 市は、県が行う緊急時モニタリングの結果により汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やかに情報提供を行う。
- 2 県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

市は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

市は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

市は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

市内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第13節 緊急輸送対策

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実を期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

市長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、市が対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車による輸送
- 2 機関車及び列車による輸送
- 3 航空機による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 市保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業車両（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び配備は、管財対策部財産管理班が行い、各対策部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは管財対策部財産管理班に依頼するものとする。

管財対策部財産管理班は、稼働可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各対策部からの要請により、市有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、管財対策部財産管理班は庁舎バスの運行を検討するほか、市内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

なお、各自主防災組織及び事業所における輸送手段、車両等の確保あるいは調整は、自主防災会会長又は事業主が実施するものとする。

ウ 協力要請

市内で自動車の確保が困難な場合には、応援協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により(社)山梨県トラック協会等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

2 機関車及び列車による輸送

自動車の使用が不可能な場合、又は機関車又は列車によることが適当な場合は、機関車又は列車により輸送を行う。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

3 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「消防防災ヘリコプターの出場要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

4 人夫等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第29節「第12 労働力確保対策」の定めるところによる。

5 地域内輸送拠点の確保

市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

1 基本方針

- (1) 道路管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限して、緊急輸送道路を確保する。
- (2) 緊急輸送道路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮する。
- (3) 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。
- (4) 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第76条の6の規定により、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が出る恐れがあり、かつ、緊急通報車両の通行を確保するため必要な措置をとることができる。
- (5) 道路管理者は、県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車

両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

2 県による緊急輸送道路の指定

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

市域における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

区 分	道路種別	路線番号	路 線 名	起 終 点	延長 (km)
第1次緊急輸送道路	高速道路	—	中央自動車道 (西宮線)	県内全線	100.3
〃	一般国道 (指定区間)	20	国道20号	東京都境～長野県境	99.8
〃	一般国道 (指定外)	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市)	63.3
第2次緊急輸送道路	主要地方道	34	白井甲州線	全線	18.0
〃	一般県道	216	万力小屋敷線	山梨市停車場線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲州市)	5.4

3 市による緊急輸送道路の指定

区 分	道路種別	路線番号	路 線 名	起 終 点	延長 (km)
緊急輸送道路	一般市道	1081	市道上於曾81号線	上於曾50-9～西広門田69	2.6
〃	一般市道	1622	市道下塩後22号	下塩後341-3～熊野499-2	1.7

4 緊急輸送道路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

(2) 放置車両の撤去等

緊急輸送道路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等県警察に依頼する。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動の措置をとることができる。

- ・車両の移動を命ぜられた運転手が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・道路管理者が道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

(3) 運転者等に対する措置命令

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道

路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができる。

(4) 信号機用電源附加装置の設置

県警察は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送道路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、交混防止措置をとる。

(5) 障害物の撤去

緊急輸送道路の障害物の撤去については、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

第14節 交通対策

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

第1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

(1) 市長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、建設対策部道路整備班は、道路の被害状況を調査する。

(2) 建設対策部道路整備班は、消防団や自主防災会から各地区の道路被害の状況を収集し、被害状況の把握に努める。

(3) 建設対策部道路整備班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに市本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

(4) 市本部は、建設対策部道路整備班から報告された情報を日下部警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては日下部警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

第2 交通規制対策

1 異常気象時における道路通行規制

市域において異常気象時に規制を受ける道路の通行規制区間及び危険内容等は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

2 交通規制実施責任者

交通の規制は、次の区分により行う。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警	公安委員会	1 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条第1項
察	日 下 部 警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについては交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第4項

3 交通規制の実施

(1) 警察の交通規制

日下部警察署は、被害状況に応じ、避難路、緊急輸送道路の確保に重点を置いた交通規制を迅速、的確に実施する。

(2) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めるときは、通行を規制する。

4 交通規制の標示

(1) 県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示する。

(2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

5 交通規制の措置

(1) 道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

ア 規制の対象

イ 規制する区域又は区間

ウ 規制する期間

(2) 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の管理者に規制の対象等必

要な事項について通知するとともに、地域住民に周知する。

また、道路管理者が行ったときは、地域を管轄する警察署長に通知する。

道路管理者	予 定 指 定 区 間
国	20号 上野原市井戸尻から北杜市白州町山口（国界橋北詰） 52号 南部町万沢（甲駿橋北詰）から甲府市丸の内2—31—8 138号 富士吉田市上吉田字上町から山中湖村平野向切詰（県境） 139号 富士河口湖町富士ヶ嶺（県境）から大月市大月町2丁目（20号分岐点） （富士吉田市上吉田字上町、富士吉田市下吉田字新田を除く。）
中日本高速道路株式会社	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線
県	上記以外の国道、県道及び県営林道
市	市道及び市営林道

6 道路標識の設置基準

(1) 道路標識を設ける位置

標識の種別	位 置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

(2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

7 警察官等の措置命令等

警察官、自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、通行禁止区域等において次の措置をとることができる。

(1) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車等の移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(2) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(3) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合には、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

第3 交通情報及び広報活動

市は、災害発生時における道路の被害状況及び交通状況等交通情報の把握に努めるとともに、こ

これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

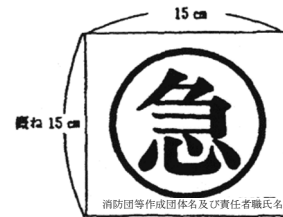
また、インターネットにより情報提供を行う。

第4 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車両以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い

災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下のとおりとする。



（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

（山梨県道路公社の場合）

通行車両の責任者が作成した右の表示を添付した車両を無料とする。

（中日本高速道路(株)八王子支社の場合）

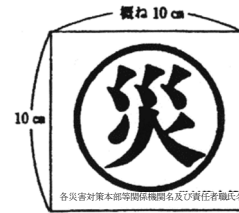
- (1) 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。
- (2) 中日本高速道路(株)災害派遣従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。
- (3) 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、峡東地域県民センター、峡東建設事務所、市、東山梨消防本部塩山消防署及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、次の内容を次記有料道路管理者に速やかに通報する。
 - ア 通行予定時刻
 - イ 目的
 - ウ 行先
 - エ 車両数
 - オ 通行区間

カ 代表者氏名

通 報 先	電 話 番 号
山梨県道路公社	(055) 226-3835
中日本高速道路株式会社	(0426) 91-1171



(3) 通行する当該車両は、通行車両の責任者（管財対策部財産管理班）が作成した右の表示を貼付する。

(4) 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路（通行車両の責任者が作成して貼付する。）の場合は、「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。

第5 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第6 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

(1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

(2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの。（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

（ア）自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

（イ）大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

（ア）規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

- 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ）規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

(1) 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、日下部警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証の交付を行っている。本市においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防、水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの
- オ 施設及び設備の整備並びに点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に従事するもの
- キ 犯罪の予防、交通の規制あるいは社会秩序の維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

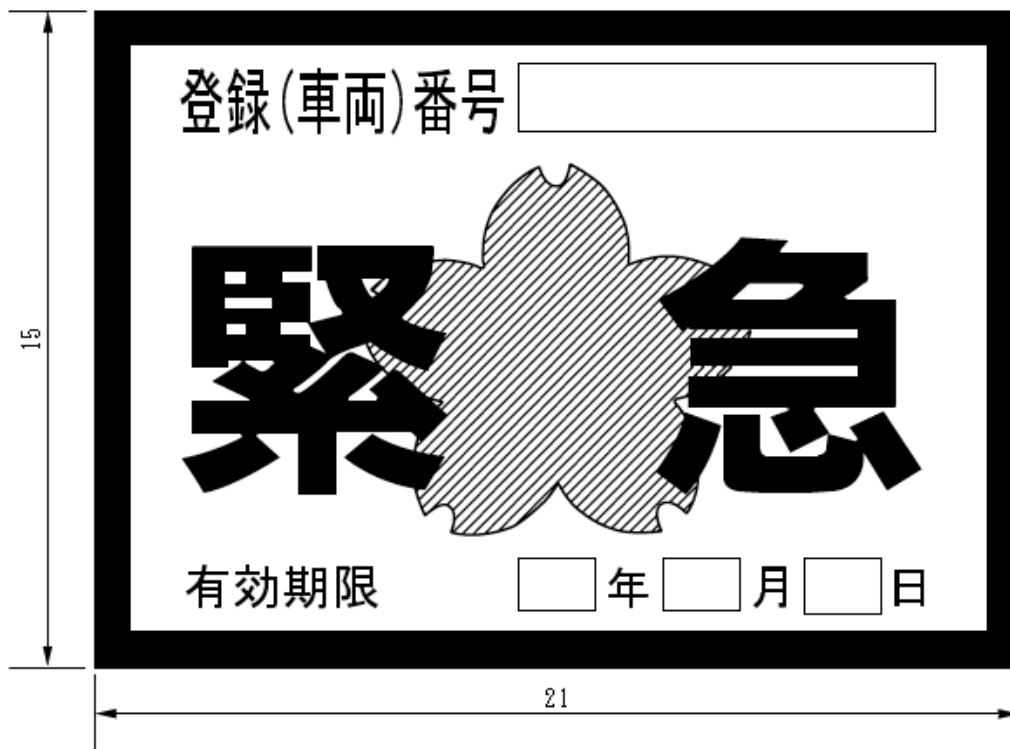
前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定めた標章（別図）及び証明書（別記様式）が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

別図

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第15節 災害救助法による救助

災害が発生した際に、一定規模以上の災害の救助活動については、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 市における災害救助事務

市における災害救助事務の一般的な手順は次のとおりである。

なお、災害救助事務を行うにあたり使用する各種様式は、資料編掲載の「各種救助に係る様式」及び「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式によるものとする。

段階	実施要項	内 容	担当部 班
事前 対策	指定避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設備準備 2 管理運営マニュアル作成	総務対策部行政・ 防災班
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	総務対策部行政・ 防災班
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	総務対策部行政・ 防災班
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 市内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	総務対策部行政・ 防災班
災害 発生 直 後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 市役所の地区担当責任者の出勤、調査班による調査「被災世帯調査原票」（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助被災世帯の集計 ・ 「世帯別被害調査表」（様式2）の作成 ・ 「地区別被害状況調査表」（様式1）の作成	総務対策部行政・ 防災班
	被害状況報告 （発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき。】 ○ 被害状況即報（第4号様式（その1）） 市 → 県防災危機管理課 ○ 「地区別被害状況調査表」（様式1）、「世帯別被害調査表」（様式2） 市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき。】 ○ 被害状況即報（第4号様式（その1））	総務対策部行政・ 防災班

		<p>市→峡東地方連絡本部→県災害対策本部 (峡東地域県民センター)</p> <p>○ 「地区別被害状況調査表」(様式1)、「世帯別被害調査表」(様式2)</p> <p>市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課</p> <p>※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに県災害対策本部及び県防災危機管理課へ報告</p>		
災害救助法適用後へ第一段階	災害救助法の適用要請	市→峡東地域県民センター→県防災危機管理課	総務対策部行政・防災班	
	指定避難所の開設	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 指定避難所の維持管理 	福祉対策部地域福祉班	
	被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出のための要員(消防団員等)の動員 2 機械、器具の借り上げ 	総務対策部行政・防災班	
	炊き出しその他による食品の給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の応急調達 2 炊き出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握 	農林振興対策部果樹農林班 観光商工対策部ワイン・商工班	
	飲料水の供給	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水車の確保 2 機械、器具の借り上げ 	上下水道対策部管理班	
	医療・保健	医療救護班の派遣要請等	<ol style="list-style-type: none"> 1 県医療救護対策本部(医務課、保健所)への医療救護班の派遣要請等 2 市医師会及び市薬剤師会への医療救護班の派遣要請等 	健康増進対策部健康企画・地域医療班
		医療救護班によらない医療の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 東山梨医師会、甲州市医師会、甲州市薬剤師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡 	健康増進対策部健康企画・地域医療班
		死体の捜索	<ol style="list-style-type: none"> 1 機械、器具の借り上げ 2 自衛隊等への協力要請 	総務対策部行政・防災班
		死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	戸籍住民対策部住民記録・戸籍班
		埋葬	<ol style="list-style-type: none"> 1 埋葬(火葬)の実施 2 棺、骨壺代支給 	戸籍住民部住民記録・戸籍班
災害救助法適用後へ第	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	総務対策部行政・防災班	
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入(配分)計画作成 → 購入 → 給与	福祉対策部地域福祉班	
	学用品の給与	物資購入(配分)計画作成 → 購入 → 給与	教育総務対策部学校教育班	

二 段 階 ▽	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	建設対策部道路整備班
	義援金受付開始	受付窓口の設置等	会計対策部出納班
災 害 救 助 法 適 用 後 ▽ 第 三 段 階 ▽	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部行政・防災班
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	総務対策部行政・防災班
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	建設対策部住宅・用地管理班
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	建設対策部住宅・用地管理班
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	総務対策部行政・防災班
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	総務対策部行政・防災班
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	総務対策部行政・防災班
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	総務対策部行政・防災班
	確定報告	文書（本計画資料編「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式）報告	総務対策部行政・防災班

資料編 ○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式
○各種救助に係る様式

第2 災害救助法の適用基準等

災害救助法及び災害救助法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

1 災害救助法の適用基準

- (1) 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
30,000人以上50,000人未満	60世帯

- (2) 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	被 害 世 帯 数
30,000人以上50,000人未満	30世帯

- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

- (4) 市の被害が(1)、(2)又は(3)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要がある

と認めた場合

2 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定基準は、次のとおりである。

- ① 全壊（又は全焼・流失）住家1世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ② 半壊（又は半焼）住家2世帯で、住宅滅失1世帯として換算
- ③ 床上浸水及び土砂の堆積等により、一時的に居住できない状態になった住家3世帯で、住宅滅失1世帯として換算

第3 災害救助法の適用手続

- 1 災害に際し、市域における災害が前記「第2 災害救助法の適用基準等」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちに知事に災害救助法の適用を要請するものとする。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行い、市長は知事が行う救助を補助するものとする。

ただし、知事は、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を市長に通知する。

第5 災害救助法による救助

1 避難

(1) 指定避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 指定避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 指定避難所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得がたいときは、野外に仮設物又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり330円以内

(6) 対象経費

指定避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝

金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

(ア) 建設型仮設住宅

a 敷地

原則として、公有地を利用する。

b 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり571万4千円以内の額とする。

d 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

e 供与期間

2年以内とする。

(イ) 借上型仮設住宅

a 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

b 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は地域の実情に応じた額とする。

c 供与期間

2年以内とする。

(2) 被災した住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
・災害のため住家が半壊(焼)し、 自らの資力では応急修理を することができない者 ・大規模な補修を行わなければ 居住することが困難な程度に 住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	居室、炊事場、便 所等日常生活に必 要最小限度の部分	現物をもっ て行う
半壊または半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯	1戸当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 指定避難所に收容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給与を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全 全 流	壊 焼 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 半 床 上 浸 水	壊 焼	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）

5 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

市救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

(4) 費用の限度額

市 救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

6 助産

(1) 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

- ・分娩の介助
- ・分娩前後の処置
- ・必要な衛生材料の支給

(3) 助産の方法

市救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

- ア 使用した衛生材料及び処置費（市救護班の場合を除く。）等の実費
- イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

7 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

8 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備考
災害発生の日から10日以内	市内において障害物の除去を行った1世帯当たり137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費等

9 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 捜索期間 災害発生の日から10日以内

(3) 費用 捜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

10 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死体の一時保存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検案の費用	市救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、市救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

11 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき。

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大人（12歳以上）	小人（12歳未満）	備 考
1体当たり 215,200円以内	1体当たり 172,100円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、 輸送費を含む。

12 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・ 教 材	災害発生の日から1か月以内	小学校児童及び中学校生徒 教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材実費
		高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実費
文 房 具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500円以内
		中学校生徒 1人当たり 4,800円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内

第16節 避難対策

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

特に、市長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけると同時に、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難開始の情報の伝達を行うものとする。

（台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。また災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急的退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるようにも努める。）

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

避難勧告等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。

市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難基準の設定

市は、県から必要な助言を受け、土砂災害警戒区域や浸水が予想される地域の住民に対する避難勧告等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。また、必要に応じ見直す。

2 「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令体制の確立

市は、県から必要な助言、支援を受け、気象警報、降水量、河川水位その他情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合には、自主的な避難の促進を図るため、危険予想

地域の住民に避難勧告を発令する準備に入ったことを知らせる「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令する体制の確立に努める。

また、避難勧告等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口（担当）及び連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

<避難情報>

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始情報	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な逃避行動を直ちに完了 ○いまだ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された指定避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

3 避難基準

河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準は別途定める。

避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害
避難準備 ・高齢者 等避難開 始情報	○洪水警報が発表されたとき。	○大雨警報が発表されたとき。 ○土砂災害警戒区域等付近において前兆現象の発見があったとき。 (湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)
避難勧告	○破堤につながるような漏水等を確認したとき。	○土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ○近隣市町村において前兆現象の発見があったとき。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)
避難指示 (緊急)	○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ○堤防の決壊・越水を確認したとき。	○特別警報が発表されたとき。 ○近隣市町村において土砂災害が発生したとき。 ○近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき(山鳴り、流木の流出、斜面崩壊等)。

第2 避難の勧告又は指示

1 避難の実施責任者及び報告先

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
市長(勧告、指示)	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事(勧告、指示)	〃	市長	災害対策基本法第60条
警察官(指示)	〃	市長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員(指示)	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者(市長)(指示)	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官(指示)	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

2 避難勧告又は指示の方法

災害により危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険地域の住民等に対し、次の方法により避難のため、必要な勧告又は指示を行うものとする。

(1) 市長の勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、市長は立ち退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立ち退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで市長に通知

があったときは、市長は知事に報告を行う。

(2) 知事の勧告・指示

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

(3) 水防管理者（市長）の指示

洪水により、又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、立ち退き又はその準備を指示する。この場合、日下部警察署長に速やかに通知するものとする。

(4) 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立ち退き又はその準備を指示するものとする。この場合、日下部警察署長に速やかに通知するものとする。

(5) 警察官の指示

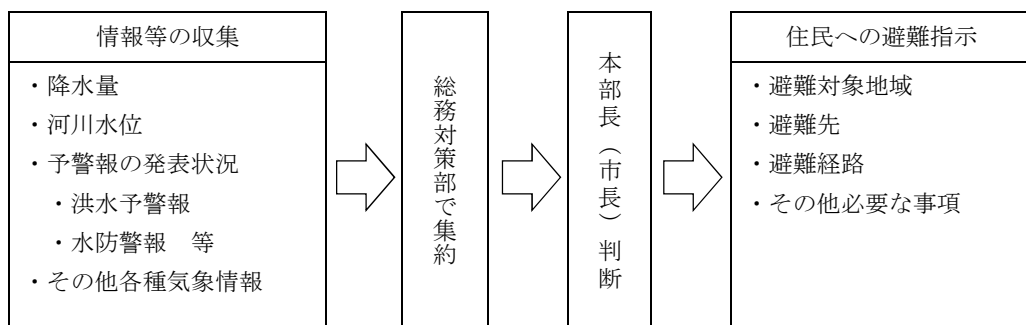
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は直ちに立ち退きを指示するものとする。この場合、その旨を市長に速やかに通知するものとする。

(6) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあつてすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。



4 避難勧告又は指示の伝達方法

(1) 市長は、避難のための立ち退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

(2) 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災会等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

5 「避難準備・高齢者等避難開始情報」の発令

高齢者・障害者等の避難行動要支援者は、指定避難所への移動に時間がかかるため、市は、状

況（災害の発生する可能性が高まった段階）により避難勧告を発令する前に「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令し、災害危険地域等にいる避難行動要支援者を速やかに避難させるものとする。

第3 警戒区域の設定

1 市長の措置

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

市長等が現場にいないとき、又は市長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、市長の職権を代行することができる。

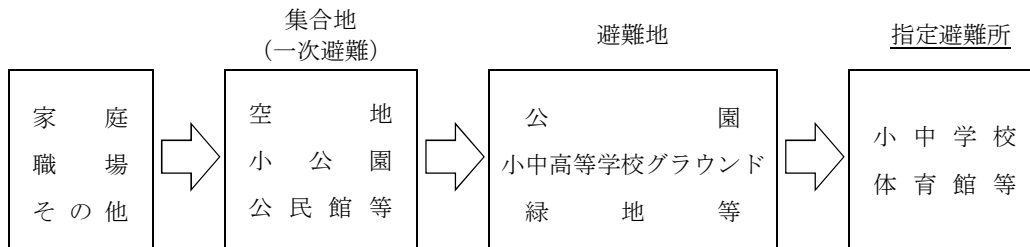
3 知事の措置

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

第4 避難場所の定義等

1 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従ってするものとする。



第5 避難計画の作成

市は地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自主防災会等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図る。

なお、この計画の作成にあたって、県の指導を求めるものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食料等の準備及び点検
- (2) 災害別、地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険物施設等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 集合地・避難経路及び誘導方法
- (6) 避難の際の携帯品の制限
- (7) 収容者の安全管理

- (8) 負傷者の救護方法
- (9) 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）

2 避難場所の選定基準等

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として市長が指定するもの（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市長が指定するもの

- (1) 指定避難所における被災者の1人当たりの必要面積は、6㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (3) 指定避難所は、崖崩れや浸水などの危険のおそれがない所とする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- (7) 市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (8) 市は、指定避難所等に老朽化等の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画

的に安全確保対策を進めるものとする。

3 指定避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設と協定を締結しているが、十分な施設を確保するため、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、崖崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第6 避難の方法

1 避難の誘導

住民が安全、迅速に避難するため、消防団等の協力を得て、自主防災組織（自治会）単位であらかじめ設定した集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとする。市は、要所に誘導員として各自主防災会の避難誘導班及び消防団員を配置し、また、夜間時には投光器を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者や外国人等の避難にあたっては、避難の順位を優先させる等の配慮をする。

なお、被害の状況によって市外への避難が最善と判断できるときは、市外の安全な場所に避難するものとする。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された一時・広域避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、特に風水害発生状況下においては、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することも選択肢とする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や市の行う広報等に注意しながら、避難するものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立ち退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第7 避難所指定避難所の開設及び運営

1 指定避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、市は一時的に収容し保護するため指定避難所を開設する。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。
- (2) 指定避難所の開設にあたっては、市は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。
- (3) 上記(2)によっても不足する場合には、市内公共施設の応急的な使用を検討するほか、野外にバラックやテント等により開設するものとする。
- (4) 災害の状況により、市内での処理が困難の場合は、応援協定に基づき協定締結市町村等へ収容を委託するものとする。
- (5) 市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、指定避難所に収容する者を誘導し、保護する。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○ 指定避難場所一覧○ 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書○ 富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書○ 災害時における相互応援に関する協定○ 災害時等における県立塩山高等学校の<u>指定避難所</u>及び避難地の利用に関する基本協定書○ 災害時等における山梨県立産業技術短期大学の避難地の利用に関する基本協定書○ 災害時等における株式会社オギノの一時避難所の利用に関する基本協定書○ 災害時等における植野興業株式会社の一時避難所の利用に関する協定
------------	---

2 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所への職員派遣

指定避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに指定避難所に避難担当職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して指定避難所の管理運営にあたる。

(2) 「指定避難所運営組織」の設置

市は、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

(3) 指定避難所の管理運営の留意事項等

ア 市は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

イ それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

オ 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

カ 市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

キ 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ク 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(4) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名

簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

第8 要配慮者対策

指定避難所開設時には、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮するものとするが、特に、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者や妊産婦・新生児については、状況に応じて指定避難所の一面に福祉避難スペースを確保、また福祉避難所や妊産婦・新生児専用避難所を開設するものとする。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

福祉避難所の開設、運営は、協定を締結している社会福祉施設の協力を得て行うものとする。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

資料編	・福祉避難所拠点施設一覧
	・妊産婦・新生児専用避難所一覧

第9 防災対象物等の避難対策

学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 豪雨による浸水等児童・生徒等の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第10 孤立集落への対応

市は、災害等による孤立予想地区をはじめ、孤立のおそれがある地区に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話の配備やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢

者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う孤立集落について明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第11 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第12 市外への避難

市内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に市外避難所への避難を要請する。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
 ○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書
 ○災害時における相互応援に関する協定書

第13 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時的な避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係各機関が連携して、必要に応じて、滞在場所を確保し、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護するとともに、対象者が多数の場合は市庁舎等公共施設の利用に努める。

なお、滞在場所の確保にあたっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第14 被災動物等救護対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、指定避難所を設置した場合、峡東保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。市内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。

- (2) 動物を一時的に預かってくれる市内外の家庭の斡旋、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第15 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第17節 医療・保健対策

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者への保護に万全を図る。

第1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された市長が行うものとする。

第2 指定医療救護所の設置

- 1 医療の万全を期するため、健康増進対策部健康企画・医療班は、市災害対策本部の指示により、医療救護所設置マニュアルに基づきあらかじめ指定した場所に医療救護所の設置を行う。

医療救護所設置箇所名	所在地	電話番号
塩山指定医療救護所 (甲州市塩山保健福祉センター)	甲州市塩山上於曾977番地5	(0553) 33—7811
勝沼指定医療救護所 (勝沼市民会館)	甲州市勝沼町勝沼756番地1	(0553) 44—1111
大和指定医療救護所 (大和公民館)	甲州市大和町初鹿野1693番地1	(0553) 48—2111

- 2 医療救護班は下記の人員で編成する。なお、初動期は必要な人員の参集に時間を要することから、参集した人員のみで編成し、応急対応に努める。市は、市医師会及び市薬剤師会との協定に基づき、派遣要請を行うものとする。

医療救護班
<ul style="list-style-type: none"> ・市医師会医師、看護師 ・市薬剤師会薬剤師 ・市保健師 ・健康企画・地域医療班職員

- 3 地区医療救護対策本部（保健所）、市医師会、市薬剤師会、消防署等との緊密な連携を図り医療救護活動にあたる。
- 4 患者の搬送等について対応できるよう平素から編成準備しておくものとする。

資料編 <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における医療救護についての協定書 ○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書

第3 臨時（仮設）医療救護所の設置

市災害対策本部は被災情報を収集し、被害状況に応じ臨時（仮設）医療救護所を設置する。

第4 医療救護所の周知

医療救護所の設置後、速やかに設置内容について管轄保健所に報告するとともに、設置について市防災行政無線、指定避難所への掲示、標識等により被災者に周知する。

第5 医療救護班の派遣要請

市医師会及び市薬剤師会に対して医療救護班の派遣を要請する。

市は、市医師会等からの医療救護班の派遣が困難と判断した場合、速やかに地区医療救護対策本部（保健所）を通じ県医療救護対策本部（医務課）へ医療救護班の派遣を要請する。

第6 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受け入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療救護スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等の指定

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資機材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

本市の属する峡東地区における地域災害拠点病院及び地域災害支援病院は、別図のとおりである。

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図の体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

第7 災害時の保健活動体制

災害発生時には、統括的保健師を定め、保健活動の総合調整及び対外窓口を担当すると共に、各課に所属する保健師を統括し、山梨県「災害時における保健師活動マニュアル」に基づく保健活動を行う。活動にあたっては、災害対策本部との連絡調整を密に図り実施する。

第8 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）または「心のケアチーム」への支援を要請する。

第9 特殊医療対策

災害時において、人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者や周産期医療を必要とする患者など、医療の中断が生命に影響する患者及び乳幼児、妊産婦、寝たきりの高齢者、障害児者等の要配慮者の対応については、「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき医療救護活動を行う。

第10 歯科医療対策

市は、地区医療救護対策本部（保健所）の協力を得て、歯科医療救護活動を行う。

1 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報、口腔保健センターの稼働状況を把握し、被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

2 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

3 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、指定避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

第11 精神保健医療対策

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、被災地域のニーズに対応し継続した精神科医療の提供及び精神保健活動を行う。なお、各活動は、市内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、地区医療救護対策本部を通じて県医療救護対策本部（障害福祉課）から情報の収集を図るものとする。

第12 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

- (1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者
- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資機材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 消防防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ市内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、日下部警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

(4) 搬送先

東山梨消防本部は、県医療救護対策本部（医務課）から各医療機関等の患者受入れ情報を入

手するほか、直接医療機関に照会して負傷者を収容する医療機関を確保し、搬送する。

ただし、負傷者数や負傷の程度により、県内の医療機関に搬送先が見つからない場合、医療機関は、市災害対策本部又は峡東地区医療救護対策本部（峡東保健所）へ広域搬送を要請することができる。

第13 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況
- (12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況
- (13) 指定避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

- (1) 市（健康増進対策部健康づくり班）は、次の医療情報を住民に提供するように努めるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間帯等

- (2) 市は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

ア 被災入院患者の氏名

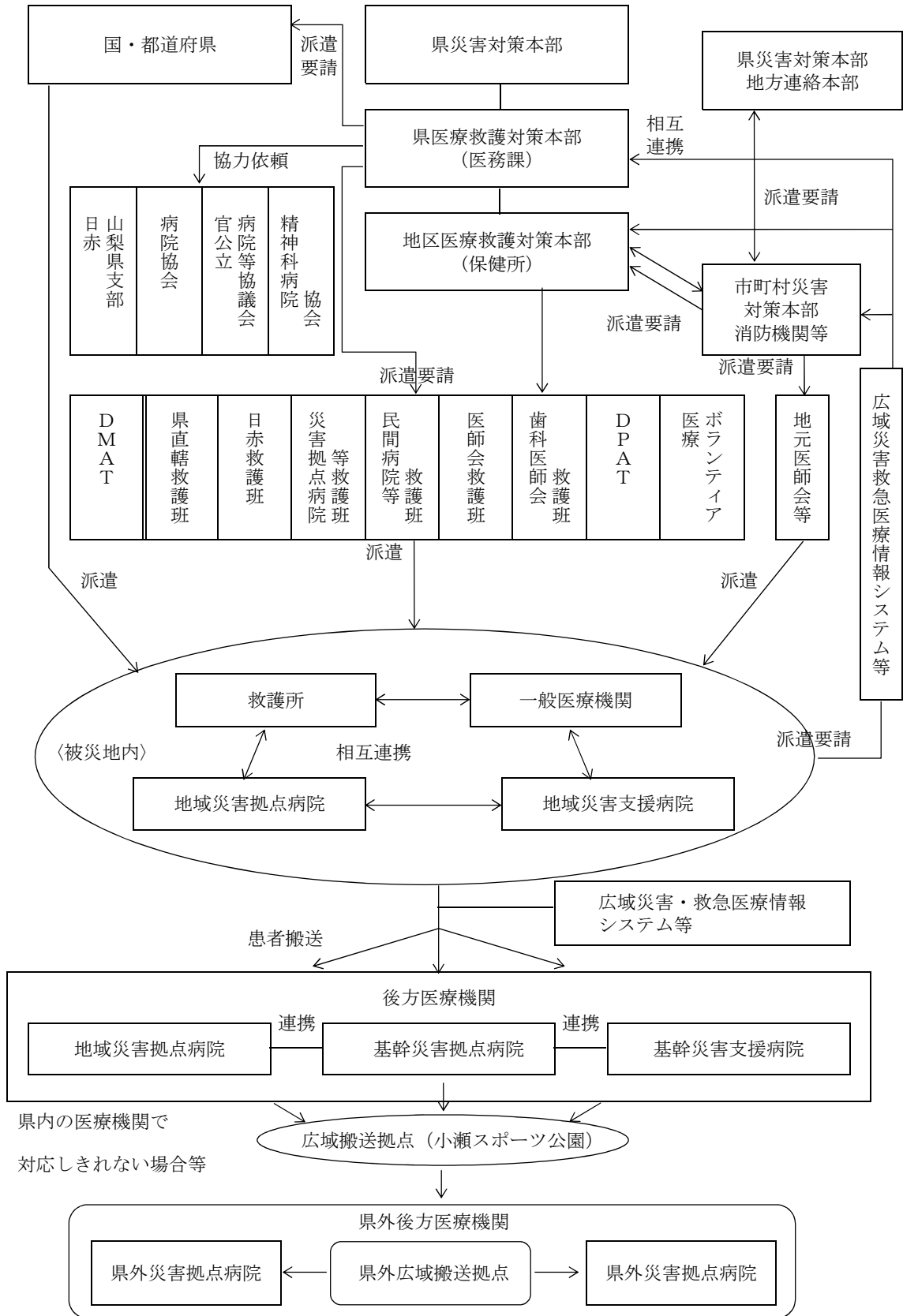
イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

- (3) 市は大規模災害発生時に峡東保健所に設置される地区医療救護対策本部に対し、把握した被災地の情報、市民に提供した情報等を提供する。

別図

医療救護体制及び医療救護班の派遣体系



3 情報収集・提供

災害医療情報等の収集及び提供は、山梨県広域災害・救急医療情報システム、市防災行政無線、電話回線・携帯電話、インターネット等多様な方法を活用し、行うものとする。

なお、聴覚障害者に対しては市ホームページへの掲載やチラシの配布・掲示、視覚障害者に対しては点字や音声コードを使用したチラシの配布等を検討する。

第14 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

災害拠点病院等医療機関一覧

基幹災害拠点病院

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	電話：(055)253-7111 FAX：(055)253-8011	622

基幹災害支援病院

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	電話：(055)273-1111 FAX：(055)273-7108	578
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津6663-1	電話：(0555)72-2222 FAX：(0555)73-1385	224

地域災害拠点病院（峡東地域）

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
山梨厚生病院	山梨市落合860	電話：(0553)23-1311 FAX：(0553)23-0168	293
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場47-1	電話：(055)262-2185 FAX：(055)263-5985	150

地域災害支援病院（峡東地域）

病院名	所在地	電話番号、FAX番号	一般病床数 (床)
加納岩総合病院	山梨市上神内川1309	電話：(0553)22-2511 FAX：(0553)23-1872	160
塩山市民病院	甲州市西広門田433-1	電話：(0553)32-5111 FAX：(0553)32-5115	180
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	電話：(0553)44-1166 FAX：(0553)44-2906	51
山梨市立牧丘病院	山梨市牧丘町窪平302-2	電話：(0553)35-2025 FAX：(0553)35-4434	30
富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	電話：(0553)26-3331 FAX：(0553)26-3574	43
甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	電話：(055)262-3121 FAX：(055)262-3727	-
石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	電話：(055)263-0111 FAX：(055)263-0260	49

石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	電 話：(055)263—3131 F A X：(055)263—3136	99
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	電 話：(0553)47—3131 F A X：(0553)47—3434	77

近隣の民間病院等

病院名	所在地	電話番号、F A X 番号	一般病床数 (床)
日下部記念病院	山梨市上神内川1363	電 話：(0553)22—0536 F A X：(0553)22—5064	—
山梨リハビリテーション 病院	笛吹市春日居町小松855	電 話：(0553)26—3030 F A X：(0553)26—4569	—
春日居サイバーナイフ・ リハビリ病院	笛吹市春日居町国府436	電 話：(0553)26—4126 F A X：(0553)26—4366	—

第18節 防疫対策

災害時には生活環境の悪化に伴い、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、防疫措置を実施し、感染症発生の未然防止及びまん延の防止に万全を期するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 市の防疫組織

健康増進対策部健康づくり班及び健康企画・地域医療班、環境政策対策部環境政策班及び上下水道対策部管理班は、防疫組織を編成し、峡東保健所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

環境政策対策部環境政策班は、法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施にあたっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

環境政策対策部環境政策班は、法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

環境政策対策部環境政策班は、法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施にあたっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

上下水道対策部管理班は、法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

健康増進対策部健康づくり班及び健康企画・地域医療班は、感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、多数の避難者を收容するため、また、応急的なものであるため、衛生状態が悪

くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。健康増進対策部健康づくり班及び健康企画・地域医療班は、指定避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

5 広報等の実施

市は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、市防災行政無線、CATV等による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6 その他

- (1) 法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。
- (2) 食中毒の発生を防止するために必要があると認められるときは、峡東保健福祉事務所の協力を得て、食品衛生関係団体等と連携し飲食物の衛生確保のための指導を実施する。

第3 防疫用資機材及び薬剤

1 防疫用資機材

資機材は、市保有防疫用機器を使用する。不足する場合は、関係業者から調達する。

2 防疫用薬剤

薬剤は環境政策対策部環境政策班及び上下水道対策部管理班において適当量を備蓄し、不足する場合は、県に斡旋要請を行うか、市内取扱業者から緊急調達するものとする。

なお、散布については、自主防災会の協力を得て行うものとする。

3 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な防疫用資機材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。

- 資料編
- 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
 - 富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書
 - 災害時における相互応援に関する協定

第19節 食料供給対策

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊き出し、その他食品の提供は、市長が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊き出しの対象者

- (1) 指定避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等に対して供給する災害救助用米穀の基準は、1食あたり200玄米グラム（精米180グラム）とし、乾パンについては、115グラムを1食分とする。
- (2) 乳児及び幼児用粉乳

乳児及び幼児用粉乳については、必要量を市内の薬局等から調達するものとする。

第3 食料の供給計画

1 事前措置

市は、食品の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本市における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。また、アレルギー、腎疾患、透析患者、糖尿病、高血圧等食事制限のある被災者にも供給できるよう計画するものとする。

2 米穀の確保

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、市で備蓄するアルファ化米を速やかに供給する。必要な供給量に不足を生じた場合には、次により調達を行う。

- (1) 市内の米穀販売業者から購入する。
- (2) 協定締結市町村に必要な量の米穀の供給を依頼する。
- (3) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

3 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の緊急引渡要領

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食料局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとする。

市長は、通信等の途絶のため知事の指定を受けることができない場合、農林水産省総合食料局長に対し、所定の文書をもって緊急引渡し of 要請を行い、現品を受領するものとする。

このほか、引渡し処理等の方法については、「災害時における食糧供給対策実施要領」によるものとする。

4 弁当、乾パン及びパンの確保

被災者の食料は、市で備蓄するアルファ化米、乾パン等を速やかに供給する。状況により弁当、乾パン等の供給が適当と判断した場合は、市内の仕出し業者、食料販売業者、製パン業者、商工会等に協力を要請し、弁当、乾パン及びパンを確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、市内の食料販売業者、また、商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- ① 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して調製粉乳など、また、寒い時期には温かなものなど）。
- ② 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

- 資料編
- 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
 - 富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書
 - 災害時における応急活動の協力に関する協定書
 - 生活必需物資の供給に関する協定書
 - 食料等備蓄状況

第4 食料集積所の確保

1 他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

2 当該施設に搬送された救援食料等は、市民対策部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

- 資料編 ○救援物資集積所一覧

第5 炊き出しの実施

1 炊き出し場所

炊き出しのための施設は、学校給食センターの共同調理場等調理設備を有する施設を必要により利用するものとする。

また、状況によっては各指定避難所で炊き出しを実施する。

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
学校給食センター	甲州市塩山熊野958番地1	(0553) 33—4403	33—5673
大和共同調理場	甲州市大和町初鹿野1679番地5	(0553) 48—2300（大和小学校）	—
大和保育所	甲州市大和町初鹿野1685番地6	(0553) 48—2158	—

2 炊き出し従事者

炊き出しの従事者は、市学校給食共同調理場職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災会等の協力を得るものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄を行うよう市ホームページ、広報紙等を通じて広報を実施する。

第7 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第20節 生活必需物資等救援対策

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、市は県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（なべ、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

3 必要物資の把握

市は次により被災者ニーズの把握を行うものとする。この場合、電話若しくは市防災行政無線を活用し、迅速かつ正確に行うよう努める。

- (1) 指定避難所における被災者ニーズについては、市民対策部市民生活班員が状況及び避難者の意見等から把握し、市民生活対策部長に報告する。市民対策部長は、これらの需要を総括し、総務対策部行政・防災班へ報告する。
- (2) 自宅等に滞在する被災者のニーズについては、各地区区長（自主防災会長）が情報を収集し、総務対策部行政・防災班へ報告する。
- (3) 総務対策部行政・防災班は、これらのニーズを集約し、必要品目、数量等を勘案し、市民対

策部市民生活班に対して市備蓄物資の供給を、観光商工対策部商工班に対して市内取扱業者等からの調達を指示する。

4 生活必需品等の確保

(1) 市備蓄物資の提供

市は、備蓄している毛布等の生活必需物資を速やかに提供する。

(2) 市内業者等からの調達

市は、商店あるいはフルーツ山梨農業協同組合、甲州市商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(3) 応援協定に基づく調達

上記(2)でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定締結市町村に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

(4) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 市長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、市長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、市及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び市は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルートの確保、配送、分配を適切に行う。

キ 市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">○食料等備蓄状況○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書○災害時における応急活動の協力に関する協定書○生活必需物資の供給に関する協定書
--

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、販売業者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、そ

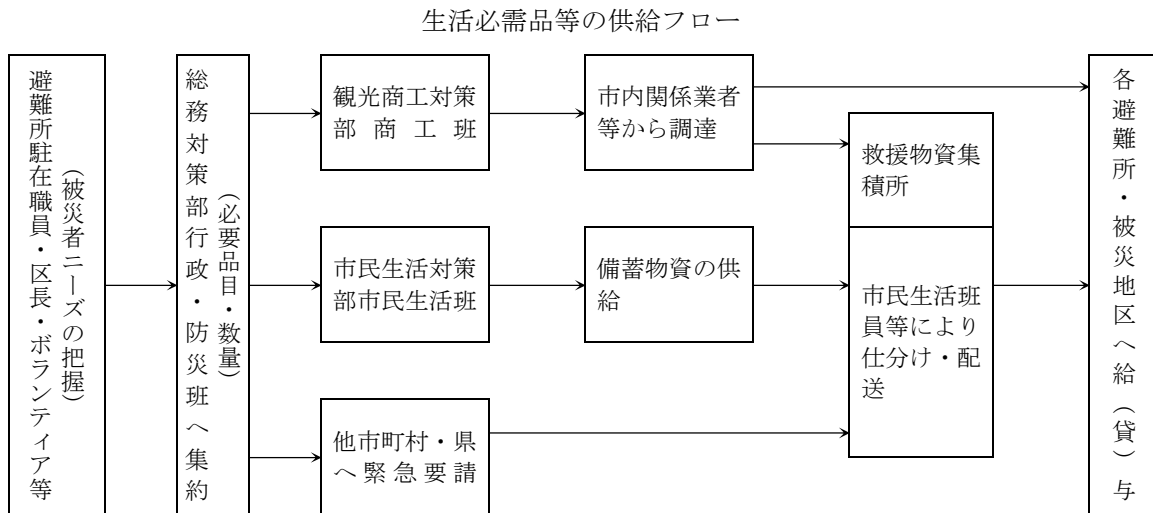
の確保のための指導を行う。

第3 救援物資集積所の確保

- 1 県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。
- 2 当該施設に搬送された救援物資等は、市民対策部市民生活班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

資料編 ○救援物資集積所一覧



第4 「山梨県小災害内規」による給与

災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害については、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、市は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第21節 飲料水確保対策

災害のため飲料水が、こぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。

第2 給水活動

1 水の確保方法

市は、次により応急給水用飲料水の確保をする。

- (1) 配水池等構造物（拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等）
- (2) 耐震性貯水槽
- (3) 予備水源（地下水や湧水の確保等（含む民間水源等））
- (4) 住民の備蓄
- (5) 協定締結市町村、県等から調達

資料編 ○食料等備蓄状況
○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書
○災害時における応急活動の協力に関する協定書

2 必要給水量

給水は、一人一日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水方法

市は、次により応急給水を実施する。

- (1) 近隣の水道から給水車、給水タンク車を用いて被災者救護所、救急病院、給食提供所等緊急性の高い所から優先して運搬給水を実施する。
- (2) 指定避難所等での拠点給水を実施する。
- (3) 仮設給水栓、仮設配水管による給水を実施する。
- (4) 溜水、河川水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

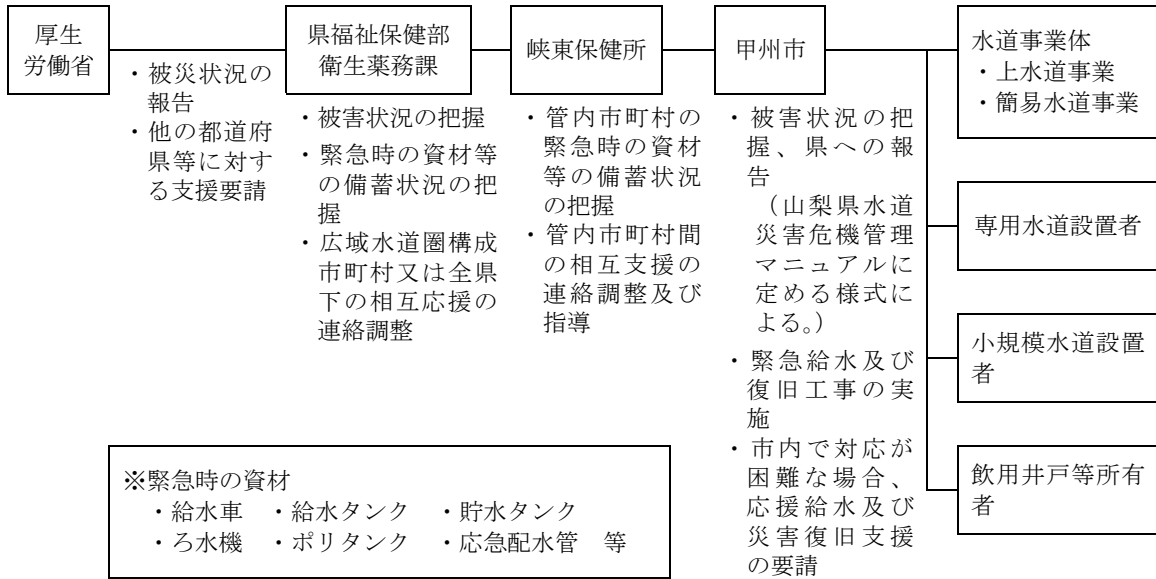
4 応急給水資機材

市は、市で備蓄する次の資機材等により応急給水を実施する。不足する場合は、峡東保健所、協定締結市町村等に要請を行うものとする。

- (1) 給水車、タンクとセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- (2) 小型発電機
- (3) 応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- (4) ろ水機

水道関係災害報告ルート

・自衛隊の出動要請



資料編 ○ 応急給水用施設・資機材保有状況

給水時の留意事項

- ① 給水の優先順位
給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。
- ② 要配慮者への配慮
一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水にあたり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所への復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

第4 給水施設の応急復旧

1 被災状況等の把握

上下水道対策部各班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被災状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

2 応急復旧活動の実施

応急復旧にあたっては、被害の状況により給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な作業を進めるものとする。

(1) 送・配水管路

管路の復旧作業は早期通水の立前から管の破壊、継手の脱出等、管路の切断状態の復旧を最優先し、継手漏水等については通水可能な限り、二次的なものとして扱う。

また、復旧方式については、管路の被害状況により既設管の応急復旧と臨時配水管の布設を併用し、原則として上流から作業を進める。

(2) 給水装置

給水装置の応急復旧は、配水管路の応急復旧と並行して、道路部分の復旧を行うとともに、給水拠点、その他必要場所への応急給水栓の設置を行う。また、倒壊家屋及び焼失家屋の給水装置についても、必要に応じて止水栓又は給水管の一時閉止などの応急処置を行う。

第5 広報の実施

市は給水を行う場合、混乱が生じないように、次の事項について分かりやすく間違いのないように広報する。

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、市防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また、水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、市防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法、水質についての注意事項等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内の必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また、浴槽等に風呂水の汲み置きするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第22節 応急教育対策

教育施設又は児童・生徒等の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒等に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

市立の学校における災害応急教育は、市教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときは、市長が市教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ、応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災したとき。	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき。	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき。	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用

2 教員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で融通する。
- (2) 近隣校との融通を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒等が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒等への対応

校長は、災害の状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護した児童・生徒等数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、市教育委員会と協議し、児童・生徒等の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒等を適切に避難させる。

(1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名以上の教職員を必ずつけて誘導する。

(2) 校長は、避難誘導の状況を逐次市教育委員会に報告し、また、保護者に通報する。

(3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

4 健康管理

(1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。

(2) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。

(3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

(1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。

(2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 その他

学校内に指定避難所が開設された場合、校長は市及び教育委員会との事前協議に基づき指定避

難所の管理運営を支援するものとする。

第4 学校給食施設の措置及び活用計画

一定の地域、あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来、実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となったときは、この場合、次に掲げる事項については、特に留意するものとする。

- 1 他の給食施設・設備の活用対策について
- 2 給食物資及び作業員の確保対策について
- 3 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策について
- 4 パン供給不能の際の米飯給食の計画について
- 5 食中毒の予防対策について
- 6 準要保護児童、生徒給食費補助金追加申請対策について

第5 学用品等の確保

教育総務対策部学校教育班は、学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童・生徒等に対する地震予知情報又は災害情報の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定めるものとする。
- 2 各学校長は、被害の程度に応じて、教育の場所、教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法、組織（子供クラブ等）の整備工夫を行うものとする。
- 5 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づき、可能な限り弾力的に取り扱い、受け入れ及び許可等を速やかに行う。

第7 災害に対する児童・生徒等の事前指導

- 1 関係機関の実施する災害予防等の行事と呼称して、ポスター標語等を通じ事故防止について認識させる。
- 2 学校は常に児童・生徒等の事故防止のため計画的な教育活動の実施を図るとともに、正しい規律の確立に努め、外部諸機関との協調、家庭、PTAとの密接なる連絡を図るものとする。
- 3 各学校は、防災に対する計画を樹立して、災害による事故防止に努めるとともに、児童・生徒等の避難訓練を実施して、人命保護の体制確立に万全を期するものとする。

第8 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第23節 廃棄物処理対策

災害地から排出されたごみ、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を適正に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

なお、市は、自らが被災自治体になることを想定し、平常時、応急対応時、復旧・復興時における、処理手順や処理の実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた災害廃棄物処理計画をもとに、災害時に備えるものとする。

第1 基本的事項

1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は市長が行うものとするが、被害甚大で市で処理不可能の場合は、峡東林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。

2 基本的な処理方針

市は、災害廃棄物の処理にあたっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限りすみやかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。

3 想定される役割

平常時（災害予防）、応急対応時、復旧・復興時における市の役割は次のとおりとする。

また、市は、各段階における処理の手順や実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた「災害廃棄物処理計画」をもとに、災害時に備えるものとする。

平常時 (災害予防)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害支援協定の締結 ○廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○処理スケジュール及び処理フローの検討 ○仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 ○収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討
応急対応時	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の被害状況の把握、県への報告 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ○関係団体等への協力・支援要請 ○処理スケジュール及び処理フローの決定 ○災害廃棄物の処理 ○実行計画の作成 ○処理の進捗状況の管理
復旧・復興時	<ul style="list-style-type: none"> ○実行計画の実施及び見直し ○関係団体との連携 ○処理施設の復旧 ○処理の進捗状況の管理

4 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針（環境省）に規定するものをいう。

種類	内容
災害により発生する廃棄物	
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	量、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設便所等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

5 処理方法

- (1) 可燃ごみは、下表のごみ処理施設等で処理する。
- (2) 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（峡東林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理対象物
甲府・峡東クリーンセンター	笛吹市境川町寺尾1440番地1	(055) 266—7744	369 t / 日	可燃

第2 平常時の対応

1 協力・支援体制の整備

市は、近隣をはじめとする県内市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

一般廃棄物処理施設を新設する場合は、地震等大規模災害に強い廃棄物処理施設とするため、耐震性、不燃堅牢化、浸水対策など、災害対策に配慮した施設づくりに努める。また、廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、点検や修復に備え、プラントメーカー等との協力体制を確保する。

2 処理体制の整備

市は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ次の事項について検討し、把握に努める。

(1) 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計

市は、次の推計方法（県における推計方法）を参考に、被害想定に応じた発生量及び区内処理可能量を推計する。想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に一時的な仮置きをする場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておくとともに、災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く。）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×平均床面積（m ² /棟）×発生原単位（t/m ² ）×係数 ※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×災害廃棄物等の種類別割合			
平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟	RC造：1,454m ² /棟	
	半壊	S造：281m ² /棟	その他：102m ² /棟	
	焼失	木造：127m ² /棟	非木造：322m ² /棟	
発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m ²	RC造：1.107 t/m ²	
	半壊	S造：0.712 t/m ²	その他：0.838 t/m ²	
	焼失	木造：0.696 t/m ²	非木造：0.805 t/m ²	
係数	全壊：1	半壊：0.2		
	焼失（木造）：0.66	焼失（非木造）：0.84		
種類別割合	項目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（%）	18	0.1	0.1
	不燃物（%）	18	65	20
	コンクリートがら（%）	52	31	76
	金属くず（%）	6.6	4	4
	柱角材（%）	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床面積から算出

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月兵庫県）による

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づい	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりの

た発生原単位	排出量の平均値を用いる。
--------	--------------

算出式：「災害廃棄物対策 指針技術資料」による

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	指定避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口-避難者数×（汲取人口/総人口）汲取人口	
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口-避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口 上水道支障率 1/2	水洗化人口+非水洗化人口 地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

算出式：「災害廃棄物対策 指針技術資料」による

1日1人平均排出量：「災害廃棄物対策 指針技術資料」による

(2) 仮置場

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所と、主に破砕・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられる。なお、本市における災害廃棄物の仮置場の候補地は次のとおりである。

災害廃棄物の仮置場候補地

場所名	所在地	使用可能面積（ha）
牛奥みはらしの丘 第1・第2駐車場	甲州市塩山牛奥 5083 番地付近	1.04
甲州市勝沼ぶどうの丘 第4駐車場	甲州市勝沼町菱山 5035 番地 1 付近	
大和市宮駐車場 竜門峡第2駐車場	甲州市大和町田野 55 番地付近	

(3) 処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

第3 応急対応

1 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

2 被災状況等の情報収集

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、市は、処分施設から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。

3 有害な廃棄物の処理等

建築物等に使用されているアスベスト等人体に有害な廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理等を図る。

4 協力・支援の要請

市のみで廃棄物の処理業務が不可能又は困難な場合は、県（峡東林務環境事務所）、他市町村に応援を要請し、速やかに収集・処理を行う。

また、市は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。

(2) 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要面積の見直しを行い、効率的な受け入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。

(3) 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。

7 仮設トイレの設置、し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、環境政策対策部環境政策班が、リース業者等に依頼するなど速やかに仮設トイレを確保し、指定避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(3) 処理方法

ア 収集したし尿は、下記施設で処理する。

イ 被害が甚大で市では処理が困難な場合には、県（峡東林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
し尿処理場	甲州市塩山千野3136番地	(0553) 33-4404	20kℓ/日

8 広報の実施

仮設トイレを設置した場合には、住民に対して設置場所等を市防災行政無線や広報車等により周知を図るものとする。

9 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとする。

10 降灰除去等

(1) 市は、火山噴火による降灰があった場合、県や近隣市町村、関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰に係わる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

(2) 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。

(3) 市は、清掃、集積した火山灰の一時的仮置場、火山灰の利用、処分等について事前に検討を行う。

(4) 道路管理者は、あらかじめ、ロードスイーパー等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、火山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努める。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとする。

(5) 鉄道事業者（東日本旅客鉄道（株））は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

11 環境対策、モニタリング

市は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

第4 復旧・復興時の対応

市は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

また、実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、県に対して助言、支援等を求める。

第24節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、市長が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から仮設住宅の設置委任を受けた場合は、市長は直ちにその設置にあたるものとする。

第2 供与及び修理の対象者

1 応急仮設住宅を供与する罹災者

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

- ア 特定の資産のない失業者
- イ 特定の資産のないひとり親家族
- ウ 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障害者
- エ 特定の資産のない勤労者
- オ 特定の資産のない小企業者
- カ アからオまでに準ずる者

2 応急修理を受ける者

- (1) 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- (2) 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること。

第3 応急仮設住宅の設置場所

1 建設予定地

市は、応急仮設住宅の建設や予定地として次の用地を選定している。応急仮設住宅建設の必要が生じた場合には、災害の状況、災害発生場所等を勘案し、当該用地に適切かつ迅速に建設するものとする。

応急仮設住宅建設用地

平成27年6月22日現在

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 (m ²)	建設戸数 (戸)	特記事項
甲州市民文化会館	甲州市塩山上塩後240番地	市有地	1,610	15	J R 塩山駅から車で3分、県道万力・小屋敷線沿い

松里公民館駐車場	甲州市塩山小屋敷1536番地	市有地	640	4	J R塩山駅から車で10分、県道下萩原・三日市場線沿い
松里中学校旧体育館跡地	甲州市塩山小屋敷38番地2	市有地	2,030	22	J R塩山駅から車で11分、松尾神社東、松里中学校旧体育館跡地
塩山中学校北側駐車場	甲州市塩山下於曾1018番地2	民有地	1,160	10	J R塩山駅から徒歩で10分、塩山中学校北側、市役所職員駐車場
勝沼中央公園グラウンド	甲州市勝沼町勝沼1310番地	市有地	16,000	104	中央自動車道勝沼ICから車で5分
大和スポーツ公園	甲州市大和町日影772番地	市有地	9,430	113	J R甲斐大和駅より徒歩15分
塩山総合グラウンド	甲州市塩山小屋敷1897番地	市有地	19,500	200	J R塩山駅から車で10分
勝沼健康公園	甲州市勝沼町休息1863番地2	市有地	2,370	24	J R塩山駅から車で11分、勝沼健康福祉センター東側
ぶどうの丘専用駐車場	甲州市勝沼町菱山1388	市有地	3,650	17	J R勝沼ぶどう郷駅から車で3分、ぶどうの丘専用駐車場
		計	56,390	509	

2 建設用地の選定

災害により、当該用地に建設ができない場合、あるいは当該用地だけで不足する場合は、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとする。

建設用地の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ② 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③ 被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

第4 建設資機材及び業者の確保

市は、市内建設業者に委託して仮設住宅の建設又は応急修理を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県災害対策本部、県建築住宅課を通じて（一社）プレハブ建築協会及び（一社）全国木造建設事務協会の協力を要請する。

なお、応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

第5 入居者及び修理対象者の選考

1 市営住宅への入居

市は、甲州市営住宅設置及び管理条例（平成17年条例第122号）の規定に基づき、災害により住宅が滅失した者には、公募を問わず、優先的に入居させるものとする。

2 応急仮設住宅への入居又は住宅の応急処理

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、選考委員会等を設置、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、公平な選考に努める。

第6 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

市は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

第7 広報の方法

応急仮設住宅への入居、住宅の応急修理等の募集に関する広報は、次により行う。

1 市防災行政無線

2 市ホームページ

3 C A T V

4 市役所本庁舎、勝沼庁舎、大和庁舎、各指定避難所等への掲示

第8 管理及び処分

1 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

2 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第9 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第25節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を捜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として市長が行う。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、市長の補助を得て知事が行い、知事から委任されたときは知事の補助機関として市長が行うものとする。

第2 救出の対象者

地震等災害の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

1 救出活動

(1) 救出活動は、市職員及び消防団が、保有する救出资機材等を活用して実施し、自主防災会等に協力を依頼する。

なお、市は、民生・児童委員、区長、自主防災会等の協力を得て、平常時より妊産婦、乳幼児、寝たきりの高齢者、身体障害者等要配慮者の所在及び要配慮者の状況把握に努め、災害時に備えておくものとする。

(2) 必要に応じて東山梨消防本部塩山消防署、日下部警察署に協力を要請するとともに、緊密な連携のもとに救出にあたるものとする。

(3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、医療関係機関の協力を得るほか、本章第17節「医療・保健対策」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、市内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、市内のみの動員又は市にある資機材では救出が困難な場合は、協定締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
	○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な

状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに市及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防等の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5 孤立地区対策

市内において孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、次の措置をとるものとする。

なお、市において孤立の発生する可能性が高い地区は、次のとおりである。

孤立予想地区

（平成31年4月1日現在）

地区名	世帯数
塩山一之瀬高橋	20
勝沼町深沢	17
大和町天目	10
塩山牛奥嵯峨塩	2

1 県への報告

孤立地区が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合には、孤立地区や関係道路等の被害に関する情報を県に報告するとともに、状況に応じて応援を要請する。

2 必要物資の確保

孤立地区内の住民の人数、季節等を勘案し、必要な食料、飲料水、生活必需物資等を確保する。物資の不足が予想される場合、長期化が想定される場合等には、陸路、空路等あらゆる手段を活用し、物資の供給を行う。

3 情報通信体制の確保

市は、孤立地区が発生した場合には、孤立地区との連絡を確保し、住民の不安を除くよう努めるものとする。電話線等の切断により、有線電話が途絶した場合には、携帯電話等による通信の確保に努める。

4 救出・救助の実施

地区住民の救出・救助の必要が認められる場合には、陸路、空路あらゆる手段を活用し、行うものとし、空路による実施が必要なときは、県に対して消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請依頼を行うものとする。

5 道路応急復旧

通行が不能となっている市道については、建設業者等の協力を得て道路の応急復旧を実施する。また、市管理以外の道路については、関係道路管理者に被害の状況を報告し、速やかな応急復旧の実施を要請する。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第26節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

大規模な災害により死亡した者や行方不明者に対して、防災関係機関との相互連携により、搜索、処理、埋葬等を速やかに行い、被災地の民心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、市長が行うものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、市長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには市長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、市は市民生活対策部市民生活班に相談窓口を設置し、日下部警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録した書面で日下部警察署に通知し、書面による通知が困難な場合には、電話等により連絡する。

2 搜索活動

搜索活動は、市職員、消防団のほか日下部警察署等に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、自主防災会等地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、市本部及び日下部警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

- (1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。
- (2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び市救護班による検案を終えた死体は、本部長が開設する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

日下部警察署、自主防災会等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め死体を引渡す。身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等

を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、公共建物、寺院又は公園など死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイスなど必要機材を確保する。死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

なお、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合には、協力を依頼するものとする。

資料編 ○災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

第5 埋・火葬

1 埋葬の実施基準

死体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

2 埋葬の実施方法

(1) 火葬は、火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

(2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

(3) 埋・火葬に付する場合は、埋葬台帳（資料編「各種救助に係る様式」（様式17））により処理するものとする。

資料編 ○各種救助に係る様式

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、市が実施するものとする。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が市長の補助を得て行うが、知事から実施を委任されたときには市長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

障害物の除去は、建設対策部道路整備班が担当し、市内建設事業者等に請負わせて速やかに実施する。

市のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

市は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また、半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、市所管の道路に障害物が堆積した場合、又は放置された場合は、速やかに県に報告するとともに、市指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送対策」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また、河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請す

る。

第3 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また、住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積するものとする。しかし、公有地が使用できない場合等には、所有者の承認を得て私有地を使用するものとし、その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法が適用された場合の、救助対象者、費用の限度額等は、本章第15節「災害救助法による救助」及び資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 生活関連事業等の応急対策

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 電力事業者の措置

(1) 防災体制

ア 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想される場合を含む。)
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

イ 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨支店内に災害対策本部及び支部を設置する。

(2) 応急復旧対策

ア 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

イ 設備の予防強化

(ア) 洪水等の被害を受けるおそれのある変電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

(イ) 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

ウ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合等には、適切な危険防止措置を講じる。

エ 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、ホームページ上で災害状況を情報提供する。また必要に応じて、自治体との協力体制により防災無線にて周知する。

（ア）感電事故及び漏電による出火の防止

（イ）電力施設の被害状況、復旧予定等

オ 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

2 市の措置

市防災行政無線、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

(1) 感電事故及び漏電による出火の防止

(2) 電力施設の被害状況、復旧予定等

第2 電気通信事業施設応急対策（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

(1) 災害時用公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、指定避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。

(2) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には指定避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出し及び指定避難所での充電サービスに努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル（171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

(1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

(3) 災害用伝言ダイヤル（171）等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、指定避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第3 コミュニティガス施設応急保安対策（フルーツ山梨農業協同組合、日東物産(株)、(株)ジョモプロ関東、関東グロリアガス(株)）

1 コミュニティガス事業者の措置

(1) 特定製造所

ア 特定製造所に異常を認めたとき。

(ア) 特定製造所のガス発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

(イ) 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

(ウ) 調査の結果応急修理不可能なときは仮設による供給を行う。

イ 特に周囲の被災が大きいと判断される場合は、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視する。

(2) 導管

ア 本支管及び供給管

(ア) 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

(イ) 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

イ 屋外管・屋内管

(ア) 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

(イ) 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による気密検査を行う。

ウ 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

(3) 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

2 市の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

市防災行政無線、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 使用再開にあたっての注意事項

イ コミュニティガス施設の被害状況、復旧予定等

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第4 液化石油ガス応急保安対策

1 液化石油ガス事業者の措置

(1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、(社)山梨県LPGガス協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

ア 関係機関との連絡

- イ 一般消費者向け広報
- ウ 応急復旧資機材の調達
- エ 復旧要員の派遣

2 市の措置

(1) 警戒区域の設定等

漏洩、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、立入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。

(2) 広報の実施

市防災行政無線、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施する。

ア 使用再開にあたっての注意事項

イ 液化石油ガス施設の被害状況、復旧予定等

(3) 液化石油ガスの斡旋、供給要請

指定避難所への液化石油ガスの斡旋、供給等について、積極的な協力を要請するものとする。

第5 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

イ 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

ウ 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

エ 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに東山梨消防本部塩山消防署、日下部警察署、消防吏員に通報する。

(2) 市の措置

ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示する。

イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の出入りの制限並びに禁止若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、東山梨消防本部塩山消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大防止を図る。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

2 高圧ガスの応急対策

(1) 製造者等の措置

- ア 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- イ 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- ウ 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- エ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

(2) 市の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設に保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。
- ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部塩山消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。
- エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編 ○山梨県高圧ガス地域防災協議会（防災事業所）

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 市の措置

- ア 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。
- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を

指示する。

ウ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部塩山消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

資料編 ○危険物施設一覧

4 毒物劇物の応急対策

(1) 毒物劇物の管理者の措置

ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立入りを禁止する。

イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。

ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。

エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

(2) 市の措置

ア 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは製造所、貯蔵所、取扱所等の施設管理者に対して保安その他必要な措置を指示する。

イ 漏洩、流出又はそのおそれがあると判断したときは、東山梨消防本部塩山消防署及び日下部警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立入りの制限並びに禁止、若しくは退去を命ずる。この場合避難者については、その立ち退き先を指示する。

ウ 漏洩、流出又はそのおそれがあるときは、東山梨消防本部塩山消防署に出動を要請し、災害の防ぎよ又は災害の拡大を防止する。

エ 負傷者の救出、救護並びにその他必要な措置を講ずる。

第6 郵便業務応急対策

日本郵便株式会社及び市内の郵便局は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便はがき等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便はがき等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、指定避難所に収容されている者又は被服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災1世帯当たり通常はがき5枚及び郵便書簡1枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容とした現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された市内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を求めることを内容とし東日本電信電話（株）が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

第29節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 対象世帯と支給額

支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

対 象	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯	100万円	75万円
大規模半壊世帯	50万円	35.5万円
中規模半壊世帯	二	二

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額(全壊、大規模半壊)		支給額(中規模半壊)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯	200万円	150万円	<u>100万円</u>	<u>75万円</u>
居住する住宅を補修する世帯	100万円	75万円	<u>50万円</u>	<u>37.5万円</u>
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)	50万円	37.5万円	<u>25万円</u>	<u>18.75万円</u>

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 市の事務

市は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また、支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害に係る次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 市名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流失、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28年1月1日より、県・市が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度を実施する。

1 適用要件

- (1) 対象となる自然災害
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯
支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一

- | |
|--|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定 |
|--|

第3 中小企業金融対策

1 融資一覧表

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	使途	限度額	利率	期間	担保等	備考
中小企業金融公庫 甲府支店 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害 復旧 貸付	被災救助法発動地域のうち、 被災した中小企業者		既往貸付の残高に係わらず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、 特定の激甚災害の場合は、 その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	必要に応じて担保・保証人を定める	特別利率を適用する場合は市長その他担当の機関の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害 貸付			(1) 各融資制度の融資限度額に1災害 3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付は各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市長その他の担当の機関の発行する被害証明書または特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害 復旧 資金			定めなし	商工中金所定の利率。ただし、特定の激甚災害等についてはその都度定める。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	<u>経済変動対策融資(災害復旧関係)</u>	政令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。
	<u>経済変動対策融資(東日災復興関係)</u>			設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.60%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災害関係保証の特例

- (1) 機関名 山梨県信用保証協会
- (2) 概要

- ア 災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

- 1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）
- 2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し
 ※融資受付時の支援機構の融資金利と同率

3 信用保証について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による災害関係保証の特例

- (1) 機関名 山梨県信用保証協会
- (2) 概要

- ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。
- イ 信用保証料の低減措置をとる。

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金

貸付対象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で市長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の用途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金

貸付限度額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平成総収入の50%以上の者）に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	J A又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害援護資金等貸与計画

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯 (原則官公署の発行する被災証明書が必要)	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯(所得制限あり)	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種類別	福祉資金・福祉費(災害を受けたことにより臨時に必要な経費)		住宅資金、事業開始・継続資金

貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 (6月以内の据置)	10年以内 (うち3年据置)	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実施機関	山梨県社会福祉協議会	甲州市（県は全額市に貸与、国はそのうち2/3を貸与する。）	県

第7 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・市・日本赤十字社県支部・共同募金会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第8 罹災証明書の交付等

市は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行う。

このため、平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

資料編 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第9 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第10 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、市は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続が1か所で行える体制整備に向けて検討する。

第11 住民、企業等への広報

上記の各種事業・制度等について、必要な住民や企業等が公平な利用を図る必要があることから、これらの内容について広報、CATV、市ホームページ等を活用し、住民や企業等に対して広報に努める。

第12 労働力確保対策

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

1 労働力の確保

(1) 塩山公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

ア 幹旋業務の円滑を期し、緊急計画を樹立する。

イ 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集についての求人広告に関する所要の措置をとる。

ウ 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者についてはあらかじめ居住地、連絡先、連絡方法等を整理しておく。

(2) 市長は、塩山公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

2 災害応急対策求人について

市長又は防災関係機関の長は、塩山公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込みを行うものとする。

(1) 職種別所要求人の数

(2) 作業場所及び作業内容

(3) 作業時間、賃金等の労働条件

(4) 宿泊施設の状況

(5) 必要とする期間

(6) その他必要な事項

3 その他

(1) これら災害応急対策に塩山公共職業安定所の幹旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

(2) 塩山公共職業安定所長は、2の求人により応募した就労希望者の配置については、緊急度、重要度等について峡東地域県民センター所長と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第30節 災害ボランティア支援対策

第1 災害ボランティアの受け入れ

市、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

また、広域的なボランティアの受け入れ調整等について、速やかに実施できるよう、県及び関係団体等との情報共有体制等の連携を強化する。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、「山梨県民間社会福祉災害対策マニュアル」によりそれぞれ互いに協力するものとする。

さらに、市、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO、ボランティア団体等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

第3 甲州市社協福祉救援対策本部（甲州市災害ボランティアセンター）の活動

市社会福祉協議会会長は、被災地での被災状況を把握のうえ、市災害対策本部と協議して、市社会福祉協議会を事務局とする甲州市社協福祉救援対策本部（甲州市ボランティアセンター）を設置する。

主な活動内容は、次のとおりである。

- 1 被災地外からのボランティア（個人・グループ）受け入れ窓口の設置運営
- 2 生活支援ニーズとボランティア活動のコーディネートやそのための具体的な取り組み
- 3 救援ボランティア活動に関する情報の被災地外への発信
- 4 救援にあたるボランティア団体、企業・労組、NPO等とのネットワークづくり
- 5 福祉救援活動拠点、活動用備品・機材、スペース等の確保

第4 市の活動

市災害対策本部は、甲州市社協福祉救援対策本部（甲州市ボランティアセンター）の協力を得ながら、以下の活動に努める。

- 1 要配慮者等のニーズ把握、安否確認
- 2 相談窓口等による生活ニーズへの相談対応
- 3 被災者向けの生活支援サービスに関する情報提供
- 4 要配慮者への緊急在宅サービスの実施、提供（食事サービス、入浴サービス、外出介助、在宅補修サービス等）

- 5 ボランティアや近隣住民等と連携した生活支援活動の実施（民生児童委員地元ボランティア等との連携）
- 6 保健・医療・心理・保育・障害等の専門職と連携した生活支援活動のコーディネート業務
- 7 車いす用トイレ、入浴設備等、バリアフリー化への対応

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と合わせて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に合わせて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、市内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画

- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

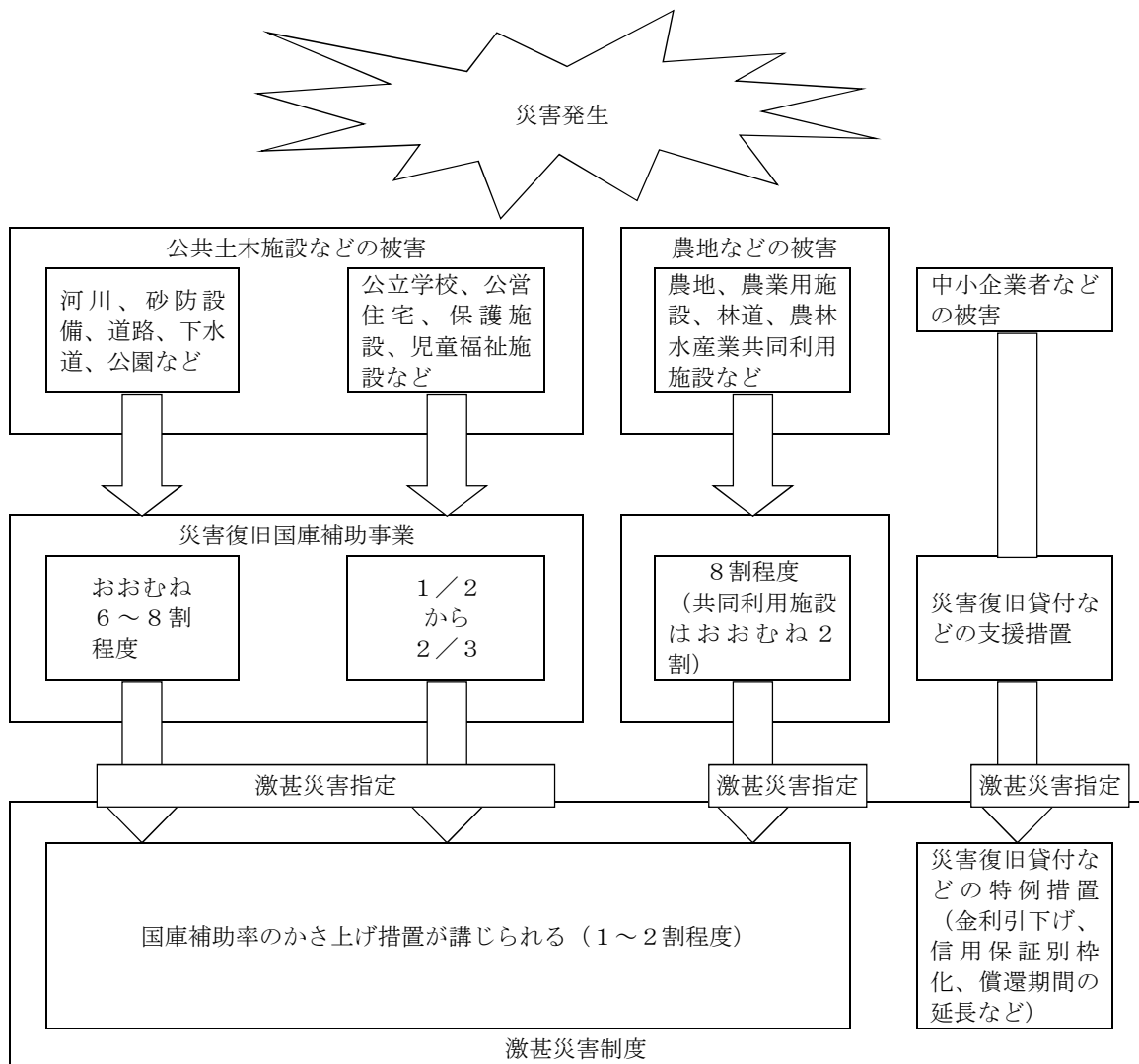
第1 計画の方針

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- 1 知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
- 3 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

激甚災害制度の仕組み



第5章 水防計画

第1 総則

1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）並びに県水防計画に基づき、甲州市内の各河川の洪水による水災害の警戒、防御及び水災害による被害を軽減し、住民の安全を保持することを目的とする。

2 水防の責任

市は、水防法第3条の規定に基づき指定水防管理団体として水防に対処するため情報の確保に努め、市内の保全と住民の生命、身体及び財産を水災害から保護しなければならない。

第2 水防組織

1 市水防本部の設置

気象情報、洪水予報（水防法第10条）及び水防警報（水防法第14条）の通知等により、洪水のおそれがあると認められる場合は、市は、水防本部を設置し水防業務を処理する体制をとるものとする。

2 市災害対策本部との統合

災害対策基本法第23条の2に基づく市災害対策本部が設置されたときは、市水防本部組織は、市災害対策本部組織へ移行し、業務は市災害対策本部が処理するものとする。

3 市水防本部の閉鎖

水防本部長は、市内において水害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は水害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市水防本部を閉鎖するものとする。

4 市水防本部組織及び分掌事務

市水防組織及び分掌事務は、災害対策本部の組織及び分掌事務と同様とする。

5 水防管理地区

市は、市内の管理地区において、地区内の水防を必要とする場合の警戒・防御は水防団が実施するものとする。

第3 巡視警戒及び市指定水防区域・危険箇所

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

市長、水防団長、塩山消防署長（以下、本章において「水防管理者（市長）等」という。）は、随時市内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

市長は、市管理河川等について上記に係る連絡を受けたときは、必要な措置を行うものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者（市長）に報告するものとする。

水防管理者（市長）等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者（市長）等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、峡東建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、峡東建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、ただちに関係者等に連絡するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

水防管理者（市長）等は、市内の河川等を随時巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

2 重要水防箇所

重要水防箇所は、資料編に定めるとおりである。

資料編 ◦重要水防区域一覧

3 警戒区域の設定

水防法第21条の規定により、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、警戒区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

第4 土石流発生危険箇所

市は、地震・暴風雨等を誘因とした崖崩れ等に備えるとともに、資料編に掲げるとおり、市内には土石流発生危険箇所が存在することから、危険が予想される箇所に対し、県と協力のうえ、地域の安全の確保を図るものとする。

資料編 ◦土石流危険渓流一覧 ◦重要水防区域一覧 ◦雨量観測所一覧 ◦水位観測所一覧 ◦水防倉庫一覧 ◦水防に関する避難のための立退区域一覧 ◦指定避難場所一覧

第5 重要水門の管理

市は、市内における重要水門を把握し、適切な操作を行うとともに、水害を未然に防止するよう

措置するものとする。

市内の水門等は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○農業用取水堰及び水門一覧

第6 水防資機器材及び設備の整備運用並びに輸送

1 設備資材及び資機器材の整備

市は、河川の状況に応じ、水防資機器材及び設備の整備を推進するものとする。

水防倉庫及び水防資機器材の管理及び使用は、市長が行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、市長が権限を委任する者又は水防分団長が使用するものとする。

なお、水防倉庫の資機器材を使用した場合は、当該責任者は、直ちに水防本部に報告を行うものとする。

資料編 ○水防倉庫一覧

2 輸送車両の確保・調達

市は、緊急を要する場合は、市の水防活動に使用できる輸送車両のほか、民間会社の車両を借り上げるものとし、必要に応じて庁用バイク等を使用するものとする。

第7 通信連絡

1 水防本部の通信連絡系統

水防時に必要とする連絡のため、電話・電報等の通信を要する主な系統は、本項別表のとおりとする。

2 通信連絡方法

水防上緊急を要する通信については、おおむね下記によるほか、非常の場合は、NHK甲府放送局、テレビ山梨及び山梨放送により連絡するものとする。

- 第1連絡 市防災行政無線
- 第2連絡 東山梨行政事務組合東山梨消防本部無線
- 第3連絡 NTT電話
- 第4連絡 警察超短波無線
- 第5連絡 電報
- 第6連絡 自動車
- 第7連絡 オートバイ
- 第8連絡 自転車
- 第9連絡 徒歩

近距離連絡確保のため、水防通信発着点、資材の備蓄場、水防作業場等には、自転車及び自動車伝令を配置するものとする。

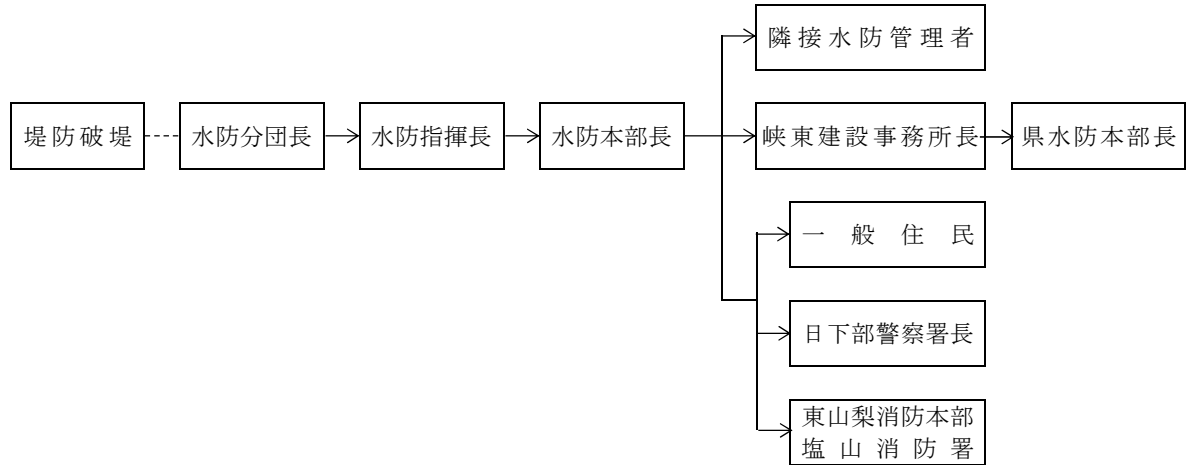
なお、通信連絡の具体的実施手段・方法等の詳細については、一般災害編第3章第9節「災害通信計画」に準じて実施するものとする。

3 堤防決壊の通知

堤防等が破堤した場合は、水防本部長は直ちに峡東建設事務所長及び氾濫のおそれがある隣接

水防管理者にその旨を通報するものとする。

＜堤防決壊の通知連絡系統図＞



第8 観測通報

水防法第10条の規定により気象状況の連絡を受けたときは、市は、速やかに次の措置をとるものとする。

1 市指定水防区域・危険箇所の観測通報

市指定水防区域・危険箇所の観測通報については、資料編「重要水防区域一覧」に基づき、管内一般への状況の通知を行うものとする。

資料編 ○重要水防区域一覧

2 水位・雨量の通報

水防本部は、峡東建設事務所及び国土交通省甲府河川国道事務所から水位・雨量の変動・警戒すべき通知を受けたとき、又は本部自ら出水のおそれを察知したときは、各分団へ迅速に通知するものとする。

3 雨量観測所

水防本部は、次に定める場所に、雨量計を設置し、観測者と常時連絡をとり、雨量の測定を行うものとする。

資料編 ○雨量観測所一覧

第9 水防警報

1 水防警報の種類及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報により、又は、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	大雨・洪水警報、特別警報等により、又は、すでに氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合等は、上記に準じて水防警報を発表する。		

2 水防警報の発表者及び発表責任者

水防警報の発表者及び発表責任者は、次のとおりである。

発表者	水防警報の発表者は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第12条により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所とする。
発表責任者	水防警報の発表責任者は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長とする。

3 水防警報の発表文の様式

発表文は種類・河川名・基準水位観測所・警報番号・発表日時・発表機関名・警告文をもって構成する。

ただし、警報番号は、洪水ごとに各基準水位観測所について一連番号で整理するものとする。

資料編 山梨県が行う水防警報

第10 水防機関の活動

1 水防管理団体の非常配備

(1) 非常配備の指令

水防本部長が水防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ア 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- イ 緊急にその必要があるとして県知事から指示があった場合

(2) 市の非常配備

水防本部長は、常時勤務から水防非常体制への切替えを确实迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交代休養させ、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

ア 配備体制の種別及び参集人員

市水防本部の配備体制は、災害が発生した場合及び災害の発生が予想される場合に区分を行い、配備体制ごとに参集人員を決定する。

それぞれの発令時期・体制及び参集人員の内容は、次のとおりとする。

種 別	第1 配備体制
時 期	今後の気象情報及び水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするまでに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき指令する。
内 容	少人数の人員で、主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに招集その他活動ができる体制とする。
参集人員	建設対策部、総務対策部

種 別	第2 配備体制
時 期	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約3時間後には水防活動の開始が考えられると判断されるときに指令する。
内 容	所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。
参集人員	本部長・副本部長・本部付・全対策部長・市内在住全対策部員

種 別	第3 配備体制
時 期	事態が切迫し、水防活動の必要が予想されるとき、あるいは危険性が大きく、第2 配備体制では対処できないときに指令する。
内 容	所属人員全員を動員し、完全な水防体制とする。
参集人員	本部長・副本部長・本部付・全対策部長・全対策部員

※ 配備体制の指令は、状況に応じて第1 配備体制から直ちに第3 配備体制を発する場合もあり、また、予想された危険性が少なく全面出動を必要としないと認められるときは第2 配備体制までとし、第3 配備体制を発しない場合もある。

イ 注意事項

(ア) 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令が予想されるときは出動するものとする。

(イ) 配備体制発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するものとする。

(3) 水防団に対する非常配備

ア 待機

水防団長は、水防団の連絡員を市水防本部に待機させると共に、その後の状態を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような体制をとるものとする。

待機命令は、おおむね次の状況の際発するものとする。

(ア) 洪水予報が発せられたとき。

(イ) 県水防本部が待機の体制に入ったとき。

イ 準備

水防団長、対策部長等は、所定の詰所に集合し、また、資機器材の整備点検、作業人員の配備計画等にあたり、水防上危険と認められる工作物の所在箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のため一部団員を出動させるものとする。

準備命令はおおむね次の状況の際発するものとする。

(ア) 河川の水位が通報水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測

されたとき。

（イ）水防警報が通知されたとき。

（ウ）自ら必要と認めたとき。

ウ 出動

水防団の一部又は全員が所定の詰所に集合し警戒配置につく出動命令は、おおむね次の状況の際発するものとする。

（ア）河川の水位が警戒水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。

（イ）水防警報（出動）が、通知されたとき。

（ウ）自ら出動の必要を認めたとき。

（4）報告

次の場合には、水防本部長は、峡東建設事務所に報告するものとする。

ア 警戒水位に達し又はそれ以外の場合においても水防団が出動したとき。

この場合、水防本部長は、その所轄区域内に出動信号を発すると共に所轄地区警察に通報するものとする。

イ 危険が増大して水防作業を開始したとき。

ウ 堤防その他の異状を発見したとき。

2 水防作業の実施

水防管理者（市長）の要請があったとき、又は監視警戒の状況報告その他により水防作業を実施する必要があると認められたときは、水防作業にあたるものとする。

3 水防標識等

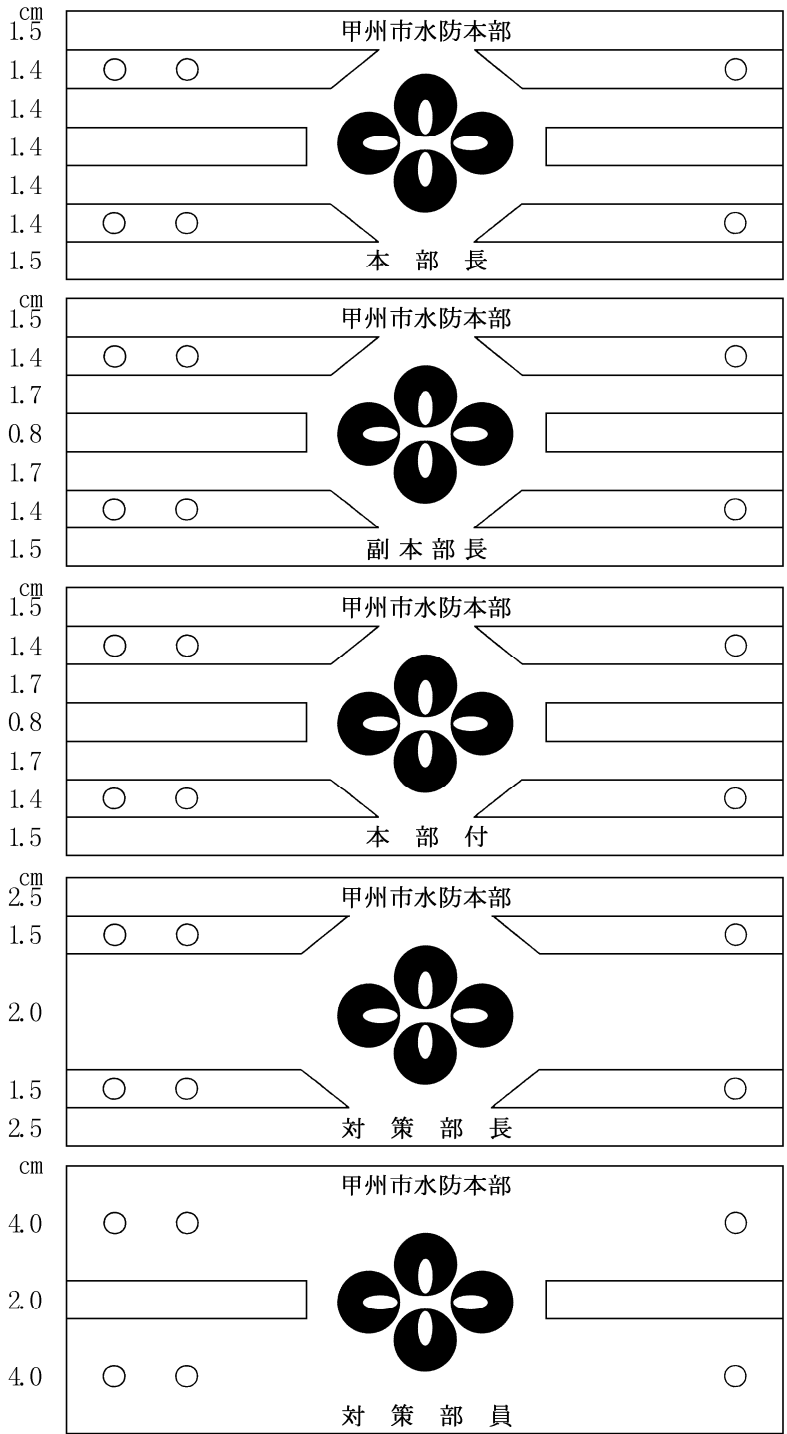
市は、水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定めるものとする。

(1) 水防本部員の標識

左腕に腕章をつける。

<腕章>

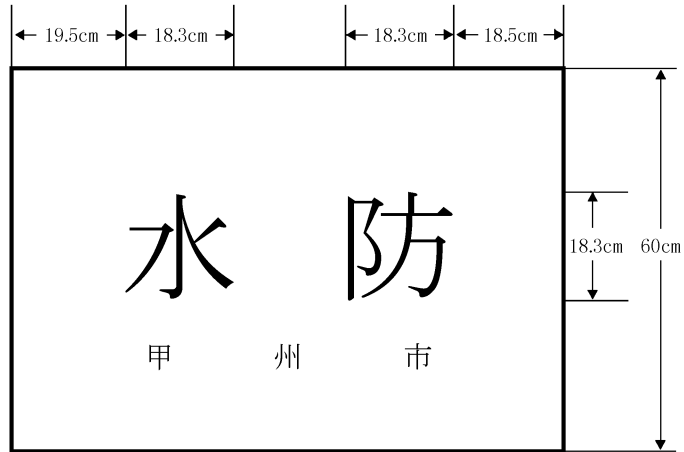
規格 縦10cm 横 40cm
 材料 ビニール
 製式 地色は白、市章は黒、横線は赤



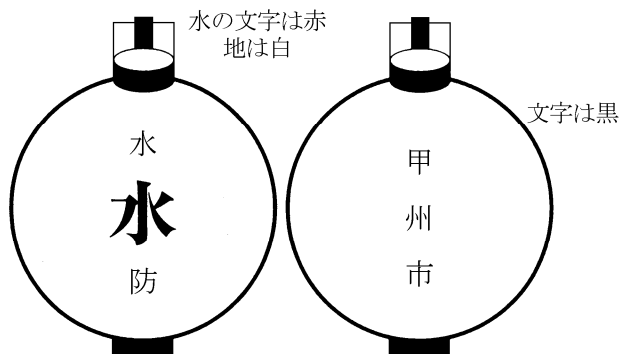
(2) 市水防本部の標識

昼間は標識を掲げ、夜間は提燈を掲げる。

(昼間) <標 識>



(夜間)



(3) 水防用自動車優先通行標識

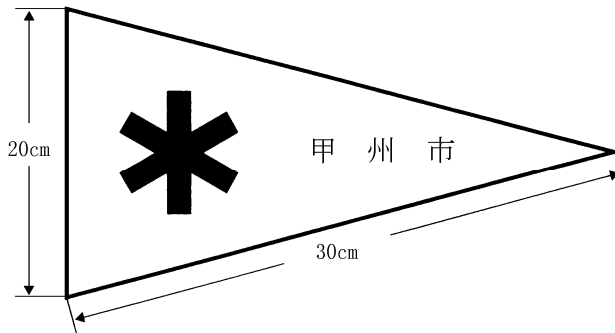
水防用自動車として使用する車は、水防用自動車優先通行標識を車に掲げる。

<自動車標識>

規格 縦20cm 横30cm

材料 布

製式 地色は白、マークは赤、文字は黒



4 水防信号

(1) 水防信号

水防信号は、次に定めるとおりである。

種類	設備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお、増水のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をする。	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○— ○— ○— 休止約15秒
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせる。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 ○— ○— ○— 休止約6秒
第3信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出動すべきことを知らせる。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 ○— ○— ○— 休止約5秒
第4信号	必要と認める区域内の居住者に、避難のため、立ち退くべきことを知らせる。	乱 打	約1秒 ○— ○— ○— 休止約5秒

(2) 水防信号発信に際しての留意点

水防信号を発信するに際しては、次の各項目に留意するものとする。

- ア 信号は、適宜の時間継続すること。
- イ 必要があれば警鐘、信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。
- ウ 危険が去ったときは、本項別表により、市防災行政無線等で周知させるものとする。

5 避難計画

(1) 立ち退きの指示

水防本部長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合、又は破堤の危険にひんした場合には、水防法第29条の規定により、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。

(2) 日下部警察署長への通知

水防本部長は、前記(1)の立ち退き又は準備を指示した場合は、日下部警察署長にその旨を通知するものとする。

(3) 避難計画

避難計画は、一般災害編第3章第16節「避難対策」に準じて実施するものとする。

(4) 指定避難所

指定避難所については、資料編に定めるとおりとする。

資料編 ○指定避難場所一覧

6 水防解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒措置の必要がなくなり水防解除を命じたときは、水防解除の措置を一般に周知させると共に、峡東建設事務所長を通じて県知事にその旨

報告するものとする。

7 水防報告

(1) 峡東建設事務所に報告すべき事項

水防本部長が峡東建設事務所に緊急に報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 水防団を出動させたとき。
- イ 他の水防本部長等に応援を要請したとき。
- ウ 堤防が決壊したとき。
- エ 洪水増減の状況
- オ 応援の状況
- カ その他必要と認める事項が生じたとき。

(2) 水防てんまつ報告

水防作業が終了したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防本部長は、峡東建設事務所に報告を行い、報告書の写しを保管するものとする。

水防記録の内容は、次のとおりである。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 水防団員又は水防機関に属する者の出動の時期及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- カ 使用資機材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- キ 水防法第28条による収用又は使用又は資機器材の種類及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- ケ 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所・氏名とその事由
- コ 応援状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 現場指導者公職氏名
- ス 警察の援助状況
- セ 立ち退きの状況及びそれを指示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及びその功績
- チ 爾後の水防につき考慮を要する点その他、水防本部長の所見
- ツ 堤防その他の施設について緊急を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- テ その他必要な事項

8 水防訓練

(1) 水防訓練の定期実施

水防法第35条の規定により、市は水防訓練を実施するものとする。水防訓練の実施は、県水防指導員の指導により水防訓練を行うものとする。

(2) 水防訓練の内容

水防作業は、暴風雨時の夜間作業を実施することを想定のうち、次の各項目の訓練を実施するものとする。

- ア 観測訓練
- イ 通信連絡（通報）訓練
- ウ 動員編成訓練
- エ 輸送訓練
- オ 工法訓練
- カ 避難訓練

第11 協力応援

1 水防管理団体相互の協力及び応援

(1) 他の水防管理者（市町村長）等への応援の要請

水防管理者は必要があるときは、他の水防管理者（市町村長）又は水防団長に対し、応援を求めるものとする。

また、水防本部長は、必要に応じて応援に関する指示を行うことがある。

(2) 他の水防管理者（市町村長）等の応援出動

応援を求められた水防管理者（市町村長）又は、水防団長は、自らの水防に支障がない限り、この求めに応ずるものとし、作業行動等については応援を求めた水防管理者（市町村長）の所轄の下に行動するものとする。

2 隣接市町村との協力

市は、市域と隣接する山梨市・笛吹市・大月市と水防に関する連絡を密にし、相互に協力応援体制を整えるものとする。

3 警察官の出動要請

水防管理者（市長）は、水防上必要があると認めたときは、日下部警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。

第12 その他

1 費用負担

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用は水防法第41条の規定によりそれぞれ、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援した水防管理団体との間で協議によって決定するものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防作業を実施するうえで、必要と判断されるときは、水防管理者は、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木その他の資材の収用

エ 車馬その他運搬具又は器具の使用

オ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあつてはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、別に定める権限書を携行し必要ある場合にはこれを提出するものとする。

(3) 公用負担

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として別に定める公用負担書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれを成すものとする。

3 災害補償

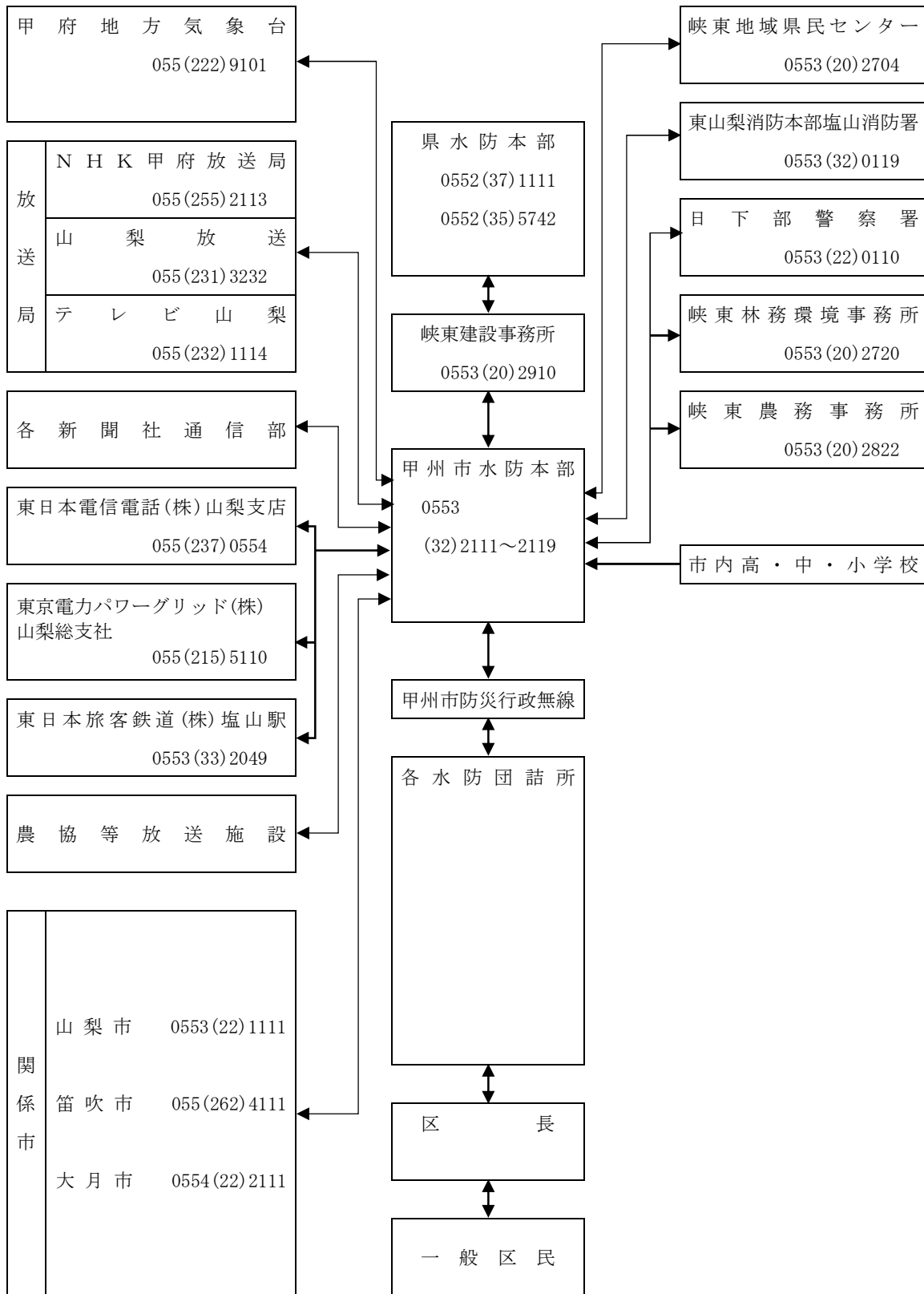
(1) 公務災害補償

水防団長又は水防団員が公務により死亡、負傷し、若しくは病気にかかり又は廃疾となったときは、その者の所属する水防管理団体は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

(2) 水防法第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償

水防法第24条の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡及び負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となったときは、当該水防管理団体は、条例の定めるところにより損害を補償するものとする。

別表 団体との連絡系統



地震編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章「東海地震に関する事前対策計画」をもってあて、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。

また、県及び市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

市は、県に準じた地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように、平時から体制を整備する。

ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとする。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 地震防災知識の普及及び教育
- ウ 大規模な地震防災訓練の実施
- エ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 建築物等耐震対策の強化促進
- キ 危険物等災害予防対策の推進
- ク 地震防災応急計画の作成・指導
- ケ 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- コ 大震火災対策の推進
- サ アからコまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 備蓄物資の放出及び知事に対する物資等の供給、斡旋要請
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 市の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

(1) 地震災害予防対策

- ア 地震防災に関する組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進
- ス アからシまでのほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

(2) 地震防災応急対策

- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- イ 警戒宣言、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- オ 避難の勧告及び指示
- カ 被災者の救助その他の保護
- キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- コ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- サ 緊急輸送の確保
- シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
- ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
- セ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ソ 他機関への応援要請
- タ アからソまでのほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置

(3) 地震災害復旧対策

- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示

- イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の中途解約等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払の迅速化措置
- ウ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨県拠点）
 - ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - カ 主要食料等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局東京分局（山梨森林管理事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - イ 民有林直轄治山事業の実施
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ア 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - イ 緊急輸送に使用し得る連絡体制の確立
- (5) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (6) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (7) 山梨労働局（山梨労働基準監督署）
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導

- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (8) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）
 - 一般災害編の記載事項のほか、災害対策として下記の事項を行う。
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - エ 官庁施設の災害予防措置
 - オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - カ 水防活動、土砂災害防止活動
 - キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ク 災害時における復旧資材の確保
 - ケ 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等
 - コ 災害時のための応急復旧資材の備蓄
 - サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
 - シ 南海トラフ地震防災対策推進計画
 - (ア) 初動体制の立ち上げ
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 被災状況等の把握
 - (エ) 被災者の救命・救助
 - (オ) 被害の拡大防止・軽減
 - (カ) 被災した地方公共団体支援
 - (キ) 被災者・避難者の生活支援
 - (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
 - (ケ) 強い揺れへの備え
 - (コ) 巨大な津波への備え
 - ス 首都直下地震対策計画
 - (ア) 首都中枢機能の継続
 - (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
 - (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - (エ) 被災状況等の把握
 - (オ) 被災者の救命・救助
 - (カ) 被害の拡大防止・軽減
 - (キ) 被災した地方公共団体支援

- (ク) 被災者・避難者の生活支援
 - (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
 - (コ) 強い揺れへの備え
 - (サ) 巨大な津波への備え
 - セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- 4 自衛隊（陸上自衛隊第1特科隊）
- (1) 平時における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集体制の整備
 - (2) 災害派遣の準備
 - ア 地震災害警戒本部会議への参加
 - イ 警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達
 - ウ 災害派遣初動の準備
 - エ 災害等情報の収集
 - オ 通信の確保
 - カ 要請等の確認及び派遣要領の決定
 - (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
 - (4) 撤収及び撤収後の措置
- 5 指定公共機関
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 列車運転規制措置
 - イ 旅客の避難、救護体制の確立
 - ウ 列車の運行状況等の広報
 - エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - オ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - (2) 東日本電信電話(株)（山梨支店）、(株)NTTドコモ山梨支店
 - ア 主要通信の確保
 - イ 通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - エ 気象警報等の市町村長への伝達
 - (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施

- イ 応援救護班の体制確立とその準備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
- ア 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - イ 非常組織の整備
 - ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
- 所轄する高速道路等について、次の事項を行う。
- ア 東海地震等に関連する情報の伝達
 - イ 利用者への広報
 - ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - エ 緊急輸送を確保するための措置
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に対処し得る体制の確立
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本郵便株式会社（市内各郵便局）
- ア 地方公共団体または日本郵便株式会社が収集した被災者の指定避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 指定避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- 6 指定地方公共機関
- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）

- ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（山梨交通(株)、社団法人山梨県トラック協会）
- ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ウ 知事及び各機関からの車両借り上げ要請に可及的速やかに即応し得る体制の整備
- (3) ガス供給機関（(社)山梨県L.P.ガス協会）
- ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（東山梨医師会）
- ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 7 日下部警察署
- ア 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - イ 災害広報並びに避難の指示及び誘導
 - ウ 被災者の救出、救護
 - エ 情報の収集、伝達及び災害原因調査
 - オ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- 8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合（フルーツ山梨農業協同組合）、森林組合（峡東森林組合）等農林業関係団体
- ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 商工会（甲州市商工会）
- ア 市が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - イ 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 病院等医療施設の管理者
- ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
- ア 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - イ 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ウ 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保

- エ 災害時における収容者の保護受け入れの準備
 - オ 火気使用及び実験学習の中止
 - カ 応急医薬品の整備
- 9 その他の公共的団体
- (1) 甲州市社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会）
 - ア 市社協福祉救援対策本部の設置、運営
 - イ 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - ウ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保
 - (2) 山梨県ボランティア協会
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等とその受入れ体制の確保
 - (3) 峡東ケーブルネット株式会社、勝沼CATV株式会社
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - (4) 山梨交通(株)塩山営業所
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための市長の車両借り上げ要請に対し、可及的速やかに即応し得る体制の整備
 - エ 災害時における乗客の避難及び誘導
 - (5) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
 - (6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供
 - (7) （公財）山梨県下水道公社
 - ア 災害発生時の情報収集、緊急点検、緊急調査、緊急対応の策定
 - イ 緊急対应用資機材の整備、配置計画
 - ウ 関係機関との連絡調整
- 10 市民・企業等
- (1) 市民
 - ア 自助・共助の実践
 - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加
 - (2) 自主防災組織
 - ア 防災及び災害に関する知識の普及啓発

- イ 地域における防災訓練、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施
 - ウ 市が実施する防災対策への協力
- (3) 企業等
- ア 来所者、従業員及び企業の周辺地域に生活する住民の安全確保対策
 - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備
 - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力
 - エ 災害応急対策の実施
 - オ 市が実施する防災対策への協力

第2節 甲州市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「甲州市の概況」を準用する。

第3節 地震被害想定（東海地震）

第1 調査の前提

1 目的

平成15年に中央防災会議（内閣府）から、新たな東海地震の想定震源域が示されたことを機に、県は、次の理由でこの東海地震被害調査を実施し、「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」にまとめ、公表した。

- ・想定震源域が見直されたことにより、山梨県内での想定震度と揺れ・液状化に伴う各種被害状況が前回実施した「山梨県地震被害想定調査報告書（平成8年）」と異なってくると考えられたこと。
- ・山梨県は丹波山村及び小菅村を除く全市町村（平成22年3月8日現在）が震度6弱以上の揺れが想定される「東海地震防災対策強化地域」に指定されており、県内全域に大きな影響を及ぼすと考えられること。
- ・100～150年周期で発生すると考えられている東海地震であるが、前回の「安政東海地震」（1854年）から150年が経過しており切迫性が高いため、早急に対策を進める必要があること。
- ・国（内閣府）においても東海地震が広域に被害を及ぼすと考えられる海溝型地震であることから、地震防災対策強化地域を一つの被災地とみなし、広域的な防災体制の確立に向けて、事前対策を早急に進めていること。

これらの理由から、調査を実施し、その成果を各防災関係機関が進める具体的な地震防災対策に資する基礎資料とする。

なお、平成23年3月11日に発生した東北太平洋沖地震を教訓に、国は南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定を進めている。平成24年8月29日に公表された報告では、本市の最大震度は震度6強とされており、これまで想定されてきた震度6弱を上回る可能性が明らかになったことから、今後、市内での被害想定を再度行う必要がある。

2 想定震度

被害想定的基础となる震度分布を詳細に検討するためには、多くの地盤データが必要であり、また甲府盆地の過去の地震災害の状況から、堆積盆地特有の地下構造が地表の揺れに影響を与えることも考えられる。以上のことから県地域振興局建設部等のボーリングデータ約1,000本をはじめ、文献等を検討するとともに、平成13年～15年度に実施した「甲府盆地地下構造調査」成果を活用して地盤構造に関する基礎データ（地盤モデル）を整理した。

これらをもとに、甲府盆地250mメッシュ、その他の地域500mメッシュ単位に地震動計算を行った。

具体的には、中央防災会議での地震波形データを入手し、地盤モデルに基づいて計測震度等を算出し、中央防災会議の計算結果（1kmメッシュ）も検討・考慮した結果、原則として震度の異なるメッシュにおいて、その最大値を選択した（安全側の選択）。

3 想定ケース

被害の様相が異なることが想定される代表的な季節、時間帯を前提条件として想定した。

- 想定地震：東海地震（マグニチュード8.0、地震動計算には最も山梨県に被害を及ぼすことが想定される地震の発生パターン「D1」モデル（中央防災会議）を採用）
- 地震発生時刻：①冬の朝5時（阪神・淡路大震災と同様のケースで、建物被害の影響が最も大きいと思われるケース）②春秋の昼12時（関東大震災と同様のケース）③冬の夕方18時（火災の影響が大きいと思われるケース）を想定した。
- 予知について：地震発生時刻①～③のそれぞれについて、地震予知情報がなく、突発で発生した場合と、地震予知情報により警戒宣言が発令された場合についても想定を行った。

第2 地震動・液状化

地震動については、勝沼地区の北部、塩山地区の南部及び大和地区の中央部の一部で震度6強のほか、市のほぼ全域で震度6弱又は5強となっている。また、液状化危険度については、塩山地区の南西及び勝沼地区の西部の一部地区で危険性が指摘され（「危険度が大きい」、「危険度は極めて小さい」）、その他の地区で「対象外」という想定結果になっている。

第3 斜面崩壊

1 斜面崩壊危険度

本市の急傾斜地崩壊危険箇所のうち11か所が「危険性が高い」、46か所が「危険性がある」、87か所が「危険性が小さい」と想定され、また、地すべり危険箇所は2か所が「危険性がある」と想定されており、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所のほぼ大半で東海地震発生時の斜面崩壊の危険性が想定されている。

		ランクA (危険性が高い)	ランクB (危険性がある)	ランクC (危険性が低い)	計
急傾斜 地崩壊 危険箇 所	塩山地区	4	26	53	83
	勝沼地区	0	11	13	24
	大和地区	7	9	21	37
	合計	11	46	87	144
地すべ り危険 箇所	塩山地区	0	1	0	1
	勝沼地区	0	0	0	0
	大和地区	0	1	0	1
	合計	0	2	0	2

2 斜面崩壊による人家被害

急傾斜地崩壊危険箇所及び地すべり危険箇所の斜面崩壊によって被害を受ける人家戸数は、全壊0棟、半壊3棟である。

	塩山地区	勝沼地区	大和地区	合計
全壊棟数	0	0	0	0
半壊棟数	2	0	1	3

3 全箇所に対策工が施された場合の対策効果

全壊、半壊ともに被害が約半数以下に減少するとされている。

	塩山地区	勝沼地区	大和地区	合計
全壊棟数	0	0	0	0
半壊棟数	1	0	0	1

第4 建物被害

本市では、木造建物の被害が最も多く、843棟の建物が全壊、半壊、大破又は中破等の被害を受けるものとされている。

建物被害の原因は、本市で一部地区で液状化のおそれがあるものの、ほとんどは地震動そのものに伴うものとなっている。

1 市の建物棟数

建物区分	棟 数 (棟)					合計
	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	
塩山地区	8,217	201	808	674	797	10,697
勝沼地区	2,954	106	196	126	50	3,432
大和地区	574	10	23	36	4	647
計	11,745	317	1,027	836	851	14,776

注：固定資産課税台帳より

2 揺れ・液状化による被害棟数

建物区分	棟 数 (棟)						被 災 率 (%)						
	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計	
全壊	塩山地区	24	1	4	3	2	34	0.3	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
	勝沼地区	18	1	1	1	0	21	0.6	0.9	0.5	0.8	0.0	0.6
	大和地区	3	0	0	0	0	3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
	計	45	2	5	4	2	58	0.4	0.4	0.3	0.4	0.1	0.4
半壊	塩山地区	285	4	14	7	30	340	3.5	2.0	1.7	1.0	3.8	3.2
	勝沼地区	325	2	4	2	5	338	11.0	1.9	2.0	1.6	10.0	9.8
	大和地区	85	0	0	0	0	85	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1
	計	695	6	18	9	35	763	9.7	1.3	1.2	0.8	4.6	8.7
大破	塩山地区	20	1	4	2	2	29	0.2	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
	勝沼地区	10	1	1	0	0	13	0.3	0.5	0.6	0.6	0.4	0.4
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	30	2	5	2	2	42	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
中破	塩山地区	43	2	7	7	5	64	0.5	1.0	0.9	1.0	0.6	0.6
	勝沼地区	27	1	2	2	0	32	0.9	0.9	1.1	1.3	0.8	0.9
	大和地区	3	0	0	0	0	3	0.5	0.0	0.4	0.3	0.0	0.5
	計	73	3	9	9	5	99	0.6	0.6	0.8	0.5	0.4	0.6

3 揺れによる被害棟数

建物区分		棟数(棟)						被災率(%)					
		木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計
全壊	塩山地区	5	0	1	2	0	8	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1
	勝沼地区	9	0	0	1	0	10	0.3	0.0	0.0	0.8	0.0	0.3
	大和地区	3	0	0	0	0	3	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
	計	17	0	1	3	0	21	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.3
半壊	塩山地区	247	2	10	4	26	289	3.0	1.0	1.2	0.6	3.3	2.7
	勝沼地区	306	1	3	1	5	316	10.4	0.9	1.5	0.8	10.0	9.2
	大和地区	85	0	0	0	0	85	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1
	計	638	3	13	5	31	690	9.4	0.6	0.9	0.4	4.4	8.3
大破	塩山地区	1	0	1	1	0	3	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
	勝沼地区	1	0	0	0	0	2	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	2	0	1	1	0	5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
中破	塩山地区	5	0	3	4	1	13	0.1	0.0	0.4	0.6	0.1	0.1
	勝沼地区	9	0	1	1	0	11	0.3	0.3	0.4	0.7	0.2	0.3
	大和地区	3	0	0	0	0	3	0.5	0.0	0.4	0.3	0.0	0.5
	計	17	0	4	5	1	27	0.3	0.1	0.4	0.5	0.1	0.3

4 液状化による被害棟数

建物区分		棟数(棟)						被災率(%)					
		木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	RC造	S造	軽量 S造	その他	合計
全壊 (≡大破)	塩山地区	19	1	3	1	2	26	0.2	0.5	0.4	0.1	0.3	0.2
	勝沼地区	9	1	1	0	0	11	0.3	0.9	0.5	0.0	0.0	0.3
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	28	2	4	1	2	37	0.1	0.4	0.3	0.0	0.1	0.1
半壊 (≡中破)	塩山地区	38	2	4	3	4	51	0.5	1.0	0.5	0.4	0.5	0.5
	勝沼地区	19	1	1	1	0	22	0.6	0.9	0.5	0.8	0.0	0.6
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	57	3	5	4	4	73	0.3	0.6	0.3	0.4	0.1	0.3

5 対策時の揺れによる全壊棟数

対策効果として、ここでは、すべての建物が耐震補強・建て替えがなされ、新耐震基準並みの強度を持つようになった場合を想定し、揺れによる全壊棟数の低減効果を見ることとした。

対策効果を考慮した場合の揺れによる全壊棟数は次のとおりである。

	対策時の全壊棟数（棟）						対策による全壊棟数の低減効果（％）					
	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計	木造	R C造	S造	軽量 S造	その他	合計
塩山地区	1	0	0	2	0	3	20	0	0	100	0	37
勝沼地区	1	0	0	1	0	2	11	0	0	100	0	20
大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	0	3	0	5	31	0	0	200	0	57

このように全体としては、全壊棟数は対策前の約13.5%にまで減少する。これは、構造の大部分を占める木造建物の全壊棟数が対策前の約7%にまで低減していることが影響している。建物の耐震対策は一朝一夕には進まないが、着実に耐震化を実施することで大きく被害を軽減することができることを示している。

第5 火災

本市では地震発生に伴う出火の可能性は極めて低いと想定されている。

		全出火件数	炎上出火件数		消火件数	焼失棟数
			木造	非木造		
冬 5時	塩山地区	0	0	0	0	0
	勝沼地区	0	0	0	0	0
	大和地区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
春秋 12時	塩山地区	0	0	0	0	0
	勝沼地区	0	0	0	0	0
	大和地区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
冬 18時	塩山地区	0	0	0	0	0
	勝沼地区	0	0	0	0	0
	大和地区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
予知あり	塩山地区	0	0	0	0	0
	勝沼地区	0	0	0	0	0
	大和地区	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

第6 ライフライン被害

1 上水道施設

(1) 物的被害

上水道施設における被害の想定結果は次のとおりである。

配水管被害は、27.4か所（9.5％）で発生すると想定される。

	配水管延長 (km)	被害箇所数 (か所)	被害率 (%)
塩山地区	181.8	13.2	7.3
勝沼地区	93.4	12.8	13.7
大和地区	13.3	1.4	10.5
計	288.6	27.4	9.5

注：施設延長は、平成14年度水道統計調査より

(2) 機能支障

上水道における機能支障（断水）は、発生直後の断水戸数は約3,578戸（約29.4%）と市の約3割の地域で断水が想定されるが、発生1週間後には約177戸（約1.5%）とおおむね全世帯での復旧が見込まれる。

	需要家数 (戸)	断水需要家数 (戸)				断水率 (%)			
		直後	1日後	2日後	1週間後	直後	1日後	2日後	1週間後
塩山地区	8,880	2,097	1,166	1,102	79	23.6	13.1	12.4	0.9
勝沼地区	2,839	1,317	687	657	84	46.4	24.2	23.1	3.0
大和地区	441	164	86	82	14	37.1	19.5	18.5	3.1
計	12,160	3,578	1,939	1,841	177	29.4	15.9	15.1	1.5

注：需要家数（給水戸数）は、平成16年度末現在

(3) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

2 LPガス

(1) 機能支障

LPガスの要点検需要家数（建物被害による使用不能も含む。）は、約643戸（約5.6%）と想定される。LPガスは主に建物が全半壊することによって点検を要する被害が発生するため、建物被害と似た傾向となっている。

	LPガス需要家数 (戸)	要点検需要家数 (戸)	LPガス機能支障率 (%)
塩山地区	8,353	292	3.5
勝沼地区	2,685	281	10.5
大和地区	509	70	13.8
計	11,547	643	5.6

(2) 復旧日数

復旧は都市ガスに比べると早く、全県的な復旧日数は約1～2週間と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1～2週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

3 電力施設

(1) 物的被害

電力施設における物的被害は地中配電線約12.28m（約0.11%）、電柱約8基（約0.15%）、架空配電線約108.5m（0.07%）と想定される。

	地中配電線			電柱			架空配電線		
	地中配電線 線長 (m)	被害長 (m)	被害率 (%)	電柱基数 (基)	被害基数 (基)	被害率 (%)	架空配電線 線長 (m)	被害長 (m)	被害率 (%)
塩山地区	8,400	5.88	0.07	3,838	4	0.11	106,600	53.3	0.05
勝沼地区	2,700	6.21	0.23	1,234	4	0.35	34,200	51.3	0.15
大和地区	500	0.4	0.08	234	0	0.15	6,500	3.9	0.06
計	11,600	12.28	0.11	5,306	8	0.15	147,300	108.5	0.07

(2) 機能支障

電力施設における機能支障は2,900戸（約20.8%）で、市の約4分の1の世帯に停電被害が発生するものと想定される。

	需要家契約口数 (口)	停電需要家契約口数 (口)	停電率 (%)
塩山地区	10,097	1,454	14.4
勝沼地区	3,245	1,322	40.7
大和地区	615	124	20.2
計	13,957	2,900	20.8

注：需要家契約口数は、全県における一般家庭需要家契約口数（平成16年2月末現在）をもとに、世帯数より市町村ごとに配分した。

(3) 復旧日数

復旧は他のライフラインに比べ早く、全県的な復旧日数は約5日程度と想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約5日

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活

動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

4 電話通信

(1) 一般電話

ア 物的被害

一般電話における物的被害の想定結果は、地中ケーブル約88.53m（約0.11%）、電柱約25.8本（約0.17%）、架空ケーブル約223.69km（約0.07%）と想定される。一般電話施設における物的被害等による通話機能支障の想定結果は次のとおりであるが、これ以外に輻輳の問題があり、一般電話は数日間かかりにくい状況になると考えられる。

	地中ケーブル			電柱			架空ケーブル		
	地中ケーブル延長 (m)	被害延長 (m)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	被害本数 (本)	被害率 (%)	架空ケーブル延長 (m)	被害延長 (m)	被害率 (%)
塩山地区	59,600	41.72	0.07	11,310	11.9	0.11	243,600	97.44	0.04
勝沼地区	19,100	43.93	0.23	3,636	12.9	0.35	78,300	117.45	0.15
大和地区	3,600	2.88	0.08	689	1.0	0.15	14,800	8.8	0.06
計	82,300	88.53	0.11	15,635	25.8	0.17	336,700	223.69	0.07

注1：電話通信設備量は、平成15年3月末現在

注2：電柱本数は、NTT交換ビル別電柱本数をもとに市町村別値を推定

イ 機能支障

通話機能支障件数は、311件（約2.0%）と想定される。

	加入件数 (件)	通話機能支障件数 (件)	通話機能支障率 (%)
塩山地区	11,282	143	1.3
勝沼地区	3,626	155	4.3
大和地区	687	13	1.9
計	15,595	311	2.0

注：加入件数は、全県における加入件数（平成15年3月末現在）をもとに、世帯数により市町村ごとに配分した。

ウ 復旧日数

全県的な復旧には約1週間を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1週間

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

(2) 携帯電話

携帯電話の契約口数は、年々増加傾向にあるが、設備としては、十分な耐震性を有している建物に基地局を設置していることから基地局そのものが被害を受ける可能性は少ないと考えられる（仮に被災した場合でも、複数の無線基地局でエリアをカバーしていることから、1施設程度の被害では大きな影響には至らないと想定される。また、支障が発生した場合でも3日程度で可搬式基地局を設置し機能回復を図ることも可能と考えられる。）。携帯電話は無線と有線の併用による通信システムであることから、一般電話と比較した場合、地震による影響は受けにくいシステムではあるが、完全な無線通信ではないことから基地局と交換機を結ぶケーブルの被害等が想定される。また、一時に通話が集中すれば、基地局のチャンネル数が不足し輻輳が発生する。

阪神・淡路大震災、芸予地震、新潟県中越地震等過去の事例から判断しても、携帯電話は一般電話と同様に激しい輻輳により利用が困難となる状況が考えられる。しかし、東日本電信電話による災害伝言ダイヤル（171）やNTTドコモ、auによる災害伝言板サービス等の運用は災害時において安否情報の確認などに大きな効果を発揮すると考えられる。

5 下水道

下水道施設における物的被害・機能支障の想定結果は次のとおりである。

液状化による管きよ被害により、土砂堆積が1.4km（0.9%）、排水困難となる下水道機能支障人口が約180人（約1.0%）と想定される。

(1) 物的被害・機能支障

	下水道管きよ延長 (分流汚水・合流)	土砂堆積延長 (被害率)	下水道処理区域人口	下水道機能支障人口 (被害率)
塩山地区	84.0km	0.8km (1.0%)	11,176人	112人 (1.0%)
勝沼地区	46.7km	0.6km (1.3%)	5,224人	68人 (1.3%)
大和地区	20.4km	0.0km (0.0%)	1,029人	0人 (0.0%)
計	151.1km	1.4km (0.9%)	17,429人	180人 (1.0%)

(2) 復旧日数

全県的な復旧には約1か月を要すると想定される。

地震区分	全県における復旧日数
東海地震	約1か月

注：ただし、東海地震のような広域的な地震災害の場合、阪神・淡路大震災などのような過去の被害事例からの推定よりも円滑に活動が進まない可能性があることから、より長期化するおそれがある。

第7 交通施設等被害

1 道路施設

緊急輸送道路指定路線について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市で第1次緊急輸送道路に指定されている中央自動車道、国道20号、国道411号では、一部区間でランクBとなるものの、おおむねランクCとなっている。

注：道路の利用可能想定結果に関するランク分類

ランクAA	極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要し、緊急輸送に重要な影響が発生する可能性がある区間
ランクA	大規模な被害が発生する可能性がある区間あるいはかなりの確率で緊急輸送に大きな支障が発生すると想定される区間
ランクB	軽微な被害が発生する可能性がある区間あるいはまれに被害が発生する可能性がある区間
ランクC	被害が発生する可能性がほとんどない区間

2 鉄道施設

地震時における中央本線の鉄道施設について、揺れ、液状化、斜面崩壊による通行機能支障を想定した。

本市域では、各駅（塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅）付近でランクBとなるが、その他の区間についてはランクCという想定結果であるため、大きな被害が発生する可能性は低い。

3 河川

山梨県の主要河川（平水時の河川幅が5メートル以上の河川を対象）について、液状化、斜面崩壊による影響可能性について想定を行った。本市の日川の一部区間及び笛吹川の一部区間で斜面崩壊による影響が指摘されており、これにより河川閉塞が発生するなどの可能性があり、満水時と重なった場合には土石流に発展する可能性もある。

また、重川の液状化による影響が想定されており、増水と重なった場合には浸水被害などに発展する可能性も考えられるが、しかし、甲府盆地内の表層地質は液状化が発生する危険度が高いといっても、河口の埋立地のような大規模な液状化が発生する危険度は低く、河川堤防の被害もそれほど大きくないと想定される。

第8 人的被害

1 死傷者

最大ケースの建物被害による死傷（朝5時、予知なしの場合）では、死者約3人、重傷者約10人、軽傷者約101人と想定される。建物被害に起因する死傷が要因としては最も割合が高く、火災、斜面崩壊による被害は極めて少ないものと想定されている。

また、予知があった場合、大幅に死傷者が減少し、予知によって事前に的確な行動がとれることで半数以上に被害を低減することができる。

(1) 建物被害、火災、斜面崩壊による死傷

(単位：人)

			5時			12時			18時		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
建物被害	東海地震 予知なし ケース	塩山地区	1	4	40	1	3	28	1	3	27
		勝沼地区	1	5	49	1	4	33	1	4	32
		大和地区	1	1	12	1	1	8	1	1	7
		計	3	10	101	3	8	69	3	8	66
	東海地震 予知あり ケース	塩山地区	1	2	15	0	1	11	0	1	10
		勝沼地区	1	2	19	0	1	13	0	1	12
		大和地区	1	1	5	0	1	3	0	1	3
		計	3	5	39	0	3	27	0	3	25
火災	東海地震 予知なし ケース	塩山地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		勝沼地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東海地震 予知あり ケース	塩山地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		勝沼地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜面崩壊	東海地震 予知なし ケース	塩山地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		勝沼地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東海地震 予知あり ケース	塩山地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		勝沼地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	東海地震 予知なし ケース	塩山地区	1	4	40	1	3	28	1	3	27
		勝沼地区	1	5	49	1	4	33	1	4	32
		大和地区	1	1	12	1	1	8	1	1	7
		計	3	10	101	3	8	69	3	8	66
	東海地震	塩山地区	1	2	15	0	1	11	0	1	10

予知あり ケース	勝沼地区	1	2	19	0	1	13	0	1	2
	大和地区	1	1	5	0	1	3	0	1	3
	計	3	5	39	0	3	27	0	3	25

(2) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の人的被害を試算した。

- ・建物の耐震補強・建て替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施
- ・家具転倒防止器具の設置

上記対策を実施することで、人的被害を対策前と比べ大幅に低減することが可能である。建物や斜面の耐震化はすぐに進むものではないが、家具転倒防止等比較的簡単にできる対策を実施すれば、対策前と比べ大幅に被害を低減することができるものと考えられる。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
東海地震 予知なし ケース	塩山地区	1	1	4	0	1	3	0	1	2
	勝沼地区	0	1	2	0	1	1	0	1	1
	大和地区	0	0	1	0	0	1	0	0	1
	計	1	2	7	0	2	5	0	2	4
東海地震 予知あり ケース	塩山地区	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	勝沼地区	0	1	1	0	1	1	0	1	1
	大和地区	0	0	1	0	0	1	0	0	1
	計	0	2	3	0	2	3	0	2	3

2 要救助者

要救助者数は、木造建物における被害は自宅で就寝中の時間帯であるため、（朝5時、予知なしの場合）で最も多く、また、非木造建物における被害は会社等で勤務中の時間帯である（昼12時、予知なしの場合）が最も多くなっている。

昼間の時間帯は非木造建物での要救助需要も高くなる。非木造建物の救助活動は木造建物に比べると救助困難性が増すため、昼間には夜間に比べて全体の要救助者数は減少するが、非木造建物を中心に困難性は増す可能性がある。また、発災初期段階での地域住民による救助活動は生存率を高める効果が高く、木造建物での救助事象を中心に共助活動が望まれる。多くの住民が協力して活動することで、生存率の高い発災後の数時間で多くの生き埋め者を救助することが可能である。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震 予知なし ケース	塩山地区	1	2	3	1	5	6	1	4	5
	勝沼地区	3	1	4	1	2	3	1	2	3
	大和地区	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	計	5	3	8	3	7	10	3	6	9
東海地震 予知あり ケース	塩山地区	1	1	2	1	2	3	1	2	3
	勝沼地区	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	大和地区	1	0	1	1	0	1	1	0	1
	計	3	2	5	3	3	6	3	3	6

(1) 対策効果

以下の対策が今後さらに推進された場合の要救助者数を試算した。

- ・建物の耐震補強・建て替えによる耐震化
- ・斜面の対策工の実施

上記対策を実施することで対策前の約半数にまで要救助者数を低減することが可能である。

(単位：人)

		5時			12時			18時		
		木造	非木造	合計	木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
東海地震 予知なし ケース	塩山地区	1	1	2	1	1	2	1	1	2
	勝沼地区	1	1	2	0	1	1	0	1	1
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	4	1	2	3	1	2	3
東海地震 予知あり ケース	塩山地区	1	1	2	0	1	1	0	1	1
	勝沼地区	1	1	2	0	1	1	0	1	1
	大和地区	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2	2	4	0	2	2	0	2	2

第9 生活支障

1 滞留旅客、帰宅困難者

交通機関が停止した場合における観光客を対象とした滞留旅客・帰宅困難者数の想定結果は次のとおりである。本市では県の想定する「峡東圏域」内の5か所の観光地区分から「大菩薩・恵林寺周辺」、「勝沼ぶどう郷周辺」を対象に検討するものとする。

昼間（10時～18時）では、10月が最も観光客が多く、5,850人、夜間（18時～翌10時）では8月が最も観光客が多く479人の滞留旅客・帰宅困難者が発生するものと想定される。

峡東圏域

(単位：人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
昼間 (10時～ 18時)	大菩薩・恵林 寺周辺	275	273	292	1,042	532	673	470	626	652	1,073	542	252
	勝沼ぶどう郷 周辺	835	953	1,002	1,549	1,376	1,851	1,636	4,526	4,853	4,777	1,629	967
	計	1,110	1,226	1,294	2,591	1,908	2,524	2,106	5,152	5,505	5,850	2,171	1,219
夜間 (18時～ 翌10時)	大菩薩・恵林 寺周辺	115	83	93	136	193	103	162	293	144	179	185	123
	勝沼ぶどう郷 周辺	45	51	54	71	80	55	107	186	115	99	83	44
	計	160	134	147	207	273	158	269	479	259	278	268	167

2 医療機能支障

東海地震が発生した場合、本市の属する東山梨地区医療圏では他圏域と比べ比較的震源から遠いため、大和地区で一部入院及び外来対応が困難となるものの、おおむね現医療体制で対応が可能である。

市の医療需給過不足数（要転院患者数含む。）は、次のとおりである。

(単位：人)

	対応可能 入院重傷 患者数	要転院患 者数	重傷者数＋ 病院死者数 (5時)	対応可能外 来患者数	軽傷者数 (5時)	医療需給過 不足数		患者受入倍率	
						入院患 者対応	外 来 対 応	入院患 者対応	外 来 対 応
塩山地区	29	5	5	432	40	19	392	0.34	0.09
勝沼地区	14	3	6	159	49	5	110	0.64	0.31
大和地区	0	0	2	0	12	-2	-12	—	—
計	43	8	13	591	101	22	490	0.48	0.17

注1：要転院患者数の想定的前提

- ・被災した医療機関における入院患者のうち、高度な治療を要する転院の必要な患者の割合を50%とする。残り50%は病院のスペースや施設外で対応すると仮定
- ・医療機関の施設も地域内の他の建築物と同比率で被害を受けると仮定（RC造建物被害率と同じとした。）
- ・当該地区の焼失棟数率と同率の被害を受けると仮定
- ・ライフライン機能低下による医療機能低下としては、断水（あるいは停電）した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定

注2：医療需給過不足数の想定的前提

- ・発生患者は負傷者発生市町村の医療機関で対応するものとした。

- ・要転院患者数の想定と同様の考え方で、医療機関の建物被害やライフライン機能低下による医療低下率を仮定した。
- ・医療機関側の医療供給量は、重傷者の場合は一般病床数、軽傷者の場合は平常時の外来患者数をもとにした。
- ・重傷者対応の場合の需要発生数は重傷者数+医療機関での死者数とした。
- ・震後の新規外来需要発生数は軽傷者数とした。
- ・「重傷者数+病院死者数（5時）」は、第8の1「(1)建物被害、火災、斜面崩壊による死傷」の死者数+重傷者数の合計値（東海地震予知なしケース：冬5時）を用いた。時間帯が夜間等になると、医師等が参集困難となる状況が考えられるが、本想定では医師等スタッフがいる状況下を前提としている。

3 住機能支障

自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約2,379人（約736世帯）、1週間後で約777人（約239世帯）、1か月後で約240人（約75世帯）と想定される。これらの住居制約者全員が指定避難所に避難することを考えた場合、もし指定避難所がすべて被害なく使えると仮定すると、発災1日後に勝沼地区において約57人が収容困難になると想定されるが、他地区への移送措置等を考えると、避難者の指定避難所への収容は可能と想定される。

また、発災1か月以降の応急仮設住宅需要は約296戸と想定される。

(1) 短期的住機能支障

ア 短期的住機能支障想定結果

（単位：人（世帯））

		避難所生活者数				避難所外避難者数				住居制約者数（合計）			
		大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計	大破・ 焼失	中破	ライフ ライン 被害	計
発災 1日 後	塩山地 区	48 (15)	53 (17)	800 (256)	901 (288)	26 (8)	28 (9)	431 (138)	485 (155)	74 (23)	81 (26)	1,231 (394)	1,386 (443)
	勝沼地 区	23 (7)	29 (8)	520 (151)	572 (166)	12 (4)	16 (5)	280 (81)	308 (90)	35 (11)	45 (13)	800 (232)	880 (256)
	大和地 区	0 (0)	3 (1)	70 (23)	73 (24)	0 (0)	2 (1)	38 (12)	40 (13)	0 (0)	5 (2)	108 (35)	113 (37)
	計	71 (22)	85 (26)	1,390 (430)	1,546 (478)	38 (12)	46 (15)	749 (231)	833 (258)	109 (34)	131 (41)	2,139 (661)	2,379 (736)
発災 1週 間 後	塩山地 区	48 (15)	53 (17)	147 (47)	248 (79)	26 (8)	28 (9)	79 (25)	133 (42)	74 (23)	81 (26)	226 (72)	381 (121)
	勝沼地 区	23 (7)	29 (8)	172 (50)	224 (65)	12 (4)	16 (5)	93 (27)	121 (36)	35 (11)	45 (13)	265 (77)	345 (101)
	大和地 区	0 (0)	3 (1)	30 (10)	33 (11)	0 (0)	2 (1)	16 (5)	18 (6)	0 (0)	5 (2)	46 (15)	51 (17)

	計	71 (22)	85 (26)	349 (107)	505 (155)	38 (12)	46 (15)	188 (57)	272 (84)	109 (34)	131 (41)	537 (164)	777 (239)
発災1か月後	塩山地区	48 (15)	53 (17)	0 (0)	101 (32)	26 (8)	28 (9)	0 (0)	54 (17)	74 (23)	81 (26)	0 (0)	155 (49)
	勝沼地区	23 (7)	29 (8)	0 (0)	52 (15)	12 (4)	16 (5)	0 (0)	28 (9)	35 (11)	45 (13)	0 (0)	80 (24)
	大和地区	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	5 (2)
	計	71 (22)	85 (26)	0 (0)	156 (48)	38 (12)	46 (15)	0 (0)	84 (27)	109 (34)	131 (41)	0 (0)	240 (75)

イ 避難所収容人数と想定した避難所生活者数との比較

(単位：人)

	避難所 収容人数	避難所人口 (1日後)	避難所人口 (1週間後)	避難所人口 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
塩山地区	4,914	901	248	101	4,013	4,666	4,813	0.18	0.05	0.02
勝沼地区	515	572	224	52	-57	291	463	1.11	0.43	0.10
大和地区	893	73	33	3	820	860	890	0.08	0.04	0.00
計	6,322	1,546	505	156	4,776	5,817	6,166	1.37	0.52	0.12

注：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではないが、ここでは避難所生活者数と避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

ウ 避難所収容人数と想定した住居制約者数との比較

(単位：人)

	避難所 収容人数	住居制約者数 (1日目)	住居制約者数 (1週間後)	住居制約者数 (1か月後)	収容人数－避難所人口			避難所人口／収容人数		
					1日後	1週間後	1か月後	1日後	1週間後	1か月後
塩山地区	4,914	1,386	381	155	3,528	4,533	4,759	0.28	0.08	0.03
勝沼地区	515	880	345	80	-365	170	435	1.71	0.67	0.16
大和地区	893	113	51	5	780	842	888	0.13	0.06	0.01
計	6,322	2,379	777	240	3,943	5,545	6,082	2.12	0.81	0.2

注1：避難所収容人数は平成15年3月31日現在

注2：想定した避難所生活者数はあくまで阪神・淡路大震災時における避難所避難と避難所外避難の比率をもとに配分したものであるため、必ずしも厳密な数値ではない。前表は、避難所及び避難所外への避難者つまり自宅外避難者と、避難所収容人数との比較を行ったものである。また、避難所はすべて震災後も使用可能と仮定したものであるが、耐震化未実施等の避難所が被害を受けた場合も考えられる。

(2) 中長期的住機能支障

(単位：世帯)

	中期的住機能支障	長期的住機能支障			
	応急仮設住宅	公営住宅入居	民間賃貸住宅入居	持家購入・建て替え	自宅改修・修理
塩山地区	28	18	3	4	1
勝沼地区	16	10	2	3	0
大和地区	2	1	0	0	0
計	46	29	5	7	1

(3) 食料・飲料水需要量

食料需要量については、(1)のウの表の住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）＝食料需要者数と考えると、1人1日3食×3日間を前提とし、1日当たりの需要量を算出した。本市では発災後1日分の食料として、7,137食が必要となる。

飲料水については、本市では発災当日に14トンの不足が生じるが、2日目以降は市の応急給水活動で対応可能と想定されている。

	食料需要量	飲料水過不足量		
	[直後数日] (1日当たり食分)	当日	2日目	3日目
塩山地区	4,158	1トン	10トン	10トン
勝沼地区	2,640	-13トン	-7トン	-6トン
大和地区	339	-2トン	-1トン	-1トン
計	7,137	-14トン	2トン	3トン

注：飲料水過不足量の想定的前提

- ・給水の対象は断水地域の人口とした。
- ・給水必要量は3日目までは1人1日当たり3リットルとした。
- ・飲料水の供給量は市町村による応急給水量とした。市町村による供給量は、配水池の貯水量を上限とし、1日当たりの供給量は各市町村別の給水車及び給水タンク、貯水のう・ポリタンクによる1日の水輸送可能量（1日5回の輸送を想定）とした。

4 清掃・衛生支障

(1) 仮設トイレ需要量

多くの住居制約者が発生した地域を中心に仮設トイレ需要が発生し、本市では発災1日後に13基、1週間後には6基の仮設トイレの需要が発生するものとされている。

なお、全県的には仮設需要に対応できるだけの仮設トイレ備蓄があるため、不足する市町村への備蓄トイレやレンタルトイレの輸送を実施し賄うことが可能であるが、仮設トイレを設置した場合、汚物回収が混乱する可能性があり、対策を講じる必要がある。

	1日後	1週間後
塩山地区	6基	3基
勝沼地区	5基	2基
大和地区	2基	1基
計	13基	6基

(2) 住宅・建築物系のがれき

建物の倒壊や焼失による被害等によって住宅・建築物系のがれきや公益公共系のがれきが発生する。住宅・建築物系のがれき量は約18,400トン（19,800m³）と想定される。

	合計	被害による		
		木造被害による	非木造被害による	焼失による
塩山地区	13,100トン (13,300m ³)	3,900トン (7,400m ³)	9,200トン (5,900m ³)	0.0トン (0.0m ³)
勝沼地区	5,000トン (6,000m ³)	2,200トン (4,200m ³)	2,800トン (1,800m ³)	0.0トン (0.0m ³)
大和地区	300トン (500m ³)	200トン (400m ³)	100トン (100m ³)	0.0トン (0.0m ³)
計	18,400トン (19,800m ³)	6,300トン (12,000m ³)	12,100トン (7,800m ³)	0.0トン (0.0m ³)

第4節 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

市では、県その他関係機関との協力のもと、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づき平素から地震防災対策を進める。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

県の東海地震、南関東直下型地震等を想定した調査によると、本市においては急傾斜地や崖の崩壊に関する危険が指摘されており、それに伴って道路破損の被害の発生が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について危険箇所を把握し、早急に対策が必要な箇所を優先して、計画的に工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

市長は、大規模地震発生時において物資輸送等の中軸となる緊急輸送道路や容易に更新ができない15m以上の橋梁等を優先的に耐震補強や補修を実施する。

また、今後、新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 道路の整備推進

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、未整備路線については関係機関との協議を進め整備を推進するとともに、整備路線についても拡幅や延伸等の必要な整備を促進していくものとする。

第2 河川の対策

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工しており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものとなっているが、市は、地震発生後、国土交通省及び県が管理する河川施設に異常を発見したときは、速やかに補強等の工事の実施を要請する。

第3 ため池等の対策

本市のため池は、調査によると、漏水のおそれはないという結果であるものの、災害の際に決壊流失した場合には、人畜、家屋等に極めて甚大な被害をもたらすため、亀裂又は漏水について常に

点検するとともに、老朽化や耐震不足のため池については速やかに補強並びに漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期すものとする。

資料編 ○老朽ため池の所在地及び整備状況

第4 土砂災害危険箇所対策

土砂災害危険箇所の予防対策については、一般災害編第2章第6節「風水害等災害予防対策」の定めるところによる。

第5 液状化災害対策

1 公共・公益施設の液状化対策の推進

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、市をはじめとする各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止する対策を適切に実施する。

2 小規模建築物の液状化対策

県は、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行う。

第6 市街地対策

1 市街地の整備

狭路で緊急車両が通行できない道路については拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、住民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第7 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、各地区の自主防災会と連携した初期消火体制の確立を図る。

(2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。

(3) 危険地域、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。

(4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(5) 自主防災会ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また、避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を生かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第3節 大震火災対策の推進

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、東山梨消防本部塩山消防署及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第4節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大規模地震対策特別措置法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、バール、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備も進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。
- (3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

- (1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立
- (2) 東山梨消防本部塩山消防署との連携方法
- (3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

第4 大震火災対策の推進

大地震の発生によって家屋、橋梁、道路等が破壊され多くの被害を生ずるほか、火災による被害も予想される。したがって、これを予防及び軽減するため次の事項を基本にして地域の実情に即し

た効果的な予防対策を樹立するものとする。

1 被害想定を作成

大震災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震災火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物の調査、過去の地震被害などをもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想など、大地震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の道路の通行不能等の悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を整備するとともにその体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が行われるよう指導する。

また、東山梨消防本部塩山消防署、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

3 可搬式小型動力ポンプの整備

交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、可搬式小型動力ポンプの配置を計画的に行う。

資料編 ○消防力の現況

4 消防水利の強化

危険地域を中心に消火栓、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進するとともに、河川、堀、池等の自然水利は勿論のこと、井戸、工業用水等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてるものとする。

また、耐震性防火水槽の設置を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性防火水槽に改良し水利の確保を図るものとする。

5 破壊消防等による防御線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画をたてる。

6 避難場所の設定、適正な避難の勧告・指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して住民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、市職員、警察、東山梨消防本部塩山消防署及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

7 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結しているが、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図る。

資料編 ○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

8 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図る。

9 大震火災訓練の実施

大震火災における消火、破壊、救助、通信等の効果的方策を検討し、具体的な計画をもとにした実践的な防災訓練を実施する。特に、自主防災会を中心とした一般住民の参加を求めて、震災時における初期消火、避難等を身をもって体験するように計画する。

第5 家庭に対する指導

市は、自主防災会等を通して、また、東山梨消防本部塩山消防署の協力を得て、家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- 1 地震防災に関する知識の習得
- 2 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- 3 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- 4 防災訓練等への積極的参加の促進

第4節 生活関連施設の安全対策の推進

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 上水道施設安全対策の推進

水道事業者（上下水道課）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

1 水道水の確保

- (1) 取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努める。また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努める。

4 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

5 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整に努める。

6 応急給水用機材の備蓄

市は、応急給水活動を速やかに実施するため、日頃から市で備蓄する応急給水用機材の整備、点検に努めるものとする。

資料編 ○ 応急給水用施設・資機材保有状況

第2 下水道施設安全対策の推進

市は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道の有する施設、資源を活用し地域の防災機能の向上を図るため次の対策を実施するものとする。

- 1 重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

- 2 下水処理場、マンホールポンプは下水道の最も根幹的施設であり、液状化対策等の基礎地盤対

策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

- 3 下水処理場、マンホールポンプにおいては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

- 4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、マンホールポンプのネットワーク化を図る。

- 5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

- 6 電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備する。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、予防対策を実施する。

- 1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

- 2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

- 3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 コミュニティガス安全対策の推進

コミュニティガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

市は、コミュニティガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

- 1 施設・設備の安全確保

- (1) コミュニティガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

- 2 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

コミュニティガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

- 3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

市は、液化石油ガス事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、指定避難所への液化石油ガスの幹旋、供給等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規程等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

市は、電気通信事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、市防災拠点施設の優先的通信復旧等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通信規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を

配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

市は、鉄道事業者の安全対策の推進を要請するとともに、地震発生時における連絡体制の確保、帰宅困難者発生時における相互の対応方針等についてあらかじめ協議を図っておくものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感じたとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第5節 建築物災害予防対策

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 建築物の耐震対策

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突及び遊戯施設等）の安全性の確保については、建築基準法及びその他関係法令の関係防災規程等により、その実効が図られているところである。

県が実施した「山梨県地震被害想定調査報告書」によると、想定地震における本市の死傷原因は、ほとんどが建物の倒壊によるものとされている。

このため、市は、地域住民に対して建築物の耐震性についての啓発を次により推進していく。

1 一般建築物の耐震性向上

市では、「甲州市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱」に基づき、申込者に対し、既存木造住宅の耐震診断を実施している。耐震診断の結果、住宅に危険性があると認められた場合には、耐震設計・耐震改修・建て替え工事の実施等必要な指導及び助言を行い、建築物の地震に対する安全性の向上に努めるものとする。

なお、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、広報紙やパンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用し、耐震補強等の重要性を啓発していくものとする。

2 講習会等の開催

建物の耐震性の向上を図るため、関係者を対象とした講習会等を開催する。

第2 公共施設地震災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

(1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に合わせて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。

(2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市役所、指定避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震診断を行ったものを中心に、緊急度や建て替え計画などを考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。

3 建て替え時等の措置

改修や建て替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障害者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障害者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努める。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

5 公共施設の災害予防対策の推進

公共施設等の耐震性の強化並びに不燃化等の促進を行う場合には、県の公共施設防災計画に準じて実施するものとする。

また、学校施設の安全確保を図るとともに、指定避難所としての機能を確保するため、市立小中学校の校舎や体育館の耐震化及び非構造部材の落下防止対策の推進に努める。

6 医療施設の耐震化の促進

山梨県医療機関耐震改修促進計画に基づき、医療活動の拠点となる病院の耐震改修等を促進する。

7 その他の施設の耐震化の促進

社会福祉施設等の耐震化を促進する。

第3 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物件等	対策実施者	措置等
横断歩道橋	管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第4 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が突出していた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守

した構造とするよう指導していく。また、特に通学路沿い及び避難場所周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

第5 危険物施設等地震災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は東山梨消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を推進する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

資料編 ○危険物施設一覧

第6 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、市職員、市内建築士等を対象に応急危険度判定士養成のための講習会等への参加を積極的に促し、被災建築物応急判定士の養成・登録を推進する。

第6節 防災施設及び資機材の整備、拡充

一般災害編第2章第3節「防災施設及び防災資機材の整備、拡充」を準用する。

第7節 広域応援体制の確立

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、別表1のとおりである。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書 ○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書 ○災害時における相互応援に関する協定書 ○甲州市と文京区との相互協力に関する協定 ○富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書 ○東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定 ○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書 ○大規模災害時における被災者支援に関する協定書 ○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 ○災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定 ○災害時における応急活動の協力に関する協定書 ○大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書 ○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 ○減災力の強いまちづくり協定書 ○災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書 ○災害時における医療救護についての協定書 ○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書 ○生活必需物資の供給に関する協定書 ○災害時における物資供給に関する協定書 ○災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定 ○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

第2 協定の充実等

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直しを行い、充実を図るとともに、平常時から連携強化を図る。

なお、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の充実、具体化に努めるものとする。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

なお、県内の協定締結市町村への連絡先については、別表2のとおりである。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入れ窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「広域応援要請体制」及び資料編に掲載の協定書に定めるところによる。

別表1

相互応援協定名	協定締結先	主な要請内容
大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、中央市	<ul style="list-style-type: none"> 食料及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 被災者を一時収容するための施設の提供 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書	富津市	<ul style="list-style-type: none"> 食料、生活必需品、応急対策用資機材等の提供 救助及び応急復旧に必要な技術者、技能職及び事務職職員等の派遣 被災者の一時収容のための施設の提供 その他、特に必要な事項
災害時における相互応援に関する協定書	中野区	<ul style="list-style-type: none"> 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供 車両、応急対策用資機材等の提供又は貸与 被災者の一時収容のための施設の提供 救助、応急復旧及び災害復興に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 その他特に要請のあった事項
甲州市と文京区との相互協力に関する協定	文京区	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における相互の応援に関すること。 (災害時の対応に関する事項のみ記述)
富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書	山中湖村	<ul style="list-style-type: none"> 富士山噴火時に山中湖村において広域避難が必要な事態が発生した場合、甲州市内に一時集結地、<u>指定避難所</u>の開設、運営を実施
東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定	山梨市、日下部警察署、東山梨行政組合、一般社団法人塩山建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 市が管理する公共施設の点検要員の配置 市が管理する公共施設等の被害状況の把握及び報告 市、日下部警察署、東山梨行政組合が管理する建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う障害物の除去作業（人命の安全確保、道路交通の確保） その他必要と認める緊急応急作業
大規模災害時における法律相談業務に関する協定書	山梨県弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における法律相談業務の実施

大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における被災者相談窓口の設置 ・罹災証明書の発行補助
災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	山梨県司法書士会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における相続に関する相談 ・不動産登記及び商業・法人登記に関する相談 ・不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 ・成年後見制度に関する相談 ・借金等の債務に関する相談（ただし、その金額が40万円を超えないものに限る。）
災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定	塩山郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策 ・郵便局又は市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の相互提供 ・必要に応じて指定避難所に臨時に郵便差出箱の設置
災害時における応急活動の協力に関する協定書	一般社団法人山梨県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫に備蓄している食料・飲料水等の提供
大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書	東日本旅客鉄道株式会社塩山駅	<ul style="list-style-type: none"> ・塩山駅の大規模地震時における防災機関への参加 ・鉄道旅客の避難誘導、避難所提供等 ・市の避難旅客への食料、生活物資の提供
災害時における石油燃料等の供給に関する協定書	山梨県石油協同組合甲州支部	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎及び勝沼、大和庁舎、指定避難場所、緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借り上げ車、その他市が指定する箇所及び物に対して、ガソリン、重油、軽油、灯油、油脂類、その他を供給
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会 公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、市職員と連携し、市内の家屋を調査 ・市が発行する「罹災証明」について、市民からの相談補助
減災力の強いまちづくり協定書	特定非営利活動法人減災ネットやまなし	<ul style="list-style-type: none"> ・甲州市民、市内の自治組織、自主防災組織、民間企業、公的組織・公的団体、諸団体を対象とした、減災への知識と技能の習得、整備・訓練、人材育成等
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	一般社団法人山梨県エルピーガス協会東山梨地区	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における指定避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等を供給
災害時における医療救護についての協定書	甲州市医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の市医療救護所への医療救護班の派遣、救護活動

災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書	甲州市薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急医薬品の調達 ・市医療救護所等への薬剤師の派遣
生活必需物資の供給に関する協定書	株式会社オギノ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における食料品、日用品、衣類等の提供
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における作業用品、食料品、生活必需品等の提供
災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	山梨県葬祭事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 ・遺体安置施設等の提供 ・遺体の搬送
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県独自の生活再建支援制度について、県・市が共同して支援金を支給

注 協定締結機関名は、協定締結時現在

別表2

災害時応援協定締結県内市町村等連絡先一覧

(平成27年4月1日現在)

名称	担当部署		電話	F A X	防災無線電話 (衛星回線)
甲府市	市民生活部防災対策課	地域防災係	(055)237-5331	(055)237-9911	200-201
富士吉田市	企画総務部安全対策課		(0555)22-1111	(0555)22-0703	200-202
都留市	総務部行政管理課	法制・安全室	(0554)43-1111	(0554)43-5049	200-204
山梨市	総務課	行政防災防犯担当	(0553)22-1111	(0553)23-2800	200-205
大月市	総務部総務管理課	防災行革担当	(0554)22-2111	(0554)23-1216	200-206
韮崎市	総務課	防災交通担当	(0551)22-1111	(0551)22-8479	200-207
南アルプス市	総務部危機管理室	防災担当	(055)282-1111	(055)282-1112	200-390
北杜市	総務部地域課	消防防災担当	(0551)42-1111	(0551)42-1122	200-403
甲斐市	総務部消防防災対策室	消防防災担当	(055)278-1661	(055)276-7215	200-381
笛吹市	総務部総務課	消防防災担当	(055)262-4111	(055)262-4115	200-321
上野原市	総務部総務課	行政防災担当	(0554)62-3117	(0554)62-5333	200-441
中央市	総務部危機管理室	危機管理担当	(055)274-8511	(055)274-7130	200-385
塩山郵便局 (甲州市内郵便局)	総務係	—	(0553)33-2660	(0553)32-1085	—
J R 東日本 塩山駅	塩山駅内勤	—	(0553)33-8008	(0553)33-8008	—
山梨県石油協 同組合甲州支 部	支部長	—	(0553)33-4184	—	—

第8節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に市職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、指定避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、市は防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。なお、県は、必要に応じて研修会等への支援を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震、南海トラフ地震に関連する情報とこれに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策と課題
- 4 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制と任務分担等）については、年度当初に職員に周知徹底する。
- 5 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- 6 先進自治体の取組み
- 7 その他

※ 年度当初に各所属等において職場研修等で、上記4又は所管事項に関する防災対策について周知徹底を図る。

第2 住民等に対する市の役割

市は防災対策の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動体制に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減するかぎとなる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、防災対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及・教育

市は、住民が地震発生時及び警戒宣言発令時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災週間に実施する防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発・教育に努める。

(1) 啓発の方法

- ア 広報紙の活用、ハザードマップの活用など、防災関係資料の作成・配布
- イ ハローページに記載された「レッド・ページ」の活用
- ウ 防災行政無線、CATV等の広報媒体の活用
- エ 県立防災安全センターによる防災資機材の使用方法の講習・防災映画等の貸出し
- オ 講演会等の開催、自主防災会に対する指導
- カ ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

(2) 啓発の内容

- ア 南海トラフ地震（東海地震）及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震に関連する情報の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 南海トラフ地震に関連する情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効率的、効果的な活用に関する知識
- ケ 要配慮者対策の必要性和取組み方法
- コ 過去の災害に係る教訓

2 児童・生徒等に対する教育

市は、児童・生徒等に対し、災害に関する過去の教訓を生かした防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者にとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

4 企業防災の促進

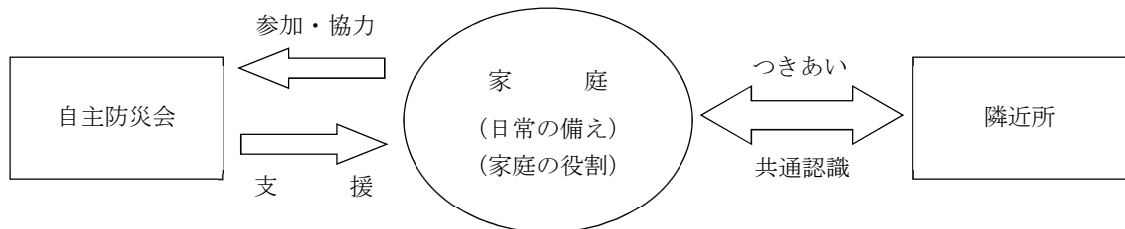
企業は、地震発生時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、地震発生時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作

成、防災体制の整備及び防災訓練等の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組やを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力
- 5 非常食、非常持ち出し品の備蓄



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、(1)電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる、(2)道路が遮断され、消防活動等が困難になる、(3)各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される、(4)水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる、等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 市の指導等

(1) 自主防災会資機材整備補助

市は、自主防災会の防災力の強化のため、防災資機材の整備に対する補助事業を実施している。

ア 整備対象となる資機材は、次のとおりである。

区分	補助対象となる標準的な資機材
----	----------------

情報伝達用具	電池メガホン、トランジスタラジオ、トランシーバー、放送塔設備等
消火用具	消火栓、ホース、消火器、バケツ、可搬式ポンプ等
救出、救護、避難用具	折りたたみはしご、救急用品、担架、テント、投光器、ロープ、ヘルメット、チェーンソー等
給食、給水用具	炊飯器（プロパンガス式）、釜、受水槽、ろ過器等
防災倉庫	防災倉庫（プレハブ等）
その他	その他の防災資機材

イ 防災倉庫については、次の要件を備えたものを整備する。

- (ア) 耐震性、耐火性を有すること。
- (イ) 周辺に危険物を扱う施設がないこと。
- (ウ) 水害等の危険性がないこと。
- (エ) 資機材の搬出を迅速に行うことができる構造と設置場所であること。

ウ 補助金の額・補助率

補助対象事業の区分	1 資機材の整備事業
補助率	1 組織 1 / 2 以内
補助金の限度額	1 組織 50万円
補助の回数	1 組織に対する補助は、原則として各補助事業につき年 1 回とする。

(2) 防災リーダーの育成

ア 市は、地域における防災機能を強化し活性化するために、消防団OB等を対象に県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催するとともに、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。

イ 市は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かく対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の指定避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、指定避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも指定避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。

ウ 市は、防災資機材等の配備について計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

エ 市は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

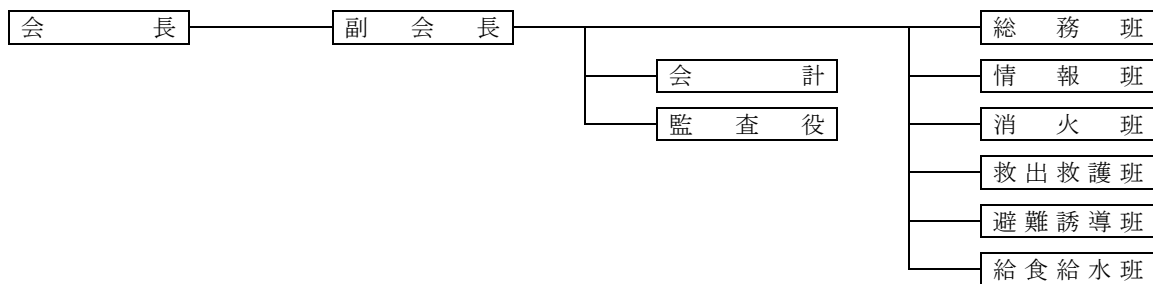
2 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当の習得に努めるとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、次のような班を編成し、必要な活動を行うものとする。なお、自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努める。

(1) 自主防災会の編成

<例>



(2) 平常時の役割

<例>

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整	総 務 班
	2 他機関との連絡調整	〃
消 火 対 策	1 火災予防の啓発	消 火 班
	2 延焼危険地区、消防水利等の把握	〃
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案	救 出 救 護 班
	2 建設業者などへの重機貸与の事前協力要請	〃
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導	救 出 救 護 班
	2 応急手当講習会の実施	〃
	3 負傷者収容についての医療機関との協議	〃
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案	情 報 班
	2 市防災関係機関や隣接自主防災会との連絡方法の確立	〃
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握	避 難 誘 導 班
	2 避難路の決定と周知	〃
	3 自力で避難困難な者のリストアップ	〃
給 食 給 水 対 策	1 各世帯への備蓄の徹底	給 食 給 水 班
	2 飲料水が確保できる場所の把握	〃
	3 炊き出し、配分計画の立案	〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施	各 班
	2 市が行う防災訓練への参加	〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資の備蓄	各 班
	2 備蓄資機材、物資の管理、点検	〃

(3) 非常時の役割

<例>

対 策	内 容	担 当
全 体 統 括	1 全体調整	総 務 班
	2 他機関との連絡調整	〃
	3 被害・避難状況の全体把握	〃
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末	全 員
	2 初期消火の実施	〃
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救 出 救 護 班
	2 建設業者への応援要請	〃
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置	各 世 帯
	2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置	救 出 救 護 班
	3 重傷者などの医療機関への搬送	〃
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告	各 世 帯
	2 情報の集約と市等への報告	情 報 班
	3 隣接自主防災会との情報交換	〃
	4 重要情報の各世帯への広報	〃
	5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	〃
	6 ボランティア要請のための被災者ニーズの把握	〃
避 難 対 策	1 避難路の安全確認	避 難 誘 導 班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給 食 給 水 班
	2 炊き出しの実施	〃
	3 飲料水、食料などの公平配分	〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく地震防災応急計画の作成等、各事業所の防災体制と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊き出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は警戒宣言発令時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、総務課行政・防災担当に住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第9節 災害ボランティアの育成強化

一般災害編第2章第13節「災害ボランティアの育成強化」を準用する。

第10節 防災訓練の実施

一般災害編第2章第2節「防災知識の普及・教育、防災訓練」を準用する。

なお、市は、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を毎年実施するものとする。

第11節 要配慮者対策の推進

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者や外国人等に対し、平素から必要な安全対策を実施する。

第1 社会福祉施設対策の推進

市は、社会福祉施設の利用者が寝たきりの高齢者や心身障害者等いわゆる要配慮者であることから、東山梨消防本部塩山消防署と相互連携し、社会福祉施設の管理者に対して次の対策を指導する。

1 防災施設等の整備

(1) 施設の耐震性の確保等

施設管理者は、震災時等における施設の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。また、施設の出入口付近等はスロープ化するなど段差解消に努めるものとする。

老朽程度が著しい施設については、耐震、耐火構造による改築等施設の整備を行う。

(2) 防災施設等の整備

消防法等により整備を必要とする防災施設等（消火設備、警報設備、避難設備等）の整備を図る。

また、施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備を行う。

(3) 非常食料の備蓄

電気、水道等の供給停止に備え、非常食料等の備蓄を3日分程度行う。

2 防災体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、地震発生時の迅速かつ的確な対応のため、平素から次の防災体制の整備を図る。

(1) 災害時の体制づくり

施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、保護者への連絡方法及び障害者の引渡方法等を明確にする。

特に、夜間は悪条件が重なることから、あらかじめ消防機関への通報体制や避難誘導体制等を十分検討する。

(2) 平常時の体制づくり

市との連携のもと、近隣住民や自主防災会、ボランティア組織との日常の連携を図り、入所者の実態に応じた協力が得られるよう、平常時の体制づくりに努める。

3 防災教育、防災訓練の充実

(1) 防災教育の実施

施設管理者は、施設の職員や利用者が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心が得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 防災訓練の実施

施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するとともに、地域の協力が得られるよう、地域の自主防災会と協力した訓練を実施する。

第2 高齢者、障害者等の要配慮者対策

国（内閣府）が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」及び山梨県が策定した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等に基づき、市は「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要配慮者対策に取り組むものとする。

- 1 要配慮者の生活支援などを行う人材（支援員）の育成
 - (1) 小地域単位での住民参加型・防災学習会を開催するものとする。
 - (2) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
 - (3) 地域ぐるみの要配慮者支援体制の整備を図る。
 - (4) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。
- 2 プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立
 - (1) 自主防災会や関係委員、団体等を通じて避難行動要支援者を把握するものとする。
 - (2) 個々の避難行動要支援者に複数の支援員を配置し、地域の実情に合わせた個別計画を作成するものとする。
 - (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。
 - (4) 東海地震「注意情報」、南海トラフ地震に関する情報（臨時）発表時や、市長の判断で出す「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令時に、健常者に先がけて避難行動要支援者を早期に避難させる仕組みづくりを図るものとする。
- 3 介護が必要な要配慮者に対する避難場所における対応
 - (1) 指定避難所において要配慮者専用スペースの確保に努める。確保にあたっては、①静かでケアのしやすい場所、②トイレ、出口等に近い場所、③1階等階段を使用する必要のない場所等の点に留意する。
 - (2) 福祉避難所を開設するときは、協定を締結している社会福祉施設に対し福祉避難所の開設要請をし、要配慮者の受け入れに努めるものとする。
 - (3) 災害時に福祉避難所ごとの相談員として保健師等を配置するものとする。
 - (4) 民間介護事業者等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。
 - (5) 大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時から広域的な連携体制の強化を図るものとする。

資料編 ○福祉避難所拠点施設一覧

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯でいずれかが虚弱な者に対して、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を設置しており、平成24年4月1日現在、181人が利用している。

災害時に的確かつ迅速な救助活動等が行えるよう、引き続き住民に対して当該システムの周知を図り、なお一層の整備・拡充の促進を図るとともに、災害時に自主防災会等の協力を得られる

よう、平常時より協議しておくものとする。

5 防災知識の普及啓発

在宅高齢者、障害者等については、自主防災会等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」等を活用し地震災害に関する基礎的知識等の普及啓発に努める。

なお、啓発資料の作成にあたっては、点字資料等の作成など障害者への情報伝達に十分配慮する。

6 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの防災関係機関が講じている施設に関する情報、交通規制など被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

7 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者や身体障害者等の要配慮者の優先的入居を行う等、十分配慮するとともに、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

また、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置等に努める。

第3 外国人及び観光客対策

地理に不案内な観光客や、震災に対して知識が乏しく、かつ日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及に努め、災害時でも適切に対応できるよう、平素から通訳ボランティアの確保を図るとともに、宗教や食事等の文化・生活習慣に配慮し、対応マニュアル等の整備を図る。定住外国人については、平素から地域自治会、自主防災会との連携強化に努めるとともに、防災訓練等に参加するよう積極的に呼びかけを行う。

また、市内各所に避難地、指定避難所、危険箇所等の案内板を設置し、地理に不案内な観光客等でも速やかな避難が行えるよう施設の整備に努めるものとする。

通訳ボランティアの主な活動

- ① 負傷者の応急手当等の際の通訳
- ② 市が実施する各種応急対策の内容の説明
- ③ その他被災外国人の意思の伝達

第4 乳幼児・児童・生徒等保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は地震の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、乳幼児の保護者や児童・生徒に対して防災教育の実施に努めるものとする。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び児童・生徒等のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び児童・生徒等の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名する。

また、電話回線の輻輳等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との連絡方法として、緊急連絡先、メールアドレス等の把握に努める。

(3) 児童・生徒等の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 指定避難所としての学校の対応のあり方

学校を指定避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、その運営についても支援する必要があることから、市及び市教育委員会と連携して、指定避難所運営マニュアルを作成するなど、指定避難所運営組織の運営組織の運営及び管理活動が円滑に機能するよう体制づくりに努める。

2 地震防災教育指導

児童・生徒等への地震防災教育指導を次により推進する。

(1) 児童・生徒等に対する地震防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の養成及び機能の向上を図るため地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震防災教育の指導内容の概要

ア 各教科、領域等との相互に関連を図った防災教育

イ 防災ボランティア活動の進め方

ウ 応急救護、看護の実践的学習

エ 防災訓練のあり方

オ 地域への理解、家庭や地域との連携

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 甲州市災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、甲州市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 市内で震度が6弱以上を記録したとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) その他市長が必要と認めた場合

2 廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

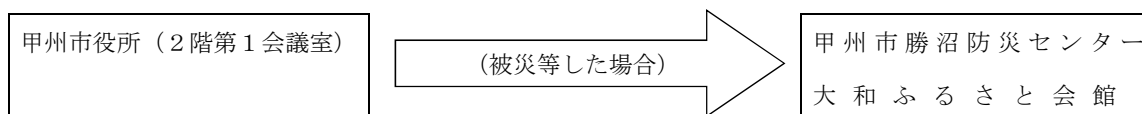
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市役所に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市 職 員	庁内放送、市防災行政無線、電話、電子メール、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
峡東地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
東山梨行政事務組合消防本部	県防災行政無線、電話
塩山消防署	電話、連絡員
日下部警察署	電話、連絡員
近隣市町村	県防災行政無線、電話
市内関係機関	電話、市防災行政無線、連絡員
一般住民	広報車、市防災行政無線、CATV、防災行政無線メール
報道機関	電話、口頭、文書、FAX

4 災害対策本部の設置場所

甲州市役所（2階第1会議室）に設置する。ただし、当該施設が被災した場合には、次に掲げる施設又は被災状況に応じ、市長が指定する施設に設置するものとする。



また、施設が被災した場合等には、甲州中央防災広場（塩むすび）に屋外災害対策本部を設置するものとする。

5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

第 1 順位	副市長
第 2 順位	教育長
第 3 順位	総務課長

資料編 ○甲州市災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

甲州市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 地震発生時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱又は5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	市内の被害状況等の情報収集	必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。	可及的速やかに甲州市役所に本部を設置する。ただし、役所が地震災害により使用不能の場合は、「甲州市勝沼防災センター」に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

第2節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

職員の配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備要員
第1配備	1 市内で震度4の地震を観測したとき 2 その他必要により市長が配備を指令したとき	・災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手	次の課（支所）長及びリーダー（※1） 震度4の地震を観測した段階において配備を要する所属は、 ・総務課 ・建設課 ・上下水道課 ・農林振興課 ・都市整備課 ・勝沼支所 ・大和支所 とする。なお、以下の所属については待機とし、必要により総務対策部長の指示により配備する。 ・政策秘書課 ・管財課 ・福祉課 ・介護支援課 ・子育て支援課 ・健康増進課 ・教育総務課 ・生涯学習課
第2配備	1 市内で震度5弱・5強の地震を観測したとき 2 その他必要により市長が配備を指令したとき	・事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるよう準備 ・必要により指定避難所の開設	・市長 ・副市長 ・教育長 ・消防団長 ・全課（支所）長 ・全リーダー
第3配備	1 大規模災害（※2）が発生したとき。 2 震度6弱以上の地震を観測したとき。 3 市長が配備を指示したとき。	・災害対策本部を設置 ・指定避難所の開設 ・情報、水防、輸送、医療、救護等の円滑な応急対策活動 ※大規模災害（※2）が発生した場合は、自主的に参集	全職員

※1 配備リーダー（1人）については各課で定めることとし、さらなる職員配備が必要な場合は各課長（各対策部長）の指示によるものとする。

※2 「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

※ 各課で管理する必要がある、配備が必要な場合についても、各課で判断すること。

第2 配備及び動員体制

1 動員計画の策定

(1) 市長は、甲州市災害対策本部組織図及び分掌事務に基づく各対策部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定し、発震時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集さ

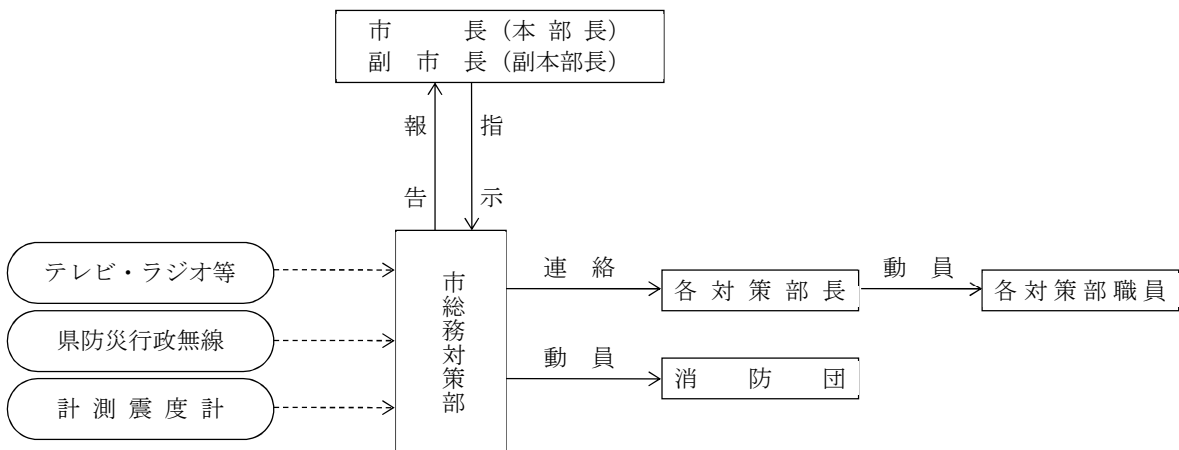
せるものとする。

- (2) 各課長等は、所属職員の動員名簿（様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。
- (3) 各課長等は、動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記動員名簿に基づき動員個人表（様式第2号）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各課長等は、人事異動等により動員名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した動員名簿を市長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した動員個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は動員計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、動員名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

2 勤務時間内における配備

(1) 動員伝達

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務対策部長は、本部長（市長）の指示により非常配備を決定し、各対策部長等にこれを伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。
また、消防団長にも非常配備を伝達する。
- イ 各対策部長等は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。



(2) 初動期における緊急措置

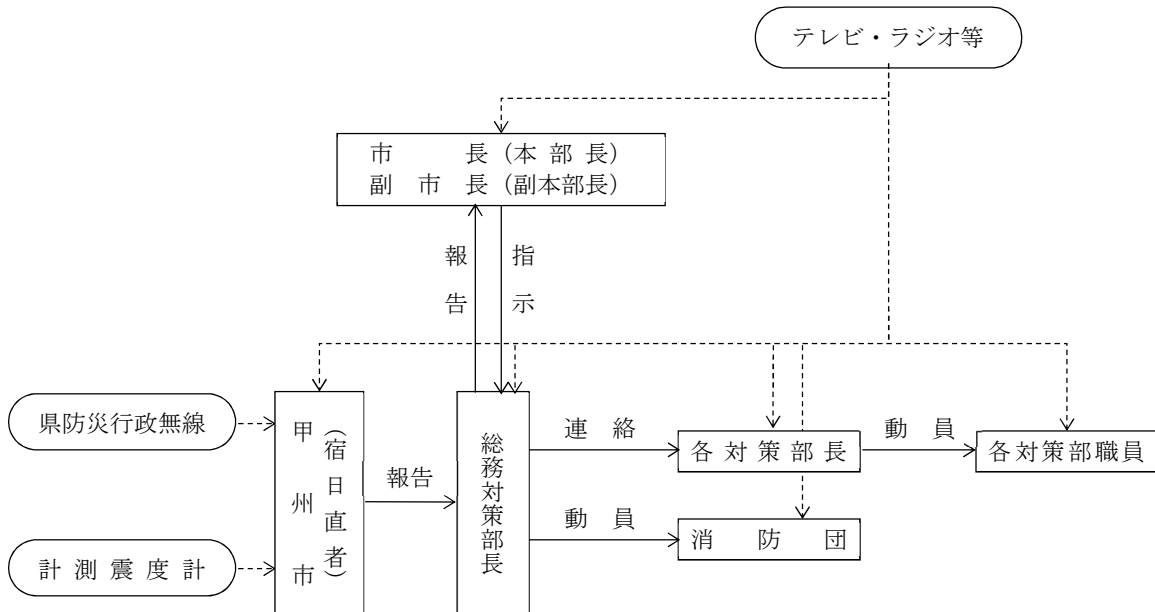
各対策部長等は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各対策部長等は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外、休日における配備

(1) 勤務時間外における職員の配備は、「4 参集」の項に定めるところによる。



(2) 本部長は、職員の参集状況と災害の推移経過を勘案し、本編成による配備体制ができる間、緊急対策班を編成し、応急措置を行う。

(3) 配備状況の報告

各対策部長は、所属職員の参集状況を記録し、本部長（又は代理者）に適宜報告する。

(4) 配備体制の移行

各対策部長は、(2)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(5) 災害活動の相互援助

各対策部長は、本部長（又は代理者）の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

(6) 災害活動の報告

各班長は班員の災害活動状況につき把握し、適宜各自の対策部長に報告する。

4 参集

(1) 市職員の対応

勤務時間外に震度3の地震が発生した場合には、各職員はテレビ、ラジオ等で地震情報に注意する。震度4以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた動員配備基準に基づき、配備担当職員は市役所等指定された場所に参集する。

(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、防災担当職員や配備担当職員が参集するまで、地震災害の情報収集及び連絡等を行う。

(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速や

かに市役所等に参集するものとする。

なお、震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、配備担当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また、要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

(4) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ア) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、各対策本部に報告する。

(イ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(6) 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各対策部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急対策班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防、警察等と連絡）
- イ 災害対策本部員会議準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- ウ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- エ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- オ 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難地及び指定避難所の被災状況の把握）
- カ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部等へ参集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。 (2) 各施設等外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。 (3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの本市出先機関等に参集のうえ自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各対策部長（又は次席者）に報告する。 (2) 各対策部長（又は次席者）は被害状況を本部長（又は代理者）に集約する。
6	緊急対策班の編成	先着した職員により、緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

様式第1号

動 員 名 簿 課長名				
所属長	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合計 (人)				

様式第2号

動 員 個 人 表 課長名				
所属課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
<p>動員時の心得</p> <p>1 参集時の携行品 手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具</p> <p>2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。</p>				

第3節 消防防災ヘリコプターの出動要請計画

一般災害編第3章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」を準用する。

第4節 地震災害情報等の収集伝達計画

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握に努めるものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長、消防吏員又は警察官に通報する。通報を受けた市長、消防吏員又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 地震情報について

種 類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	震度3以上
	内 容	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
イ 震源に関する情報	発表基準	震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	内 容	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

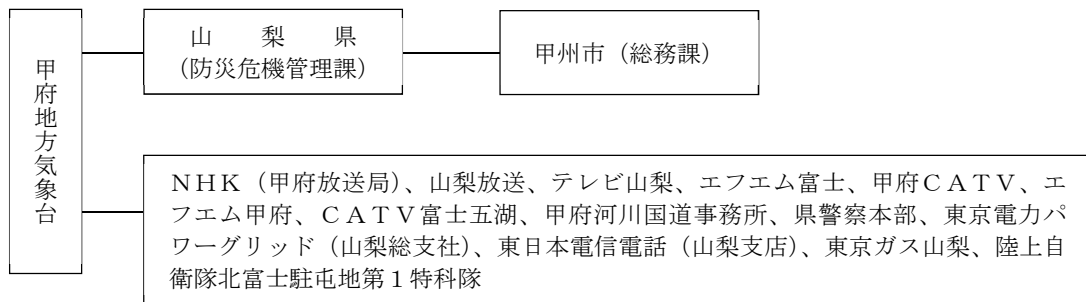
エ 各地の震度に関する情報	発表基準	震度1以上
	内 容	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
オ 推計震度分布図	発表基準	震度5弱以上
	内 容	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
カ 遠地地震に関する情報	発表基準	震度3以上
	内 容	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
キ 遠地地震に関する情報	発表基準	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき。
	内 容	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表
ク その他の情報	発表基準	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	内 容	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 甲府地方気象台が発表する地震情報の発表基準について

種 類	内 容	
ア 震度速報	発表基準	全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容	震度3以上を観測した地域名と観測された震度
イ 震源に関する情報	発表基準	本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、津波のない旨の付加文
ウ 震源・震度に関する情報	発表基準	県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき。 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く。））
	情報の内容	震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
エ 各地の震度に関する情報	発表基準	県内で最大震度1以上を観測したとき。
	情報の内容	山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く。）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点毎の震度
オ 地震回数に関する情報	発表基準	県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき。 ※県内と隣接地域（「山梨県東部・富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）

	情報の内容	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
カ 地震の活動状況等に関する情報	発表基準	南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合、伊豆東部での群発的な地震活動が発生した場合に配信
キ <u>南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報</u>	<u>発表基準</u>	<u>南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合</u>

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに、防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

3 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

甲府地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

市は、本市庁舎内に設置された計測震度計から震度を確認し、また、気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等により一刻も早く入手し、電話等により職員等に伝達し、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

5 地域住民への地震情報の伝達

市は、地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、市防災行政無線を活

用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車その他の手段を複合的に活用し、迅速かつ的確に伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

- (1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- (2) 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、区長を通じて市役所に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第5節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに本市庁舎内に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ、インターネットの各種ホームページ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
①地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
②火災の発生状況	東山梨消防本部塩山消防署、消防団、自主防災会
③死者、負傷者の状況及び被災者の状況	東山梨消防本部塩山消防署、日下部警察署、市内医療機関、東山梨医師会、県（県内市町村等の被災状況）
④ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社、(一社)山梨県LPガス協会、市上下水道課
⑤道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、JR中央本線塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅
⑥堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、峡東建設事務所、消防団
⑦住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、日下部警察署
⑧学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、市内医療機関、東山梨医師会

イ 災害時優先電話による収集

市役所、小、中学校等に設置されている災害時優先電話を活用し、施設職員、児童・生徒等、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。なお、現在設置されていない保育所その他公共施設等については、今後設置に向けた検討を推進する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局からの情報収集

市は、塩山郵便局とあらかじめ締結している「災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定」に基づき、被災市民の避難先及び被災状況等の情報を相互に交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに対策部長に報告する。

カ アマチュア無線による情報収集

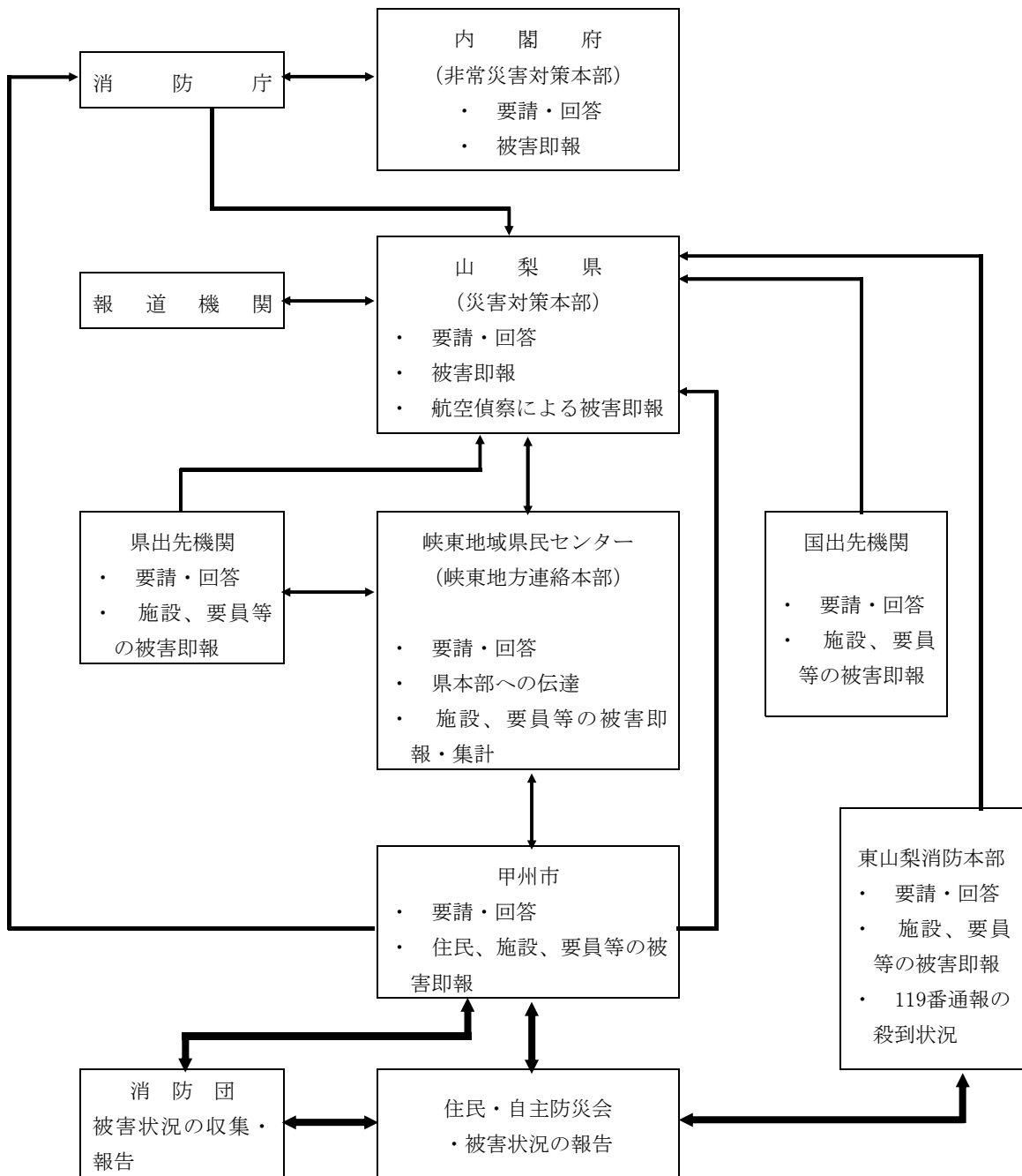
地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。なお、平時から、訓練等を通じて、災害時の個人情報への取扱いや運用について検討に努めるものとする。

キ 職員の現地派遣による情報収集

地震時の被害状況を正確に把握するため、必要により地区別に職員を割り当て、各地区の被害状況を収集する。

資料編 ○ <u>災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定</u>

発災直後の情報の収集・伝達フローシート



(2) 第2段階に収集する情報

ア 各対策部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各対策部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行ううえでの重要な資料となり、また、災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うにあたっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

調査事項	担当	
	部	調査責任者
一般被害及び応急対策状況の総括	総務対策部	行政・防災班長
庁舎、公有財産被害	管財対策部	財産契約班長
福祉関係施設被害	福祉対策部	地域福祉班長
（うち、高齢者福祉施設、介護保険施設）	介護支援対策部	高齢者支援班長
保育所、児童館被害	子育て支援対策部	児童福祉班長・保育所班長
医療、保健関連施設被害	健康増進対策部	健康企画・地域医療班長
観光施設被害	観光商工対策部	観光企画・宣伝班長
商工業施設被害	観光商工対策部	ワイン・商工班長
農畜産関係施設被害	農林振興対策部	果樹農林班長
公共土木施設被害	建設対策部	道路整備班長、道路維持・河川班長
市営住宅等被害	建設対策部	住宅・用地管理班長
水道施設被害	上下水道対策部	管理班長
下水道施設被害	上下水道対策部	下水道班長
勝沼支所被害	勝沼支所対策部	市民福祉・地域班長
大和支所被害	大和支所対策部	市民福祉・地域班長
甲州市ぶどうの丘施設被害	ぶどうの丘対策部	ぶどうの丘班長
学校施設被害	教育総務対策部	学校教育班長
学校給食施設被害	教育総務対策部	学校給食班長
生涯学習施設被害	生涯学習対策部	社会教育班長、 公民館班長、図書館班長、 勝沼生涯学習・公民館班長、 大和生涯学習・公民館班長
文化財被害	文化財対策部	文化財班長
社会体育施設被害	生涯学習対策部	スポーツ振興班長、 東京オリンピック対策班長、 勝沼生涯学習・公民館班長、 大和生涯学習・公民館班長

イ 各地区の被害調査

(ア) 担当課による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。また、状況によってはあらかじめ定めた区分に従い、担当の課が担当地区を調査する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、必要により調査班を編成して、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動にあたっては、応急対策活動に支障が生じるおそれがあるため、車両の使用を控え、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報の取りまとめ

各対策部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務対策部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類、様式等については、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第6節 広域応援要請体制

一般災害編第3章第4節「広域応援要請体制」を準用する。

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第8節 広報計画

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務対策部行政・防災班、勝沼支所対策部市民福祉・地域班、大和支所対策部市民福祉・地域班が行うものとするが、災害の状況によっては各対策部及び消防団等が関係対策部と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、次により地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

このうち、Lアラートについては、県内の関係機関とともに、効果的な情報伝達が可能となる等、運用のルールの見直しに協力する。

- 1 市防災行政無線
- 2 市インターネットホームページ・SNSによる広報
- 3 スマートフォン防災アプリへの掲載
- 4 C A T V
- 5 広報車による巡回広報
- 6 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示

- 7 自主防災会を通じた広報
- 8 Lアラート（災害情報共有システム）

資料編 〇災害に係る情報発信等に関する協定

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、指定避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また、誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、一般災害対策編第3章第9節「災害通信計画」に定める別記様式により県を通じて放送局に要請を行うが、県を通じるとまがない場合には、市長が直接放送の要請を行うものとする。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイ・自転車等を用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、市ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
市防災行政無線	被 生	〃
掲示板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
インターネット	被 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板の活用

災害発生時には、東日本電信電話（株）が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話各社が「災害用伝言板」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防対策

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第11節「消防対策」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災による次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置をとり活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動にあたるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、東山梨消防本部塩山消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また、東山梨消防本部塩山消防署、日下部警察署等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えるとともに、市で把握した災害情報については東山梨消防本部等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第11節「消防対策」に定めるとおりであるが、地震により火災の発生を覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市役所に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見やぐら等付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、東山梨消防本部塩山消防署、日下部警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を東山梨消防本部塩山消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資料編 ○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、消防防災ヘリコプターの出動要請方法については一般災害編第3章第3節「消防防災ヘリコプターの出動要請計画」に定めるところによる。

第11節 緊急輸送対策

一般災害編第3章第13節「緊急輸送対策」を準用する。

第12節 交通対策

一般災害編第3章第14節「交通対策」を準用する。

第13節 災害救助法による救助

一般災害編第3章第15節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難対策

一般災害編第3章第16節「避難対策」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方式と指定避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方式等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難場所への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また、不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた指定避難所に避難する。

第2 避難所の開設、運営

指定避難所の運営にあたっては、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して指定避難所の設営及び運営を行う。

また、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズの把握、これらの者への情報提供等については、必要により個別に対応する等の措置を行うものとする。

1 指定避難所の整備

市は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

ア 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。

イ 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、

非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

ウ 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設と協定を締結しているが、十分な施設を確保するため、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所を確保する。

2. 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの指定避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

さらに、他市町村からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の市町村に速やかに伝達する。

3. 開設予定指定避難所の安全性の確保

指定避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定指定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編 ○指定避難場所拠点施設一覧

4. 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から指定避難所開設の必要度の高い所から順次、避難担当職員を派遣し、指定避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

5. 指定避難所の運営管理

市は平時からマニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、地域住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

市は指定避難所の適切な運営管理に努める。また、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与できる運営体制に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

それぞれの指定避難所で受入れている避難者にかかる情報及び指定避難所で生活せず食事の

み受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について市と共有する。

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

6 学校機能の早期回復

地震災害により指定避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

指定避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

7 要配慮者の保護

地震災害により、特に指定避難所において長期収容が必要な事態となった場合で、一般の避難者との共同生活が困難な介護を必要とする者に対して、指定避難所の一画に福祉避難スペースを確保、また福祉避難所を開設するものとする。また、妊産婦・新生児についても、特性に配慮した専用避難所を開設するものとする。

福祉避難所の開設、運営は、協定を締結している社会福祉施設の協力を得て行うものとする。また、妊産婦・新生児専用避難所の開設、運営は健康増進対策部健康づくり班が行うものとする。

8 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を図るものとする。

9 避難者のプライバシーの保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、仕切り板や更衣室の設置等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。

10 避難者による自治組織発足の支援

指定避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

第3 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、警察、鉄道管理者等と相互に緊密な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

また、市、県及び関係機関は、平時から帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは関係機関が連携して最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。

さらに、東日本旅客鉄道株式会社塩山駅で発生した滞留旅客については、市と塩山駅で締結している「大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書」に基づき指定避難所の提供、食料等の斡旋を行うものとする。

資料編 ○大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書

第4 孤立集落への対応

市は、孤立のおそれがある集落に対し、事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話やヘリコプターによる救援活動体制の整備等に努める。

また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護等のための対策を推進する。

なお、孤立集落については、支援を行う対象集落を明確にし、速やかに孤立の状況を把握する。

第5 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

市は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、市営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第15節 医療・保健対策

一般災害編第3章第17節「医療・保健対策」を準用する。

第16節 防疫対策

一般災害編第3章第18節「防疫対策」を準用する。

第17節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第3章第19節「食料供給対策」及び第20節「生活必需物資等救援対策」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第1 必要物資の把握

市は、指定避難所運営責任者（福祉対策部地域福祉班職員）、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や指定避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第2 食料、生活必需品等の供給

一般災害編第3章第19節「食料供給対策」及び第20節「生活必需物資等救援対策」で定める供給計画に基づき、備蓄食料・備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など要配慮者の避難状況等を把握して、要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書
 ○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書
 ○災害時における相互応援に関する協定書
 ○災害時における応急活動の協力に関する協定書
 ○生活必需物資の供給に関する協定書
 ○災害時における物資供給に関する協定

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また、調達した物資は、資料編掲載の施設に集積する。

資料編 ○救援物資集積所一覧

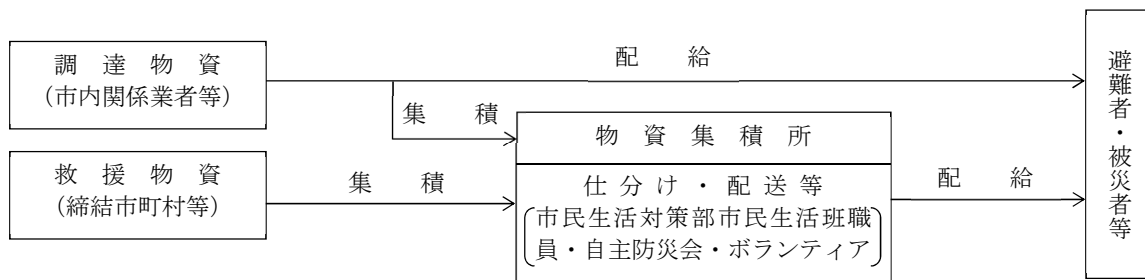
2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調達等の内容	担当部班
食料の調達	観光商工対策部商工班
生活必需品の調達	観光商工対策部商工班
義援物資の受入れ、仕分け、配分	市民生活対策部市民生活班
輸送用車両の確保	管財対策部財産契約班
給食施設の提供、炊き出しの協力	教育総務対策部学校給食班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 指定避難所における供給計画

甚大な震災により、指定避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区分	食料	生活必需品等
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの、粉ミルク	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品、紙おむつ テレビ、ラジオ等の設置
第三段階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類、洗濯機等の設置

第18節 飲料水確保対策

一般災害編第3章第21節「飲料水確保対策」を準用する。

第19節 応急教育対策

一般災害編第3章第22節「応急教育対策」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第1 応急措置

1 教育委員会

(1) 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画をたてるものとする。

(2) 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

2 学校

(1) 地震発生後の措置

児童・生徒等 在 校 中	<p>1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。</p> <p>2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。</p> <p>3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。</p> <p>4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近い所から低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ずつけて誘導する。また、速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。</p> <p>5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食施設の稼働の可否については必ず報告するものとする。</p> <p>6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。</p>
児童・生徒等 不在 中	<p>1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。</p> <p>2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。</p>

(2) その他事前計画の必要な事項

指定避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

ア 指定避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携

イ 児童・生徒等の安否確認の方法

ウ 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討

エ 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

3 社会教育施設

(1) 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

(2) 被災状況の報告

各社会教育施設管理者は、建物又は利用者等の被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第2 応急復旧対策

1 教育委員会

(1) 施設確保と復旧

施設確保計画に基づき本部と密接な連絡をとり、学校、社会教育施設の確保及び復旧に努めるものとする。

災害の程度	応急教育の実施予定場所
学校の一部が被災したとき。	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災したとき。	① 公民館、公共施設等の使用 ② 近隣学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災したとき。	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
市内の大部分が被災したとき。	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設、民間施設等の使用

(2) 教職員の確保

ア 欠員者の少ない場合は、学校内で融通する。

イ 近隣校との融通を行う。

ウ 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

エ 欠員（欠席）が多数のため、アからウまでの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

(3) 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な事業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図

るとともに必要に応じて学校等に配付するものとする。

また、被災児童・生徒等に対する教科書及び学用品の給与は、災害救助法に基づいて行うものとする。

(4) 応急の教育計画

応急の教育計画については、学校長と十分連絡をとり、万全を期するよう配慮するものとする。

(5) 応急措置

その他応急措置については、速やかにかつ弾力的に行うものとし、復旧工事等の早急な実施を図るものとする。

2 学校

(1) 応急の学校運営

各校の管理運営については、施設の被害状況や児童・生徒等の被災状況等を考慮して適宜実施するものとする。

応急の教育計画作成上の留意事項

- | |
|---|
| <p>1 各学校長は、被害の程度と教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課時間の編制、指導計画、教職員の担任計画等を作成する。</p> <p>2 臨時休業の実施及び授業の不可能な事態に対する児童・生徒等の学習方法についての指導を行う。</p> <p>3 授業が不可能な事態が長期にわたるときは、連絡方法、組織（子供クラブ、登校班、その他）の整備等に工夫を行う。</p> <p>4 一時的に疎開等を余儀なくされた児童・生徒等との連絡を確保し、再度登校する際に支障が生じないように配慮する。</p> |
|---|

(2) 学用品等の配付

教育委員会の指示に基づき、学用品の配付や施設の状況に応じて授業再開に努めるものとする。

(3) 給食施設の復旧

給食施設の復旧に基づき、施設を整備し、給食用施設・備品の清掃及び消毒を行い、学校給食の再開に努めるものとする。

なお、被災時における施設の状況により、学校給食施設を一時的に市民への炊き出し施設として活用することが考えられるので、施設、備品等は被災後直ちに利用できるよう最善の措置をとるものとする。

3 社会教育施設

復旧計画措置に基づき、施設を整備し、利用の再開に努めるものとする。

第20節 廃棄物処理対策

一般災害編第3章第23節「廃棄物処理対策」を準用する。

第21節 応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画

一般災害編第3章第24節「応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあるため、被災建築物の調査をし、その建築物の安全性の判定を応急的に行う。

応急危険度の判定方法は、次のとおりである。

1 建築物対策

(1) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。また、資格を取得した職員の質の確保・向上に向けて、定期的な研修・訓練を図る。

(2) 公共建築物の確認

市は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、市役所、指定避難所など、防災上重要な施設から行う。

(3) 一般住宅の応急危険度判定の実施

ア 市は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

イ 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」のステッカーを見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

市内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく被災建築物応急危険度判定フローは、別表1のとおりである。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して市防災行政無線、広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 被災宅地の確認

市は、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地について二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置の実施

市は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

市内で必要人員の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく被災宅地危険度判定フローは、別表2のとおりである。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住宅に対して市防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、市は建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

県が行った「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、本市では、東海地震の発生により揺れ及び液状化で約821棟（市全体の9.1%）の建物が全壊若しくは半壊等の被害にあい、約46棟の応急仮設住宅の需要が発生すると想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるようあらかじめ次の場所を建設予定地として指定している。

また、当該用地に建設できない場合、あるいは当該用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

建設用地の選定条件

- ① 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ② 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- ③ 被災者の生業の見通しがたつ場所
- ④ 崖崩れ等の二次災害のおそれがない場所

応急仮設住宅建設用地

平成27年6月22日現在

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地 所有者	敷地面積 (㎡)	建設戸数 (戸)	特記事項
甲州市民文化会館	甲州市塩山上塩後240番地	市有地	1,610	15	J R塩山駅から車で3分、県道万力・小屋敷線沿い
松里公民館駐車場	甲州市塩山小屋敷1536番地	市有地	640	4	J R塩山駅から車で10分、県道下萩原・三日市場線沿い
松里中学校旧体育館跡地	甲州市塩山小屋敷38番地2	市有地	2,030	22	J R塩山駅から車で11分、松尾神社東、松里中学校旧体育館跡地
塩山中学校北側駐車場	甲州市塩山下於曾1018番地2	民有地	1,160	10	J R塩山駅から徒歩で10分、塩山中学校北側、市役所職員駐車場
勝沼中央公園グラウンド	甲州市勝沼町勝沼1310番地	市有地	16,000	104	中央自動車道勝沼I Cから車で5分
大和スポーツ公園	甲州市大和町日影772番地	市有地	9,430	113	J R甲斐大和駅より徒歩15分
塩山総合グラウンド	甲州市塩山小屋敷1897番地	市有地	19,500	200	J R塩山駅から車で10分
勝沼健康公園	甲州市勝沼町休息1863番地2	市有地	2,370	24	J R塩山駅から車で11分、勝沼健康福祉センター東側
ぶどうの丘専用駐車場	甲州市勝沼町菱山1388	市有地	3,650	17	J R勝沼ぶどう郷駅から車で3分、ぶどうの丘専用駐車場
		計	56,390	509	

2 応急仮設住宅の建設

- (1) 市災害対策本部及び県は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県住宅課へ建設を依頼する。
- (2) 県建築住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)
- (3) 建設業者への工事を発注依頼する。
- (4) 完成後、市災害対策本部が入居者を選定。
- (5) 入居

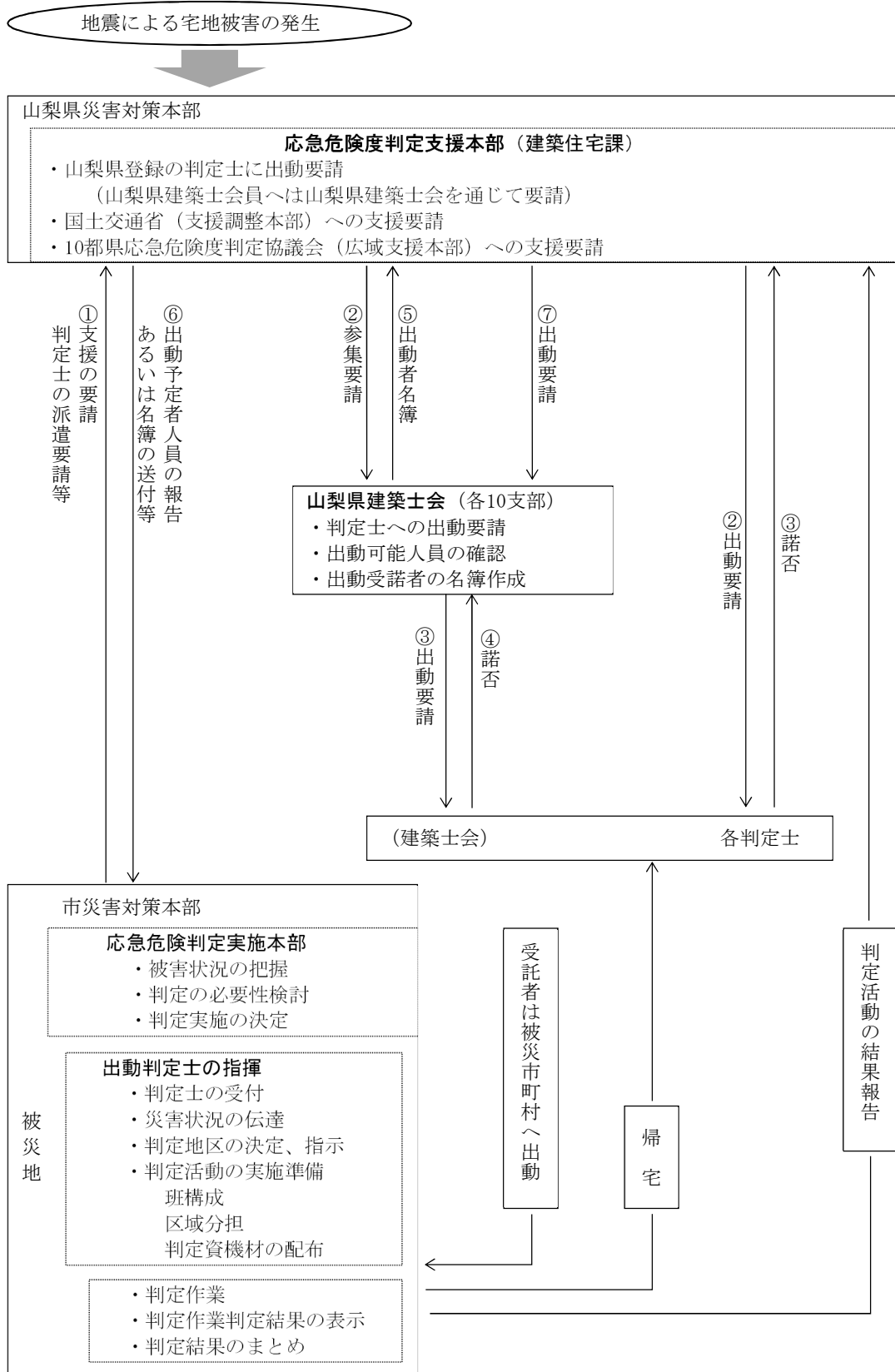
3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

市は、大規模な災害が発生し、県から要請を受けたときは、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を実施する。

また、自らの資力で住宅を得ることができる被災者のため、県から要請を受けたとき、または必要と判断したときは、民間賃貸住宅の情報を提供する。

別表 1

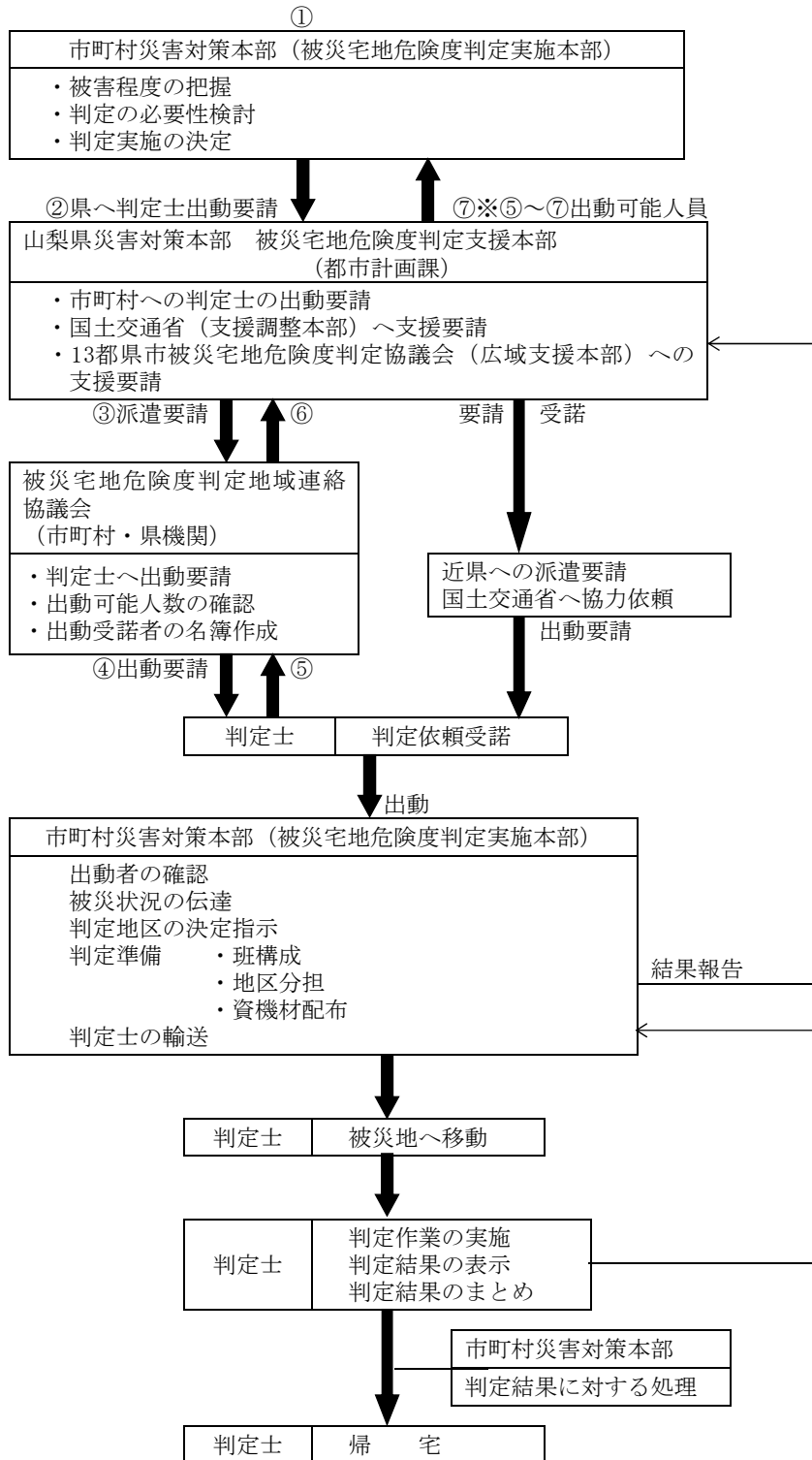
被災建築物 応急危険度判定フロー



別表2

被災宅地危険度判定フロー

地震による宅地被害の発生



第22節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また、負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第25節「救出計画」の定めるところによる。

第1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線通信が途絶した場合には、消防団無線等の活用若しくは急使を派遣する等市災害対策本部又は東山梨消防本部塩山消防署への連絡に努めるものとする。

第3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲にわたる等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書○災害時における相互応援に関する協定書○東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定
------------	--

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、市医師会等と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。また、必要に応じて、協定に基づき甲州市医師会、甲州市薬剤師会に支援を要請する。

資料編	<ul style="list-style-type: none">○災害時における医療救護についての協定書○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書
------------	---

(2) 医療機関の被災状況、受入れ状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第23節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第3章第26節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第24節 障害物除去計画

一般災害編第3章第27節「障害物除去計画」を準用する。

第25節 生活関係施設の応急対策

第1 上水道施設応急対策

水道事業者（上下水道課）は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

上下水道課が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また、必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設、排水施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

市は、地震災害対策計画を定め、計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、下水道排水設備指定工事店等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

市は、管路施設、マンホールポンプ及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

(5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

市は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

1 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。

2 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、市防災行政無線、広報車等を利用した広報に努める。

3 指定避難所等に必要な電力を供給する。

第4 コミュニティガス施設応急対策

1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。

2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

3 安全点検を実施し、必要ときは、応急復旧工事を実施する。

4 指定避難所等に必要な燃料を供給する。

資料編 ○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第5 液化石油ガス施設応急対策

1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

2 販売事業者は、(社)山梨県LPGガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて指定避難所等に必要なガスの供給を確保する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程及びNTTドコモ山梨支店長が定めるNTTドコモ災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長及びNTTドコモ山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれる予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

ア 衛星通信地球局、加入者系無線装置による途絶の解消（臨時回線の作成）

イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧

ウ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧

エ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

J R 東日本が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第26節 民生安定事業計画

一般災害編第3章第29節「民生安定事業計画」を準用する。

第27節 災害ボランティア支援対策

一般災害編第3章第30節「災害ボランティア支援対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震予知に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、よりの確な対策を講じるため、大震法制定後20数年間の観測データや科学的知見の蓄積を踏まえ、中央防災会議において東海地震の地震像を再検討し、新たな想定地震域による震度分布等の検討が行われた。その結果を踏まえ、平成14年4月に強化地域の見直しが行われ、従来の6県167市町村から8都県157市町村（合併後の市町村数）へ大幅に拡大された。本県では、新たに5町村が追加指定され、これにより県内における強化地域指定市町村は、丹波山村、小菅村を除く全市町村となった。

このため、市は、東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合に、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するものとする。

第1 東海地震に関連する情報の種類

東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。

1 東海地震に関連する調査情報（カラーレベル：青）

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

(1) 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表

(2) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表

2 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

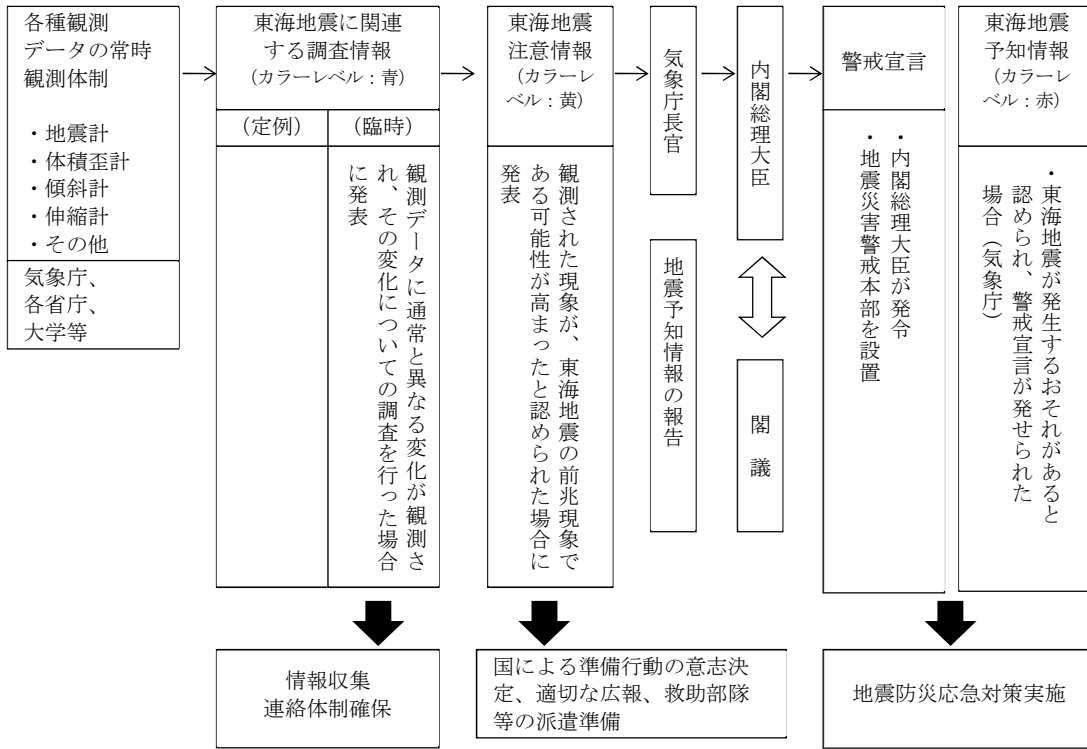
3 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表

される。

第2 東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 市職員の配備体制及び活動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、配備該当職員（別表第1「東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制」に指定する職員）は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備えるものとする。

2 県、防災関係機関等との連絡体制の確保

市は、職員の中から連絡担当職員（総務課行政・防災担当等）を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

市防災行政無線、CATV、広報車、市ホームページ等を活用し、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、市長は物資の点検、調達、また、児童・生徒等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。

2 市職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

(1) 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達

(2) 地震災害警戒本部設置の準備

(3) 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整

(4) 警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための指定避難所の開設準備

(5) 県への参集状況及び避難状況報告体制準備

(6) 物資・資機材の点検・確認

(7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

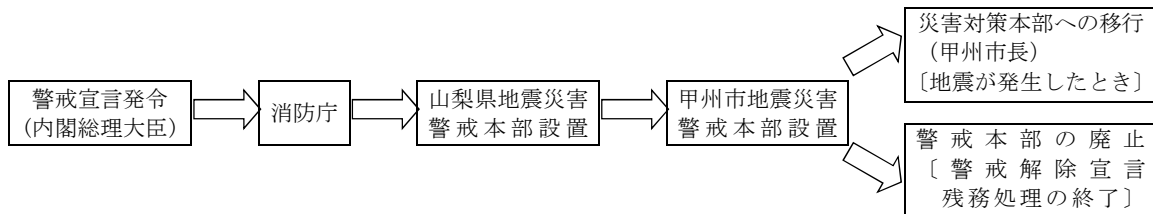
市防災行政無線、CATV、広報車、市ホームページ等を活用し、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市の準備体制の内容につ

いて、適切に情報提供を行う。

第3 警戒宣言発令時（東海地震予知情報）の体制

市は、警戒宣言が発せられたとき、法令又は本地域防災計画の定めるところにより、防災関係機関及び住民等の協力を得て、地震防災応急対策の実施に努めるものとする。

地震防災応急対策を遂行するため、地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。



1 甲州市地震災害警戒本部の設置

市長は、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられたときは、甲州市地震災害警戒本部条例に基づき甲州市役所内に甲州市地震災害警戒本部を設置し、大規模な地震災害の発生に備え、地震防災応急対策を実施する。

資料編 ○甲州市地震災害警戒本部条例

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

4 警戒本部の業務

市警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- (1) 地震予知情報等の収集と住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災会や、防災関係機関等からの地震防災応急対策実施状況の収集及び県への報告
- (3) 避難の勧告又は指示
- (4) 事前避難対象地区からの避難のための指定避難所の開設
- (5) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、指定避難所の設置及び帰宅支援対策の実施
- (6) 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- (7) 救急救助のための体制確保
- (8) その他市内での地震防災対策の実施

5 組織及び分掌事務

市警戒本部の組織及び分掌事務は、別表2のとおりである。

第4 地震発生時の体制

1 甲州市災害対策本部

- (1) 市長は、地震が発生したときには、災害応急対策を実施するため市災害対策本部を設置す
〔甲州市防災〕

る。

(2) 市警戒本部から市災害対策本部に移行するときの市災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

市災害対策本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章1節「応急活動体制」に定めるところによる。

3 市災害対策本部の事務

地震が発生し、市災害対策本部が設置された場合の業務は、本編第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧・復興対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- (3) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- (4) 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- (5) 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営
- (6) 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- (7) ボランティアの受け入れ
- (8) 自主防災会との連携及び指導
- (9) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (10) 防疫、その他の保健衛生
- (11) 緊急輸送道路の確保及び調整
- (12) 施設及び設備の応急復旧
- (13) その他災害発生の防御、拡大防止のための措置

第5 職員の動員計画

職員は勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるものとし、配備基準により、直ちに参集場所に集合するものとする。

- 1 市長は、別表の甲州市地震災害警戒本部の組織及び分掌事務に基づく各対策部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の動員計画を策定するものとする。
- 2 東海地震に関する情報の伝達については、本部命令は総務対策部長から各対策部長に、各対策部長から班長を通じて各対策部員に伝達されるものとする。したがって、各対策部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- 3 動員対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地よりの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認める者とする。
- 4 各対策部長は動員時の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、個人動員表を作成し、あらかじめ職員に通知する。

第6 動員時の心得

- 1 参集時の携帯品
タオル、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具
- 2 動員途上の緊急措置

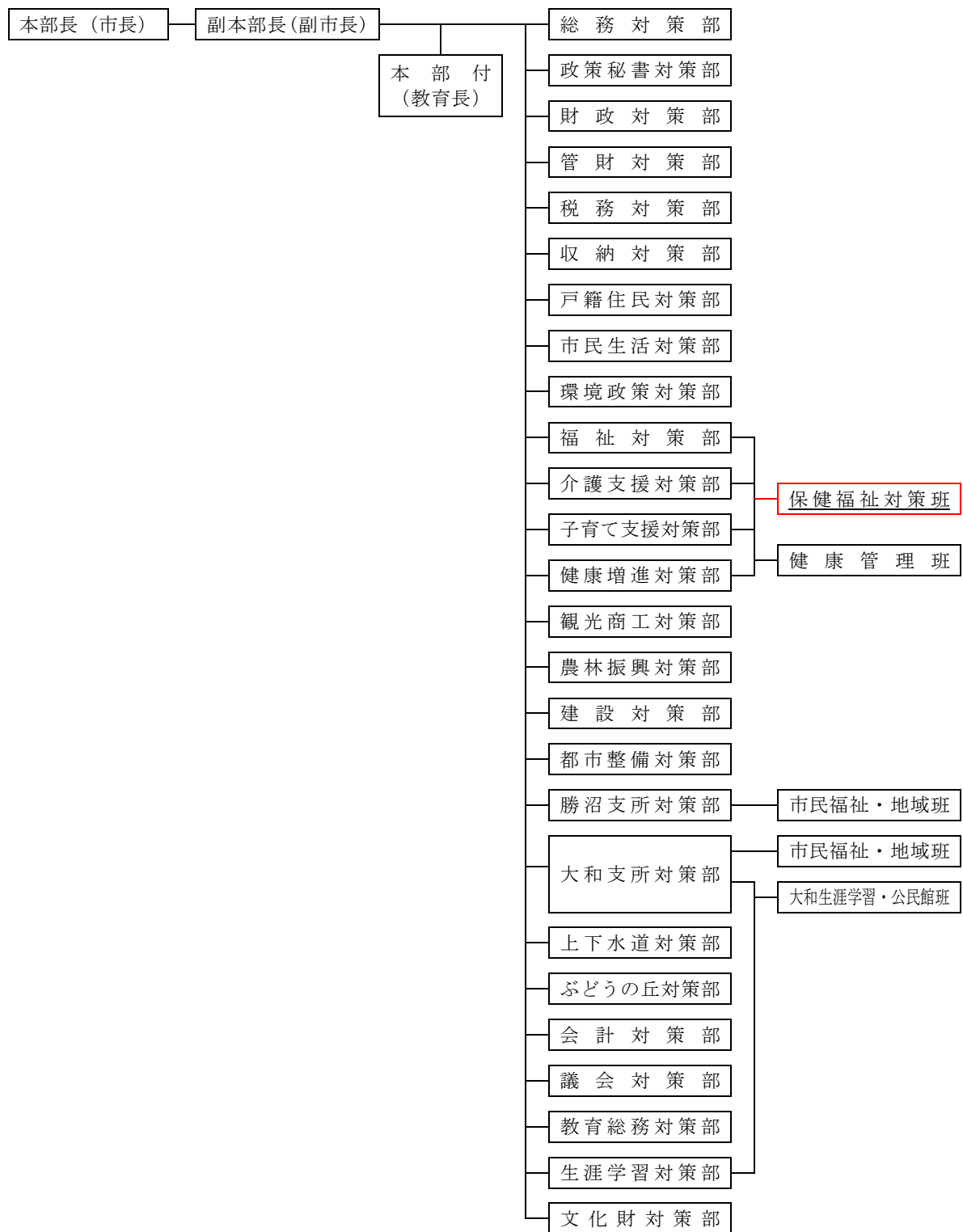
職員は、動員途上において火災、心身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

別表第1

予知情報発表時の配備体制

配備体制の名称	配備の基準	配備の内容	配備要員
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	地震災害警戒本部員及び防災担当職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。 1 市防災行政無線、CATV等による住民への広報 2 県、防災関係機関との連絡体制の確保	・市長 ・副市長 ・教育長 ・全課長 ・総務課員 ・各支所市民福祉・地域担当
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち東海地震注意情報が発表されたとき。	全所属全職員が配備につき、次の事務を行うものとする。 また、東海地震予知情報発表に備え、地震災害警戒本部設置の準備を行う。 1 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達 2 市で備蓄する食料、生活必需品、資機材等の点検 3 市防災行政無線、CATV等による住民への広報	全職員
警戒宣言発令時（東海地震予知情報）配備体制	東海地震予知情報が発表され、警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。	市は、全所属全職員をもって地震災害警戒本部を設置し、各対策部は、地震災害警戒本部の分掌事務に掲げる事務を行うものとする。 主な事務内容は次のとおりである。 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達 2 自主防災組織や防災関係機関からの応急対策情報の収集及び県への報告 3 避難の勧告又は指示 4 関係業者と連携した滞留旅客の対策 5 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保及び関係機関への指導 6 救急救助のための体制確保 7 その他市内の施設の地震防災対策の実施 8 市災害対策本部設置の準備	全職員
地震が発生したとき。		市は、地震災害警戒本部から速やかに災害対策本部への移行措置をとり、地震災害応急対策を実施する。	全職員

別表第2



甲州市地震災害警戒本部分掌事務

本部長：市長

副本部長：副市長

本部付：教育長

部 (部長)	構成担当班 (班長)	業 務 分 掌
総務対策部 (総務課長)	行政・防災班 文書・法制班 人事班 情報化推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置、運営及び庶務に関すること。 2 本部会議その他関係機関との連絡等に関すること。 3 各対策部、各班との連絡調整に関すること。 4 本部員会議に関すること。 5 地震予知情報の収集及び伝達に関すること。 6 住民の避難誘導に関すること。 7 市防災行政無線の管理、運用に関すること。 8 通信の確保に関すること。 9 県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 10 職員の動員、派遣、受け入れ、幹旋に関すること。 11 消防機関との連絡調整に関すること。 12 県、他市町村、協定締結機関等への応援要請に関すること。 13 自主防災組織との連絡調整に関すること。 14 消防団の招集、配置に関すること。 15 情報システム及びデータ等の保守、管理に関すること。 16 その他、他部班に属さないこと。
政策秘書対策部 (政策秘書課長)	政策調整班 秘書・広聴広報班 地方創生推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県への要望事項の取りまとめに関すること。 2 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。 3 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。 4 市の地震防災応急対策実施状況等、報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。
財政対策部 (財政課長)	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災応急対策関係予算に関すること。
管財対策部 (管財課長)	財産契約班 営繕管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎、公有財産の地震防災応急対策に関すること。 2 公用車の配車に関すること。 3 緊急物資輸送車両の確保、連絡調整に関すること。 4 避難住民の運送に係る庁用バスの運行に関すること。
税務対策部 (税務課長)	市民税班 資産税班	<ol style="list-style-type: none"> 1 他部班の応援に関すること。

収納対策部 (収納課長)	収納班	1 他部班の応援に関する事。
戸籍住民対策部 (戸籍住民課長)	住民記録・戸籍班 国保・年金班	1 施設利用者への情報提供等安全確保に関する事。
市民生活対策部 (市民生活課長)	市民生活班 市民参画・協働班	1 所管施設の地震防災応急対策に関する事。 2 住民からの問い合わせへの対応に関する事。 3 生活関連物資の需給調整に関する事。 4 外国人への支援に関する事。 5 備蓄物資の点検に関する事。 6 ボランティア、NPO団体等との連絡調整に関する事。
環境政策対策部 (環境政策課長)	環境政策班 廃棄物対策班	1 仮設トイレの調達に関する事。 2 所管施設の地震防災応急対策に関する事。 3 防疫用薬剤の確保、調達及び防疫の実施に関する事。
福祉対策部 (福祉課長)	地域福祉班 障害福祉班 相談支援班 生活保護班	1 <u>指定避難所</u> 、避難地の設置、管理及び運営に関する事。 2 高齢者、障害者等要配慮者の安全確保及び支援体制に関する事。 3 福祉関連施設の地震防災応急対策に関する事。 4 施設利用者への情報提供等安全確保に関する事。 5 災害ボランティア活動の支援に関する事。 6 被災者のボランティアニーズの把握に関する事。 7 日本赤十字社及び社会福祉関係団体との連絡調整に関する事。 8 社会福祉協議会との連絡に関する事。 9 福祉避難所の確保及び運営に関する事。 10 保健福祉対策班の統括に関する事
介護支援対策部 (介護支援課長)	介護保険班 高齢者支援班 介護予防班	1 高齢者の安全確保、安否確認に関する事。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。 3 被災高齢者の支援に関する事。 4 他部への応援に関する事。
子育て支援対策部 (子育て支援課長)	児童福祉班 保育所班	1 保育所園児や児童クラブ等の児童の帰宅、避難及び保護者への引渡し等安全確保に関する事。 2 保育所、児童館等所管施設の地震防災応急対策に関する事。 3 部内他班の応援に関する事。
健康増進対策部 (健康増進課長)	健康企画・地域医療班 健康づくり班 保健事業班 大藤診療所班	1 医薬品、医療資機材の確保に関する事。 2 医療、保健関連施設の地震防災応急対策に関する事。 3 保健福祉センター利用者への情報提供等安全確保に関する事。 4 医師会等との連絡調整に関する事。 5 医療救護所の設置準備に関する事。 6 病院、診療所、その他医療機関との連絡調整に関する事。

		こと。 7 大藤診療所、勝沼病院の被害状況把握及び応急対策に関すること。
観光商工対策部 （観光商工課長）	観光企画・宣伝班 交流イベント班 ワイン・商工班	1 旅館、民宿及び観光施設への地震防災応急対策の指導に関すること。 2 観光客への情報提供等安全確保に関すること。 3 商工業関係の地震防災応急対策に関すること。 4 生活関連物資の価格・需要動向に関すること。 5 生活関連物資に関する買占め、売り惜しみ防止等の協力要請に関すること。
農林振興対策部 （農林振興課長）	果樹農林班 農地班 基盤整備班	1 食料の調達に関すること。 2 生活必需物資の調達に関すること。 3 農業団体との連絡調整に関すること。 4 農畜産関連施設の地震防災応急対策に関すること。 5 農林業施設・農地の地震防災応急対策に関すること。
建設対策部 （建設課長）	道路整備班 道路維持・河川班 住宅・用地管理班	1 応急仮設住宅の建設、応急修理等に必要な機械器具、車両及び材料等の調達に関すること。 2 道路、橋梁、河川、水路等の地震防災応急対策に関すること。 3 建設業者との連絡に関すること。 4 被災宅地、建築物の応急危険度判定士の出動要請準備に関すること。 5 土砂災害危険箇所等の巡視、警戒に関すること。 6 住宅の応急修理に関すること。 7 応急仮設住宅等の住宅供給対策に関すること。 8 被災住宅の再建支援に関すること。 9 公共施設用地の供与に関すること。 10 市営住宅の被害調査、応急対策等に関すること。
都市整備対策部 （都市整備課長）	計画指導・景観班 公園・道路班	1 総務対策部との連絡調整に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 3 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。
勝沼支所対策部 （勝沼支所長）	市民福祉・地域班 （市民福祉・地域 担当リーダー）	1 総務対策部、市民対策部、建設対策部、水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 3 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。 4 勝沼CATV等による広報に関すること。
大和支所対策部 （大和支所長）	市民福祉・地域班 （市民福祉・地域 担当リーダー）	1 総務対策部、市民対策部、建設対策部、水道対策部への報告及び連絡調整に関すること。 2 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 3 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。
水道対策部 （水道課長）	総務班 管理班 整備班 下水道班	1 飲料水の確保に関すること。 2 給水用資機材の点検、確保に関すること。 3 上水道施設の地震防災応急対策に関すること。 4 給水装置工事事業者との連絡に関すること。 5 下水道施設の地震防災応急対策に関すること。

ぶどうの丘対策部 (事務局長)	ぶどうの丘班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 2 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。
会計対策部 (会計管理者)	出納班 (出納担当リーダー)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震防災応急対策関係経費の支払に関すること。
議会対策部 (議会事務局長)	議会班 (総務担当リーダー)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員への市災害対策本部設置に伴う情報提供に関すること。 2 議会対策支援本部からの市災害対策本部への情報提供に関すること。 3 議会（臨時会）に関すること。
教育総務対策部 (教育総務課長)	教育総務班 学校教育班 学校給食班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の地震防災応急対策に関すること。 2 避難施設としての文教施設の使用に関すること。 3 児童生徒の帰宅、避難及び保護者への引渡し等安全確保に関すること。 4 学校給食施設の地震防災応急対策に関すること。
生涯学習対策部 (生涯学習課長)	社会教育班 スポーツ振興班 東京オリンピック 対策班 公民館班 図書館班 勝沼生涯学習・ 公民館班 大和生涯学習・ 公民館班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館等生涯学習施設の地震防災応急対策に関すること。 2 体育館等社会体育施設の地震防災応急対策に関すること。 3 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。 4 勝沼生涯学習・公民館担当及び大和生涯学習・公民館担当との連絡調整に関すること。
文化財対策部 (文化財課長)	文化財保護班 歴史まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の保護に関すること。 2 施設利用者への情報提供等安全確保に関すること。
	健康管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の健康管理に関すること。 2 被災者への臨時健康相談、健康診断等の実施に関すること。 3 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 <p>※ 健康管理班については、各対策部の業務分掌を最優先とし、各対策部長の許可を受けた上で、班長の指示により業務にあたること。</p>
※各対策部・班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設、団体への情報伝達に関すること。 3 所管施設、団体への地震防災応急対策に関すること。 4 地震防災応急対策に係る他部間の相互応援に関すること。 5 地震防災応急対策に要した経費の支払、精算に関すること。

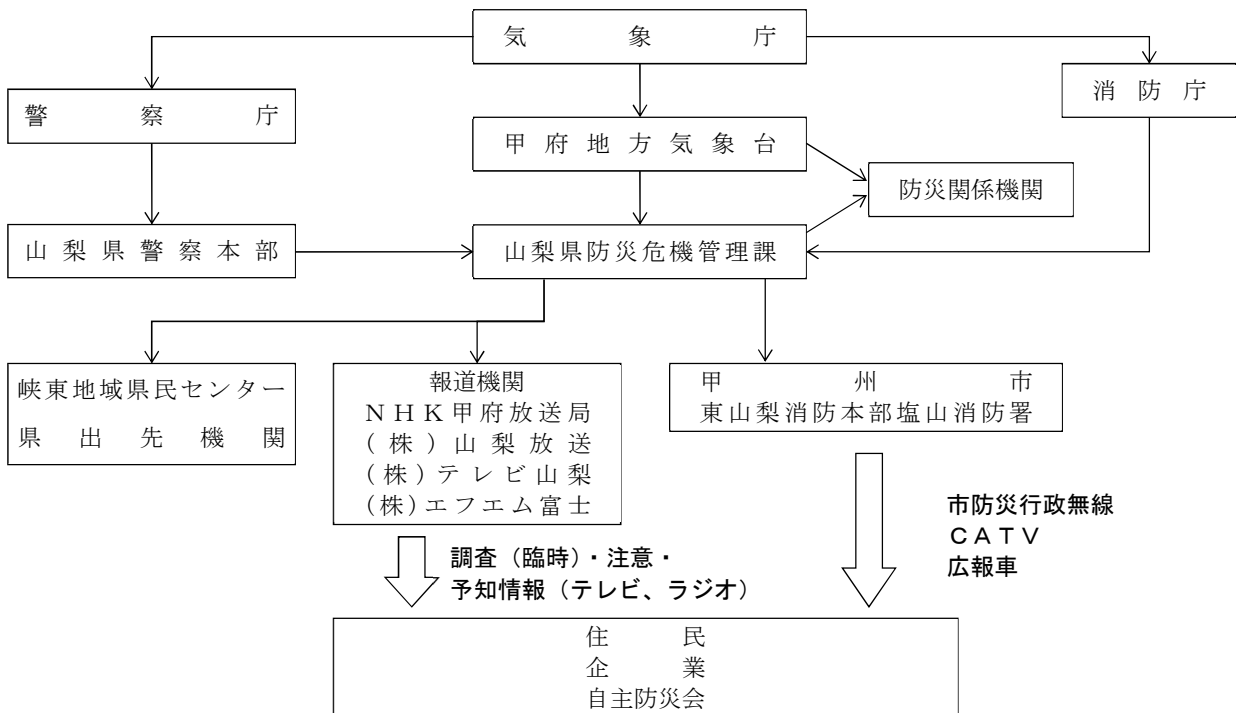
第3節 情報の内容と伝達

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

情報の種類及び内容は、次のとおりである。

- 1 東海地震に関連する調査情報（定例）
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表
- 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表
- 3 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報
東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達系統

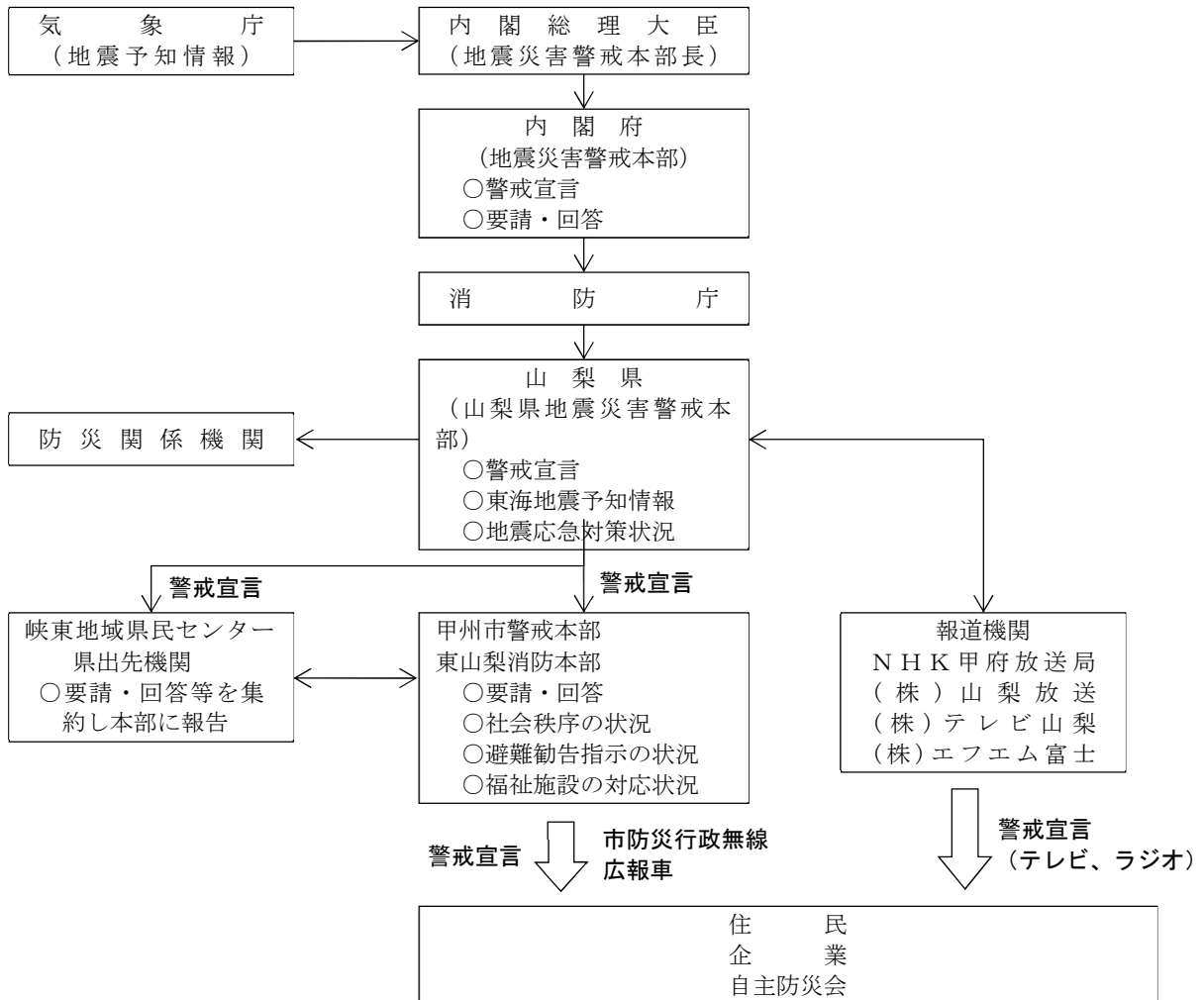


- 4 東海地震予知情報
東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

- 5 警戒宣言
内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき

旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

警戒宣言発令時の情報伝達系統



第2 応急対策実施情報の収集、伝達

1 情報の収集、伝達

市は、県及び防災関係機関と相互に連絡を取り警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。

2 収集、伝達の方法、内容の県への報告

市は、1で収集した事項及び次の事項についてあらかじめ県が定める様式により県警戒本部に報告する。

関係機関名		報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	市→峡東地域県民センター→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→警戒本部
	設置前	市→峡東保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部
	設置前	市教育委員会→峡東教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部
	設置前	市→峡東地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課
	設置後	市警戒本部→県警戒本部

避難状況、救護状況、旅行者数（鉄道、バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数

保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数

授業を停止した幼稚園・小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
（私立は、県総務部→県警戒本部）
（県立高校は、県教育委員会→県警戒本部）

主要スーパーの営業停止店舗数

3 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(1) 東海地震注意情報発表時

市は、次の様式により各状況を峡東地域県民センターに対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

(2) 東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時

市は、次の様式により各状況を峡東地方連絡本部に対して報告する。

- ア 市町村職員参集状況（様式4-3-1）
- イ 市町村別避難所開設状況一覧表（様式4-5-1）
- ウ 地震防災応急対策実施等状況票（様式4-6-1）

資料編 ○ 県指定に基づく報告様式

第4節 広報活動

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第1 警戒宣言時の広報の実施

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

地震予知に関する情報、交通機関の運行状況及び道路交通状況、家庭及び自主防災会等のとるべき措置等について、報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、冊子等により実施する。

2 警察

車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立看板等の活用等で広報する。また、テレビ、ラジオ、新聞等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設する。

<広報手段等>

ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用

イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用

ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設

エ ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用

オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請

カ 自主防災組織との連携

キ ヘリコプターによる広報

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力会社

報道機関を通じて、発生時に備えての具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス会社

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) 東日本電信電話

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) JR東日本

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び施設内の案内板等を通じて、運転状況について広報する。

(7) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関については、一般災害編第3章第6節「予報及び特別警報・警報・注意報等の受理・伝達計画」における「予警報伝達系統図」を基に、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 甲州市の広報

1 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 生活関連情報等
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の要請
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 市の準備体制の状況
- (12) その他状況に応じて事業所又は住民に広報周知すべき事項

2 住民・滞在者等に対する広報文例

住民、滞在者等に対する広報文例は、別表のとおりとするが、必要に応じ1に掲げる事項を加えるものとする。

3 広報手段

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、市防災行政無線、CATV、防災信号、広報車、冊子、外国語放送等又は自主防災会を通じる伝達ルートを用いて行うものとする。

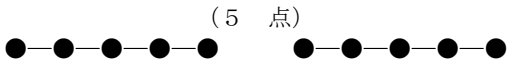
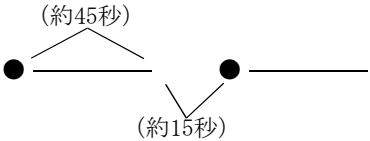
(1) 市からの伝達

市職員内部等の伝達は主に庁内放送、電話、口頭により行い、住民に対しての伝達は、次の方法で行うものとする。

- ア 市防災行政無線、CATVの利用
市が整備している市防災行政無線、CATV施設を活用して行う。
 - イ 広報車の利用
市が管理所有している広報用自動車を緊急輸送車両として登録し伝達を行う。
 - ウ ホームページの活用、チラシの配布
市ホームページの活用やチラシの配布により、聴覚障害者に配慮した広報を行う。
- (2) 消防団からの伝達

消防団各部は、消防団長、副団長、各分団長等の指示により、各部にてそれぞれの担当区域に分かれ、地域住民に対して消防車、サイレン及び警鐘により伝達を行う。

地震防災信号

警 鐘	サ イ レ ン
	
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

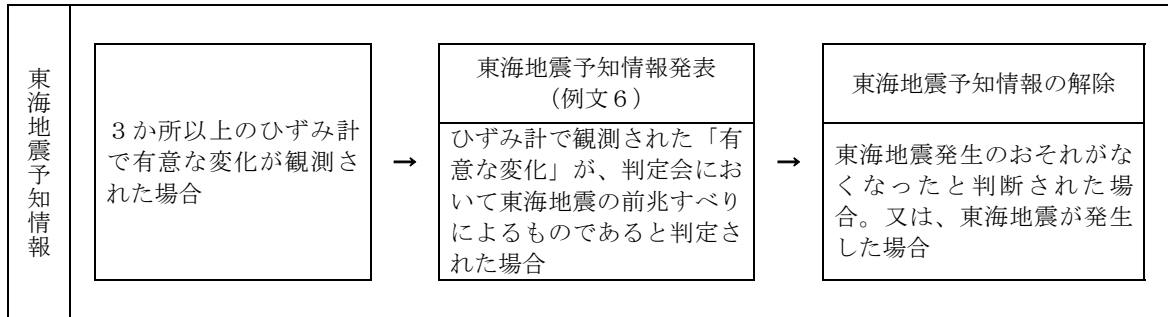
(3) 区長からの伝達

区長、自主防災会会長は、地区内の住民に対して電話等により伝達をするものとする。この場合、地域の組織等を利用して行うなど、その方法をあらかじめ定めておくものとする。

別表

「東海地震に関連する情報」に伴う広報

東海地震に関連する調査情報（臨時）	1 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表（例文1）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除（例文3） 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合
	顕著な地震活動（地震）が発生した場合	→	東海地震調査情報（臨時）の発表（例文2）	→	東海地震調査情報（臨時）の解除（例文4） 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合
東海地震注意情報	2 か所以上のひずみ計で有意な変化が観測された場合	→	東海地震注意情報の発表（例文5） ひずみ計で観測された「有意な変化」が、判定会において東海地震の前兆すべりである可能性が高まったと判定された場合	→	東海地震注意情報の解除 東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合



例文 1

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
〔1か所以上のひずみ計で「有意な変化」が、観測された場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 住民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 2

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の発表時における広報用の例文
〔顕著な地震活動（地震）が発生した場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- すでに、市では、情報収集体制をとっております。
- 今後の状況により、新たな情報が発表されます。
- ぜひ、市からの「お知らせ」やテレビ・ラジオの報道に注意してください。
- 住民の皆様は、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

例文 3

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の解除時における広報用の例文
〔ひずみ計で観測された「有意な変化」が、東海地震との関連性がないことが分かった場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 住民の皆様は、御安心ください。

例文 4

「東海地震に関連する調査情報（臨時）」発表時における広報用の例文
〔観測された「地震」が東海地震との関連性がないことがわかった場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- さきほど、気象庁から「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。
- 東海地震発生のおそれはなくなりました。
- 住民の皆様は、御安心ください。

例文 5

「東海地震注意情報」発表時における広報用の例文
〔「東海地震注意情報」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- 先ほど、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
- 住民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や市からの呼びかけ、市の防災計画に従って行動してください。
- また、自動車での外出を控え、家族同士の連絡方法の確認、家具の固定、水の汲み置きなど地震への備えを始めてください。
- 今後の観測の結果、地震発生のおそれがあると判断された場合、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられますので、今後の情報に注意し、落ち着いた行動をお願いします。

例文 6

「警戒宣言」発表時における広報用の例文
〔「警戒宣言」が発表された場合のもの〕

- こちらは、防災こうしゅうです。
- 大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震対策に対する警戒宣言を発表します。
- この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震となることが予想されます。
- 住民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」及び市の広報などに十分注意し、あわてずに落ち着いて行動してください。

第5節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合、地震による被害が想定される地域の住民に対して避難の勧告又は指示を行い、住民の生命及び身体の保護に努めるものとする。

第1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連絡をとり、住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- 1 市長（大規模地震対策特別措置法第21条、災害対策基本法第60条）
- 2 知事（災害対策基本法第60条）
- 3 知事又はその命を受けた県職員（大規模地震対策特別措置法第21条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- 4 水防管理者（水防法第29条）
- 5 警察官（大規模地震対策特別措置法第25条、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

第2 避難勧告又は指示の基準等

警戒宣言発令時における避難勧告又は指示の基準は、次のとおりである。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令時では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。

第3 市が行う避難活動

1 事前避難対象地区の指定

警戒宣言発令時に避難の勧告又は指示の対象となる「事前避難対象地区」は、地震が発生した場合に市長が危険と認める地区とし、次表に掲げる地区とする。

なお、事前避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。

事前避難対象地区及び指定避難所

避難地区名	世帯数	避難者数	避難地			指定避難所		
			名称	有効面積 (m ²)	収容人員 (人)	名称	有効面積 (m ²)	収容人員 (人)
塩山上於曾北平	21	63	塩山北小学校校庭	6,654	3,300	同校体育館	642	160
塩山下柚木上平	5	15	松里中学校校庭	7,126	3,500	同校体育館	1,362	340
塩山下柚木姥石	8	24	松里中学校校庭	7,126	3,500	同校体育館	1,362	340
塩山下小田原上条	14	42	神金小学校校庭	5,025	2,500	同校体育館	644	160
塩山上小田原番屋東	25	75	交流保養センター駐車場	7,085	1,770	同センター	1,243	620
塩山上萩原裂石	3	9	交流保養センター駐車場	7,085	1,770	同センター	1,243	620

2 事前避難対象地区住民等への周知

市は、事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、次の事項について周知徹底を図る。

事前避難対象地区住民への周知事項

- ① 事前避難対象地区の範囲
- ② 地区の指定避難所
- ③ 要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物
- ④ 避難地に至る避難路
- ⑤ 避難の勧告と伝達方法
- ⑥ その他必要な事項

3 警戒区域の設定

市長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、建設中の建造物等の付近等、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。

4 自主防災会への指示

市長は、警戒宣言発令時には自主防災会に対し次の指示を行う。

自主防災会への指示事項

- ① 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- ② 避難路の確認及び避難誘導
- ③ 収容者の安全管理に関する協力
- ④ 負傷者の救護準備
- ⑤ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難支援

5 要配慮者の避難

各地区の自主防災会は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障害者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(1) 警戒宣言に基づき、市長より第2に掲げる避難の勧告又は指示が行われたときは、介護を要する者の指定避難所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(2) 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する要配慮者を収容するにあたって、必要に応じて指定避難所の一画に福祉避難スペースを確保、また福祉避難所及び妊産婦・新生児専用避難所を開設し、寝たきりの高齢者や妊産婦・新生児等を収容するものとする。

資料編 ○福祉避難所拠点施設一覧
○妊産婦・新生児専用避難所一覧

6 帰宅困難者等対策

市は、帰宅困難者や滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）の発生抑制及び発生した場合の対策として、次の措置を講じるものとする。

(1) 帰宅困難者等が発生した場合は、状況によりJR東日本（株）と協力して地震予知に関する情報、交通機関の運行状況等に関する情報の提供、また、地図の配布等帰宅支援対策を実施する。

(2) JR東日本中央線が塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅で停車した場合には、JR東日本（株）から次の対策の実施を依頼されたときは、状況に応じ必要な対策を実施する。

ア 列車内旅客、駅施設の旅客への食事の斡旋援助

イ 待機が長期間となった場合における市指定避難所への避難

ウ 病人発生等の緊急を要する事態が発生した場合は、救急医療機関への収容等応急措置の実施

7 指定避難所における避難生活の確保

(1) 市が開設した指定避難所には、必要な設備及び資機材の配備並びに情報連絡のため市職員、消防団員を派遣し、又は消防職員、警察官等の派遣要請を行い、可能な限り救護所、夜間照明等の設置を行う。

(2) ビニールシート、テント等の野営資材は、市のみならず住民、自主防災会等においても準備するよう依頼する。

(3) 食料等の生活必需品は、市でも調達を行うが、住民においても各人が3日分を用意し、さらに保存できるものは1週間分を用意する。

(4) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、十分検討し、事業者等と協議する。

(5) 市は、生活必需品の不足している者に対し、斡旋に努める。

(6) 重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。

(7) 指定避難所では、自主防災会の単位で行動する。

第4 県が行う避難活動

1 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。

2 要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。

3 災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。

4 次の事項について市町村に協力する。

(1) 県の管理する施設の避難所としての開放

(2) 県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容

(3) 県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出

(4) 非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備

5 市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。

6 帰宅困難者、滞留旅客に対して避難誘導、保護及び食料の斡旋を行う。

第6節 住民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- ② 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
- ③ 警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ④ 備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 物資等の確認

市は、必要な食料、生活必需品等の品目、数量を把握し、市の備蓄物資の確認を行い、不足する分については、市内の食料販売業者、フルーツ山梨農業協同組合、甲州市商工会等と連絡をとり、調達可能な物資を確認し、必要量を確保する。

3 受入れ体制の整備

搬送される物資の集積所を資料編掲載の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

なお、当該施設に市民生活対策部市民生活班職員を配置し、また、各施設に管理責任者を配置し、物資の管理体制を整える。

4 配分計画

搬送された物資の各指定避難所への配分準備を行う。

5 販売業者への指導

生活必需品の売り惜しみ、買占め及び物価高騰等の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

資料編 ○ 救援物資集積所一覧
○ 食料等備蓄状況
○ 生活必需物資の供給に関する協定書

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発表時における市の対策は、次のとおりである。

1 給水活動の準備

市で保有する応急給水用資機材の確認、整備を行い、不足する場合は、市内関係機関等から調達する。

2 広報の実施

上下水道対策部総務班は、住民に対して飲料水の備蓄、また、浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう、市防災行政無線、CATV、広報車等により広報を行う。

3 応急復旧対策の準備

給水装置工事事業者へ連絡をし、応急復旧作業に必要な人員、資機材等を確保する。

資料編 ○ 応急給水用施設・資機材保有状況

第3 医療活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 医薬品、医療資機材等の確保

市は、勝沼病院、診療所、市内医療機関に対し、警戒宣言発表を周知し応急医療体制の準備を促すとともに、受入れ体制について報告を受ける。

勝沼病院、診療所、市内医療機関は、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

2 救護所の開設準備

市は、指定避難所等に医療救護所の開設準備を行い、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受入れ体制について峡東保健所に通知する。

3 搬送準備

市は、傷病者等を搬送するための車両、要員を確保する。

4 医療体制についての広報

市は、勝沼病院、診療所及び市内医療機関の受入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

警戒宣言発令時における市の対策は、次のとおりである。

1 防疫活動の準備

市が保有する消毒用薬剤、資機材の確認を行い、不足する場合は、関係業者から調達する。

2 し尿処理の準備

応急仮設トイレの必要数、設置場所を検討し、調達の準備をする。

また、応急仮設トイレ設置に伴い、し尿処理業者との連絡等、し尿の汲み取り準備を行う。

3 災害廃棄物の処理準備

倒壊家屋等による大量の災害廃棄物の発生を想定し、一時仮置場の選定、回収の準備を行う。

災害廃棄物の仮置場候補地

名称	所在地	使用可能面積
牛奥みはらしの丘第1・第2駐車場	甲州市塩山牛奥5083番地付近	1.04ha
甲州市勝沼ぶどうの丘 第4駐車場	甲州市勝沼町菱山5035番地1付近	
大和市営駐車場 竜門峡第2駐車場	甲州市大和町田野55番地付近	

第5 児童・生徒等の保護活動

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時には、学校、保育所（以下「学校等」という。）は、児童・生徒等の安全を確保するため、市教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。

1 東海地震注意情報が発表されたとき。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

(2) 安全な場所に全員を誘導する。

2 警戒宣言が発せられたとき。

(1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。

(2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全確保について対策を講じる。

(3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないとき又は児童・生徒等の住居が事前避難対象地域であるときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。

(4) 警戒宣言が登下校中、登校前・登園前に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中等発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の児童・生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 登校前・登園前に大地震発生又は警戒宣言が発令された場合は、自宅待機とする。
- ⑤ 交通機関を利用している児童・生徒等は、その場の指導者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

(6) 登園・登校については、被害の状況等を総合的に判断して、安全が確認され、登園・登校再開の連絡があるまで自宅待機とする。

第6 自主防災活動

市等が実施する東海地震注意情報発表時から地震発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

(1) 自主防災会の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。

(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。

(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。

(4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。

(5) 東海地震注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するよう努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

消火機材等の点検と準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

ア 住民等に対して市長の避難勧告又は指示を伝達し、あらかじめ定める指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市長に報告する。

イ 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、警戒宣言発令時、市保健師等と連携を図り、自主防災会において指定避難所まで搬送する。この場合、必要により車両を活用して速やかに指定避難所まで避難する。

(7) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡をとり、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、市防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7節 防災関係機関の講ずる措置

第1 鉄道（JR東日本）

- 1 東海地震注意情報が発表されたとき。
 - (1) JR東日本は、平常通り運行を継続するが、旅客に対して東海地震注意情報の周知を行い、滞留旅客発生の防止に努める。
 - ア 不要不急の旅行や出張等の自粛
 - イ 警戒宣言発令後は運転規制が行われるので、早期帰宅の呼びかけ
 - (2) 塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅は、警戒宣言発令後の運転規制時における停車駅であるため、多くの滞留旅客の発生が予想されるので、警戒宣言発令時に滞留旅客の状況を的確に把握できるよう、情報連絡体制を確保する。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき。
 - (1) 塩山駅、勝沼ぶどう郷駅、甲斐大和駅で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供要請を行う。
 - (2) 市は、市の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第2 バス

- 1 東海地震注意情報が発表されたとき。

市は、市防災行政無線、CATV、広報車等を活用し、次の事項について広報を実施し、滞留旅客発生の防止に努める。

 - (1) 不要不急の旅行や出張等の自粛
 - (2) 警戒宣言発令後は運転が中止となるので、早期帰宅の呼びかけ
 - (3) 臨時のバスの増発等、バスの運行状況
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたとき。
 - (1) 本市で発生した滞留旅客については、人数及び状況等の把握に努め、市による支援が必要と判断した場合は、食料、物資、指定避難所等の提供を行う。
 - (2) 市は、市の施設、指定避難所及び協力機関において可能な範囲で徒歩による帰宅支援を実施する。帰宅支援の内容は、飲料水、トイレ、休息場所、帰宅経路の案内等の提供等とする。

第3 病院、診療所

病院、診療所は、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合には、耐震性を有するなど安全性が確保されている医療機関以外は原則として外来診療を制限する。また、必要な医薬品、医療資機材を確保し、応急医療体制を整える。

第4 スーパー等

スーパー・小売店舗は、耐震性が確保されたスーパー・小売店舗についてはでき得る限り営業の継続を、また住民に対しては買占めの自粛など冷静な行動を求めるものとする。

第5 市社会福祉協議会

- 1 速やかに地震災害援助のための市社協福祉救援対策本部を設置し、支援体制を確立する。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行う。
- 3 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第8節 交通対策

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、市は交通情報の収集に努め、交通規制の実施状況、運転者のとるべき措置等について市防災行政無線、CATV、広報車、市ホームページにより広報を実施するとともに、これらの情報を迅速かつ的確に把握するため、関係機関、報道機関等との十分な連携を図る。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 東海地震注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

ア 市内での一般車両の走行は、極力抑制する。

イ 市内への一般車両の流入は、極力制限する。

ウ 市外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

(1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

(2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路

(3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）

(4) 広域的な指定避難所等防災上重要な施設の周辺道路

(5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路

(6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路

(7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。

(2) 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。

第2 運転者のとるべき措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

市は、警察官による道路警戒活動に協力を行う。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。

第5 交通情報及び広報活動

警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 東海地震注意情報が発表されたときは、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の

連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運轉者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定規模の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、東海地震注意情報発表時、東海地震予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応措置をあらかじめ定めるものとし、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、市はこれらの情報が発表された場合、各事業所に対し、従業員及び顧客安全確保、事業所施設の地震防災応急対策の実施等について呼びかけを行うとともに、各事業所の営業状況の把握に努める。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の整備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 東海地震注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等では中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 東海地震予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保全措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 市の措置

市は、平素から、また、東海地震の関連情報が発表されたときは、広報紙、市ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の措置を行うものとする。

- 1 平常時の措置

市は、消防本部等の協力を得て、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

- (1) 施設・設備の安全対策の推進
 - (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
 - (3) 徒歩による帰宅訓練の実施
 - (4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄
 - (5) 帰宅グッズ（スニーカー、簡易地図等）の準備
- 2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置
- 市は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。
- (1) 要請、要望事項
 - ア 施設・設備の転倒防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施
 - イ 早期退社の勧め
 - ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知
 - エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛
 - (2) 周知事項
 - ア 避難地・避難所の指定場所
 - イ 東日本電信電話(株)が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に、「南海トラフ地震に関する情報」を発表する。

発表条件は以下表のとおり

情報名	情報発表の条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ地震に対する国及び県としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 市の体制

市は、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」を発表し、県防災危機管理課から同内容に対し連絡があった場合には、庁内の関係部局で情報を共有し、必要に応じて、庁内各部担当課による連絡会議を開催し、情報収集や関係機関との情報共有を実施する。

第2 市民への広報

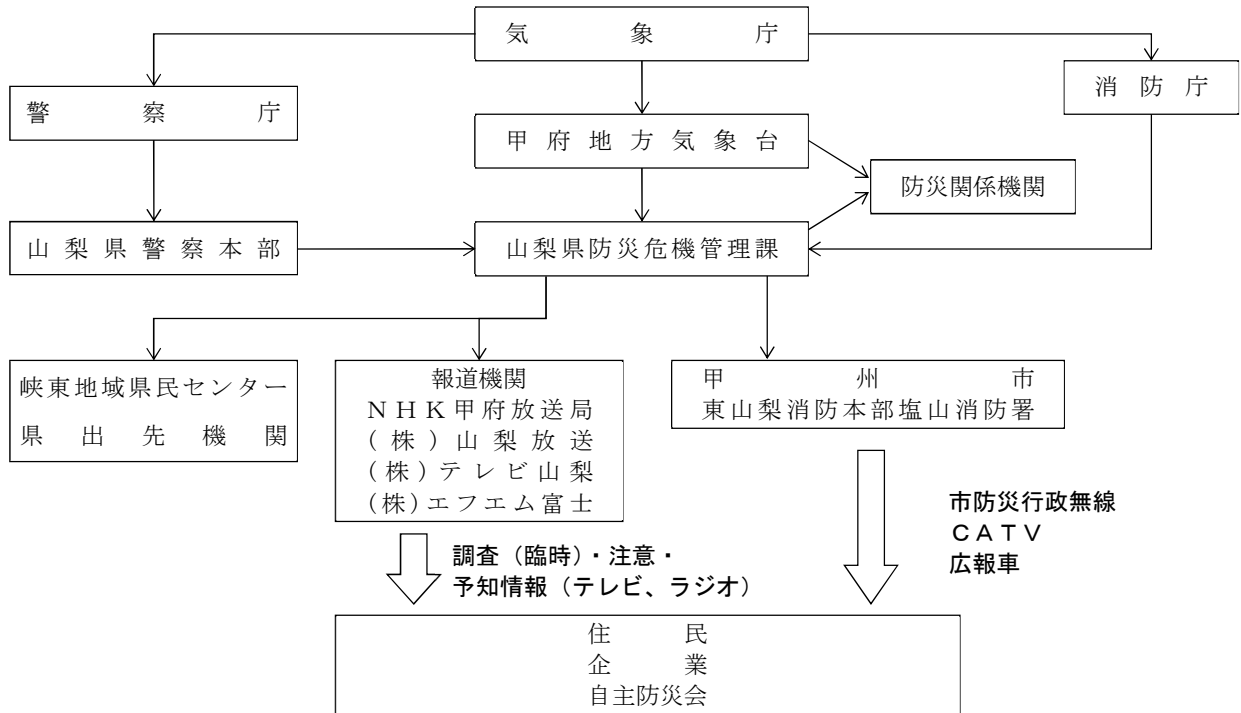
市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表されたときは、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

呼びかける今後の備えの例

- ・家具の固定
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認

第3節 南海トラフ地震に関連する情報の伝達

第1 南海トラフ地震に関連する情報（定期）及び（臨時）の伝達及び通報



第6章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

一般災害編第4章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第4章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

資料編

〔防災関係機関〕

○防災関係機関一覧

1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲州市役所	甲州市塩山上於曾1085-1	(0553) 32—2111	(0553) 32—1818
甲州市役所勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼756-1	(0553) 44—1111	(0553) 44—0001
甲州市役所大和支所	甲州市大和町初鹿野1693-1	(0553) 48—2111	(0553) 48—2900

2 県関係

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (F A X 番 号)	県防災行政無線 (衛星系)
防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	(055) 223—1430 ((055)223—1429)	200—2513
峡東地域県民センター	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 1 階	(0553) 20—2704 ((0553)20—2705)	300—2022
峡東保健福祉事務所 (峡東保健所)	山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎 1 階	(0553) 20—2750 ((0553)20—2754)	300—3040
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階	(0553) 20—2720 ((0553)20—2728)	300—6006
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 3 階	(0553) 20—2822 ((0553)20—2709)	300—5006
峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 2 階	(0553) 20—2910 ((0553)20—2719)	300—7006
峡東流域下水道事務所	笛吹市石和町東油川字北畑417	(055) 263—2738	

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	(03) 5253—5111	(03) 5253—7543
関東財務局甲府財務事務所	甲府市丸の内1-1-18	(055) 253—2261	(055) 253—3310
関東農政局甲府地域センター	甲府市丸の内1-1-18	(055) 226—6611	(055) 237—4452
関東運輸局山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	(055) 261—0880	—
甲府地方气象台	甲府市飯田4-7-29	(055) 222—3634	(055) 222—3784
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1	(03) 6238—1774	(03) 6238—1769
山梨労働局甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-51	(055) 224—5611	(055) 224—5618
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	甲府市緑ヶ丘1-10-1	(055) 252—5491	(055) 252—0801
〃 大和国道出張所	甲州市大和町初鹿野1655-3	(0553) 48—2514	(0553) 48—2814
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町八田114	(055) 262—2821	(055) 263—5420

4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号 (F A X 番 号)	県防災行政無線 (衛星系)
東日本旅客鉄道(株) 甲府地区センター	甲府市丸の内1-1-18	(055) 231—2060	200—6830
〃 塩山駅	甲州市塩山上於曾	(0553) 33—2049	
〃 勝沼ぶどう郷駅	甲州市勝沼町菱山		
〃 甲斐大和駅	甲州市大和町初鹿野		
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気3-21-15	(055) 237—0554	200—6836
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田1-6-1	(055) 251—6711	
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内1-1-20	(055) 255—2111 ((055)254—5820)	
中日本高速道路(株)八王子支 社大月・保全サービスセン ター	大月市大月町花咲223	(0554) 22—2151	
日本通運(株)山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	(055) 224—4101	
東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	甲府市丸の内1-10-7	0120-995-007 上記不通の場合 (055) 215—5110	200—6832
東京ガス山梨(株)	甲府市北口3-1-12	(055) 253—1341	200—6835
(株)NTTドコモ山梨支店	甲府市丸の内2-31-3 NTTドコモ山梨ビル	(055) 236—1231	
日本郵便(株) 塩山郵便局	甲州市塩山上於曾326	(0553) 33—2660 時間外 (0553) 33—6922 ((0553)32—1085)	
塩山駅前郵便局	甲州市塩山上於曾1719-15	(0553) 33—6920 ((0553)32—1087)	
勝沼郵便局	甲州市勝沼町勝沼1416	(0553) 44—0625	
神金郵便局	甲州市塩山上萩原471-2	(0553) 33—6923 ((0553)32—1575)	
東雲郵便局	甲州市勝沼町休息1560-5	(0553) 44—1257 ((0553)44—1429)	
下岩崎郵便局	甲州市勝沼町下岩崎1966-1	(0553) 44—1258 ((0553)44—3086)	
松里郵便局	甲州市塩山上井尻669-6	(0553) 33—6921 ((0553)32—3498)	
大和郵便局	甲州市大和町初鹿野1676-7	(0553) 48—2933 ((0553)48—2713)	

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
(株)山梨放送	甲府市北口2-6-10	(055) 231—3232	(055) 235—9194
(株)テレビ山梨	甲府市湯田2-13-1	(055) 232—1114	(055) 237—4423
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	(055) 237—4855	
山梨交通(株)	甲府市飯田3-2-34	(055) 223—0811	(055) 228—8760
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	(055) 262—5561	(055) 263—2036
(社)東山梨医師会	山梨市下井尻126-1 (峡東保健 所内)	(0553) 22—6621	(0553) 22—6623
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝1-21-20	(055) 228—4171	(055) 228—4173

6 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
日下部警察署	山梨市北261	(0553) 22—0110	
日下部警察署塩山分庁舎	甲州市塩山熊野105	(0553) 32—0110	
塩山駅前交番	甲州市塩山上於曾1713-1	(0553) 33—2299	
祝警察官駐在所	甲州市勝沼町下岩崎949	(0553) 44—0542	
勝沼ぶどう郷駅前警察官駐在所	甲州市勝沼町菱山3050-2	(0553) 44—0349	
神金警察官駐在所	甲州市塩山中萩原1326	(0553) 33—4441	
大和警察官駐在所	甲州市大和町初鹿野1668-1	(0553) 48—2110	
勝沼警察官駐在所	甲州市勝沼町勝沼756-9	(0553) 44—0064	
松里警察官駐在所	甲州市塩山小屋敷2299-2	(0553) 33—4442	

7 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
東山梨消防本部塩山消防署	甲州市塩山西広門田385	(0553) 32—0119	(0553) 32—5023
〃 勝沼分署	甲州市勝沼町勝沼2059-2	(0553) 44—0119	

8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村忍草3093	(0555) 84—3135	

9 その他公共的機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
甲州市社会福祉協議会	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329	(0553) 44—3035
フルーツ山梨農業協同組合 本所	甲州市塩山上塩後1100	(0553) 32—6500	(0553) 32—6509
〃 塩山支所	甲州市塩山上於曾941-1	(0553) 32—3131	(0553) 33—5223
〃 玉宮支所	甲州市塩山竹森3381	(0553) 33—3276	(0553) 33—2343
〃 大藤支所	甲州市塩山上粟生野504-2	(0553) 33—3151	(0553) 32—0180
〃 神金支所	甲州市塩山上萩原63	(0553) 33—3138	(0553) 32—1110

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
〃 奥野田支所	甲州市塩山熊野784-2	(0553) 33—3085	(0553) 32—1888
〃 松里果実支所	甲州市塩山三日市場3234	(0553) 33—3096	(0553) 33—5288
〃 松里支所	甲州市塩山小屋敷1379	(0553) 33—3050	(0553) 33—6787
〃 勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼1205	(0553) 44—1211	(0553) 44—2881
〃 岩崎支所	甲州市勝沼町下岩崎954	(0553) 44—1251	(0553) 44—2881
〃 東雲支所	甲州市勝沼町休息1551	(0553) 44—1161	(0553) 44—2609
〃 菱山支所	甲州市勝沼町菱山3060-2	(0553) 44—1125	(0553) 44—2395
〃 大和支所	甲州市大和町初鹿野1724-2	(0553) 48—2511	(0553) 48—2839
峡東森林組合	甲州市塩山赤尾453- 1	(0553) 33—2901	
甲州市商工会	甲州市塩山上於曾1154	(0553) 33—2236	(0553) 33—2795
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町袖口2135	(0553) 35—4391	(0553) 35—3609
(財)山梨県下水道公社峡東浄化センター	笛吹市石和町東油川字北畑417	(055) 263—2738	(055) 263—2738
峡東ケーブルネット株式会社 (峡東C A T V)	甲州市塩山上於曾1079	(0553) 33—2252	(0553) 33—6057
勝沼C A T V株式会社 (勝沼C A T V)	甲州市勝沼町勝沼756-1	(0553) 44—5510	(0553) 44—5527
山梨交通(株)塩山営業所	甲州市塩山上於曾596	(0553) 33—3141	

○市内医療機関一覧

名称	所在地	電話番号	F A X 番号
甲州市立勝沼病院	甲州市勝沼町勝沼950	(0553) 44—1166	
甲州市大藤診療所	甲州市塩山上栗生野13-1	(0553) 33—2649	
塩山市民病院	甲州市塩山西広門田433-1	(0553) 32—5111	(0553) 32—5115
岩瀬内科クリニック	甲州市塩山上於曾1109	(0553) 33—8041	(0553) 33—8042
阿部ファミリークリニック	甲州市勝沼町下岩崎1052	(0553) 44—1131	
あめみや医院	甲州市塩山上井尻1419	(0553) 32—5511	
池田内科小児科医院	甲州市勝沼町勝沼2961	(0553) 44—0613	
岡医院	甲州市塩山上於曾273-1	(0553) 33—2583	
加田クリニック	甲州市塩山下於曾1133-2	(0553) 32—5507	
斉藤医院	甲州市塩山上塩後271-1	(0553) 32—8111	(0553) 32—8123
斉藤眼科	甲州市塩山上塩後285-1	(0553) 32—8155	
鶴田クリニック	甲州市塩山三日市場1965	(0553) 32—1151	
望月医院	甲州市勝沼町休息1200-1	(0553) 44—2220	(0553) 44—2217
渡辺医院	甲州市大和町初鹿野1835-2	(0553) 48—2230	
松里診療所	甲州市塩山三日市場1982-1	(0553) 39—8333	
内田歯科医院	甲州市塩山上於曾1774	(0553) 32—0123	
おざわ歯科医院	甲州市勝沼町勝沼976	(0553) 44—2772	
近藤歯科医院	甲州市勝沼町勝沼2995-2	(0553) 44—5001	(0553) 44—5010
早乙女歯科医院	甲州市塩山上於曾1267	(0553) 33—2703	
宿澤歯科医院	甲州市塩山上於曾915-3	(0553) 33—2281	
高木歯科医院	甲州市塩山上於曾388	(0553) 32—2081	
筒井歯科医院	甲州市塩山上於曾1729	(0553) 33—2574	
鶴田歯科医院	甲州市勝沼町等々力2328-43	(0553) 44—5108	
ナカムラ歯科医院	甲州市塩山下於曾1562-2	(0553) 32—4440	(0553) 32—4441
三沢歯科医院	甲州市勝沼町等々力678	(0553) 44—2468	
三塚歯科医院	甲州市塩山上於曾1124	(0553) 32—3420	
村田歯科医院	甲州市塩山上於曾1871-7	(0553) 32—3603	
吉田歯科医院	甲州市勝沼町小佐手1094	(0553) 44—3123	
塩山皮膚科	甲州市塩山下塩後336-1	(0553) 39—8888	
みわペイン痛みのクリニック	甲州市塩山下塩後890-1	(0553) 33—5300	
櫻林腎・内科クリニック	甲州市塩山下塩後336-8	(0553) 39—9233	
小澤こころのクリニック	甲州市塩山下塩後356-3	(0553) 44—3123	

〔防災施設・設備等〕

○指定避難場所一覧

1 避難地

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校校庭	甲州市塩山三日市場440-1	(0553) 33—2542
2	産業技術短期大学校	甲州市塩山上於曾1308	(0553) 32—5200
3	塩山中学校校庭	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143
4	塩山北中学校校庭	甲州市塩山上粟生野133	(0553) 33—2737
5	松里中学校校庭	甲州市塩山小屋敷1	(0553) 33—3332
6	塩山南小学校校庭	甲州市塩山上於曾1017	(0553) 33—2151
7	塩山北小学校校庭	甲州市塩山千野3421	(0553) 33—2152
8	松里小学校校庭	甲州市塩山小屋敷1378	(0553) 33—3006
9	井尻小学校校庭	甲州市塩山上井尻675	(0553) 33—2509
10	奥野田小学校校庭	甲州市塩山熊野906	(0553) 33—2147
11	大藤小学校校庭	甲州市塩山上粟生野492-1	(0553) 33—2116
12	神金小学校校庭	甲州市塩山上萩原1518-4	(0553) 33—2752
13	神金第二小・中学校落合分校校庭	甲州市塩山上萩原4983-19	—
14	玉宮小学校校庭	甲州市塩山竹森3015	(0553) 33—2383
15	甲州市民文化会館（甲州市中央公民館）駐車場	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32—1411
16	塩山高等学校第2グラウンド	甲州市塩山千野189-1	(0553) 32—3645
17	交流保養センター駐車場	甲州市塩山上小田原730-1	(0553) 32—4126
18	於曾公園	甲州市塩山下於曾539-4	—
19	勝沼小学校校庭	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
20	勝沼中学校校庭	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
21	等々力公園	甲州市勝沼町等々力1449	—
22	祝小学校校庭	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179
23	上岩崎公園	甲州市勝沼町上岩崎369-1	—
24	藤井保育園跡地	甲州市勝沼町藤井	—
25	東雲小学校校庭	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077
26	山区消防詰所前	甲州市勝沼町山966	—
27	小佐手小出荷所	甲州市勝沼町小佐手1023	—
28	綿塚飯繩神社	甲州市勝沼町綿塚946	—
29	勝沼健康公園	甲州市勝沼町休息1863	(0553) 44—1329
30	勝沼ぶどう郷駅前公園	甲州市勝沼町菱山3040	—
31	菱山小学校校庭	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528
32	中原公民館	甲州市勝沼町中原603-2	—
33	栖雲寺境内	甲州市大和町木賊122	(0553) 48—2797

	施設名	所在地	電話番号
34	景德院境内	甲州市大和町田野389	(0553) 48—2225
35	田野集会場広場	甲州市大和町田野469-1	—
36	水野田公会堂広場	甲州市大和町初鹿野484-2	—
37	丸林集落センター前	甲州市大和町初鹿野2001-1	—
38	農協倉庫前広場	甲州市大和町初鹿野1840	—
39	大和中学校校庭	甲州市大和町初鹿野1643	(0553) 48—2022
40	大和小学校校庭	甲州市大和町初鹿野1679-5	(0553) 48—2300
41	大和スポーツ公園	甲州市大和町日影772	(0553) 48—2921
42	西の原団地	甲州市大和町日影	—
43	鶴瀬バス停	甲州市大和町鶴瀬	—
44	山菅神社境内	甲州市大和町日影1335	—

2 指定避難所

	施設名	所在地	電話番号
1	塩山高等学校体育館	甲州市塩山三日市場440-1	(0553) 33—2542
2	塩山中学校体育館	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143
3	塩山北中学校体育館	甲州市塩山上栗生野133	(0553) 33—2737
4	松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷2	(0553) 33—3332
5	塩山南小学校体育館	甲州市塩山上於曾1017	(0553) 33—2151
6	塩山北小学校体育館	甲州市塩山千野3421	(0553) 33—2152
7	松里小学校体育館	甲州市塩山小屋敷1378	(0553) 33—3006
8	井尻小学校体育館	甲州市塩山上井尻675	(0553) 33—2509
9	奥野田小学校体育館	甲州市塩山熊野906	(0553) 33—2147
10	大藤小学校体育館	甲州市塩山上栗生野492-1	(0553) 33—2116
11	神金小学校体育館	甲州市塩山上萩原1518-4	(0553) 33—2752
12	玉宮小学校体育館	甲州市塩山竹森3015	(0553) 33—2383
13	甲州市民文化会館(甲州市中央公民館)	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32—1411
14	交流保養センター	甲州市塩山上小田原730-1	(0553) 32—4126
15	塩山東公民館	甲州市塩山上於曾1919-11	—
16	塩山西公民館	甲州市塩山上塩後339-1	—
17	塩山北公民館	甲州市塩山千野650	—
18	玉宮公民館	甲州市塩山竹森3018	—
19	大藤公民館	甲州市塩山上栗生野492	—
20	神金公民館	甲州市塩山上萩原1518	—
21	松里公民館	甲州市塩山小屋敷1353	—
22	奥野田公民館	甲州市塩山熊野907	—
23	井尻公民館	甲州市塩山上井尻1675	—
24	塩山南児童センター	甲州市塩山下於曾1021-3	(0553) 33—7900
25	塩山北児童センター	甲州市塩山千野3409-4	(0553) 33—7800

	施設名	所在地	電話番号
26	松里保育所	甲州市塩山小屋敷1403	(0553) 33—4130
27	奥野田保育所	甲州市塩山熊野597	(0553) 33—4132
28	萩原山恩賜林記念館	甲州市塩山上於曾1093	(0553) 33—2645
29	勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272
30	勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152
31	祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179
32	東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077
33	勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329
34	菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528
35	勝沼体育館	甲州市勝沼町勝沼1281-2	(0553) 44—2100
36	旧大和小学校天目分校	甲州市大和町木賊119	—
37	景德院	甲州市大和町田野389	(0553) 48—2225
38	田野集会場	甲州市大和町田野469-1	—
39	水野田地区集会所	甲州市大和町初鹿野438-16	—
40	丸林集落センター	甲州市大和町初鹿野2001-1	—
41	古部集落センター	甲州市大和町初鹿野1547-1	—
42	大和中学校体育館	甲州市大和町初鹿野1643	(0553) 48—2022
43	大和小学校体育館	甲州市大和町初鹿野1679-5	(0553) 48—2300
44	やまとの杜アリーナ	甲州市大和町日影1080	(0553) 48—2921
45	鶴瀬集落センター	甲州市大和町鶴瀬504-2	—
46	甲州市消防団神金分団第8部詰所	甲州市塩山一ノ瀬高橋216	—

○福祉避難所拠点施設一覧

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
甲州市塩山保健福祉センター	甲州市塩山上於曾977-5	(0553) 33—7811	—
勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329	—
大和福祉センター	甲州市大和町田野77	(0553) 48—2747	—

※福祉避難所拠点施設は、塩山・勝沼・大和の各地区における福祉避難所の拠点施設として、
 人員待機や要配慮者への必要物資の一時保管等に使用するものとする。なお、福祉避難所について、
 協定締結した各社会福祉施設が「甲州市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、
 運営を行うものとする。

○医療救護所一覧

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
塩山指定医療救護所 (甲州市塩山保健福祉センター)	甲州市塩山上於曾977-5	(0553) 33—7811	—
勝沼指定医療救護所 (甲州市勝沼市民会館)	甲州市勝沼町勝沼756-1	(0553) 44—1111	—
大和指定医療救護所 (甲州市大和公民館)	甲州市大和町初鹿野1693-1	(0553) 48—2111	—

○妊産婦・新生児専用避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
妊産婦・新生児専用避難所 (甲州市塩山保健福祉センター2階)	甲州市塩山上於曾977-5	(0553) 33-7811	—

○救援物資集積所一覧

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
甲州市役所	甲州市塩山上於曾1085-1	(0553) 32-2111	(0553) 32-1818
甲州市役所勝沼支所	甲州市勝沼町勝沼756-1	(0553) 44-1111	(0553) 44-0001
甲州市役所大和支所	甲州市大和町初鹿野1693-1	(0553) 48-2111	(0553) 48-2900
甲州市民文化会館	甲州市塩山上塩後240	(0553) 32-1411	(0553) 32-3391
塩山体育館	甲州市塩山小屋敷1854	(0553) 32-1116	(0553) 32-2837

○食料等備蓄状況

(令和3年2月現在)

種類	市役所本庁	勝沼支所	大和支所	その他 防災倉庫	合計
アルファ米等	22,200食	985食	1,950食	3,500食	28,635食
飲料水 500mlペットボトル	16,992本	225本	1,212本	1,536本	19,965本
毛布	835枚	464枚	220枚	90枚	1,609枚
簡易トイレ	64基	16基	7基	814基	901基
造水機	1台	1台	1台	0台	3台
感染症物品	445個	125個	30個	0個	600個
発電機等	40台	0台	0台	0台	40台
パーティション	374基	240基	40基	350基	1,004基
ワンタッチテント	12張	5張	1張	2張	20張
段ボールベット	620台	240台	40台	100台	1,000台
その他日用品生活必需品	12,908個	55個	10個	360個	13,333個

○応急給水用施設・資機材保有状況

種別	設置場所	甲州市役所	勝沼支所	大和支所
	配水池	1,000m ³	1基	
	2,000m ³	1基		

種別	設置場所		
	甲州市役所	勝沼支所	大和支所
	3,500m ³	1基	
非常貯留池	60m ³	1基	
	100m ³	2基	
貯水タンク	1.0m ³	3基	
給水車	1.0m ³	2台	
	1.5m ³	1台	
ろ水機	2.0m ³ /h		1台
	—		1台
ポリタンク	20ℓ		20個
	500ℓ		5個
給水タンク	200ℓ		1個
	500ℓ		1個

○自衛隊宿泊施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号	宿泊可能人員(人)
萩原山恩賜林記念館	甲州市塩山上於曾1093	(0553) 33—2645	80
塩山中学校体育館	甲州市塩山下於曾1039-1	(0553) 33—2143	200
塩山北中学校体育館	甲州市塩山上栗生野133	(0553) 33—2737	50
婦人の家(育心寮)	甲州市塩山上於曾1395	—	50
神金公民館	甲州市塩山上萩原1518	(0553) 32—1680	40
大藤公民館	甲州市塩山上栗生野492	(0553) 32—1574	70
玉宮公民館	甲州市塩山下竹森3018	(0553) 33—8350	30
奥野田公民館	甲州市塩山熊野907	(0553) 32—1822	70
松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷2	(0553) 33—3332	50
勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	(0553) 44—0272	100
祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	(0553) 44—0179	100
東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	(0553) 44—0077	90
菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	(0553) 44—0528	45
勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	(0553) 44—0152	120
勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	(0553) 44—1329	100
大和小学校体育館	甲州市大和町初鹿野1679-5	(0553) 48—2300	100
大和中学校体育館	甲州市大和町初鹿野1643	(0553) 48—2022	150

○活動拠点候補地

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に選定されている活動拠点候補地は、次表のとおりである。

	施設名称	所在地	敷地面積(㎡)	適用条件
1	塩山総合グラウンド	甲州市塩山小屋敷1897	19,500	消防・警察
2	勝沼中央公園	甲州市勝沼町勝沼1310	14,000	消防

〔通信関係〕

○他機関の有する市内無線施設一覧

1 国土交通省無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数
建設 大和	有	8:30 ～ 17:00	大和町初鹿野字日川 原1655番地3	大和国道 出張所	(0553) 48—2514 (0554) 25—2031	関東地方 一円	6

2 県防災行政無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
ぼうさい ひがし やまなし	有	8:30～ 17:15	塩山上塩後1239番地 1	峡東 地域県民センター	(0553)20—2700	県内	12	7.5GHz(多重)
ぼうさい ことがわ	〃	〃	塩山下於曾1014番地	広瀬・琴川ダム 事務所	(0553)33—7305	〃	0	60MHz(単一)
ぼうさい とうさん しょうぼう	〃	常時	塩山西広門田385番 地	東山梨行政事務組合 消防本部	(0553)32—0119	〃	0	衛星端末局 60MHz(単一)
ふえふき はつでん	〃	8:30～ 17:15	塩山藤木2043番地	笛吹川水系発電 管理事務所	(0553)32—2334	〃	0	衛星端末局

3 消防本部無線局（非常通報受付局）

局名	非常電源	執務時間	所在地	機関名	電話番号	通信範囲	移動局数	備考
消防東山	有	常時	塩山西広門田385番 地	東山梨行政事務 組合消防本部	(0553)32—0119	管内	43	管内市役所へ移 動局を配置
消防東山 塩山	〃	〃	〃	〃	〃	東山梨管内		
塩山11 (移)	〃	〃	勝沼町勝沼2059番地 2	塩山消防署 勝沼分署	(0553)44—0119	〃	6	
消防東山 一ノ瀬	〃	〃	塩山西広門田385番 地	東山梨行政事務 組合消防本部	(0553)32—0119	東山梨管内 (無人中継基地)		

○衛星携帯電話配備一覧（緊急時のみ使用）

No	設置場所	電話番号	管理者
1	甲州市役所	080—1377—4815	市役所（総務課）
2	〃 勝沼支所	080—1377—4816	市役所（勝沼支所）
3	〃 大和支所	<u>070—1006—9090</u>	市役所（大和支所）
4	一之瀬区	080—2058—1796	塩山一之瀬区
5	勝沼13区（深沢）	080—2058—1797	勝沼13区区長
6	天目区	080—2058—1798	大和天目区長
7	一之瀬高橋区（落合）	080—8720—0368	塩山一之瀬高橋区長
8	北牛奥区（嵯峨塩）	080—8720—0367	嵯峨塩館

○災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置箇所

	施設名	所在地	利用場所	設置台数
1	井尻公民館	甲州市塩山上井尻1675	公民館入口	1台
2	井尻小学校体育館	甲州市塩山上井尻675	体育館入口	1台
3	塩山西公民館	甲州市塩山上塩後339-1	公民館入口	1台
4	塩山中学校体育館	甲州市塩山下於曾1039-1	体育館入口	1台
5	塩山東公民館	甲州市塩山上於曾1919-11	公民館入口	1台
6	塩山南児童センター	甲州市塩山下於曾1021-3	施設入口	1台
7	塩山南小学校体育館	甲州市塩山上於曾1017	体育館入口	1台
8	塩山北公民館	甲州市塩山千野650	公民館入口	1台
9	塩山北児童センター	甲州市塩山千野3409-4	施設入口	1台
10	塩山北小学校体育館	甲州市塩山千野3421	体育館入口	1台
11	塩山北中学校体育館	甲州市塩山上粟生野133	体育館入口	1台
12	奥野田公民館	甲州市塩山熊野907	公民館入口	1台
13	奥野田小学校体育館	甲州市塩山熊野906	体育館入口	1台
14	奥野田保育所	甲州市塩山熊野597	保育所入口	1台
15	玉宮公民館	甲州市塩山竹森3018	公民館入口	1台
16	玉宮小学校体育館	甲州市塩山竹森3015	体育館入口	1台
17	甲州市民文化会館(甲州市中央公民館)	甲州市塩山上塩後240	玄関ホール	1台
18	松里公民館	甲州市塩山小屋敷1353	公民館入口	1台
19	松里小学校体育館	甲州市塩山小屋敷1378	体育館入口	1台
20	松里中学校体育館	甲州市塩山小屋敷2	体育館入口	1台
21	松里保育所	甲州市塩山小屋敷1403	保育所入口	1台
22	神金公民館	甲州市塩山上萩原1518	公民館入口	1台
23	神金小学校体育館	甲州市塩山上萩原1518-4	体育館入口	1台
24	神金保育所	甲州市塩山下小田原485	事務所入口	1台
25	大藤公民館	甲州市塩山上粟生野492	公民館入口	1台
26	萩原山恩賜林記念館	甲州市塩山上於曾1093	事務所入口	1台
27	塩山保健福祉センター	甲州市塩山上於曾977-5	事務所入口	1台
28	県立塩山高等学校創設館	甲州市塩山三日市場440-1	創設館入口	1台
29	勝沼健康福祉センター	甲州市勝沼町休息1867-2	センター入口	1台
30	東雲小学校体育館	甲州市勝沼町休息1560-1	体育館入口	1台
31	勝沼中学校体育館	甲州市勝沼町勝沼761-1	体育館入口	1台
32	勝沼体育館	甲州市勝沼町勝沼1281-2	体育館入口	1台
33	勝沼市民会館	甲州市勝沼町勝沼756-1	市民会館入口	1台
34	勝沼小学校体育館	甲州市勝沼町勝沼3099	体育館入口	1台
35	祝小学校体育館	甲州市勝沼町下岩崎960	体育館入口	1台
36	菱山小学校体育館	甲州市勝沼町菱山1066	体育館入口	1台
37	大和小学校体育館	甲州市大和町初鹿野1679-5	体育館入口	1台

	施設名	所在地	利用場所	設置台数
38	水野田公会堂	甲州市大和町初鹿野438-16	消防詰所	1台
39	丸林集落センター	甲州市大和町初鹿野2001-1	センター入口	1台
40	景德院	甲州市大和町田野389	鐘突き堂	1台
41	大和福祉センター	甲州市大和町田野77	事務室入口	1台

○災害用伝言ダイヤルの利用方法

地震など大規模災害発生時には、安否確認、見舞い、問い合わせ等の電話が殺到し、電話がつながりにくくなる。

このような状況を緩和するため、大規模災害発生時には被災地域内やその他の地域の人との間で「声の伝言板」の役割を果たす「災害用伝言ダイヤル」がNTTにより提供される。

※ 「災害用伝言ダイヤル」とは、被災地の人が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができるシステム

提供の条件

- 利用できる電話……加入電話、INSネット、公衆電話、ひかり電話及び、災害時にNTTが避難所などに設置する災害時用公衆電話。携帯電話・PHSからも利用可能であるが、詳しくは各通信事業者へ問い合わせ
- 提供開始時期……災害が発生し、安否確認のための通話が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になっている場合
- 伝言録音時間……1伝言あたり30秒以内
- 伝言保存期間……運用期間終了まで。保存期間終了時には自動消去
- 利用料金……NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信事業者の通話料に関しては、各通信事業者等に問い合わせ

災害用伝言ダイヤル使用方法

171 にダイヤル

▼ ガイダンスが流れます

録音は **1**

再生は **2**

▼ ガイダンスが流れます

▼ ガイダンスが流れます

御自宅の電話番号を
市外局番からダイヤルしてください
0XX - XXX - XXXX

▼ ガイダンスが流れます

ガイダンスに従い録音（再生）

災害用伝言ダイヤル(171)使い方ポイント

- 電話番号(自宅や携帯の番号)
- 録音する内容(伝言時間30秒間)

あ あなたの名前は？ 「フルネーム」で伝えましょう

い まいる場所は？ 「具体的な場所」を伝えましょう

た ぐれと一緒に？ 「一緒に避難している方」も伝えましょう

い たい所はあるか？(安否) 「ケガや体調」を伝えましょう

よ こく(次の連絡)？ 移動等「次の予定」を伝えましょう

〔災害危険箇所〕

○地すべり危険箇所（国土交通省所管）

平成24年4月1日現在

箇所数	箇所名
2	塩山滑沢、大和町木賊

○急傾斜地危険区域一覧

1 急傾斜地崩壊危険区域

平成24年4月1日現在

箇所数	面積	指定区域名
13	11.67	姥石・番屋東・裂石・上西・居村・水野田・丸林・村平の2・鶴瀬・西久保・横吹・宮本・水野田の2

2 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

平成24年4月1日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
姥石	下柚木	姥石他	S530403	130	0.94	8
番屋東	上小田原	番屋東他	S590618	287	1.53	23
番屋東	上小田原	番屋東他	H150130	40	0.07	12
裂石	上萩原	裂石	H41217	466	0.51	5
上西	上於曾	北平	H41217	467	0.79	7
居村	日影	上ノ山	S621207	418	0.44	11
水野田	初鹿野	上ノ山他	S630905	406	0.62	10
丸林	初鹿野	丸林東村他	H20208	56	0.07	8
村平の2	田野	村平他	H40423	135	1.05	13
鶴瀬	鶴瀬	宿平他	H40824	324	0.11	10
西久保	初鹿野	古部他	H60217	147	0.44	6
横吹	初鹿野	横吹	H70313	86	0.18	8
宮本	初鹿野	宮西道上他	H100319	109	1.62	6
水野田の2	初鹿野	四良作道上	H130917	412	0.43	5
番屋東	上小田原	番屋東他	H191203	424	2.87	3
計	13(15)箇所				11.67	135

3 急傾斜地崩壊危険箇所

平成24年4月1日現在

箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
一之瀬	一之瀬高橋	一之瀬	2	
一之瀬の2	一之瀬高橋	一之瀬	0	
一之瀬の4	一之瀬高橋	一之瀬	5	
高橋	一之瀬高橋	高橋	0	
落合	一之瀬高橋	落合	0	
落合の2	一之瀬高橋	落合	1	
平沢	平沢	平沢	0	
五郎田	上萩原	五郎田	2	
裂石の2	上小田原	裂石	3	
裂石の3	上小田原	裂石	3	裂石
裂石	上萩原	裂石	6	裂石
番屋東	上小田原	番屋東	17	番屋東
番屋	上小田原	番屋	5	
小松尾	上小田原	小松尾	4	
上条	下小田原	上条	21	
竹森	竹森	竹森	8	
神戸	上萩原	神戸	5	
中子沢	上萩原	中子沢	0	
牛奥	牛奥	牛奥	1	
砥山	砥山	砥山	0	
牛奥の2	牛奥	牛奥	0	
姥石の2	下柚木	姥石	6	
姥石	下柚木	姥石	9	姥石
和平	下柚木	和平	4	
藤木	藤木	藤木	8	
藤木の2	藤木	藤木	1	
小屋敷	小屋敷	小屋敷	4	
下竹森	竹森	下竹森	16	
千野上	千野	千野上	7	
北平	上於曾	北平	19	
上西の2	上於曾	上西	6	上西
上西	上於曾	上西	26	
上於曾	上於曾	上於曾	1	
上西の3	上於曾	上西	16	
一之瀬の3	一之瀬高橋	一之瀬	0	
菱山	菱山	菱山	0	
池ノ平	菱山	池ノ平	0	
赤坂	小佐手	赤坂	7	

箇所名	大字	字	危険人家戸数	指定区域名
捨石原	菱山	捨石原	6	
富町	勝沼	富町	10	
次郎川	勝沼	上川久保	10	
上町	勝沼	上町	0	
上岩崎	上岩崎	上岩崎	7	
別所	勝沼	別所	2	
別所の2	柏尾	別所	5	
別所の3	勝沼	別所	0	
御所平	深沢	御所平	2	
岩田戸	深沢	岩田戸	2	
勝沼	勝沼	勝沼	0	
木賊	木賊	木賊	0	
天目	木賊	天目	0	
道平	木賊	道平	3	
天目の2	木賊	天目	11	
天目の3	木賊	天目	0	
田野	田野	田野	0	
田野の2	田野	田野	8	
村平	田野	村平	9	
村平の2	田野	村平	12	村平の2
丸林の2	初鹿野	丸林東村	26	
丸林の3	初鹿野	丸林	8	
丸林の4	初鹿野	丸林	1	
水野田	初鹿野	水野田道平	16	水野田
丸林の1	初鹿野	丸林東村	18	丸林
丸林の5	初鹿野	丸林東村	0	
西久保	古部	西久保	10	西久保
宮本	初鹿野	宮本	8	宮本
居村	日影	居村	21	居村
西野原	日影	西野原	6	
鶴瀬	鶴瀬	宿平・上之山	8	鶴瀬
鶴瀬の2	鶴瀬	鶴瀬	7	
長垣	日影	長垣	5	
横吹	初鹿野	横吹	13	横吹
久保平	初鹿野	久保平	7	
計	73箇所		454	

○山地災害危険地一覽

1 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	1	甲州市	塩山下柚木	峡東林務環境事務所
2 1 3	2	甲州市	塩山下柚木	峡東林務環境事務所
2 1 3	3	甲州市	塩山下柚木	峡東林務環境事務所
2 1 3	4	甲州市	塩山滑沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	5	甲州市	塩山滑沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	6	甲州市	塩山滑沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	7	甲州市	塩山滑沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8	甲州市	塩山滑沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	9	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 0	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 1	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 2	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 3	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 4	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 5	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 6	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 7	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 8	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 9	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 0	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 1	甲州市	塩山平沢	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	2 2	甲州市	塩山上小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 3	甲州市	塩山上小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 4	甲州市	塩山上小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 5	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 6	甲州市	塩山下小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 7	甲州市	塩山下小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 8	甲州市	塩山下小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 9	甲州市	塩山下小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 0	甲州市	塩山下小田原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 1	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 2	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 3	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 4	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 5	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 6	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 7	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 8	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 9	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 0	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 1	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 2	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 3	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 4	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
213	45	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	46	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	47	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	48	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	49	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	50	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	51	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	52	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	53	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	54	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
213	55	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	56	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	57	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	58	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	59	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	60	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	61	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	62	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	63	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所
213	64	甲州市	塩山中萩原	峡東林務環境事務所
213	65	甲州市	塩山中萩原	峡東林務環境事務所
213	66	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
213	67	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	6 8	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	6 9	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 0	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 1	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 2	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 3	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 4	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 5	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 6	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 7	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 8	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	7 9	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 0	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 1	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 2	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 3	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 4	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 5	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 6	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 7	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 8	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	8 9	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	9 0	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
213	91	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
213	92	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	93	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	94	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	95	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	96	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	97	甲州市	勝沼町菱山	峡東林務環境事務所
213	98	甲州市	勝沼町勝沼	峡東林務環境事務所
213	99	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	100	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	101	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	102	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	103	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	104	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
213	105	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	106	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	107	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	108	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	109	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	110	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	111	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	112	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	113	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
213	114	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	115	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	116	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	117	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	118	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	119	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	120	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	121	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	122	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	123	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	124	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	125	甲州市	大和町木賊	峡東林務環境事務所
213	126	甲州市	大和町木賊	峡東林務環境事務所
213	127	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	128	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	129	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	130	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	131	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	132	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	133	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	134	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	135	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	136	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位置		所管
市町村	地区	市町村	大字、字	
213	137	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	138	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	738	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	739	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	740	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	741	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	742	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	743	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	744	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	745	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	746	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	747	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	748	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	749	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	750	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	751	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	752	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	753	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	754	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	755	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	756	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	757	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	758	甲州市	塩山上萩原	都有林

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	7 5 9	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 0	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 1	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 2	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 3	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 4	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 5	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 6	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 7	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 8	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 6 9	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 0	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 1	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 2	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 3	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 4	甲州市	塩山上萩原	都有林
2 1 3	7 7 5	甲州市	塩山上萩原	都有林

2 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	1	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	2	甲州市	塩山小屋敷、下柚木	峡東林務環境事務所
2 1 3	3	甲州市	塩山小屋敷	峡東林務環境事務所
2 1 3	4	甲州市	塩山下柚木	峡東林務環境事務所
2 1 3	5	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	6	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	7	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	8	甲州市	塩山竹森	峡東林務環境事務所
2 1 3	9	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 0	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 1	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 2	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 3	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 4	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 5	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 6	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 7	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 8	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	1 9	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 0	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 1	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 2	甲州市	塩山上萩原	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 3	甲州市	塩山下萩原	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位 置		所 管
市町村	地区	市町村	大字、字	
2 1 3	2 4	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 5	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 6	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 7	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 8	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	2 9	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 0	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 1	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 2	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 3	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 4	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 5	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 6	甲州市	勝沼町深沢	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 7	甲州市	勝沼町中原	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 8	甲州市	勝沼町勝沼	峡東林務環境事務所
2 1 3	3 9	甲州市	勝沼町勝沼	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 0	甲州市	勝沼町上岩崎	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 1	甲州市	勝沼町山林	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 2	甲州市	大和町日影	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 3	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 4	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 5	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
2 1 3	4 6	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所

危険地区番号		位置		所管
市町村	地区	市町村	大字、字	
213	47	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	48	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	49	甲州市	大和町初鹿野	峡東林務環境事務所
213	50	甲州市	大和町木賊	峡東林務環境事務所
213	51	甲州市	大和町木賊	峡東林務環境事務所
213	52	甲州市	大和町木賊	峡東林務環境事務所
213	53	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	54	甲州市	大和町田野	峡東林務環境事務所
213	55	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	56	甲州市	大和町鶴瀬	峡東林務環境事務所
213	57	甲州市	塩山牛奥	峡東林務環境事務所
213	749	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	750	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	751	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	752	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	753	甲州市	塩山上萩原	都有林
213	754	甲州市	塩山上萩原	都有林

○土砂災害警戒区域等一覧

(平成23年8月11日現在)

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)
急傾斜地の崩壊	平沢	○	塩山平沢
	竹森	○	塩山竹森
	下竹森	○	塩山竹森
	平沢Ⅱ	○	塩山平沢
	平沢Ⅱの2	○	塩山平沢
	平沢Ⅱの3	○	塩山平沢
	竹森Ⅱ	○	塩山竹森
	竹森Ⅱの2	○	塩山竹森
	竹森Ⅱの3	○	塩山竹森、千野、上粟生野
	平沢Ⅲの2	○	塩山平沢
	竹森Ⅲ	○	塩山竹森
	二子山Ⅱ-1	○	塩山竹森
	二子山Ⅱ-2	○	塩山竹森
	水野田の3	○	大和町初鹿野
	水野田の4	○	大和町初鹿野
	丸林の4	○	大和町初鹿野
	水野田-1	○	大和町初鹿野
	水野田-2	○	大和町初鹿野
	水野田-3	○	大和町初鹿野
	丸林の1	○	大和町初鹿野
	丸林の5-1	○	大和町初鹿野
	丸林の5-2	○	大和町初鹿野
	西久保-1	○	大和町初鹿野
	西久保-2	○	大和町初鹿野
	西久保-3	○	大和町初鹿野
	西久保-4	○	大和町初鹿野
	宮本	○	大和町初鹿野及び鶴瀬
	居村-1	○	大和町日影
	居村-2	○	大和町日影
	居村-3	○	大和町日影
	居村-4	○	大和町日影
	西野原	○	大和町日影
	鶴瀬	○	大和町鶴瀬
鶴瀬の2	○	大和町鶴瀬	
長垣・長垣Ⅱ	○	大和町日影	
横吹-1	○	大和町初鹿野	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	横吹一2	○	大和町初鹿野
	上川久保Ⅱ	○	大和町初鹿野
	水野田の2	○	大和町初鹿野
	丸林Ⅱ	○	大和町初鹿野
	日影Ⅱ	○	大和町日影
	居村Ⅱ	○	大和町日影
	日影Ⅱの2	○	大和町日影
	西野原Ⅱ	○	大和町日影
	鶴瀬Ⅱ	○	大和町鶴瀬
	横吹Ⅱ	○	大和町初鹿野
	横吹Ⅱの2	○	大和町初鹿野
	横吹Ⅱの3-1	○	大和町初鹿野
	横吹Ⅱの3-2	○	大和町初鹿野
	久保平		大和町初鹿野
	竹森Ⅱの4	○	塩山竹森
	菱山一1	○	勝沼町菱山
	菱山一2	○	勝沼町菱山
	池ノ平	○	勝沼町小佐手
	赤坂	○	勝沼町小佐手
	捨石原一1	○	勝沼町菱山
	捨石原一2	○	勝沼町菱山
	富町・富町Ⅱの2	○	勝沼町勝沼
	次郎川	○	勝沼町勝沼
	上町	○	勝沼町勝沼
	上岩崎	○	勝沼町上岩崎
	別所・別所の2	○	勝沼町勝沼
	御所平	○	勝沼町深沢
	岩田戸	○	勝沼町深沢
	赤坂Ⅱ		勝沼町小佐手
	富町Ⅱ	○	勝沼町勝沼
	勝沼Ⅱ	○	勝沼町勝沼
	御所平Ⅱ	○	勝沼町深沢
	岩田戸Ⅱ	○	勝沼町深沢
	岩田戸Ⅱの2	○	勝沼町深沢
岩田戸Ⅱの3	○	勝沼町深沢	
深沢Ⅱ	○	勝沼町深沢	
深沢Ⅲ	○	勝沼町深沢	
勝沼	○	勝沼町勝沼	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	木賊一 1	○	大和町木賊
	木賊一 2	○	大和町木賊
	天目	○	大和町木賊
	道平	○	大和町木賊
	天目の 2 - 1	○	大和町木賊
	天目の 2 - 2	○	大和町木賊
	天目の 2 - 3	○	大和町木賊
	天目の 2 - 4	○	大和町木賊
	天目の 3	○	大和町木賊
	田野一 1	○	大和町田野
	田野一 2	○	大和町田野
	田野の 2	○	大和町田野
	村平	○	大和町田野
	村平の 2 - 1	○	大和町田野
	村平の 2 - 2	○	大和町田野
	田野Ⅱ	○	大和町田野
	大明神Ⅲ - 1	○	大和町田野
	大明神Ⅲ - 2	○	大和町田野
	裂石の 2	○	塩山上萩原
	裂石の 3	○	塩山上萩原
	裂石	○	塩山上萩原
	番屋東 - 1	○	塩山上小田原
	番屋東 - 2	○	塩山上小田原
	番屋東 - 3	○	塩山上小田原
	番屋東 - 4	○	塩山上小田原
	番屋	○	塩山上小田原
	小松尾	○	塩山上小田原
	上条 - 1	○	塩山下小田原
	上条 - 2	○	塩山下小田原
	上条 - 3	○	塩山下小田原
	神戸 - 1	○	塩山上萩原
	神戸 - 2	○	塩山上萩原
	中子沢 - 1	○	塩山上萩原
	中子沢 - 2	○	塩山上萩原
	牛奥 - 1	○	塩山牛奥
	牛奥 - 2	○	塩山牛奥
	裂石Ⅱの 2	○	塩山上萩原
	番屋Ⅱ	○	塩山上小田原

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	中新居Ⅱ－１	○	塩山上萩原
	中新居Ⅱ－２	○	塩山上萩原
	中新居Ⅱ－３	○	塩山上萩原
	中新居Ⅱの２	○	塩山上萩原
	小松尾Ⅱの２	○	塩山上小田原
	小松尾Ⅱの３－１	○	塩山上小田原
	小松尾Ⅱの３－２	○	塩山上小田原
	下萩原Ⅱ	○	塩山中萩原
	下萩原Ⅱの２	○	塩山下萩原
	下萩原Ⅱの３	○	塩山下萩原
	牛奥Ⅱの３	○	塩山牛奥
	西野原Ⅱ	○	塩山西野原
	牛奥Ⅱの４	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅱの５－１	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅱの５－２	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅱの５－３	○	塩山牛奥
	裂石Ⅲ－１	○	塩山上萩原
	裂石Ⅲ－２	○	塩山上萩原
	下萩原Ⅲ	○	塩山下萩原
	牛奥Ⅲ－３	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅲ－４	○	塩山牛奥
	一之瀬	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の２－１	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の２－２	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の２－３	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の４	○	塩山一之瀬高橋
	高橋	○	塩山一之瀬高橋
	落合	○	塩山一之瀬高橋
	落合の２	○	塩山上萩原
	一之瀬Ⅱ	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬Ⅱの２	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬Ⅱ	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬Ⅱの２－１	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬Ⅱの２－２	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬Ⅱの３	○	塩山一之瀬高橋
	高橋Ⅱ	○	塩山一之瀬高橋
	高橋Ⅱの２	○	塩山一之瀬高橋
	高橋Ⅱの３	○	塩山一之瀬高橋

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	高橋Ⅱの4	○	塩山上萩原
	藤尾Ⅱ	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾Ⅱの2	○	塩山一之瀬高橋
	落合Ⅱ	○	塩山一之瀬高橋
	落合Ⅱの2-1	○	塩山一之瀬高橋
	落合Ⅱの2-2	○	塩山一之瀬高橋
	落合Ⅱの3	○	塩山上萩原
	一之瀬の3	○	塩山一之瀬高橋
	小屋敷Ⅱ	○	塩山小屋敷
	滑沢Ⅲ	○	塩山小屋敷
	五郎田-1	○	塩山上萩原
	五郎田-2	○	塩山上萩原
	五郎田-3	○	塩山上萩原
	五郎田Ⅱの2-1	○	塩山上萩原
	五郎田Ⅱの2-2	○	塩山上萩原
	五郎田Ⅱ-1	○	塩山上萩原
	五郎田Ⅱ-2	○	塩山上萩原
	中子沢Ⅱの2-1	○	塩山上萩原
	中子沢Ⅱの2-2	○	塩山上萩原
	中子沢のⅡ	○	塩山上萩原
	砥山	○	塩山上萩原
	姥石の2	○	塩山下柚木
	下柚木Ⅱの3	○	塩山下柚木
	下柚木Ⅱの2	○	塩山下柚木
	下柚木Ⅱ-1	○	塩山下柚木
	下柚木Ⅱ-2	○	塩山下柚木
	下柚木Ⅲ	○	塩山下柚木
	和平-1	○	塩山下柚木
	和平-2	○	塩山下柚木
	和平-3	○	塩山下柚木
	姥石-1	○	塩山下柚木
	姥石-2	○	塩山下柚木
	牛奥Ⅱ	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅱの2-1	○	塩山牛奥
牛奥Ⅱの2-2	○	塩山牛奥	
牛奥Ⅱの2-3	○	塩山牛奥	
牛奥Ⅲ	○	塩山牛奥	
牛奥の2-1	○	塩山牛奥	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	牛奥の2-2	○	塩山牛奥
	牛奥Ⅲの2	○	塩山牛奥
	上西-1	○	塩山上於曾
	上西-2	○	塩山上於曾
	上西-3	○	塩山上於曾
	上於曾・上西の3	○	塩山上於曾
	北平-1	○	塩山上於曾
	北平-2・上西の2	○	塩山上於曾
	千野上	○	塩山千野
	千野上Ⅱ	○	塩山千野
	小屋敷	○	塩山小屋敷
	藤木Ⅱ-1	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-2	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-3	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-4	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-5	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-6	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-7	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-8	○	塩山藤木
	藤木Ⅱ-9	○	塩山藤木
	藤木・藤木の2	○	塩山藤木
	上原の1	○	塩山上萩原
	上原の2	○	塩山上萩原
	上原の3	○	塩山上萩原
	踊石の1	○	塩山上萩原
	踊石の2	○	塩山上萩原
	踊石の3	○	塩山上萩原
	踊石の4	○	塩山上萩原
	神戸の2	○	塩山上萩原
	踊石の5	○	塩山下小田原
	神戸の3	○	塩山下小田原
	上条の2	○	塩山下小田原
	上条の3	○	塩山下小田原
	上条の4	○	塩山下小田原
	上条の5	○	塩山下小田原
	中子沢の2	○	塩山上萩原
中子沢の3	○	塩山上萩原	
神戸の4	○	塩山上萩原	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	神戸の 5	○	塩山上萩原
	小松尾の 2	○	塩山上小田原
	神戸の 6	○	塩山上萩原
	神戸の 7	○	塩山上萩原
	中新居の 1	○	塩山上萩原
	中新居の 2	○	塩山上萩原
	小松尾の 3	○	塩山上小田原
	小松尾の 4	○	塩山上小田原
	小松尾の 5	○	塩山上小田原
	中新居の 3	○	塩山上萩原
	中新居の 4	○	塩山上萩原
	小松尾の 6	○	塩山上小田原
	番屋の 2	○	塩山上小田原
	中新居の 5	○	塩山上萩原
	中新居の 6	○	塩山上萩原
	中新居の 7	○	塩山上萩原
	中新居の 9	○	塩山上萩原
	中新居の 1 0	○	塩山上萩原
	中新居の 1 1	○	塩山上萩原
	中新居の 1 2	○	塩山上萩原
	番屋の 3	○	塩山上小田原
	番屋の 4	○	塩山上小田原
	裂石の 4	○	塩山上萩原
	裂石の 5	○	塩山上萩原
	裂石の 6	○	塩山上萩原
	裂石の 7	○	塩山上萩原
	裂石の 8	○	塩山上萩原
	裂石の 9	○	塩山上萩原
	裂石の 1 0	○	塩山上萩原
	裂石の 1 1	○	塩山上萩原
	裂石の 1 2	○	塩山上萩原
	裂石の 1 3	○	塩山上萩原
	中新居の 8	○	塩山上萩原
	甲戸	○	塩山牛奥
牛池の 1	○	塩山牛奥	
牛池の 2	○	塩山牛奥	
天神	○	塩山牛奥	
源車場	○	塩山下萩原	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	深堀	○	塩山下萩原
	中田	○	塩山下栗生野
	上の原	○	塩山上栗生野
	恩若	○	塩山中萩原
	青南	○	塩山中萩原
	赤子の1	○	塩山中萩原
	北原	○	塩山中萩原
	石河原		塩山中萩原
	重郎原の1	○	塩山中萩原
	窪の1	○	塩山下柚木
	窪の2	○	塩山下柚木
	窪の3	○	塩山下柚木
	一之瀬の5	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の6	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の7	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の8	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の9	○	塩山一之瀬高橋
	一之瀬の10	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の2	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の3	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の4	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の5	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の6	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の7	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の8	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の9	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬の10	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の2	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の3	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の4	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の5	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の6	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の7	○	塩山一之瀬高橋
高橋の8	○	塩山一之瀬高橋	
高橋の9	○	塩山一之瀬高橋	
高橋の10	○	塩山一之瀬高橋	
高橋の11	○	塩山一之瀬高橋	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	高橋の12	○	塩山一之瀬高橋
	高橋の13	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の2	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の3	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の4	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の5	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の6	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の7	○	塩山一之瀬高橋
	藤尾の8	○	塩山一之瀬高橋
	落合の3	○	塩山一之瀬高橋
	落合の4	○	塩山一之瀬高橋
	落合の5	○	塩山一之瀬高橋
	落合の6	○	塩山一之瀬高橋
	落合の7	○	塩山一之瀬高橋
	落合の8	○	塩山一之瀬高橋
	落合の9	○	塩山一之瀬高橋
	落合の10	○	塩山一之瀬高橋
	落合の11	○	塩山一之瀬高橋
	落合の12	○	塩山一之瀬高橋
	落合の13	○	塩山一之瀬高橋
	落合の14	○	塩山一之瀬高橋
	落合の15	○	塩山一之瀬高橋
	落合の16	○	塩山一之瀬高橋
	落合の17	○	塩山一之瀬高橋
	落合の18	○	塩山一之瀬高橋
	落合の19	○	塩山一之瀬高橋
	落合の20	○	塩山一之瀬高橋
	落合の21	○	塩山一之瀬高橋
	坂下の1	○	勝沼町山
	坂下の2	○	勝沼町山
	深田	○	勝沼町山
	上土地洞	○	勝沼町菱山
	池ノ平の2	○	勝沼町菱山
池ノ平の3	○	勝沼町菱山	
池ノ平の4	○	勝沼町菱山	
思連	○	勝沼町小佐手	
道下の1	○	勝沼町勝沼	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
急傾斜地の崩壊	道下の2	○	勝沼町勝沼
	道下の3	○	勝沼町勝沼
	道下の4	○	勝沼町勝沼
	道下の5		勝沼町勝沼
	道下の6	○	勝沼町勝沼
	道下の7	○	勝沼町勝沼
	随評の1	○	勝沼町勝沼
	随評の2	○	勝沼町勝沼
	随評の3	○	勝沼町勝沼
	上一之瀬	○	勝沼町深沢
	柏尾境	○	勝沼町深沢
	御所向	○	勝沼町深沢
	御所向上	○	勝沼町深沢
	澤頭の1	○	勝沼町深沢
	澤頭の2	○	勝沼町深沢
	古屋戸	○	勝沼町深沢
	中原Ⅱ	○	勝沼町中原
	小山管の1	○	大和町日影
	小山管の2	○	大和町日影
	上之段の1	○	大和町日影
	上之段の2	○	大和町日影
	西之原の2	○	大和町日影
	白沢の1	○	大和町日影
	白沢の2	○	大和町日影
	白沢の3	○	大和町日影
	白沢の4		大和町日影
	下野平	○	大和町田野
	田野平の1	○	大和町田野
	田野平の2		大和町田野
	田野平の3		大和町田野
小計	370	364	
土石流	管沢一1	○	塩山小屋敷及び竹森
	管沢一2	○	塩山小屋敷及び竹森
	管沢一3		塩山小屋敷及び竹森
	管沢一4	○	塩山小屋敷及び竹森
	管沢一5		塩山竹森
	管沢一6		塩山竹森
	福生里沢	○	塩山福生里及び竹森

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
土石流	滝川		塩山福生里及び竹森
	越道沢—1	○	塩山福生里及び竹森
	越道沢—2	○	塩山福生里及び竹森
	清水尻沢—1		塩山福生里及び竹森
	清水尻沢—2	○	塩山福生里及び竹森
	本沢	○	塩山福生里及び竹森
	四ツ石沢—1	○	塩山平沢、福生里、竹森
	四ツ石沢—2		塩山平沢、福生里、竹森
	湯原沢	○	塩山平沢
	一谷沢	○	塩山平沢
	クルメ沢	○	塩山平沢
	炭山沢—1	○	塩山平沢
	炭山沢—2	○	塩山平沢
	炭山沢—3	○	塩山平沢
	炭山沢—4	○	塩山平沢
	炭山沢—5	○	塩山平沢
	竹森沢—1	○	塩山平沢、福生里、竹森
	竹森沢—2	○	塩山平沢
	奥平川	○	塩山平沢、福生里、竹森
	ノボリオ沢	○	塩山平沢
	観音沢—1		大和町初鹿野
	観音沢—2	○	大和町初鹿野
	第二八窪沢		大和町鶴瀬
	八窪沢	○	大和町鶴瀬
	徳波沢	○	大和町初鹿野及び鶴瀬
	西の久保沢		大和町初鹿野
	金久保沢	○	大和町初鹿野
	白蛇沢	○	大和町初鹿野
	宝沢	○	大和町初鹿野
	とうみょう窪		大和町初鹿野
	入の沢	○	大和町初鹿野
	洞沢	○	大和町初鹿野
	白沢	○	大和町日影
	山沢	○	大和町初鹿野
	入之沢川		勝沼町仲原
	大滝川—1	○	勝沼町菱山
大滝川—2	○	勝沼町菱山	
田草川—1	○	勝沼町菱山	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
土石流	田草川―2		勝沼町菱山
	田草川―3		勝沼町菱山
	苦名川		勝沼町菱山
	大久保川	○	勝沼町菱山
	男菱川―1	○	勝沼町菱山
	男菱川―2		勝沼町菱山
	男菱川―3	○	勝沼町菱山
	西沢川		勝沼町勝沼
	湯の沢川		勝沼町勝沼
	行者川		勝沼町勝沼
	石尊東沢		勝沼町上岩崎
	早草川		勝沼町上岩崎
	尻骨沢		勝沼町上岩崎
	駒井沢川	○	勝沼町上岩崎
	塩原沢	○	勝沼町深沢
	青笹沢	○	勝沼町深沢
	窪の沢	○	勝沼町深沢
	観音沢	○	勝沼町深沢
	道平―1		大和町木賊
	道平―2	○	大和町木賊
	大蔵北沢	○	大和町田野
	曲沢		大和町田野
	南沢	○	大和町田野
	かけ沢	○	大和町田野
	村平	○	大和町田野
	大峰沢の2		塩山下小田原
	大峰沢		塩山下小田原
	上条川―1		塩山下小田原
	上条川―2	○	塩山下小田原
	カジヤ沢	○	塩山下小田原
	天狗沢―1	○	塩山上小田原
	天狗沢―2	○	塩山上小田原
	白川沢	○	塩山上小田原
	御影沢	○	塩山上小田原
第二御影沢―1	○	塩山上小田原	
第二御影沢―2	○	塩山上小田原	
樋の沢―1	○	塩山上萩原	
樋の沢―2	○	塩山上萩原	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
土石流	窪の沢		塩山下萩原
	深堀川－1		塩山下萩原
	深堀川－2	○	塩山下萩原
	深堀川－3	○	塩山下萩原
	小立切沢－1	○	塩山牛奥
	小立切沢－2	○	塩山牛奥
	落合南沢－1	○	塩山一之瀬高橋
	落合南沢－2	○	塩山一之瀬高橋
	雲陰沢	○	塩山上萩原
	御屋敷沢	○	塩山上萩原
	ハビロ沢	○	塩山一之瀬高橋
	高橋川－1	○	塩山上萩原
	高橋川－2	○	塩山上萩原
	高橋川－3	○	塩山上萩原
	犬切沢	○	塩山一之瀬高橋
	大雪沢	○	塩山一之瀬高橋
	大霜沢	○	塩山一之瀬高橋
	シンヤ沢	○	塩山上萩原
	一之瀬川	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬西沢	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬東沢	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬川－1	○	塩山一之瀬高橋
	二之瀬川－2	○	塩山一之瀬高橋
	大山石沢	○	塩山一之瀬高橋
	中村沢	○	塩山上萩原
	五郎田沢		塩山上萩原
	みそぎ沢	○	塩山上萩原
	芦倉沢	○	塩山上萩原
	中の入沢－1	○	塩山上小田原
	中の入沢－2	○	塩山上小田原
	大久保沢		塩山小屋敷
	滑沢中川	○	塩山小屋敷
	文珠沢－1		塩山上萩原
	文珠沢－2		塩山上萩原
	釜沢－1		塩山上萩原
	釜沢－2	○	塩山上萩原
北沢－1	○	塩山下柚木	
北沢－2		塩山下柚木	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
土石流	北沢－3	○	塩山下柚木
	藤木沢	○	塩山藤木
	寺久保沢		塩山下柚木
	一ノ平沢	○	塩山上萩原
	中の沢		塩山中萩原
	佐野川		塩山中萩原
	上条川左支1	○	塩山下小田原
	上条川左支2	○	塩山下小田原
	上条川左支3	○	塩山下小田原
	上条川左支4	○	塩山下小田原
	上条川左支5	○	塩山下小田原
	上条川左支6	○	塩山下小田原
	御影沢の西		塩山上小田原
	東室床川		塩山上萩原
	上条川の西1		塩山竹森
	上条川の西2の1	○	塩山竹森
	上条川の西2の2	○	塩山竹森
	窪の沢左支	○	塩山中萩原
	釜沢の東	○	塩山上萩原
	滑沢	○	塩山小屋敷
	宮の沢	○	塩山小屋敷
	柳沢川右支1	○	塩山一之瀬高橋
	柳沢川右支2	○	塩山一之瀬高橋
	作水沢	○	塩山一之瀬高橋
	コトクサ沢西	○	塩山上萩原
	ハヤブサ沢南	○	塩山上萩原・一之瀬高橋
	山椒沢	○	塩山一之瀬高橋
	アカサカ沢南	○	塩山一之瀬高橋
	アカサカ沢	○	塩山一之瀬高橋
	奥山	○	塩山一之瀬高橋
	ワテノ沢	○	塩山一之瀬高橋
	大岩沢	○	塩山一之瀬高橋
	クボノ沢	○	塩山一之瀬高橋
	日向沢	○	塩山一之瀬高橋
	三之瀬西沢南	○	塩山一之瀬高橋
	滑の窪沢南1	○	塩山一之瀬高橋
滑の窪沢南2	○	塩山一之瀬高橋	
鬢櫛川	○	勝沼町中原	

自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置（大字）
土石流	白岩沢	○	大和町初鹿野
	丸沢－1	○	大和町初鹿野
	丸沢－2	○	大和町初鹿野
	門井沢		大和町田野
小計	163	122	
地滑り	木賊		大和町木賊
	滑沢		塩山小屋敷
小計	2		
計	535	486	

○要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施設等）のうち浸水想定区域並びに土砂災害警戒区域内にある施設一覧

	施設名	所在地	対象となる災害	
			水害	土砂災害
1	ケアフィットファーム	甲州市塩山赤尾 650	○	
2	ひかり屋形	甲州市塩山熊野 774-1	○	
3	奥野田保育所	甲州市塩山熊野 597	○	
4	奥野田小学校	甲州市塩山熊野 906	○	
5	大藤小学校	甲州市塩山上粟生野 492-1		○
6	勝沼ナーシングセンター	甲州市勝沼町菱山 4300		○
7	大和デイサービスセンター	甲州市大和町田野 77		○
8	大和中学校	甲州市大和町初鹿野 1643		○

○老朽ため池の所在地及び整備状況

地区名	形式	所在地	貯水量 (m³)	整備及び老朽状態
藤井地区	〃	甲州市勝沼町	1,200	漏水無

〔消防・水防関係〕

○消防力の現況

令和2年4月1日現在

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数					消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	普通ポンプ自動車	ポンプ付自動車	小型動力ポンプ			消火栓(公設)	防火水槽		
				B-1級以上	B-1級以上	ポンプ付車	てい積載し	手引動力		100m ³ 以上	40m ³ 未満	20m ³ 未満
1	11	878	878	16	2	40	2		694	31	261	104

○消防用機械器具保有状況

平成25年4月1日現在

品名	署・分署	塩山消防署	勝沼分署
	防護器具	耐熱服	2
耐電手袋		5	
耐電長靴		2	
科学防護服		3	
防毒マスク		6	
防塵眼鏡		14	
救助器具	空気呼吸器	12	2
	可搬式ウインチ	3	
	緩降機	1	
	平型担架	11	
	バスケットストレッチャー	1	
	空気式救助マット	1	
	救命索発射銃	2	
	救命ボート	1	
	船外機	1	
	電動ハンマードリル	1	
	救命胴衣	10	
救急器具	自動体外式除細動器(二相波形式)	3	1
	患者監視装置(ベッドサイドモニター)	1	
	患者監視装置(プロパック)		1
	自動吸引器	1	1

品名		署・分署	
		塩山消防署	勝沼分署
救急器具	自動式人工呼吸器	1	1
	自動式心マッサージ器	1	
	輸液用資機材	1	
	血中酸素飽和度測定器	1	1
	心電計		1
	M A S T ショックパンツ	1	
	血圧計(携帯用)	1	1
	バックボード	1	1
	スクープストレッチャー	1	1
	E・O・Gガス滅菌機	1	
	除染シャワーシステム	1	1
	救命浮環	3	1
	防刀ベスト	5	3
破壊器具	油圧救助器具	3	
	エアーツール	1	
	チェーンソー	2	1
	マット型空気ジャッキ	1	
	エンジンカッター	1	
	エアソー	1	
	アセチレン溶断器	1	
測定器	可燃性ガス測定器	1	
	酸素濃度測定器	1	
	簡易画像探索器	1	
	有毒性ガス測定器	2	
その他の器具	発電機 1.5 / kW		1
	発電機 500 W	2	
	発電機 400 W	1	
	発電機 300 W		
	充電器	1	
	三連はしご	3	
	カギ付はしご	3	2
	ジェットシューター	20	2
	小型動力ポンプ	1	2
	油圧式ジャッキ	3	1
	携帯拡声器	6	1
	リングカッター	1	
	エアテント	1	
高圧送水ポンプ	1		

○施設、資機材の整備計画

年度	事業概要	数量	配置場所
29	消防詰所	1箇所	塩山地区
	消防ポンプ自動車	1台	塩山地区
	小型動力ポンプ付積載車	1台	塩山地区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	1台	塩山地区
30	消防詰所	2箇所	塩山地区
31	消防ポンプ自動車	1台	塩山地区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	2台	勝沼地区

○危険物施設一覧

平成29年3月14日現在

	製造所	貯蔵所						取扱所			合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	(セルフを含む) 給油取扱所	小口詰替専用 一般取扱所	一般取扱所	
塩山地区	1	6	3	2	19	8		22	9	2	72
勝沼地区		3			11	1		11	2	2	30
大和地区		1			2	1	1	2	2	2	11
合計	1	10	3	2	32	10	1	35	13	6	113

○コミュニティガス事業者の名称、所在地、供給区域等

平成21年4月1日現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
フルーツ山梨農協	雇用促進住宅勝沼宿舍	81	甲州市勝沼町勝沼1037番地
	四季の里勝沼	88	甲州市勝沼町等々力地内及び錦塚
日東物産(株)	雇用促進松里宿舍	82	甲州市塩山藤木14番地2外
	県営勝沼下岩崎団地	80	甲州市勝沼町下岩崎地内
(株)JOMOプロ関東	ライオンズマンション塩山	79	甲州市塩山赤尾463番地1
関東グロリアガス(株)	赤尾宿舍	80	甲州市塩山赤尾1146番地

○山梨県高圧ガス地域防災協議会（防災事業所）

平成22年3月31日現在

区分	事業所名	所在地
LPガス	(株)JOMOプロ関東山梨支店	甲州市塩山下塩後394番地

○雨量観測所一覧

1 県所管

平成24年4月1日現在

建設事務所名	観測場所	観測所名
峡東	塩山上塩後1239番地1	峡東建設事務所
〃	大和町初鹿野1693番地1	大和
〃	塩山一之瀬高橋1番地	萩原山
〃	塩山上萩原（裂石地内）	大菩薩嶺
〃	勝沼町菱山1番地	高尾山

2 県管理以外

平成24年4月1日現在

河川名	観測所名	所管官庁名	位置	自記		観測所名
				普通別	自普	
重川	神金雨量観測所	国土交通省 関東地方整備局	塩山下小田原	○		ロボット
日川	上日川観測所	東京電力(株)	塩山上萩原字萩原山	○		駒橋制御所
日川	甲斐大和雨量観測所	大月保線技術 センター	大和町字久保平	○		大月保線技術 センター
重川	塩山雨量観測所	〃	塩山上於曾	○		〃

○甲府地方気象台気象観測施設一覧

観測所名	観測種目						所在地	緯度 (度分)	緯度 (度分)	標高 (m)	風向風速 計地上の 高さ(m)
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他					
勝沼	○	○	○	○			勝沼町勝沼1314番地1	35° 39.8′	138° 43.5′	394	9.5

○水位観測所一覧

河川名	水位観測所名	水位観測所位置	建設事務所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	関係管理 団体
重川	重川赤尾堰堤下	塩山赤尾255番地	峡東	1.10	1.80	甲州市、 山梨市
塩川	新塩川橋	塩山熊野20番地	峡東	0.60	1.00	甲州市
びんぐし川	びんぐし川穴田橋	勝沼町休息1959番地	峡東	0.60	1.10	甲州市、 山梨市
日川	日川葡萄橋	勝沼町下岩崎1435番地	峡東	0.80	1.40	甲州市、 山梨市、 笛吹市

○重要水防区域一覧

河川名	重要水防箇所	左右 岸別	延長 (m)	危険度		注意を要する理由
				階級	種別	
塩川	塩山上於曾青橋下	左右	30 30	b b	堤防高	堤防高不足
塩川	塩山上於曾JR中央線上	左右	300 300	b b	堤防高	堤防高不足
重川	塩山下萩原JR鉄橋上	左右	220 220	b b	堤防高	堤防高不足
竹森川	塩山竹森伊伯橋上	右	50	b	水衝箇所	無堤
竹森川	塩山竹森窪橋下	左右	150 150	b b	堤防高	堤防高不足
びんぐし川	勝沼町東雲大塚橋下	左	70	b	堤防高	堤防高不足
次郎川	勝沼町等々力国道411号下	左右	720 720	b b	堤防高	堤防高不足
日川	大和町共和長垣橋下	右	200	b	堤防高	無堤
日川	大和町共和長垣橋上	右	80	b	堤防高	無堤
笹子沢川	大和町日影橋上	右	25	b	堤防高	無堤
大蔵沢川	大和町田野レジャーセンター上	左	50	b	水衝箇所	護岸洗掘

※重要水防区域の重要度の評定基準（山梨県）

種 別	基 準	
	最 も 重 要 な 区 間 (a)	次 に 重 要 な 区 間 (b)
堤 防 高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合
堤 体 強 度	新堤で施行後1年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所ですり減り後1年未満の場合、あるいは堤防断面が狭小の場合	新堤で施行後3年未満の場合、又は橋梁、樋門、樋管等の施行箇所ですり減り後3年未満の場合、或いは堤防断面がやや不足している場合
水 衝 箇 所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全といえないものの天然河岸で侵食されているもの
洗 掘 箇 所	堤脚又は護岸の根固が洗掘されているもの、水制等が破損して危険が予想されるもの	河床の洗掘の著しい場合で護岸の根固、水制が一部破損し危険の生じることが予想されるもの
漏 水 箇 所	堤体より濁水が湧出した実績があるもの	堤体あるいは堤内地の部分より清水が湧出した実績があるもの
工事施行箇所	樋門、樋管等が施行中のもので堤防を横断して開削している場合	堤防を横断して堤防高の1/3を開削して工事を施行したもので工事完了後1年未満のもの
被 災 箇 所	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がA、Bに該当するもの	過年度に被災し、出水期までに復旧できないもので査定時の緊急順位がCに該当するもの
工 作 物	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある場所（堤防区間） 樋門、樋管等の堤防横断工作物で、老朽化が著しく沈下、漏水等により被害が生ずる恐れがある場所	橋梁、取水堰等の河川横断工作物において流水疎通の障害等により被害が生ずる恐れがある箇所（掘込区間）

○土石流危険溪流一覧

平成24年4月1日現在

幹川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
笛吹川	寺久保沢	下柚木	8	1	
重川	中休沢	下柚木	8	0	
重川	北沢	下柚木	10	0	
笛吹川	藤木沢	下柚木	0	2	
重川	大久保沢	小屋敷	17	1	
重川	管沢	福生里	25	6	保育所
重川	福生里沢	福生里	64	12	保育所
重川	滝川	福生里	132	22	
重川	越道沢	福生里	158	23	老人福祉施設
重川	清水尻沢	福生里	175	25	幼稚園
重川	本沢	福生里	160	24	老人福祉施設
重川	四ツ石沢	福生里	59	9	小学校
重川	湯原沢	平沢	73	10	小学校
重川	一谷沢	平沢	81	11	小学校
重川	クルメ沢	平沢	88	15	老人憩いの家
重川	炭山沢	平沢	83	13	老人憩いの家
重川	竹森沢	平沢	83	12	老人憩いの家
重川	奥平川	平沢	63	11	小学校
重川	ノボリオ沢	平沢	58	8	小学校
重川	滝の入沢	上条	23	4	
重川	大峰沢	上条	30	4	
重川	上条川	上条	19	3	
重川	カジヤ沢	下小田原	16	3	
重川	天狗沢	小松尾	30	3	集会所
重川	中の入沢	上小田原	21	5	集会所
重川	白川沢	上小田原	22	5	集会所
重川	御影沢	上小田原	20	2	
重川	第二御影沢	裂石	22	4	
重川	中村沢	五郎田	29	8	
重川	五郎田沢	五郎田	29	8	集会所
重川	みそぎ沢	裂石	37	10	
重川	芦倉沢	裂石	36	10	
重川	樋の沢	大久保平	20	2	
重川	文珠沢	上萩原	75	10	老人福祉施設
重川	釜沢	上萩原	25	6	老人福祉施設
重川	中の沢	中萩原	65	13	診療所
重川	佐野川	中萩原	65	12	診療所

幹 川 名	溪 流 名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
重 川	窪 の 沢	上萩原	27	4	
重 川	深 堀 川	下萩原	63	10	J R 中央本線
重 川	小 立 切 沢	花岡	27	6	J R 中央本線
重 川	鬢 櫛 川	落合	8	0	
日 川	一 ノ 平 沢	一ノ平沢	0	5	宿泊施設
柳 沢 川	落 合 南 沢	落合	3	1	
柳 沢 川	雲 陰 沢	落合	3	1	
柳 沢 川	御 屋 敷 沢	落合	0	2	宿泊施設
柳 沢 川	ハ ビ ロ 沢	落合	0	2	診療所
柳 沢 川	高 橋 川	高橋	5	0	
高 橋 川	犬 切 沢	高橋	0	3	宿泊施設
高 橋 川	大 雪 沢	高橋	0	2	休養施設
高 橋 川	大 霜 沢	高橋	0	1	休養施設
高 橋 川	シ ン ヤ 沢	高橋	1	1	休養施設
一之瀬川	一 之 瀬 川	一之瀬	5	0	
柳 沢 川	三 之 瀬 西 沢	三之瀬	4	3	集会所
柳 沢 川	三 之 瀬 東 沢	三之瀬	4	2	集会所
一之瀬川	二 之 瀬 川	二之瀬	8	5	集会所
重 川	入 の 沢 川	中原	31	11	老人福祉施設
重 川	大 滝 川	中原	13	8	集会所
重 川	田 草 川	苦名	26	4	集会所
重 川	苦 名 川	苦名	63	13	駅舎
重 川	大 久 保 川	菱山	41	7	J R 中央本線
重 川	男 菱 川	矢羽根	15	2	
日 川	西 沢 川	柏尾	7	6	集会所
日 川	湯 の 沢 川	柏尾	7	5	
日 川	行 者 川	柏尾	9	10	
日 川	上 釜 口 沢	深沢	6	0	
日 川	石 尊 東 沢	石尊	29	8	集会所
日 川	天 沢 川	南北沢	17	2	集会所
日 川	早 草 川	大切	19	2	集会所
日 川	原 沢	原	16	6	
日 川	長 柿 沢	長柿	0	1	
日 川	第 二 八 窪 沢	長柿	1	1	
日 川	八 窪 沢	鶴瀬	15	3	集会所
日 川	徳 波 沢	宮本	4	8	駐在所
日 川	西 の 久 保 沢	宮本	23	27	保育所
日 川	金 久 保 沢	古部	52	16	J R 中央本線
日 川	白 蛇 沢	古部	9	5	医院
日 川	水 野 田 沢	古部	5	3	発電所

幹川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
日川	どうみょう窪	水野田	75	8	公会堂
日川	初鹿野沢	初鹿野	7	0	
日川	西沢	水野田	0	1	宿泊施設
日川	道平	木賊	8	6	
日川	白岩沢	初鹿野	0	1	神社
日川	大蔵北沢	田野	4	3	休養施設
日川	第二曲沢	初鹿野	0	1	宿泊施設
日川	曲沢	田野	8	2	
日川	雨沢	田野	1	3	寺院
日川	かけ沢	田野	1	2	寺院
日川	村平	田野	26	8	消防詰所
日川	丸沢	丸林	2	1	道の駅
日川	光沢	日影	6	3	集会所
日川	笹子沢川	日影	10	2	
	計	91	2,643	554	

○水防倉庫一覧

河川名	倉庫		管理 責任者	倉庫鍵保管者	所在地	資材					器具			
	名称	面積				丸太 (本)	空 依 (枚)	縄 (kg)	蛇籠 (本)	鉄線 (kg)	ジュ ツ コ ル ウ レ ン プ シ (丁)	鎌・ 鉋・ 鋸 (丁)	ベ カ ッ ン タ チ (丁)	照 明 具 (灯)
重川(塩川)	熊野水防倉庫	29.8	甲州市長	総務課長	塩山熊野石骨	120	1,500	50	100	150	15	5	2	2
佐野川	中萩原水防倉庫	33.0	〃	〃	〃 中萩原天神原	150	1,500	36	130	150	15	5	2	2
笛吹川	三日市場水防倉庫	33.0	〃	〃	〃 三日市場屋敷添	120	1,500	60	100	150	15	5	2	2
重川	小田原橋水防倉庫	33.1	〃	〃	〃 下小田原若林	120	1,000	50	140	150	15	5	2	2
〃	赤尾水防倉庫	32.4	〃	〃	〃 千野東天神前	170	4,000	50	—	150	20	5	5	2
びんぐし川	東雲水防倉庫	32.4	〃	勝沼支所	勝沼町休息北林	20	700	20	50	400	85	25	26	15

○水防に関する避難のための立退区域一覧

河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
重川・塩川	塩山	人 160	塩山北小学校体育館	国道・県道・市道利用
〃	〃	80	塩山北児童センター	〃
重川・塩川	〃	520	塩山中学校体育館	国道・県道・市道利用
塩川	〃	1,400	甲州市民文化会館	県道・市道利用
重川・塩川	〃	210	塩山南小学校体育館	国道・県道・市道利用
〃	〃	410	塩山保健福祉センター	〃
〃	〃	150	萩原山恩賜林記念館	〃
〃	塩山・松里の一部	630	県立塩山高等学校体育館	市道利用

河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
〃	塩山	130	塩山北公民館	〃
塩川	〃	90	塩山南児童センター	国道・県道・市道利用
重川	塩山	90	塩山東公民館	〃
塩川	〃	90	塩山西公民館	県道・市道利用
笛吹川	松里	100	井尻公民館	〃
〃	〃	170	井尻小学校体育館	〃
〃	〃	150	松里小学校体育館	〃
〃	〃	340	松里中学校体育館	〃
〃	〃	120	松里公民館	〃
〃	〃	160	松里保育所	〃
重川・塩川	奥野田	170	奥野田小学校体育館	国道・県道・市道利用
〃	〃	90	奥野田公民館	〃
〃	〃	140	奥野田保育所	〃
重川・竹森川	玉宮	160	玉宮小学校体育館	県道・市道利用
〃	〃	50	玉宮公民館	〃
重川・佐野川	大藤	170	塩山北中学校体育館	国道・県道・市道利用
〃	〃	160	大藤小学校体育館	〃
重川・文珠川	神金	160	神金小学校体育館	〃
〃	〃	120	神金公民館	〃
〃	〃	110	神金保育所	〃
〃	大藤	90	大藤公民館	〃
丹波川	神金（一ノ瀬高橋）	30	神金第二小中学校 落合分校体育館	国道・市道利用
重川・佐野川	大藤	90	大藤保育所	国道・県道・市道利用
田草川	上岩崎	150	氷川神社	県道・市道利用
田草川・日川	勝沼町・本町下・下岩崎	150	祝小学校体育館	〃
びんぐし川	小佐手	100	伏木神社	〃
〃	東雲	50	東雲小学校体育館	〃
苦名川	菱山	150	菱山小学校体育館	〃

○農業用取水堰及び水門一覧

河川名	名称	位置	管理者	構造	備考
重川	小山堰	塩山赤尾	赤尾区長	手動巻上式	かんがい用
〃	千赤於堰	〃	〃	〃	〃
〃	柏原堰	塩山上萩原	上萩原上切下区長	〃	〃
文珠川	柏原堰	〃	上萩原下切区長	〃	〃
塩川	横手堰	塩山上於曾	上於曾上西区長	〃	〃

河川名	名称	位置	管理者	構造	備考
笛吹川	四ヶ村堰	塩山上井尻	四ヶ村土地改良区 理事長	手動巻上式	かんがい用
重川	比久尼堰	勝沼町山字城ヶ坂	東雲7区長	ポンプ	〃
〃	千野第1、2堰	塩山千野	千野上区長	手動巻上式	〃
〃	千野第3堰	〃	上東区長	〃	〃
〃	反田堰	勝沼町山字城ヶ坂	東雲7区長	自然取入樋管	〃
〃	新堰	〃	〃	〃	〃
びんぐし川	夏目堰	勝沼町菱山字細田	菱山1区長	〃	〃
〃	前田小路	勝沼町山字前田	東雲9区長	〃	〃
〃	赤坂堰	勝沼町小佐手字思連	東雲3区長	〃	〃
〃	上野堰	勝沼町山字天神塚	東雲7区長	〃	〃
〃	穴田堰	勝沼町山字穴田	東雲8区長	〃	〃
〃	山前田堰	勝沼町山字上河原	東雲9区長	〃	〃
〃	休息比久尼堰	勝沼町休息字北田中	東雲10区長	〃	〃
〃	清水下堰	勝沼町休息字南下河原	〃	〃	〃
〃	下沖田堰	勝沼町綿塚字下沖田	東雲12区長	頭首工取入	〃
田草川	高田和堰	勝沼町菱山字高和田	菱山1区長	〃	〃
〃	康申堰	勝沼町小佐手字横落前	東雲4区長	〃	〃
〃	子安堰	勝沼町休息字子安	東雲11区長	〃	〃
日川	太郎堰	勝沼町上岩崎字随評	祝2区長	自然取入樋管	〃
〃	次郎堰	勝沼町上字上川久保	次郎堰 水利委員会 長	〃	〃
〃	町屋堰	勝沼町上岩崎字福地	祝4区長	頭首工取入	〃
〃	三輪堰	勝沼町等々力	勝沼8区長	自然取入樋管	〃
〃	四ヶ村堰	勝沼町下岩崎字上川久保	祝4区長	手動式排樋門	〃
〃	箕輪堰	勝沼町等々力	勝沼9区長	自然取入樋管	〃
田草川	田中堰	勝沼町下岩崎字田中	祝2区長	〃	〃
〃	有賀堰	勝沼町下岩崎字近田	祝1区長	〃	〃
〃	徳本堰	〃	〃	手動式樋門	〃
〃	向田堰	〃	〃	頭首工取入	〃
〃	枇杷田堰	〃	祝2区長	〃	〃
〃	前田堰	勝沼町下岩崎字梁田	〃	〃	〃
〃	沢田堰	勝沼町下岩崎字近田	祝1区長	〃	〃
重川	昭和堰	勝沼町山字天神塚	東雲9区長	自然取入樋管	〃
〃	上沖田堰	勝沼町休息字上沖田	東雲10区長	〃	〃
田草川	沖田堰	勝沼町等々力字沖田	東雲12区長	頭首工取入	〃
〃	小山田堰	勝沼町綿塚字小山田	〃	〃	〃
〃	下田草川堰	勝沼町綿塚字下田草川	〃	〃	〃
びんぐし川	落合堰	勝沼町中原字落合	菱山8区長	手動式樋門	〃
田草川	的場堰	勝沼町綿塚字的場	東雲12区長	頭首工取入	〃

河川名	名称	位置	管理者	構造	備考
笛吹川	五ヶ村堰	塩山三日市場字武士原	手塚一利	手動巻上式	かんがい用
日川	大堰	勝沼町等々力	上栗原区長	〃	〃

○山梨県が行う水防警報

1 水防警報を行う河川名

河川名	区 域
重川	左岸 甲州市塩山上粟生野字道泉1169番地先新千野橋から山梨市大字一町田中字北河原813番の5地先重川橋まで 右岸 甲州市塩山千野字小山平556番の1地先新千野橋から山梨市下石森小字雲林586番地の1地先重川橋まで
日川	左岸 甲州市勝沼町上岩崎字福地843番の1地先新祝橋から笛吹市一宮町大字田中字山之神132番の5地先日川橋まで 右岸 甲州市勝沼町勝沼字御所2520番の10地先新祝橋から山梨市大字一町田中字前田92番地先日川橋まで

2 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	基準観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
重川	重川	0.70	1.20	1.40	1.60	1.70
	赤尾堰堤下	1.10	1.80	3.00	3.10	2.70
日川	葡萄橋	0.80	1.40	2.40	2.80	2.10

〔輸送関係〕

○飛行場外離着陸場等一覧

平成30年9月15日現在

区分	場所名	所在地
場外離着陸場	藤木スポーツ広場第一グラウンド	甲州市塩山藤木
	上日川ダム	甲州市塩山上萩原
	勝沼中央公園運動場	甲州市勝沼町勝沼1310番地
	大和スポーツ公園	甲州市大和町日影772番地
緊急離着陸場	東山梨消防本部	甲州市塩山西広門385番地
	上日川ダム	甲州市塩山上萩原
	萩原山ヘリポート	甲州市塩山上萩原萩原山4783番地2

○ヘリコプター主要発着場一覧

平成25年4月1日現在

名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 さ (巾×長さ)	防か所 署ら要 (所)の時 (消)間 (分)
			大型	中型	小型		
甲州市民文化会館駐車場	甲州市塩山上塩後240番地	市長			○	50×60	5
塩山中学校校庭	甲州市塩山下於曾1039番地1	学校長	○			110×110	3
塩山北中学校校庭	甲州市塩山上栗生野133番地	〃	○			100×90	7
松里中学校校庭	甲州市塩山小屋敷1番地	〃			○	75×65	7
塩山南小学校校庭	甲州市塩山上於曾1017番地	〃		○		85×75	3
塩山北小学校校庭	甲州市塩山千野3421番地	〃			○	55×80	3
奥野田小学校校庭	甲州市塩山熊野906番地	〃			○	50×80	6
大藤小学校校庭	甲州市塩山上栗生野492番地1	〃			○	50×75	7
神金小学校校庭	甲州市塩山上萩原1518番地4	〃			○	75×50	10
玉宮小学校校庭	甲州市塩山竹森3015番地	〃			○	60×40	8
松里小学校校庭	甲州市塩山小屋敷1378番地	〃			○	55×80	6
井尻小学校校庭	甲州市塩山上井尻675番地	〃			○	75×45	6
神金第二 小中学校落合分校校庭	甲州市塩山上萩原4783番地19	〃			○	40×55	60
神金第二小中学校校庭	甲州市塩山一ノ瀬高橋404番地	〃			○	40×30	90
塩山高等学校校庭	甲州市塩山三日市場440番地1	〃	○			130×140	7
塩山高等学校 第二グラウンド	甲州市塩山千野193番地	〃		○		82×87	5

名 称	所 在 地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 さ (巾×長さ)	防か所 署ら要 (所)の時 消間 (分)
			大 型	中 型	小 型		
甲州市多目的広場 (塩山総合グラウンド)	甲州市塩山小屋敷1854番地	市 長	○			100×150	10
勝沼中学校校庭	甲州市勝沼町勝沼761番地1	学 校 長	○			90×100	15
勝沼小学校校庭	甲州市勝沼町勝沼3099番地	〃		○		50×60	16
祝小学校校庭	甲州市勝沼町下岩崎960番地	〃		○		70×70	17
東雲小学校校庭	甲州市勝沼町休息1560番地1	〃	○			50×100	10
菱山小学校校庭	甲州市勝沼町菱山1066番地	〃			○	50×50	20
大和小学校校庭	甲州市大和町初鹿野1679番地5	〃			○	45×60	15
大和中学校校庭	甲州市大和町初鹿野1643番地	〃			○	90×60	15

○異常気象時における道路通行規制区間及び基準

区分	路線名	管理事務所	規制区間		規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路
			区間	延長 (km)			
一般 国道	国道20号線	大和国道出張所	甲州市大和町鶴瀬～ 甲州市勝沼町柏尾	2.6	連続雨量200mm	土砂崩落、 落石	中央自動 車道
〃	国道411号 線	峡東建設事務所	甲州市塩山上萩原 (柳沢峠)～甲州市 塩山上萩原(字裂 石)	8.8	連続雨量80mm 以上	落石	
一般 県道	大菩薩初鹿 野線	〃	甲州市大和町田野～ 甲州市大和町木賊	3.3	連続雨量80mm 以上	土砂崩落、 落石	
〃	大菩薩初鹿 野線	〃	甲州市塩山上萩原 (上日川峠)～甲州 市塩山上萩原(一の 平林道交点)	6.8	〃	〃	
〃	塩山(停) 大菩薩嶺線	〃	甲州市塩山上萩原 (字裂石)～甲州市 塩山上萩原(上日川 峠)	6.4	〃	〃	

〔 条 例 等 〕

○甲州市防災会議条例

(平成18年3月29日)
(条 例 第 17 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、甲州市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 甲州市地域防災計画及び水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 山梨県知事部局職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 山梨県警察本部警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 市職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 市教育委員会教育長
 - (5) 市消防団長
 - (6) 東山梨消防本部消防長
 - (7) 指定地方行政機関、指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が必要と認め委嘱する者
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、

会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年甲州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成24年10月3日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初にこの条例による改正後の第3条第5項第8号の規定により委員となる者の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

○甲州市防災会議委員一覧

(令和2年度)

NO	役 職 名	区 分	備 考
1	峡東地域県民センター所長	甲州市防災会議条例 第3条第5項第1号委員	山梨県知事部局職員のうちから市長 が委嘱する者
2	峡東保健福祉事務所長	〃	〃
3	峡東林務環境事務所長	〃	〃
4	峡東農務事務所長	〃	〃
5	峡東建設事務所長	〃	〃
6	日下部警察署長	第3条第5項第2号委員	山梨県警察警察官のうちから市長が 委嘱する者
7	甲州市副市長	第3条第5項第3号委員	市職員のうちから市長が任命する者
8	甲州市勝沼支所長	〃	〃
9	甲州市大和支所長	〃	〃
10	甲州市政策秘書課長	〃	〃
11	甲州市教育長	第3条第5項第4号委員	市教育委員会教育長
12	甲州市消防団長	第3条第5項第5号委員	市消防団長
13	東山梨消防本部消防長	第3条第5項第6号委員	東山梨消防本部消防長
14	陸上自衛隊第1特科隊第2中隊長	第3条第5項第7号委員	指定地方行政機関、指定公共機関又 は指定地方公共機関のうちから市長 が委嘱する者
15	東日本旅客鉄道(株)塩山駅長	〃	〃
16	東日本電信電話(株)山梨支店長	〃	〃
17	東京電力パワーグリッド(株)山梨 総支社甲府事務所次長(渉外担当)	〃	〃
18	塩山郵便局長	〃	〃
19	甲州市商工会長	〃	〃
20	甲州市観光協会長	〃	〃
21	甲州市社会福祉協議会長	〃	〃
22	山梨交通(株)塩山営業所長	〃	〃
23	甲府地方気象台長	〃	〃
24	甲州市区長会長	第3条第5項第8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識 経験のある者のうちから市長が委嘱 する者
25	甲州市区長会副会長	〃	〃
26	甲州市区長会副会長	〃	〃
27	甲州市医師会長	第3条第5項第9号委員	その他市長が認め委嘱する者
28	甲州市民生児童委員連絡協議会長	〃	〃
29	甲州市日赤奉仕団委員長	〃	〃
30	甲州市男女共同参画推進委員会委員 ※委員のうちから委員長が推薦する 女性の委員	〃	〃

○甲州市災害対策本部条例

(平成18年3月29日)
(条例第18号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、甲州市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、本部付、本部員及び対策部で組織する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部付には教育長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、及び職員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部付は、本部長及び副本部長を補佐する。
- 6 本部員は、市長が市の職員のうちから任命し、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。
- 7 対策部は、各課長相当職を対策部長とし、所属職員を部員とする。
- 8 対策部長は本部長の命を受けて部員を指揮監督し、部員は対策部長の命を受けて災害対策に従事する。
- 9 前各項に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、本部会議で定める。

(現地災害対策本部)

第3条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月27日条例第66号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(甲州市災害対策本部条例の一部改正に関する経過措置)

- 4 地方自治法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間においては、第8条の規定による改正後の甲州市災害対策本部条例第2条第2項の規定は適用せず、第8条の規定による改正前の甲州市災害対策本部条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条第2項の規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

附 則（平成22年3月29日条例第12号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

○甲州市地震災害警戒本部条例

(平成18年3月29日)
(条 例 第 19 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定により、甲州市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 警戒本部の組織に関しては、甲州市災害対策本部条例（平成18年甲州市条例第18号）第2条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成26年規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

ア 避難所を供与することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額を(ウ)の額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅を供与することができる者は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を要する数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行なう。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

(3)のイ及び8の(1)において同じ。)、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行なう。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

ア 被服、寝具及び身のまわり品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
		夏季 4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円
冬季 10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円	

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から 9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬季 10月から 3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

(4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。

(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行なうことのできる範囲の施術を含む。）を行なうことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行なう。

イ 助産は、次の範囲内において行なう。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。
- (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

- (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行なう。
- (2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行なう。
- (3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費	1件当たり	30,000円
イ 就職支度金	1件当たり	15,000円
- (4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間	2年以内
イ 利子	無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行なう。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行なう。

- ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
- ア 教科書代
 - (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
 - (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - イ 文房具費及び通学用品費
 - (ア) 小学校児童 1人当たり 4,100円
 - (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
 - (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- (4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内その他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行なう。
- (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（附属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1体当たり206,000円以内（死亡時において12歳未満であった者にあつては、164,800円以内）とする。
- (4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行なう。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行なう。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。
 - ア 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行なう。

- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
- ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去
- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行なう。
 - (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
 - (3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の搜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
 - (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師	1人1日当たり	22,800円
イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	1人1日当たり	14,900円

ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士	1人1日当たり	16,300円
エ 救急救命士	1人1日当たり	15,000円
オ 土木技術者及び建築技術者	1人1日当たり	17,000円
カ 大工	1人1日当たり	23,500円
キ 左官	1人1日当たり	23,000円
ク とび職	1人1日当たり	21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

〔協 定 等〕

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

(甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・
甲斐市・笛吹市・北杜市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市)

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市(以下「都市」という。)において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態(以下「大規模災害等」という。)が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市(以下「被災都市」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友爱精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部課)

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙(様式第1号)のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者(以下「被災者等」という。)の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式(様式第2号)により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあつては、電話又は電信(ファックス・メール等)などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。
- (3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

- 2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。
- 3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年 1 月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市長
山梨県富士吉田市下吉田1842番地
富士吉田市長
山梨県都留市上谷一丁目1番1号
都留市長
山梨県大月市大月二丁目6番20号
大月市長
山梨県韮崎市水神一丁目3番1号
韮崎市長
山梨県南アルプス市小笠原376番地
南アルプス市長
山梨県甲斐市篠原2610番地
甲斐市長
山梨県笛吹市石和町市部777番地
笛吹市長
山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1
北杜市長
山梨県上野原市上野原3832番地
上野原市長
山梨県山梨市小原西955番地
山梨市長
山梨県甲州市塩山上於曾1040番地
甲州市長
山梨県中央市白井阿原301番地1
中央市長

様式第1号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

(市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	補助者	TEL
			携 帯
			TEL
		FAX	
		e-mail	
勤務時間外	責任者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e-mail	
勤務時間外	補助者	TEL	
		携 帯	
		TEL	
		FAX	
		e-mail	
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第2号

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第4条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種別人員	
(4) 応援場所、到達経路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

○富津市と甲州市との災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 富津市（以下「甲」という。）と甲州市（以下「乙」という。）は、姉妹都市協定の締結を契機として、富津市と甲州市及び両市民が相互に親睦と友好を深めることを願い、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の援助に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請をうけた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(連絡担当部署)

第3条 甲又は乙は、別紙（様式）のとおり相互援助に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策用資機材
- (4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職及び事務職職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) その他、特に必要な事項

(輸送)

第5条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により、要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

(経費の負担)

第6条 援助に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、要請した側が支弁する。
- (2) 応援物資の供給及び施設提供に要する経費（輸送費を含む。）は、要請した側が負担するものとし、その額については、双方で協議して定める。

(災害補償等)

第7条 第4条に定める応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援した側が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双

方協議のうえ、決定するものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、平成18年10月22日から施行する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年10月22日

甲 千葉県富津市下飯野2443番地

富津市長 印

乙 山梨県甲州市塩山上於曾1040番地

甲州市長 印

様式

災害時の連絡担当部署

(富津市)

連絡担当部署名		
担当者及び 連絡先	責任者	職・氏名 電話（執務室） （携帯） FAX E-mail
	補助者	職・氏名 電話（執務室） （携帯） FAX E-mail
備考		

(甲州市)

連絡担当部署名		
担当者及び 連絡先	責任者	職・氏名 電話（執務室） （携帯） FAX E-mail
	補助者	職・氏名 電話（執務室） （携帯） FAX E-mail
備考		

○災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都中野区（以下「中野区」という。）及び山梨県甲州市（以下「甲州市」という。）において、大規模な災害が発生し、被災した自治体だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互協力の友愛の精神に基づき被災した自治体の要請に応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行するため、締結するものである。

(連絡担当部署)

第2条 中野区及び甲州市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援用物資の提供
- (2) 車両、応急対策用資器材等の提供又は貸与
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 救助、応急復旧及び災害復興に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) その他特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災した自治体は、電話等により、次の事項を明らかにしたうえで、第2条の規定に定める連絡担当部署を通じて応援を要請し、後日当該要請に係る文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの必要な品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4) 応援場所及び当該場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) その他特に必要な事項

(物資の輸送等)

第5条 救援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う自治体を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災した自治体の負担とする。

2 第3条第4号に掲げる応援に派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が、応援活動中又は被災した自治体への出勤若しくは帰路の途中において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援した自治体の負担とする。

3 派遣職員が、応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその賠償の責任を負うものとする。

(情報等の交換)

第7条 中野区及び甲州市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、防災に関する情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 中野区及び甲州市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月22日

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区長

印

山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市長

印

○甲州市と文京区との相互協力に関する協定

明治の文人樋口一葉ゆかりの甲州市と文京区は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲州市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 甲州市と文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 文化及びスポーツを通じた交流に関すること。
- (3) 観光及び産業の振興に関すること。
- (4) 災害時における相互の応援に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため甲州市及び文京区が必要であると認めた事業

(連絡調整)

第3条 双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要の事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月28日

山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市

代表者 甲州市長

東京都文京区春日一丁目16番21号

文京区

代表者 文京区長

○富士山火山噴火時における山中湖村の広域避難に関する覚書

富士山の噴火及び噴火のおそれ（以下「噴火時」という。）があり、広域避難を要する場合における、山中湖村から甲州市への広域避難に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、噴火時に富士山麓地域の広域にわたって火山被害が見込まれる場合に、災害対策基本法第86条の8及び第86条の10、「富士山火山広域避難計画」（平成27年3月；富士山火山防災対策協議会）及び「大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書」（平成19年1月；山梨県市長会）に基づき、広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（避難の調整等）

第2条 山梨県は、山中湖村が噴火時に広域避難の必要がある場合、予め広域避難対象者を把握した上で、甲州市における一時集結地、受入避難所（以下「避難所」という。）及び収容可能数の状況を把握し調整を行い、決定事項を山中湖村、甲州市の相互に伝達する。

2 山中湖村は、第1項の伝達を受け、甲州市（災害支援本部等）に職員を派遣する。

3 甲州市は、第1項の伝達を受け、一時集結地、避難所の開設準備を行う。また山中湖村から派遣された職員は避難所開設、避難所運営準備等の業務を行う。

（避難の実施）

第3条 山中湖村は、前条第3項の開設準備が整い次第、避難対象者に対する避難勧告、避難指示等を発令するとともに甲州市の一時集結地・避難所を示し、避難対象者は示された施設に避難を開始する。

（避難所の運営主体）

第4条 避難所の運営は、原則として山中湖村及びその自主防災会、自治会等で行う。なお避難初期において運営体制が整わない場合、甲州市は円滑な運営ができるように支援する。

（避難所の開設期間）

第5条 避難所の開設期間は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定める日数（7日間）を基本とする。ただし災害の状況により開設期間の延長にも対応する必要がある場合、山中湖村は山梨県及び甲州市と協議を行うものとする。

（駐車場の確保）

第6条 避難車両の超過により避難所の駐車区域が不足する場合、山梨県、山中湖村は、甲州市の協力を得て、学校施設のグラウンド、その他の公共施設や民間施設の活用を検討するなど、駐車場の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 避難に要した経費及び避難所の運営経費は、山中湖村が負担する。

2 山中湖村が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、甲州市は一時繰替支弁するものとする。

（平常時の連携）

第8条 山中湖村及び甲州市は、この覚書に基づいて広域避難が円滑に行われるよう、平素から火山防災に関する情報交換、協働による防災訓練等の相互の連携を平常時より行うように努める。

(その他)

第9条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、山中湖村及び甲州市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この覚書は、締結した日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、山中湖村及び甲州市が記名・押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成28年3月28日

山梨県南都留郡山中湖村山中237-1

山中湖村長

山梨県甲州市塩山上於曾1085-1

甲州市長

○災害時等における県立塩山高等学校の避難所及び避難地の

利用に関する基本協定書

甲州市（以下「甲」という。）と県立塩山高等学校（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所及び避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を甲の地域防災計画又は国民保護計画に基づき指定する避難所及び避難地（以下「指定避難所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定避難所等の利用の開始等）

第2条 災害時等の指定避難所等の設置運営は甲の責任において行うものとする。

2 指定避難所等としての利用開始の判断は甲が行い、乙は施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき指定避難所等として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における指定避難所等の開設に備えて、乙は第6条に定める施設等の鍵を甲に貸与するものとし、指定避難所等の設置が必要となった場合には、甲の職員が解錠する。

なお、甲が保管する施設等の鍵の管理の方法等については、甲と乙協議の上別途定めるものとする。

（指定避難所等運営マニュアルの整備）

第3条 甲は、乙と協議の上、具体的な指定避難所等の運営の手順等を定めた指定避難所等の運営に関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）を整備するものとする。

2 災害時等の指定避難所等の設置運営について、乙は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、マニュアルにおいて教職員の具体的な支援内容について示すものとする。

3 甲は訓練等において不備が判明した等の場合は、乙と協議のうえ適宜見直しを行うものとする。

（職員の派遣等）

第4条 甲は、指定避難所等としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が指定避難所等の運営にあたるものとする。

2 乙は、指定避難所等の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第5条 甲は、指定避難所等の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲または乙のいずれかの職員の不在時において、あらかじめ定められた事項以外に、指定避難所等の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲または乙のいずれかの在職職員に

において意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

(指定避難所等として利用できる範囲)

第6条 乙の施設等において、指定避難所等として利用できる範囲は、次のとおりとする。

(1) 避難地 第1グラウンド、第2グラウンド

(2) 避難所 体育館、創叡館（施設の配置等については、別添図面を参照）

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても指定避難所等として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても指定避難所等として利用することができるものとする。

(指定避難所等の収容人数)

第7条 指定避難所等としての収容人数は、甲州市地域防災計画及び甲州市国民保護計画で定める人数を基準とする。

(指定避難所等の運営訓練等)

第8条 甲は乙の施設等を利用して行う指定避難所等の運営訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第9条 甲は、指定避難所等の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」）に務めるものとし、乙は物資の備蓄等に必要な施設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。

2 甲は、乙の敷地外に設置した甲の施設等にも指定避難所等の運営に必要な物資の備蓄等を保管し、指定避難所等を開設した際には、必要な物資の備蓄等を当該施設から乙まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第10条 指定避難所等の開設期間は、10日未満とする。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、山梨県教育委員会と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の指定避難所等としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第11条 本協定に基づき、甲が指定避難所等として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規要領の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により免除とする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災

害救助法施行細則（昭和35年規則第4号）別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

（指定避難所等の利用の終了等）

第12条 甲は、指定避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲がその損害を賠償するものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲と乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

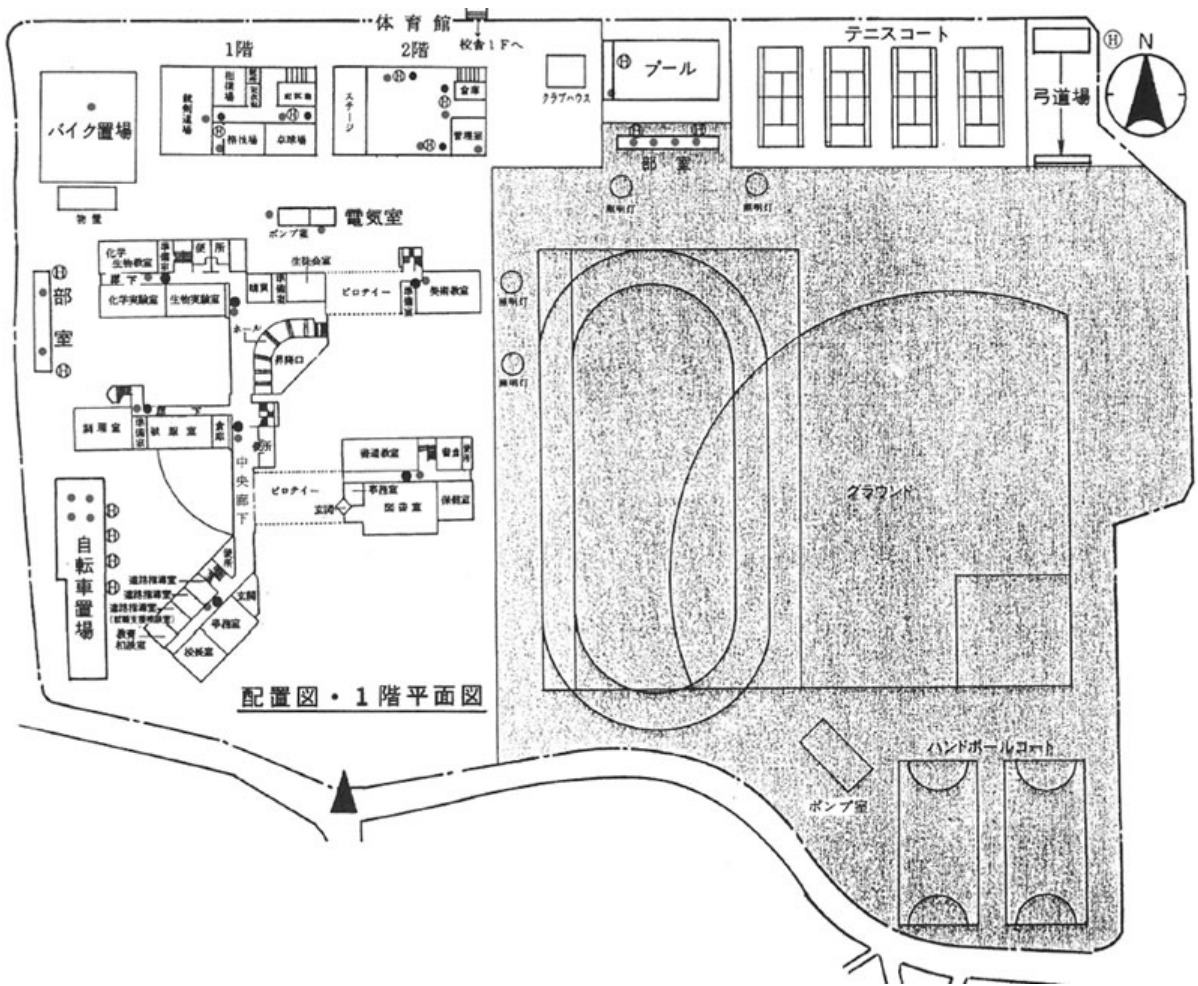
上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成28年3月31日

甲 甲州市長

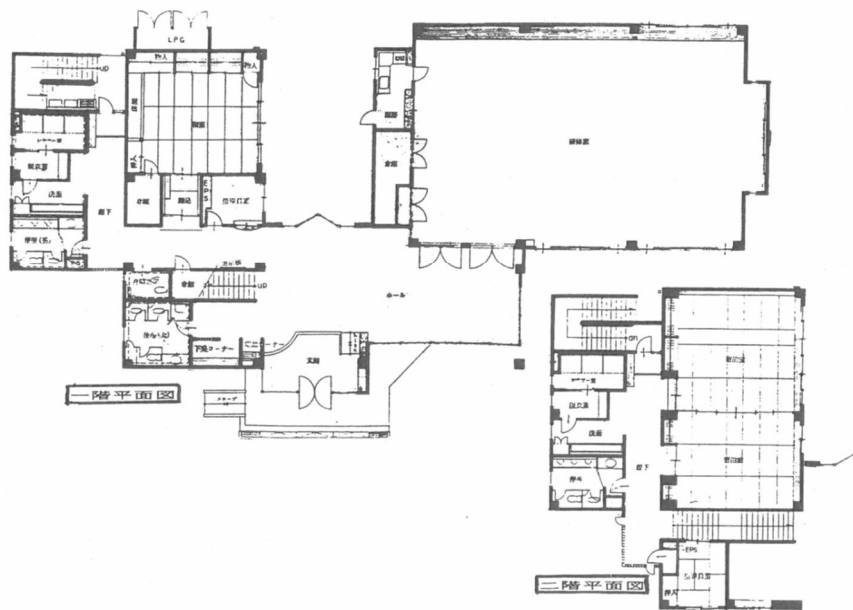
乙 山梨県立塩山高等学校長

【県立塩山高等学校配置図】



配置図・1階平面図

創 叡 館 平 面 図



○災害時等における山梨県立産業技術短期大学の避難地の

利用に関する基本協定書

甲州市（以下「甲」という。）と山梨県立産業技術短期大学校（以下「乙」という。）は、災害時等における避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を甲の地域防災計画に基づき指定する避難地（以下「避難地」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難地の利用の開始等）

第2条 災害時等の避難地の設置運営は甲の責任において行うものとする。

2 避難地としての利用開始の判断は甲が行い、乙は施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき避難地として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

4 休日、夜間等、乙の職員の不在時における避難地の開設に備えて、乙は第5条に定める施設等の鍵番号を甲に付与するものとし、避難地の設置が必要となった場合には、甲の職員が解錠する。

なお、甲が保管する施設等の鍵番号の管理の方法等については、甲と乙協議の上別途定めるものとする。

（職員の派遣等）

第3条 甲は、避難地としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣し、当該職員が避難地の運営にあたるものとする。

2 乙は、避難地の運営を支援するための職員を予め定めるものとする。

（意思決定の方法等）

第4条 甲は、避難地の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲または乙のいずれかの職員の不在時において、あらかじめ定められた事項以外に、避難地の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲または乙のいずれかの在職職員において意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（避難地として利用できる範囲）

第5条 乙の施設等において、避難地として利用できる範囲は、次のとおりとする。

前庭及び第1駐車場（施設の配置等については、別添図面を参照）

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても避難地として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難地として利用することができるものとする。

(避難地の収容人数)

第6条 避難地としての収容人数は、甲州市地域防災計画で定める人数を基準とする。

(避難地の運営訓練等)

第7条 甲は乙の施設等を利用して行う避難地への非常参集訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(物資の備蓄等)

第8条 甲は、避難地の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調達（以下「物資の備蓄等」）に務めるものとする。

2 甲は、乙の敷地外に設置した甲の施設等に指定避難所等の運営に必要な物資の備蓄等を保管し、避難地を開設した際には、必要な物資の備蓄等を当該施設から乙まで確実に運搬するものとする。

(開設期間等)

第9条 避難地の開設期間は、3日未満とする。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、乙と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、乙の避難地としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第10条 本協定に基づき、甲が避難地として利用する場合、乙は、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱規要領の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は山梨県行政財産使用料条例第5条2号の規定により免除とする。なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この場合において、甲は、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和35年規則第4号）別表の第1に定めるところにより甲が負担する。

(避難地の利用の終了等)

第11条 甲は、避難地としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲がその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲と乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協

議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年1月4日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

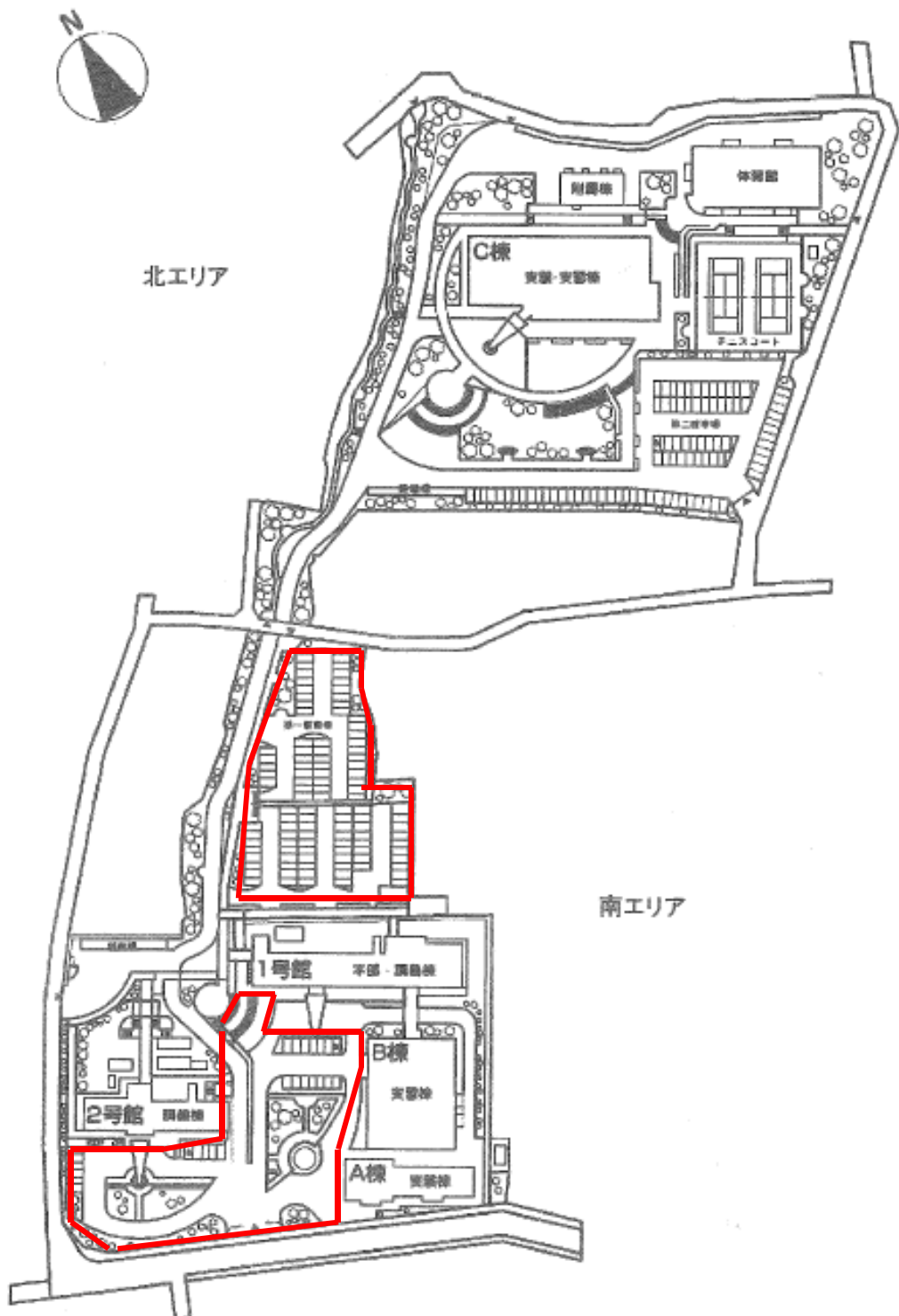
甲州市長 田 辺 篤

乙 山梨県甲州市塩山上於曾1308番地

山梨県立産業技術短期大学校

校長 阿部 邦彦

【山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス配置図】



○災害時等における株式会社オギノの一時避難所の利用に 関する基本協定書

甲州市（以下「甲」という。）と株式会社オギノ（以下「乙」という。）は、災害時等における一時避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を甲の地域防災計画に基づき指定する一時避難地（以下「一時避難地」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難地の利用の開始等）

第2条 災害時等の一時避難地の設置運営は甲の責任において行うものとする。

2 一時避難地としての利用開始の判断は甲が行い、乙は施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき避難所として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

（意思決定の方法等）

第3条 甲は、一時避難地の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲または乙のいずれかの職員の不在時において、あらかじめ定められた事項以外に、一時避難地の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙のいずれかの在職職員において意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（一時避難地として利用できる範囲）

第4条 乙の施設等において、一時避難地として利用できる施設は、次の施設の駐車場とする。

(1) オギノ塩山店 甲州市塩山上於曾853番地 1

(2) オギノ甲州店 甲州市塩山下於曾1470番地

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても一時避難地として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難所として利用することができるものとする。

（一時避難地の収容人数）

第5条 一時避難地としての収容人数は、甲州市地域防災計画で定める人数を基準とする。

（一時避難地の運営訓練等）

第6条 甲は、乙の施設等を利用して行う一時避難地への非常参集訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間等)

第7条 一時避難地の開設期間は、第2条の開設から甲州市地域防災計画で定める避難地開設までとする。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、乙と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、乙の一時避難地としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第8条 本協定に基づき、甲が一時避難地として利用する場合は、一時避難地開設要請書(様式第1号)で通知をするものとする。

2 甲は、一時避難地の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で乙に通知し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(一時避難地の利用の終了等)

第9条 甲は、一時避難地としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲がその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲と乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年9月5日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 山梨県甲府市徳行一丁目2番18号
株式会社オギノ
代表取締役社長

様式第1号

甲州総第 号
年 月 日

株式会社 オギノ 様

甲州市長



一時避難地開設要請書

災害時等における株式会社オギノの一時避難地の利用に関する基本協定書第8条の規定に基づき、
下記施設の利用について通知します。

記

1 開設日時 年 月 日から

以上

2 使用施設

3 使用対象人数

4 その他

連絡先 甲州市役所 課 担当
電話番号

○災害時等における植野興業株式会社の一時的避難地の利用に関する基本協定書

甲州市（以下「甲」という。）と植野興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における一時避難地の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が所管する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を、甲の地域防災計画に基づき、下東区民等の一時避難地（以下「一時避難地」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難地の利用の開始等）

第2条 災害時等の一時避難地の設置運営は甲の責任において行うものとする。

2 一時避難地としての利用開始の判断は甲が行い、乙は施設等の被害が甚大であり、避難者の安全が確保できない等重大な理由がある場合を除き、これに協力するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙が緊急な対応が必要と判断した場合は、乙の判断に基づき避難所として利用を開始できるものとする。この場合において、乙はこの事実を速やかに甲に報告するものとする。

（意思決定の方法等）

第3条 甲は、一時避難地の運営に関して重要な判断を行う場合は、乙と協議するものとする。

2 甲又は乙のいずれかの職員の不在時において、あらかじめ定められた事項以外に、一時避難地の運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲又は乙のいずれかの在職職員において意思決定し、後に当該決定事項を報告するものとする。

（一時避難地として利用できる範囲）

第4条 乙の施設等において、一時避難地として利用できる敷地は、甲州市塩山上於曾1910番地の駐車場とし、井戸及び太陽光発電装置等の設備についても利用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は乙の許可を得て前項に定める場所以外の場所についても一時避難地として利用することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難所として利用することができるものとする。

（一時避難地の収容人数）

第5条 一時避難地としての収容人数は、甲州市地域防災計画で定める人数を基準とする。

（一時避難地の運営訓練等）

第6条 甲は、乙の施設等を利用して行う一時避難地への非常参集訓練や関係者の連絡会議を必要に応じて行うものとする。

2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間等）

第7条 一時避難地の開設期間は、第2条の開設から甲州市地域防災計画で定める避難地開設までと

する。ただし、甲は、災害の状況により期間を延長する必要がある場合には、乙と別途協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、乙の一時避難地としての利用を早期に終了するように努めるものとする。

(使用許可等)

第8条 本協定に基づき、甲が一時避難地として利用する場合は、一時避難地開設要請書（様式第1号）で通知をするものとする。

2 甲は、一時避難地の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で乙に通知し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

(一時避難地の利用の終了等)

第9条 甲は、一時避難地としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は乙が管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、甲がその損害を賠償するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲と乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和元年7月31日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲 州 市 長

乙 山梨県甲州市塩山上於曾1896番地

植野興業株式会社

代表取締役社長

様式第 1 号

甲州総第 号
年 月 日

植野興業株式会社 様

甲州市長 印

一時避難地開設要請書

災害時等における植野興業株式会社の一時避難地の利用に関する基本協定書第 8 条の規定に基づき、下記施設の利用について通知します。

記

- 1 開設日時 年 月 日から
- 2 使用施設
- 3 使用対象人数
- 4 その他

連絡先 甲州市役所 課 担当
電話番号

○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。
- (2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前2号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

第8条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第9条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年6月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月1日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

上野原市長	印
大月市長	印
都留市長	印
富士五湖広域行政事務組合代表理事	印
富士吉田市長	印
西桂町長	印
富士河口湖町長	印
東山梨行政事務組合管理者	印
甲州市長	印
東八代広域行政事務組合代表理事	印
笛吹市長	印
甲府地区広域行政事務組合管理者	印
甲府市長	印
甲斐市長	印
中央市長	印
昭和町長	印
峡北広域行政事務組合代表理事	印
韮崎市長	印
北杜市長	印

(別表)

中央自動車道における消防業務体制

		西宮線		富士吉田線	
供用開始時期		S. 52. 12. 10		S. 44. 3. 26	
県	名	山梨県		山梨県	
関係(通過)市町名		相模原市	相模原市	大月市	富士吉田市
		上野原市	上野原市	大月市	富士吉田市
I. C名		相模湖	相模湖	大月(都留)	河口湖
		相模原市	相模原市	大月市	富士五湖広域行政(事) (西桂町民グラウンド)
業務実施機関	上り線(機関)	相模原市	相模原市	相模原市	相模原市
	下り線(機関)	相模原市	相模原市	相模原市	相模原市
		上野原市	上野原市	上野原市	上野原市
		大月市	大月市	大月市	大月市
		大月市	大月市	大月市	大月市
		東山梨行政(事) (笹子トンネル西坑口)	東山梨行政(事) (笹子トンネル東坑口)	東山梨行政(事)	東山梨行政(事)
		東八代広域行政(事)	東八代広域行政(事)	東八代広域行政(事)	東八代広域行政(事)
		甲府地区広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)	甲府地区広域行政(事)
		甲府昭和中	甲府昭和中	甲府昭和中	甲府昭和中
		(双葉j c t)	(双葉j c t)	(双葉j c t)	(双葉j c t)
		葦崎	葦崎	葦崎	葦崎
		須玉	須玉	須玉	須玉
		長坂	長坂	長坂	長坂
		小淵沢	小淵沢	小淵沢	小淵沢
		諏訪南	諏訪南	諏訪南	諏訪南
		富士見町	富士見町	富士見町	富士見町
		北杜市	北杜市	北杜市	北杜市
		韮崎市	韮崎市	韮崎市	韮崎市
		甲斐市	甲斐市	甲斐市	甲斐市
		昭和町	昭和町	昭和町	昭和町
		中央市	中央市	中央市	中央市
		甲府市	甲府市	甲府市	甲府市
		笛吹市	笛吹市	笛吹市	笛吹市
		山梨県	山梨県	山梨県	山梨県
		S. 57. 11. 10	S. 57. 11. 10	S. 57. 11. 10	S. 57. 11. 10
		S. 55. 3. 26	S. 55. 3. 26	S. 55. 3. 26	S. 55. 3. 26
		長野県	長野県	長野県	長野県

○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、山梨市、甲州市及び笛吹市（以下「協定市」という。）との消防相互応援協定を締結し、火災その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市相互の消防力を活用して災害等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の種別)

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

協定市に接する地域及び当該地域周辺で発生した災害等を覚知又は受報した場合は、隣接する分団の消防隊1隊（隣接部）が発生地の市長の要請を待たずして出場するものとする。

(2) 特別応援

協定市の区域内に大規模な災害等が発生した場合は、発生地の市長の要請に基づいて出場するものとする。

(応接要請の方法)

第3条 応援の要請は、災害発生地の市長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長に対して行うものとする。

(1) 災害等の種別

(2) 災害等の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具等の種別員数

(4) 応援隊集結場所

(5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた市長は、当該市区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。

2 応援する市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出場人員、機械器具等の員数及び到着予定時刻を受援する市長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援する市長に連絡するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 受援する市の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の6の規定に基づき、消防長、消防署長又は受援する市の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、消防活動について速やかに消防長、消防署長又は受援する市の消防団長に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援隊の諸手当、災害補償、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理等の費用については、応援する市の負担とする。
- (2) 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては受援する市が、また、往復路に生じたものについては、応援する市がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- (3) 応援隊の消防活動が長時間に渡る場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援する市の負担とする。
- (4) 前各号以外の経費については、当事者間において協議して定める。

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用について、必要な事項は、消防長、消防署長及び協定市の消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年3月20日

山 梨 市 長 印
甲 州 市 長 印
笛 吹 市 長 印

山梨市・甲州市・笛吹市消防団応援地域及び出場表

平成18年4月1日

団名	応援地域名	山梨	山梨市	三富	甲州市	大和町	春日居町	笛吹布
山梨市	応援地域名	山梨	山梨市	三富	甲州市	大和町	春日居町	笛吹布
	加納岩分団第5部又は山梨分団第1部		牧丘町		勝沼町		春日居町	一宮町
	山梨分団第1部又は第2部						桑戸	
	山梨分団第2部又は第3部						別田	
	日川分団第1部						下岩下	
	日川分団第2部							小 城
	日川分団第3部又は後屋敷分団第3部若しくは加納岩分団第3部				綿 塚 等々力			下矢作
	日川分団第4部							上矢作・北野呂 田 中
	日川分団第5部				山 区・休 息			
山梨市	後屋敷分団第2部				西広門田			
	岩手分団機動部及び第2部		集					
	日下部分団第3部				三日市場			
	日下部分団第4部				上井尻・上塩後 下塩後			
	日下部分団第4部又は後屋敷分団第1部							
	牧丘分団第1部	東			藤 木・小島敷			
	牧丘分団第2部			上柚木	下柚木			
	三富分団第1部又は第2部				下柚木			
	三富分団第1部又は第2部		成 沢					
	三富分団第5部				滑 沢			
	三富分団第5部							
	塩山分団第3部	下井尻						
	塩山分団第3部又は奥野田分団第3部若しくは第4部	三ヶ所						
	奥野田分団第3部又は第4部	東後屋敷						
	奥野田分団第4部							
	松里分団第1部又は第2部	七日市場・下井尻						
	松里分団第4部又は第5部							
	松里分団第5部又は第6部		羅 平・集・室 伏					
	松里分団第5部又は第6部			上柚木				
甲州市	勝沼分団第1部又は第3部							
	勝沼分団第5部又は第6部若しくは東雲分団第4部	上栗原・中 村						共 和
	勝沼分団第5部又は第6部若しくは東雲分団第4部							
	祝分団第1部							
	祝分団第2部							
	祝分団第5部							北野呂・上矢作 北野呂・南野呂
	東雲分団第2部							北野呂
	東雲分団第3部又は第4部	鴨居寺・東後屋敷						南野呂・千米寺・石
	東雲分団第2部又は菱山分団第4部							
	大和分団第6部				牛 奥			
	大和分団第9部又は第10部				牛 奥 (嵯峨樋)			
	春日居分団機動部							
	春日居分団第1部	上岩下・落 合 正徳寺・大 野						
	春日居分団第2部	上岩下・落合・正徳寺 正徳寺・大 野						
	一宮分団西機動部	一野田中 歌 田(日川高校まで)						
	一宮分団北機動部	歌 田(日川高校から) 中村・上栗原・下栗原						
笛吹市	一宮分団北機動部							綿 塚・等々力 勝沼(上町まで) 上岩崎・下岩崎

※本表は、山梨市・甲州市・笛吹市消防団相互応援協定第2条第1号で定める「隣接する分団の消防隊1隊(隣接部)が……出場する」の参考とするものです。

○東山梨地区広域防災の相互協力に関する協定

山梨市（以下「甲」という。）、甲州市（以下「乙」という。）、日下部警察署（以下「丙」という。）、東山梨行政組合東山梨消防本部（以下「丁」という。）及び一般社団法人塩山建設業協会（以下「戊」という。）は、その相互間において、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙（以下「被災自治体」という。）が行う災害応急対策並びに丙及び丁が行う人命の安全確保業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会の混乱を防止し、市民の救出活動及び災害復旧活動の円滑な実施に資するため、甲、乙、丙及び丁が戊の協力を得て、人命の安全の確保や公共施設の機能確保及び回復を図るために必要な事項を定めるとともに、東山梨地域の防災力向上を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、戊に対し、応急対策業務の協力要請をすることができる。

- (1) 甲及び乙に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 甲及び乙が前号に掲げる場合に類する状態にあると認めるとき。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲及び乙が戊に協力要請する応急対策業務は、次の業務とし、丙及び丁が戊に協力要請する応急対策業務は(3)及び(4)とする。

- (1) 災害の発生が予想される場合の甲及び乙が所管する道路、河川・水路、上下水道、公園等（以下「公共施設」という。）の点検要員の配置
- (2) 災害発生時における公共施設等の被害状況の把握及び報告
- (3) 災害発生時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う人命の安全確保するための障害物の除去作業
- (4) 災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う道路交通の確保のための障害物の除去作業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める緊急応急作業

（甲及び乙の要請方法）

第4条 甲及び乙による第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書により要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び応急対策業務の要請を必要とする事由
- (2) 応急対策を必要とする施設等
- (3) その他参考となる事項

（丙及び丁の要請方法）

第5条 丙及び丁による第2条の要請は、必要な事項を明らかにした文書により、応急対策を必要と

する被災自治体に要請し、被災自治体は戊に対し要請するものとする。

- 2 前項の要請について、丙及び丁が被災自治体に要請するいとまがない場合には丙及び丁は直接、戊に要請できるものとする。

(協力)

第6条 戊は、甲、乙、丙及び丁からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の協力を行うものとする。

(報告)

第7条 戊は、前条の規定により応急対策業務を行った場合は、災害応急対策業務実施報告書により、速やかに被災自治体に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後文書を提出するものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定により実施した応急対策業務に要した費用は、被災自治体が負担するものとする。その費用の算出方法については、災害発生時における当該地域の事業者の料金を基準として被災自治体と戊の協議うえ決定するものとする。

- 2 要請した自治体と被災自治体が異なる場合には、被災自治体が費用を負担するものとする。
3 被災自治体が複数にわたる場合には、その都度被災自治体間で協議するものとする。

(災害補償の負担等)

第9条 応急対策業務の従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険等の関係法令に基づき補償を受けるものとする。

- 2 前項の外、応急対策業務の従事員が災害救助法等を適用すべき災害を受けた場合は被災自治体が関係法令に基づき補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

(遵守事項)

第11条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を、自己又は他人に利するための手段として利用しないこと。
(2) この締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らさないこと。
(3) この締結に基づく応急活動の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、甲、乙、丙、丁及び戊協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲、乙、丙、丁又は戊が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、この証書を5通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 7 月26日

- 山梨市小原西84
- 甲 山梨市
市長
- 甲州市塩山上於曾1085-1
- 乙 甲州市
市長
- 山梨市北261
- 丙 日下部警察署
署長
- 甲州市塩山西広門田385
- 丁 東山梨行政組合東山梨消防本部
消防長
- 甲州市塩山熊野137
- 戊 一般社団法人塩山建設業協会
会長

○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

甲州市(以下「甲」という。)と山梨県弁護士会(以下「乙」という。)とは、甲州市内で地震、風水害その他の大規模災害が発生した場合(以下「大規模災害時」という。)において、市民(市内に避難してきた被災者を含む。以下、同じ)に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協議)

第1条 甲は、大規模災害時において、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは、乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときも、前項の例による。

(相談担当者の連絡)

第2条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、乙は、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合には、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

3 大規模災害時に他の市町村においても被害が発生している場合には、乙は、その被害の状況、山梨県又は他の市町村からの法律相談実施の要請の状況、乙の会員の被災状況等から法律相談担当者の体制を決定するものとし、甲は、乙の判断を尊重するものとする。

(相談場所の確保及び広報)

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。

(報告)

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(経費)

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、市民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や体制整備等に努めるものとする。

(協議解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年1月15日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾 1085 番地 1
甲州市長

乙 山梨県甲府市中央一丁目 8 番 7 号
山梨県弁護士会会長

○大規模災害時における被災者支援に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と山梨県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、被災者支援のため必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、大規模災害時に被災者の支援を効率的に行うために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に災害対策本部を設置し、かつ、市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士の協力が必要と判断したときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、前項による協力要請を行うときは、業務の内容、業務を実施する場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別紙様式）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の協力要請を受けたときは、その要請内容を実施するための体制を速やかに確立し、その状況を甲に通知するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定により、甲が乙に要請する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置

(2) 罹災証明書の発行等、甲が災害対策として実施する業務につき乙に協力を要請し、乙が要請に応じて行う甲への会員の派遣

(3) その他甲が必要と認める業務

（災害時の体制整備等）

第4条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確立できるように努めるものとする。

2 乙は、第2条の規定による要請内容を実施し、又は前項の体制を確立するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 前条の規定に基づき、乙の会員が行う行政書士業務に関わり、行政書士業務の経費以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

(業務中の災害補償)

第7条 第3条の規定により、甲の要請により乙の会員が業務中に受けた負傷及び死亡した場合の災害補償は、乙の負担とする。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に推進できるよう平時から情報交換を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年4月25日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地 1
甲州市長

乙 山梨県甲府市丸の内三丁目27番5号
山梨県行政書士会
会長

(別紙様式)

甲州市総第 号
平成 年 月 日

大規模災害時協力要請書

山梨県行政書士会長 様

甲州市長

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第2条の協定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担当部署名 担当者名等	担当部署名 職名 氏名 電話 FAX
要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分頃
業務の内容	
実 施 場 所	
必要とする 派遣者数 派遣期間	人 平成 年 日から平成 年 月 日 実施時間 時から 時
備 考	

○災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と山梨県司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者及びその雇用主、従業者、相続人、親族を含む。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに乙又は乙の関係団体の会員の中から、被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）を選出し、相談員の派遣実施計画を甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員が実施する被災者等相談の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) 借金等の債務に関する相談（ただし、その金額が140万円を超えないものに限る。）
- (6) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請方法）

第4条 第2条に基づき甲が要請を行うときは、乙に対し要請の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（災害時の態勢整備等）

第5条 乙は、災害時における甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できない場合は、乙の関係団体による支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただ

し、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りではない。

(相談料)

第7条 乙及び乙の派遣した相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。ただし、第3条第1項各号に掲げる業務以外に実費が必要となる場合については、その実費は相談者が負担する。

(情報交換及び協議)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙が被災者等相談を行う場合において、他機関等と連携する必要がある場合は、乙は、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から書面による協定解除の申出がなかった場合は、協定の存続期間がさらに1年間自動延長されるものとし、2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年5月30日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 山梨県甲府市北口一丁目6番7号
山梨県司法書士会
会 長

○災害発生時における甲州市と甲州市内郵便局及び山梨郵便局の協力に関する協定

山梨県甲州市（以下「甲」という。）と甲州市内郵便局（勝沼郵便局、大和郵便局、下岩崎郵便局、神金郵便局、松里郵便局、東雲郵便局、塩山駅前郵便局、塩山郵便局）及び山梨郵便局の9局（以下「乙」という。）は、甲州市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、甲州市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実施するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 甲州市総務課長

乙 日本郵便株式会社 塩山郵便局 局長 (甲州市塩山)

日本郵便株式会社 山梨郵便局 総務部長 (甲州市勝沼・大和)

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙双方が署名捺印の上、各自1通を保有するものとし、従前の「災害時における塩山郵便局、甲州市間の協力に関する覚書」は廃止する。

2020年 12月 1日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1

甲州市長

乙 山梨県山梨市小原西1043

日本郵便株式会社

山梨郵便局長

山梨県甲州市塩山上於曾326

日本郵便株式会社

塩山郵便局長

山梨県甲州市塩山上井尻669-6

日本郵便株式会社

甲州市内郵便局 (塩山郵便局を除く) 代表

松里郵便局長

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

一般社団法人山梨県トラック協会（以下「甲」という。）と甲州市（以下「乙」という。）と倉庫設置事業者（以下「丙」という。）は、災害時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が乙の行う災害応急活動に対し協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において甲は丙が設置する倉庫に備蓄している食料・飲料水等（以下「備蓄品」という。）の提供を乙に行うものとする。

2 丙は乙の指示により、備蓄品を倉庫設置場所近隣の住民に提供するものとする。

（要請）

第3条 乙は、災害時において、備蓄品を使用するときは、甲に対して必ず口頭で要請するものとする。ただし、要請する時間的余裕がない場合は、後日甲に対して使用内容に関して報告するものとする。

（管理）

第4条 甲及び丙は倉庫内の備蓄品の保守管理を行う。倉庫の鍵については、甲、乙及び丙が保管し、前条に基づき使用できるものとする。

（受入体制）

第5条 乙は、この協定に基づき、甲から備蓄品の提供を受けるときは、甲との間で使用許可、使用範囲等について確認するものとする。

（費用の負担）

第6条 第2条に基づく提供に関する費用は、無償とする。

（免責）

第7条 甲は乙に対して提供した備蓄品に関して、何らかの事故が起きた場合については、一切の責任を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定の締結日から平成30年3月31日までとする。

2 期間満了の日3ヶ月前に甲、乙及び丙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長できるものとし、以後はこの例による。

3 甲、乙及び丙はこの協定の有効期間中であっても、協議しこの協定を改定することができるものとする。

（協定の解除）

第9条 甲、丙は、本協定に基づく協力が困難になる事由が生じた場合は、乙に事前に通知のうえ、この協定を解除することができる。

（協議）

第10条 この協定における条項の解釈について、疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項につい

ては、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第11条 倉庫設置場所は別紙とする。

本協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月16日

(甲) 一般社団法人 山梨県トラック協会
会長

(乙) 甲州市
甲州市長

(丙) 設置事業者代表
有限会社町田運輸
代表取締役

別紙 (第11条関係)

会社名 有限会社町田運輸 本社営業所

代表者 町田 昌義

住 所 山梨県甲州市勝沼町山428番地1

電 話 0553-44-0898

設置日 平成28年10月27日

○大規模地震時における鉄道旅客避難誘導についての確認書

大規模地震時における鉄道旅客避難誘導について、甲州市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社塩山駅（以下「乙」という。）は次のとおり確認書を交換する。

（目的）

- 1 大規模地震時において、甲と乙は相互に協力し、鉄道旅客の安全確保に努めるものとする。

（防災機関への参加）

- 2 乙は、大規模地震時においては甲の災害対策本部と相互に連絡・連携するとともに、指示を受けものとする。

（避難誘導）

- 3 鉄道旅客避難誘導等については、列車内及び駅舎内又は乙の関連施設へ避難誘導するが、長期間に及ぶ場合には甲の災害対策本部の指示により、塩山南小学校、塩山中学校その他の近隣の避難地に避難誘導するものとする。

（食料等のあつ旋）

- 4 避難旅客の食糧、生活物資については、甲があつ旋を行うこととする。

（その他）

- 5 この確認書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、甲、乙別途協議し、処理するものとする。

（有効期間）

- 6 この確認事項は、確認の日から3年間有効とする。なお、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙いずれかからも何らの申し出がないときは、この確認書は更に3年間有効とし、以降この例による。

以上確認の証として証書2通を作成し、甲、乙各々押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 甲州市長 印

乙 東日本旅客鉄道株式会社
塩山駅長 印

○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合甲州支部（以下「乙」という。）は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急及び復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（供給対象）

第2条 供給対象は、次の施設及び車両等とする。

- (1) 本庁舎及び勝沼、大和庁舎（以下「各庁舎等」という。）
- (2) 指定避難場所
- (3) 緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借上げ車（以下「公用車等」という。）
- (4) その他甲が指定する箇所及び物

（燃料等の種類）

第3条 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) 油脂類
- (6) その他甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、前条で規定する石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油等供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票（様式2。以下「発注票」という。）により供給を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

（供給方法）

第5条 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりとする。ただし、停電時について給油所からの供給は別表に明記する業者が対応するものとする。

- (1) 各庁舎等については給油所から供給する。非常用発電機用の燃料等については、乙の貯蔵所からタンクローリー等で供給するものとする。
- (2) 指定避難場所については給油所から供給するものとする。
- (3) 公用車等については給油所において供給するものとする。

- (4) その他甲が指定するとおりとする。
- 2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。
- 3 給油所は、別表に基づき、当該地区内の施設等に供給を行うものとする。
- 4 乙は、甲から要請があった場合、可能な限り優先的に石油燃料等を供給するものとし、施設等に対して配達するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の施設等に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

第6条 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 給油所は、施設等に石油燃料等を供給したときは、給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは、発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

第7条 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

- 2 石油燃料等の価格は、通常の市の業務において契約している単価を用い、大規模災害等の直前において改定された契約に基づく購入単価とする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、相当と認めたときは、速やかに費用を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を保有する。

平成26年1月16日

甲 甲州市長

印

乙 山梨県石油協同組合甲州支部 支部長

印

○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

甲州市長（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会会長・公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害時における被害家屋状況調査（以下「状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、甲州市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、甲州市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行する「り災証明」について、市民からの相談を補助すること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を習得するために研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を、第三者に漏らしてはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上1通を各自保有する。

平成26年2月13日

甲 甲州市長 印

乙 山梨県土地家屋調査士会 印

公益社団法人

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 印

○減災力の強いまちづくり協定書

甲州市内のすべての家庭や地域や事業所で、平素から自然災害に対する自助力・共助力を高めておくことで、日々を安心して暮らせる地域社会の創造と、安心して仕事のできる職場環境の創造を目的に、甲州市（以下、「甲」という。）と、特定非営利活動法人減災ネットやまなし（以下、「乙」という。）間で本協定を締結する。

（本協定締結の目的）

第1条 大規模自然災害の発生では公的機関（市役所、警察、消防署、病院など）も被災することから、住民はまず、家族や近隣者同士で助け合い、指定避難場所や指定避難所などを自主運営することになる。このことを前提に甲は、国の災害対策基本法に従い地域防災計画を策定している。しかしながら、住民の自然災害への対策意識や役割意識は低く、このまま大規模自然災害等が発生すると、大きな被害を受けることが予想される。そこで、市内の住民や事業所の職員・従業員の自然災害への対策意識や役割意識を高め、被害を最小限にとどめることのできるまちづくり、即ち、「減災力の強いまちづくり」を図るため、甲乙間で協定を結ぶものである。

（法令の遵守等）

第2条 甲及び乙は共に連携し、国が定めた災害対策基本法、国民保護法等及び、甲が定めた災害対策に関する条例等を遵守するものとする。

（減災と減災力の定義）

第3条 本協定において減災とは、自然災害や事件、事故に対し、被害を最小限にとどめることをい、そのために住民や事業所に求められる力を減災力という。

（減災の対象者と活動分野）

第4条 本協定における減災の対象者と、その活動分野（以下、「減災活動」という。）は以下とする。

（1）減災の対象者

- ①甲州市民
- ②甲州市内の自治組織（自治会又は班又は組）又は自主防災組織
- ③甲州市内に事業所を持つ民間企業
- ④甲州市内の公的組織又は公的団体
- ⑤甲州市内に事務所・事務局を持つ諸団体

（2）減災活動の分野

- ①平素からの減災への知識と技能の習得、減災への整備と訓練
- ②災害発生直後の指定避難場所及び指定避難所の、施設利用に関する整備
- ③災害発生直後の指定避難場所及び指定避難所の、自主開設に関する機能訓練
- ④災害発生直後の被災者生活場所の、自主運営に関する機能訓練
- ⑤減災に係る人材育成
- ⑥減災に係る共同研究及び協働事業
- ⑦減災に係る広報活動及びフォーラム等の啓発
- ⑧その他、減災力の強いまちづくり関連

(減災活動の主体)

第5条 減災活動は、甲がその対象者を選び、乙と協働することを基本とする。

(地域防災計画との整合性)

第6条 減災活動に際し、甲の策定した地域防災計画との整合性を図るものとする。

(地域コミュニティの活性化)

第7条 甲及び乙は、減災活動を通して、地域コミュニティの活性化を図るものとする。

(情報の提出・交換・公開・告知)

第8条 乙は、減災活動の年間予定及び活動結果の情報を、紙面又は電子媒体にて甲に提出するものとする。また、甲乙による定期会議を設け、目的達成への情報交換を図るものとする。さらに、住民の自然災害への対策意識や役割意識を高めるため、甲の広報等を活用した情報公開及び告知を図るものとする。

(共同研究の推進)

第9条 甲及び乙は、目的達成への共同研究を推進するものとする。

(協働事業の推進)

第10条 甲及び乙は、目的達成への協働事業を推進するものとする。

(経費の負担)

第11条 育成・指導・研究・事業・開発等にかかる経費は別途、甲乙間で協議して決めるものとする。但し、甲の職員研修にかかる経費は無料とする。

(信義誠実)

第12条 甲及び乙は、信義に従い誠実にこの協定の各条項の履行に努めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成27年7月22日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了日の1カ月前までに、甲及び乙から何らの申し出がないときは、この協定は、さらに3年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めない事項については、甲乙間で協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を甲及び乙で各1通作成し、それぞれに記名押印して保有するものとする。

平成27年7月22日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市長

乙 山梨県韮崎市上祖母石725番地

特定非営利活動法人減災ネットやまなし

理事長

○災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と一般社団法人山梨県エルピーガス協会東山梨地区（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者及び避難者等を支援するために必要となるL Pガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所や救護所、防災拠点施設等への緊急用燃料として液化石油ガス等（燃焼器具等、必要な設備を含む。以下「L Pガス等」という。）の供給等に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合に、乙に対して、L Pガス等の供給を要請できるものとする。

- 1 災害時に、L Pガス等の供給のあつせんを求められたとき、または甲自らが調達を必要と認めるとき。
- 2 甲は、前項に定めるものの他、一般消費者等に係るL Pガス等の供給を要請できるものとする。
- 3 甲は、前項の要請にあたっては、乙に対して、別紙1により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請したうえで、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これを受諾し、速やかに協力を実施するものとする。

- 2 前項の規定により供給したL Pガス等について、使用者が、その使用を終了したときは、乙は、甲の指示に基づき、これを撤去するものとする。
- 3 乙は、前述の協力を実施したときは、別紙2により甲へ実施状況を報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第3条の協力を要する費用（人件費を除く）は、甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用については、別紙2に基づき、災害時前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

（情報交換等）

第5条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びL Pガスの供給等に着いて情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 2 乙は、災害時において、市内のL Pガス販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況について、甲へ情報提供するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議のうえ、これを定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文章を

もって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年7月16日

甲 甲州市代表
甲州市長

乙 一般社団法人山梨県エルピーガス協会東山梨地区
地区長

別紙 1

第 号
年 月 日

一般社団法人山梨県エルピーガス協会
東 山 梨 地 区 長 殿

甲州市長 田辺 篤

L P ガスの供給要請について

このことについて「災害時における L P 供給に関する協定書」第 2 条第 2 項の規定により、以下のとおり L P ガスの供給を要請します。

項 目	内 容
L P ガス供給に関する要請内容	
供給開始希望日	年 月 日
現地責任者連絡先 (施設管理者)	所 属 : ----- 職 ・ 氏 名 : ----- 電 話 :
市責任者連絡先	所 属 : ----- 職 ・ 氏 名 : ----- 電 話 :

別紙2

甲 州 市 長 殿

L P ガス供給等報告書

項 目	内 容
供給場所	
L P ガス等 設置内容	
供給開始日	年 月 日
供給業者 (会員) 名	販売店名 :
	----- 担当者名 :
	----- 電 話 :
備 考	

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人山梨県エルピーガス協会東山梨地区

地区長

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と甲州市長 田辺 篤（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲州市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。について定め、もって、適切迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 甲州市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 甲州市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要とする事項

（情報交換員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各自1通を所有する。

平成23年1月25日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長

乙 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

○災害に係る情報発信等に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲州市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が甲州市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、甲州市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、甲州市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が、災害発生時の甲州市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、甲州市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）甲が、甲州市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年8月21日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役

○災害時における医療救護についての協定書

甲州市（以下「甲」という。）と甲州市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲州市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護の万全を期するため、甲が行う医療救護に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画の策定及び提出）

第2条 乙は、甲の医療救護に関する協力の要請に対し、迅速かつ的確な対応を図るため、この協定の締結後速やかに医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を編成し市が設置する医療救護所に派遣するものとする。

3 乙は、緊急止むをえない事情により、甲の依頼を受ける時間的余裕がないと認めるときは、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する医療救護所、避難所又は甲が指定する場所若しくは医療機関等において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 後方医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認
- (5) その他必要な措置

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品の供給）

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所における医療費は無料とする。

2 搬送先医療機関における医療費は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定若しくは災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における同法の規定又は現行保険制度その他により取り扱う。

(費用弁償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めた経費
2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(損害補償)

第9条 甲は、乙が派遣した医療救護班の従事者が医療救護活動中に災害（以下「業務災害」という。）を受けたときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

(報告)

第10条 乙は、医療救護に関する業務の実績等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市長

乙 甲州市大和町初鹿野1835番地2

甲州市医師会

会 長

○災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と甲州市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲州市地域防災計画に基づき、甲が行う応急医薬品等の確保及び医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急医薬品等の調達が必要であると認めるときは、乙に対し、品名、数量、納入場所、日時その他必要な事項を明らかにして、その供給を要請するものとする。

2 甲は、甲州市地域防災計画により実施する医療救護活動において、調剤、服薬指導、医薬品管理等が必要であると認めるときは、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

（応急医薬品等の優先供給及び薬剤師の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、甲に対し、当該要請に係る応急医薬品等を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前条第2項の規定による要請があったときは、直ちに薬剤師を、甲が設置した医療救護所又は避難所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

（薬剤師の活動場所）

第4条 前条第2項の規定により乙が派遣した薬剤師は、甲の指定する医療救護所等において、次条に規定する医療救護活動に従事するものとする。

（薬剤師の業務）

第5条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班の班員として、医療救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所等及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け、管理及び納入
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医薬品の使用方法、衛生管理、消毒方法その他防疫対策等に関する情報提供及び薬学的指導
- (4) その他医療救護班の指揮者が指示する事項

（薬剤師に対する指示及び連絡調整）

第6条 薬剤師に対する医療救護活動に係る指示及び連絡調整は、甲が行うものとする。この場合において、甲は、その指示及び連絡調整を行うに当たり医療救護に関わる機関の意見を聴くものとする。

（薬剤師の集合及び輸送）

第7条 薬剤師は、第4条の規定により甲に指定された医療救護所等に、各自で集合する。ただし、大災害時等で集合が困難な場合は、甲が薬剤師の輸送を行う。

（応急医薬品等の輸送）

第8条 乙は、第3条第1項の規定により供給する応急医薬品等について、原則として自らその輸送を行う。

(調剤費)

第9条 医療救護所等において行う調剤の費用は、無料とする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙の納入した応急医薬品等の代金及びその所要経費（前条の調剤の費用を除く。）を負担するものとする。この場合において、当該応急医薬品等の代金は、当該災害が発生した直前の価格とする。

(費用弁償等)

第11条 甲は、前条の規定によるほか、この協定により発生した次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 別表に定めるところによる薬剤師の派遣に要する経費

(2) 薬剤師が携行した医薬品等（前条の規定により甲が費用を負担する応急医薬品等を除く。）を使用した場合の当該医薬品等の代金

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲と乙の協議により定めるものとする。

(損害補償)

第12条 甲は、薬剤師が医療救護活動従事中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例により、その補償を行うものとする。

(報告)

第13条 乙は、医療救護に関する薬剤師業務の実績等を、甲に報告するものとする。

2 乙は、業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(協定の継続)

第14条 この協定は、甲又は乙から解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市長

乙 甲州市塩山下於曾554番地3

甲州市薬剤師会

会 長

○生活必需物資の供給に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と株式会社オギノ（以下「乙」という。）との間に、災害時における生活必需物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等により甲州市内に大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲州市地域防災計画に基づき、甲が行う被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 乙は、この要請に対し営業に支障がない範囲において可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条の要請は、災害時物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定するものが行うものとする。ただし、乙又は乙の指定するものによる運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は引渡し場所に職員又は甲の指定するものを派遣し、物資の確認の上引渡しを受けるものとする。

3 乙は物資の引渡し終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第6条 乙が供給した物資の対価及び物資の運搬等に係る費用は、甲が負担するものとする。なお、物資の対価は災害発生直前における適正な価格（乙の小売価格）を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、引渡しを受けた物資の対価及び物資の運搬等に係る費用について、乙の請求に基づきその

内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成29年9月5日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 山梨県甲府市徳行一丁目2番18号
株式会社オギノ
代表取締役社長

○災害時における物資供給に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、大火災等その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）甲州市内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）甲州市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めてあっせんを行うとき。

（協力）

第3条 乙は甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力することとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）供給要請対象物資一覧（別表1）に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、災害時物資供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生時の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（運搬及び引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は前項の職員を派遣できない場合は、甲の指定する者に代行させることができる。

4 乙は物資の引渡し終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（代金の支払い）

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（担当者名簿の作成）

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別表2）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において記載事項に変更が生じた場合に準用する。

（情報の交換）

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協議）

第14条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成30年11月2日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役社長

別表1（第4条関係）

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋等
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携帯缶、延長コード、ホースリール等
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰等
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙おむつ（大人用、子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶等
調理、電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池等
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロ等

別表 2 (第 1 2 条関係)

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達あっせんに関すること
関係機関等名称	株式会社ナフコ
関係機関等所在地	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号
代表者氏名	代表取締役
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）	
第 1 順位者 総務部	() 自宅・携帯
TEL (勤務時間内)	093-521-5155 TEL (勤務時間外)
第 2 順位者 総務部	() 自宅・携帯
TEL (勤務時間内)	093-521-5155 TEL (勤務時間外)
第 3 順位者 総務部	() 自宅・携帯
TEL (勤務時間内)	093-521-5155 TEL (勤務時間外)

甲州市担当部署名	総務課 行政・防災担当	電話番号	0553-32-5041 (内線) (直通)
担当者職・氏名			
第 1 順位者		TEL (勤務時間外)	自宅・携帯
第 2 順位者		TEL (勤務時間外)	自宅・携帯
第 3 順位者		TEL (勤務時間外)	自宅・携帯

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社ナフコ 代表取締役社長 様

甲州市長

災害時物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
要 請 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
要 請 内 容		
場 所		
備 考		

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

甲州市長 様

株式会社ナフコ 代表取締役社長

災害時物資供給完了報告書

災害時における物資供給に関する協定書第8条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を完了したので報告します。

供給担当者	氏名	電話
供給日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃	
供給内容		
場所		
備考		

○災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の

搬送等の協力に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と山梨県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）は、甲州市域において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「甲州市地域防災計画」及び「甲州広域火葬計画」に基づき、広域火葬を円滑に実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）遺体の搬送
- （4）その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（燃料確保への協力）

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の確保に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情

報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意志表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。
2. この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和元年7月31日

甲 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市長

乙 山梨県甲府市中央5丁目7-21
山梨県葬祭事業協同組合
理 事 長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力の要請先等)

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同条第2号の規定による遺体安置施設等の提供と併せ、乙に要請するものとする。

- (1) 内張り棺（納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあつては甲州市長、乙にあつては山梨県葬祭事業協同組合理事長とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を別表のとおりとする。なお、窓口に変更があった場合は、その都度、相手側に文書で報告するものとする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の数
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2の通りとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあつては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

別記様式1（実施細目第4条関係）

第 号
年 月 日

山梨県葬祭事業協同組合 行

甲州市長

協 力 要 請 書（第 報）

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 連絡先電話番号 F A X 番号
口頭、電話等による要請 の日時	年 月 日 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履行の期日又は期間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

別記様式2（実施細目第8条関係）

第 号
年 月 日

甲 州 市 長 殿

山梨県葬祭事業協同組合
理事長

業 務 実 績 報 告 書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書第5条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年 月 日付 第 号 (報)
実施業務内容	
従 事 者 氏 名	別添名簿のとおり
履 行 の 場 所	
履行の期日又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
報 告 担 当 者	氏名： 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と甲州市（以下「乙」という。）は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条 甲及び乙は、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱に基づき、共同して、山梨県・市町村被災者生活再建支援金を支給するものとする。

第2条 この協定は、平成28年1月1日から適用する。

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 山梨県知事

乙 甲州市長

○山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 山梨県（以下「甲」という。）及び山梨県との間で「山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定」を締結した甲州市（以下「乙」という。）は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した県内世帯の生活の早期再建を支援するため、これらの世帯に対し山梨県・市町村被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。第4条において「大規模半壊世帯」という。）

(対象自然災害)

第3条 この要綱の対象とする自然災害は、県内において住宅全壊被害が1世帯以上発生した自然災害とする。

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）その他の関係通知等に基づき乙が行う。

(支援金の支給)

第5条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主（以下「被災世帯主」という。）に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下第4項までにおいて同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、第2条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 単身世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
- 6 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

第6条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が乙を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
 - (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
 - (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
 - (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようとする事が確認できる契約書等の写し
 - (5) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、乙に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
- 4 被災世帯主から申請を受理した乙は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第7条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した乙等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第8条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書(様式第4号)により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支給決定の取消)

第9条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書(様式第5号)により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

(支援金の返還)

第10条 支援金の返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書(様式第6号)により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した乙に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した乙は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

(支援金の財源)

第11条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 支援金支給にかかる乙の負担額は、 $1/2$ とする。ただし、同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される場合で、法適用とならない市町村の被災世帯主に対して甲が支援金を支給する場合の乙の負担額は、 $1/3$ とする。

3 甲は、当年1月から12月までに支給した支援金の総額を集計し、乙の負担額を明示し、乙に負担金を請求するものとする。

4 乙は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第13条 この支援金の支給に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この支援金に関しては法に基づく被災者生活再建支援金の例によるものとし、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

様式 略

○災害時の「道の駅」利用に関する基本協定書

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長（以下「甲」という。）と、甲州市長（以下「乙」という。）は、災害時における「道の駅甲斐大和」の利用（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「道の駅甲斐大和」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・首都直下地震又は関東・東北豪雨に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害、南岸低気圧による大雪をはじめとする災害発生時において、迅速かつ確かな応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 甲及び乙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

（1）道路に関する通行情報、被災情報の提供

（2）道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供

（3）救援物資の提供・保管

（4）災害対策基本法等に基づく移動車両の仮置き場の提供（地震・大雨・大雪等の災害時）

（5）大雪時等における除雪作業の待機所、一般車両の待避所、チェーン着脱所の提供

（6）その他、甲又は乙が必要と認める業務

2 甲は、乙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲及び乙は、平素から「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう、防災啓発活動をはじめ、情報交換を行うとともに、相互の連携を図るため訓練を行うものとする。

（協議）

第4条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定は、甲乙が協議の上協定を廃止する場合を除いて、その効力を継続するものとする。

なお、甲が統括する組織名称が変更した場合及び甲が変更した場合については、効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和2年4月21日

甲）山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

国土交通省関東地方整備局

甲府河川国道事務所長 安谷 寛

乙) 山梨県甲州市塩山上於曾 1 0 8 5 番地 1

甲州市長 鈴木 幹夫

○防災行政情報のL字放送及び文字テロップによる配信に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と峡東ケーブルネット株式会社（以下「乙」という。）は、甲が設置及び運用している防災行政無線及び災害情報共有システム（Lアラート）からの情報（以下「防災行政情報」という。）を災害発生時等に乙がL字放送及び文字テロップ（以下「文字放送」という。）により配信することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲州市内において、自然災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が発信する防災行政情報を乙の放送設備を使用し、迅速かつ正確にテレビ画面へ映す事によって、市民へより多くの情報を伝えるために必要な事項を定めることを目的とする。

（防災行政情報の配信）

第2条 乙は、気象警報発令時や自然災害発生時（発生の恐れのある時を含む）等甲が必要と認めるときに甲からの求めに応じ、乙が放送するCATV番組内において文字放送により防災行政情報を配信するものとする。

2 前項の文字放送による配信の内容、配信時間等は、次に掲げるとおりとする。

（1） L字放送の内容及び配信時間

内容	配信時間等
災害対策本部設置	本部閉鎖まで
避難準備・高齢者等避難開始（レベル3）	避難勧告へ格上げ又は、解除になった場合
避難勧告（レベル4）	避難指示へ格上げ又は、解除になった場合
避難指示（緊急）（レベル4・5）	解除になった場合
被害情報	本部閉鎖まで
Jアラート	3回 1分おき
警報・特別警報	各警報解除まで
土砂災害警戒	解除になるまで
指定河川洪水予報	3回 5分おき
記録的短時間大雨情報	解除になるまで
竜巻注意報	解除になるまで
地震情報	5回 1分おき

(2) 文字テロップの内容及び配信回数

	内容	配信回数
防災	災害関係	3回 3分おき
防犯	電話詐欺	3回 3分おき
	行方不明者	3回 3分おき
行政	熱中症予防等	3回 3分おき

(費用負担)

第3条 乙が行う文字放送による防災行政情報の配信に係る費用は、無償とする。

(放送内容の共有)

第5条 甲は、第2条第2項の放送内容を乙と共有することを確認し、乙は乙が自ら運営するホームページやアプリ等に放送内容を掲載することができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、文字放送に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実かつ円滑に行うものとする。

2 連絡責任者を定めたとき、又は変更したときは、甲及び乙は速やかに相手方に対して、書面による報告を行うものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りではない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第9条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 6月12日

甲 甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市長 鈴木 幹 夫

乙 甲州市塩山上於曾1079番地

峡東ケーブルネット株式会社

代表取締役社長 小澤 健太郎

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

甲州市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、甲州市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、甲州市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲) 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

甲州市

市長 鈴木 幹夫

乙) 山梨県甲府市朝日三丁目4番11号

株式会社ゼンリン

東京第一支社 甲府営業所

所長 田中 啓之

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとし
ます。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者
をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をい
ます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信
するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周
辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、
一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用すること
に関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるも
のとしします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容
の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を
中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

- (1) 対象機器上で閲覧すること。
- (2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。
- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、甲州市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	甲州市 B4判住宅地図	各5冊
広域図	甲州市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	甲州市 総務課 利用閲覧地区：甲州市	1ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先1	総務課行政・防災担当	住所：山梨県甲州市塩山上於曾1085-1 電話：0553-32-5041 FAX：0553-32-1818
乙	連絡先1	総合販売本部 東京第一支社 甲府営業所	住所：山梨県甲府市朝日4-3-11 電話：055-252-9511 FAX：055-252-9512
	連絡先2	第一事業本部 東京第一支社	住所：東京都千代田区西神田1-1-1 電話：03-5259-5091 FAX：03-5259-5094

以上

〔様 式〕

○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

山梨県知事殿

発 信 者 名
(甲州市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について (依頼)

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の情况及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 年 月 日
至 年 月 日

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4 要請日時

年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

○消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20—3601

F A X (0551) 20—3603

1 要請団体	発信者			
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標			
5 発生日時	年	月	日	曜日 時 分頃
6 事故概要又は 災害概要				
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s 気温 ℃ 警報・注意報)
8 必要資機材				
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標(名称)	(市・町・村)	番地 病院 要請側病院名	
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標(名称)	(市・町・村)	番地 病院 搬送先病院名	
11 傷病者等	住 所 氏 名	生年月日	年 月 日	歳 傷病名 程 度 重・中・軽 男・女
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名		
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン			
14 他の航空機の 活動要請	(有・無)	機関名	機数	機
15 要請日時	年	月	日	曜日 時 分
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。				
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県内波) コールサイン			
2 到着予定時間	年	月	日	曜日 時 分
3 活動予定時間	時間		分	
※ その他の特記事項				
		受 信 者		

○県指定に基づく報告様式

PAGE

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名	
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名	
受信番号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
1 人的被害	死者	重傷	軽傷 行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊	半壊	一部破損
	床上浸水	床下浸水	非住家床上 非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼 火災発生件数
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 応急対策			
20 その他			
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他		
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)			
連絡先(住所等)		電話	担当者
22 避難状況	①勧告		②指示 ③自主
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
	月 日 時 分	避難地域 避難先	世帯 人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧建築物・ガレキ対策班 ⑨その他(部 課)		受信者氏名 日 時 年 月 日 分

※市町村→地方連絡本部(企画振興部)→災害対策本部情報収集班

(様式 3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況・ 職員参集状況票		市町村名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (企画振興部)		受信者(企画振興部)	
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設置	年 月 日 時 分	
	解散	年 月 日 時 分	
	設置場所	電話 FAX	
職員参集状況		人	

※市町村→地域振興局企画振興部(集計)→災害対策本部情報収集班

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

(年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表時点
- ・注意情報 (第1・2・3報) 発表後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令時点
- ・警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※地震災害警戒本部 (市町村) →地方連絡本部 (地域振興局企画振興部)

地震防災応急対策実施等状況票

(様式4-6-1)

(第 報)

市町村名 地域振興局名		報告日時	年 月 日 時 分
実施(集計)時点	注意情報発表 以後	実施 (集計) 日時	年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 へり関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 振興局体制			
21 その他			

※市町村本部→地方連絡本部→県本部

報告者

電話

F A X

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県	山 梨 県			区	分	番号	被 害	
災 害 者 年 月 日	年 月 日 第 報			そ	田	流出・埋没	ha 22	
	確 定					冠 水	ha 23	
報告者名				の	畑	流出・埋没	ha 24	
						冠 水	ha 25	
区	分 番号 被 害			の	文 教 施 設	箇所	26	
					病 院	箇所	27	
人 的 被 害	死 者	人	1	の	道 路	箇所	28	
	行 方 不 明	人	2		橋 梁	箇所	29	
	負 傷 者	重 傷	人		3	河 川	箇所	30
		軽 傷	人		4	港 湾	箇所	31
住 家 被 害	全 壊	棟	5	他	砂 防	箇所	32	
		世帯	6		清 掃 施 設	箇所	33	
		人	7		崖 崩 れ	箇所	34	
	半 壊	棟	8		鉄 道 不 通	箇所	35	
		世帯	9		被 害 船 舶 隻		36	
		人	10		水 道 戸		37	
	一 部 破 損	棟	11		電 話 回 線		38	
		世帯	12		電 気 戸		39	
		人	13		ガ ス 戸		40	
		棟	14		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	41	
床 上 浸 水	世帯	15	社 会 福 祉 施 設	戸	42			
	人	16	ガ ー ド レ ー ル	箇所	43			
	棟	17	罹 災 世 帯 数	世帯	44			
床 下 浸 水	世帯	18	罹 災 者 数	人	45			
	人	19	火 災 発 生					
	棟	20	建 物 件		46			
非 住 家	公 共 建 物	棟	20	危 険 物 件		47		
	そ の 他	棟	21	そ の 他 件		48		

区	分	番号	被 害	都 道 府 県 本 部	名 称	
公 共 文 教 施 設	千 円	49		災 害 對 策 本 部	設 置	年 月 日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円	50			解 散	年 月 日 時
公 共 土 木 施 設	千 円	51		災 害 對 策 本 部	設 置 市 町 村 名	計 団 体
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円	52				
小 計	千 円	53		災 害 對 策 本 部	適 用 市 町 村 名	計 団 体
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54				
そ の 他	農 産 被 害	千 円	55	災 害 救 助 法	計 団 体	計 団 体
	林 産 被 害	千 円	56			
	畜 産 被 害	千 円	57			
	水 産 被 害	千 円	58			
	商 工 被 害	千 円	59			
そ の 他	千 円	60		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千 円	61		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

第2号様式

災害中間年報

都道府県名 _____

区分		災害名		発生年月日						計
人的被害	死者	人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り	災世帯数	世帯								
り	災者数	人								
被害総額	被害総額	千円								
	公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
	その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他被害	千円									
	消防職員出動延人数	人								
	消防団員出動延人数	人								
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	
	災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
	災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

区 分	災 害 名		発生年月日	月	日	月	日	月	日	月	日	計
	電話	電 気										
電	回線	戸										
	ガス	戸										
方	ブロック塀等	箇所										
	その他											
火災発生	建物	件										
	危険物	件										
り	その他	件										
	災害世帯数	世帯										
り	災害者数	人										
	公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
公	立文	施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	林水産業	施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	()
農	共土	木	施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
	その他の	公共	施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()
小	計	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	公共施設	被害数	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	()
市	農産	被害	千円									
	林産	被害	千円									
農	畜産	被害	千円									
	水産	被害	千円									
商	工	被害	千円									
	その他											
被	被害総額	千円										
	都道府県	設置	千円									
対	策本部	解散	千円									
	災害対策本部	設置	市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消	防職	員出動	延人数									
	防団	員出動	延人数									

区 分	災 害 名		都道府県名	計
	死者	負傷者		
人的被害	死者	人		
	負傷者	人		
住	全	壊		
	半	壊		
家	一部	破損		
	床上	浸水		
被	床上	浸水		
	床上	浸水		
害	公共	建物		
	その他			
非	田	流失	ha	
	畑	流失	ha	
そ	学	冠	ha	
	病	冠	ha	
の	道	冠	ha	
	橋	冠	ha	
河	河	冠	ha	
	港	冠	ha	
砂	砂	冠	ha	
	清	冠	ha	
鉄	道	冠	ha	
	道	冠	ha	
被	道	冠	ha	
	道	冠	ha	
水	道	冠	ha	
	道	冠	ha	

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症		人 人 人 人		死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人
救急・救助活動状況	その他					
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人()	人()
	計	重症	人()	人()
	不明	中等症	人()	人()
		軽症	人()	人()
救助活動の要否	}			
要救護者数(見込)				
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

556

〔甲州市防災〕

都道府県				区 分 被 害				区 分 被 害				災害等の設置状況 本部	都道府県	市町村																
災害名・報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流出・埋没冠水	ha		公立文教施設	千円						災害救助法 適用市町村名	計	団体													
報告者名				畑	流出・埋没冠水	ha		農林水産業施設	千円			119番通報件数	件																	
区 分 被 害				文教施設	箇所			公共土木施設	千円					119番通報件数				件												
人的被害	死者	人		病院	箇所			その他の公共施設	千円										119番通報件数	件										
	行方不明者	人		道路	箇所			小 計	千円												119番通報件数	件								
住家被害	負傷者	重傷	人	橋りょう	箇所			農業被害	千円														119番通報件数	件						
		軽傷	人	河川	箇所			林業被害	千円																119番通報件数	件				
全壊	棟	世帯		港湾	箇所			畜産被害	千円																		119番通報件数	件		
		人		砂防	箇所			水産被害	千円																				119番通報件数	件
半壊	棟	世帯		清掃施設	箇所			商工被害	千円																					
		人		崖くずれ	箇所			その他	千円						119番通報件数	件														
一部破損	棟	世帯		鉄道不通	箇所			被害総額	千円			119番通報件数	件																	
		人		被害船舶	隻			災害の概況						119番通報件数			件													
床上浸水	棟	世帯		水道	戸			応急対策の状況										119番通報件数	件											
		人		電話回線				消防機関等の活動状況												119番通報件数	件									
床下浸水	棟	世帯		電気戸				自衛隊の災害派遣														119番通報件数	件							
		人		ガス戸				その他																119番通報件数	件					
非住家	公共建物	棟		ブロック塀等	箇所																					119番通報件数	件			
		その他	棟		り 災 世 帯 数	世帯																						119番通報件数	件	
				り 災 者 数	人						119番通報件数																			件
				火災発生	建 物 件										119番通報件数	件														
				火災発生	火 災 発 生 建 物 件							119番通報件数	件																	
				火災発生	火 災 発 生 危 険 物 件									119番通報件数			件													
				火災発生	火 災 発 生 そ の 他 件													119番通報件数	件											
				火災発生	火 災 発 生 そ の 他 件															119番通報件数	件									
				火災発生	火 災 発 生 そ の 他 件																	119番通報件数	件							
				火災発生	火 災 発 生 そ の 他 件																			119番通報件数	件					

※被害額は省略することができるものとする。

様式 3

救助活動の種類別実施状況

[甲州市防災]

市町村名		地域振興局健康福祉部名	
		報告年月日・時刻	
		年 月 日 時 分	
救助の種類	救助の内容等	救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)	(5) 死体の捜索	①捜索月日 月 日 時～ 月 日 時
	②避難者数 (世帯 人)		②捜索対象
(2) 炊き出しその他食品の給与	③避難所別の内訳 (/ 世帯 人)	(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③捜索地域
	(/ 世帯 人)		④捜索方法 (具体的)
	(/ 世帯 人)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時	
	(/ 世帯 人)	②処理件数 大人 (12歳以上) 体 子供 (12歳未満) 体	
	(/ 世帯 人)	③検案者	
	(/ 世帯 人)	④安置場所 () 体	
	(/ 世帯 人)	() 体	
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L	(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時
	ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L		②埋葬者数 人
(4) 災害を受けた者の救出	ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L	(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時
	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時		②支給状況 中学生 人 小学生 人
(4) 災害を受けた者の救出	②地区名	(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時
	③救出人員 世帯 名		②作業箇所 箇所
(4) 災害を受けた者の救出	④救出方法 (具体的)	(10) 家屋の応急修理	③作業方法
			①修理月日 月 日 時～ 月 日 時
			②修理家屋 箇所
			③修理方法

様式 4

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号NO

年 月 日現在

世帯主氏名						住 所						避 難 先		
被 害 程 度	全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損							状 況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備 考		
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7													
小 計														
被害にあった住家	棟 (自家、借家)				被害にあった非住家	棟 (自家、借家)								
食料、家財等の減失状況	①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他					
課税の状況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割						調査責任者の意見							
世帯類型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子 (父子) ・ 要保護 ・ その他													
必要な救助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()													

様式5

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実 人 員	延 人 員	物 品 使 用 状 況		実 支 出 額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 8

炊き出し給与状況

市町村名 ()

炊出し場の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲料水の供給簿

市町村名 ()

供給 月日	対象 人員	市 販 飲 料 水 の 供 給	給水用機械・器具による給水								実支出 額
			使用した機 械・器具の 名 称	借 上			修 繕			燃料費	
				数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要		
		円									

様式11

救護班活動状況

〇〇 救護班

班長：医師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

様式12

病院診療所医療実施状況

市町村名 ()

診療 機関名	患者 氏名	診療期間	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		
		月 日			点	点	円	
計	機関 人							

様式15

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

様式20

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

〔その他〕

○過去の災害履歴

1 風水害

年月日	被害状況
1674 (延宝2. 8. 16～17)	釜無川、笛吹川など大洪水、死者、田畑の流失や山崩れもおびただしく、万力差出の水門が破壊（甲陽始末記）
1676 (延宝4. 9)	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
1688 (貞享5. 8)	釜無川、笛吹川筋や郡内などに大洪水、甲府盆地各所に水没箇所多く大凶作、10月再び大洪水（山梨県水害史）
1757 (宝暦7. 5. 29)	大雨により笛吹川沿岸の堤防が決壊、荒川の三ッ水門も切れて府中片羽町に浸水（甲陽伝記）
1828 (文政11. 6. 29～7. 1)	笛吹川出水して差出の水門を破り、坂下18カ村を剥がして甲府城下まで及ぶ（山梨県水害史）、甲府三ッ水門が破れて西青沼、片羽町に浸水（坂田家日記）
1898 (明治31. 9. 6～8)	県下大水害、死者150人
1907 (明治40. 8. 22～28)	県下大水害、死者232人、家屋全壊・流出5,767戸、浸水家屋15,057戸
1910 (明治43. 8. 2～17)	前線と台風による豪雨連日にわたり県下一面大洪水、甲府市を始め盆地南部一帯被害甚大、死者24人
1912 (大正1. 9. 22～23)	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者54人、家屋全壊2,601戸
1922 (大正11. 8. 23～26)	台風の大雨により東山梨郡下の被害大、死者55人
1934 (昭和9. 9. 18～21)	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流失家屋507戸、死者13人
1935 (昭和10. 9. 21～26)	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一体が激甚、死者39人
1936 (昭和11. 9. 26～27)	前線と低気圧の大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川の流域に被害、死者22人
1945 (昭和20. 10. 3～11)	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸、死者、行方不明36人
1947 (昭和22. 9. 13～15)	カスリン台風来襲、死者16人
1956 (昭和31. 2. 27)	翌日にかけて県下に大雪、甲府で積雪31cm
1958 (昭和33. 5. 13)	50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化

年月日	被害状況
1958 (昭和33.8～9)	二度にわたり台風被害、死者14人、損害額（公共施設等）30億円
1959 (昭和34.8.14)	台風7号により前夜から早期にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
1959 (昭和34.9.26)	台風15号（伊勢湾台風）来襲、死者15人
1966 (昭和41.9.25)	台風26号被災、公共被害100箇所、損害額2億円、家屋被害39戸（うち全壊2戸）
1978 (昭和53.7.8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の日最大1時間降水量73mmを記録 この年、明治28年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温30℃以上連続52日、干ばつ被害32億円
1982 (昭和57.8.1～3)	台風10号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者7人
1983 (昭和58.8.15～)	台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人、河口湖増水
1991 (平成3.8.20～21)	台風12号を取り巻く雨雲県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明8人
1991 (平成3.9.18～19)	秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明2人
1997 (平成9.3.11～15)	勝沼町（現：甲州市）の高尾山から出火、戦後最大規模の山林火災、焼失面積374.9ha、被害総額4億7,793万円
1998 (平成10.1.8～16)	県下に3回にわたり大雪、14日～16日にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3人、農業関係を中心に大きな被害発生、被害額約73億1,900万円
1998 (平成10.8.26～31)	停滞前線と台風4号の大雨により、県南部及び東部を中心に大規模な被害が発生、被害額約29億900万円
1998 (平成10.9.15～16)	台風5号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者1人、床上浸水43戸、床下浸水274戸、被害額約58億4,800万円
2000 (平成12.9.11～17)	9月11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の降水量310mm（甲府市）を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1,800万円
2001 (平成13.1.25～28)	28日の積雪が山中105cm、甲府38cmなどを記録、平成10年1月に匹敵する大雪、死者2人
2001 (平成13.9.8～11)	台風15号の大雨で県南部及び東部で大きな被害発生、被害総額62億8,100万円
2002 (平成14.7.10～11)	台風第6号の大雨により、県中西部をはじめ県下全域で被害発生、床上浸水1棟、床下浸水51棟等 被害総額30億7,200万円
2003 (平成15.8.8～9)	台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生、河川増水による死者1人、重軽傷者4人、家屋一部損壊3棟等、被害総額約10億4,600万円

年月日	被害状況
2007 (平成19.9.6)	台風9号による大雨。大菩薩で530mmの総雨量を記録
2010 (平成22.7.25)	午後4時から6時まで、勝沼で1時間に23mmの豪雨
2011 (平成23.9.2)	台風12号の大雨により、大月市で6haの深層崩壊が発生。県内の被害総額27億9,142万円
2011 (平成23.9.21)	台風15号の大雨により、県内全域で被害発生。県内の被害総額約55億3,448万円
2014 (平成26.2.14～15)	甲府地方気象台観測史上最大の積雪量を記録。114cm（甲府市）143cm（河口湖）を記録。一時13市町村1,800世帯が孤立
2019 (令和2.10.12～13)	台風19号の大雨により、本県で初めてとなる大雨特別警報が本市を含む県内20市町村に発令。県内の被害総額約92億円

2 地震災害

年月日	被害状況
1707 (宝永4.10.4)	(宝永地震) 未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ 潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士山は山崩れのために塞がった (M8.4) (新編日本被害地震総覧：1989)
1854 (嘉永7.11.4)	(安政東海地震) 五ッ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鯉沢では住家9割潰れ、死者150人 (M8.4) (新編日本被害地震総覧：1989、地震の辞典：1987)
1898 (明治31.4.3)	山梨県中部を震央とする地震 (M5.9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35.5.25)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現大和村) に小亀裂等
1915 (大正4.6.20)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂4～5ヶ所
1923 (大正12.9.1)	(関東大地震) (M7.9 甲府震度6)、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3ヶ所
1924 (大正13.1.15)	丹沢地震 (M7.3 甲府震度6)、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60ヶ所
1944 (昭和19.12.7)	(東南海地震) (M7.9)、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29ヶ所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51.6.16)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22ヶ所、田畑31ヶ所、農業用施設79ヶ所等
1983 (昭和58.8.8)	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147ヶ所、農林業用施設55ヶ所、道路21ヶ所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5,000万円
1996 (平成8.3.6)	山梨県東部を震央とする地震 (M5.3)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5,000万円
2005 (平成17.7.31)	山梨県東部を震源とする地震 (M4.0)、国道411号線一之瀬高橋で山腹崩壊発生
2007 (平成19.7.16)	新潟県中越沖地震 (M6.8)、甲府で震度3
2008 (平成20.6.14)	岩手・宮城内陸地震 (M7.2)、甲府で震度2
2011 (平成23.3.11)	午後2時46分東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M9.0) 甲府、甲州市震度5弱、太平洋岸に津波発生津波最大40.4m 福島第1原発事故発生
2011 (平成23.3.15)	静岡県東部地震 (M6.4)、甲府で震度4
2012 (平成24.1.28)	県東部・富士五湖を震源とした地震 (M5.4)

○甲州市所在文化財一覽

国指定文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
国宝	建造物	大善寺本堂 附 厨子	勝沼町勝沼	大善寺	S 30.6.22
	絵画	絹本著色達磨図	塩山上於曾	向嶽寺	S 28.11.14
	工芸品	小桜韋威鎧 兜、大袖付	塩山上於曾	菅田天神社	S 27.11.22
重要文化財	建造物	恵林寺四脚門	塩山小屋敷	恵林寺	M 40.8.28
		雲峰寺本堂	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺書院	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺庫裏	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		雲峰寺仁王門	塩山上萩原	雲峰寺	S 24.2.18
		熊野神社拝殿	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		熊野神社本殿 附 棟札四枚	塩山熊野	熊野神社	S 24.2.18
		旧高野家住宅 主屋、巽蔵、馬屋、東門、文庫蔵、小屋、宅地 附 地突棚、裏門、座敷門	塩山上於曾	甲州市	S 28.3.31 追加指定 H 8.7.9
	絵画	向嶽寺中門	塩山上於曾	向嶽寺	S 46.6.22
		絹本著色三光国師像図	塩山上於曾	向嶽寺	T 5.5.24
	彫刻	絹本著色大円禪師像図	塩山上於曾	向嶽寺	T 5.5.24
		木造大日如来坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造不動明王立像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造愛染明王坐像	塩山藤木	放光寺	M 39.9.6
		木造金剛力士立像	塩山藤木	放光寺	H 8.6.27
		木造薬師如来及両脇侍像	勝沼町勝沼	大善寺	M 38.4.4
		木造十二神将立像	勝沼町勝沼	大善寺	H 11.6.7
		木造日月光菩薩立像（所在本堂） 附 日光菩薩像内納入品 一、薬師如来印仏（25通）一綴 正応五年の記がある 一、薬師如来印仏 六巻 一、十一面観音印仏 五巻 一、墨書紙片・紙礫等 一括	勝沼町勝沼	大善寺	H 19.6.8 追加指定 H 25.6.29
	工芸品	木造普応国師坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 46.6.22
	歴史資料	太刀 銘来国長	塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26
短刀 銘備州長船倫光		塩山小屋敷	恵林寺	T 4.3.26	
歴史資料	塩山和泥合水集板木 至徳三年二月十五日刊 記 抜隊得勝遺誠板木	塩山上於曾	向嶽寺	H 5.6.10	
記念物	史跡	甲斐金山遺跡・黒川金山	塩山上萩原	東京都・甲州市	H 9.9.2
		勝沼氏館跡	勝沼町勝沼	甲州市	S 56.5.28
	名勝	恵林寺庭園	塩山小屋敷	恵林寺	S 19.6.26
		向嶽寺庭園	塩山上於曾	向嶽寺	H 6.6.6

国選定文化財

種別	名称	所在地	選定年月日
重要伝統的建造物群保存地区	甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	塩山下小田原	H 27.7.8

国登録文化財

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形文化財	葡萄酒貯蔵庫（龍憲セラ－）	勝沼町下岩崎	（個人）	H 8. 12. 26
	勝沼堰堤	勝沼町勝沼・上岩崎・大和町初鹿野	山梨県	H 9. 5. 29
	祝橋	勝沼町勝沼・上岩崎	甲州市	
	旧田中銀行社屋	勝沼町勝沼	甲州市	
	旧田中銀行土蔵	勝沼町勝沼	甲州市	
	中央区区民会館（旧千野学校校舎）	塩山上於曾	甲州市	
	笹子隧道	大和町日影・大月市笹子町黒野田	山梨県	H 9. 12. 12
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造主屋）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	H 16. 8. 17
	笛吹川芸術文庫（旧武藤酒造米蔵）	塩山藤木	笛吹川芸術文庫	
	風間酒造主屋	塩山下於曾	（個人）	H 17. 8. 2
	風間酒造酒造蔵	塩山下於曾	（個人）	
	風間酒造酒店	塩山下於曾	（個人）	
	風間酒造文庫蔵	塩山下於曾	（個人）	
	飯島家住宅旧土蔵	塩山上於曾	（個人）	H 23. 10. 28
	飯島家住宅長屋門	塩山上於曾	（個人）	
	佐藤家住宅	勝沼町菱山	（個人）	H 28. 8. 1
	土屋家住宅主屋	塩山三日市場	（個人）	H 29. 5. 2
	土屋家住宅文庫蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅米蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅麴蔵	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅座敷門及び塀	塩山三日市場	（個人）	
	土屋家住宅裏門	塩山三日市場	（個人）	
	中村屋旅館本館	塩山上於曾	（個人）	
	岩堂セギ分水口	塩山牛奥	甲州市	
	萩原家住宅 東店舗（主屋）	勝沼町勝沼	（個人）	H30. 5. 10
	萩原家住宅 東の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅 西店舗	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅 西座敷	勝沼町勝沼	（個人）	
	萩原家住宅 西の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン 主屋	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン 奥の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン 東の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	原茂ワイン 西の蔵	勝沼町勝沼	（個人）	
	小沢家住宅主屋	勝沼町等々力	（個人）	H31. 3. 29
	小沢家住宅文庫蔵	勝沼町等々力	（個人）	
	丸藤葡萄酒工業旧醸造蔵	勝沼町藤井	丸藤葡萄酒工業	R1. 12. 5
	丸藤葡萄酒工業瓶貯蔵庫	勝沼町藤井	丸藤葡萄酒工業	
	勝沼醸造主屋兼事務所	勝沼町下岩崎	勝沼醸造	
	勝沼醸造樽貯蔵庫	勝沼町下岩崎	勝沼醸造	
	くらむぼんワイン旧主屋	勝沼町下岩崎	くらむぼんワイン	
くらむぼんワインワインセラ－	勝沼町下岩崎	くらむぼんワイン		

種別	名称	所在地	所有者	登録年月日
登録有形民俗文化財	勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具	勝沼町下岩崎	甲州市	H 18. 3. 20

山梨県指定文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	建造物	向嶽寺築地塀	塩山上於曾	向嶽寺	S 36.12.7
		金井加里神社本殿	塩山下小田原	金井加里神社	S 39.6.25
		千野六地藏幢	塩山千野	(個人)	S 46.4.8
		山王権現社本殿	塩山下粟生野	山王権現社	S 52.5.23
		神部神社本殿 附 金銅十一面観音菩薩坐像一躯 棟札三枚	塩山上萩原	神部神社	S 58.3.10
		恵林寺三門 附 棟札一枚	塩山小屋敷	恵林寺	S 60.3.19
		神部神社隨身門 附 棟札三枚	塩山上萩原	神部神社	H 8.2.19
		旧宮崎葡萄酒醸造所施設 附 裏板一枚、宅地	勝沼町下岩崎	メルシャン株式会社	H 9.6.12
		大善寺山門	勝沼町勝沼	大善寺	H 14.3.4
		栖雲寺宝篋印塔	大和町木賊	栖雲寺	S 33.6.19
		栖雲寺開山宝篋印塔	大和町木賊	栖雲寺	S 47.1.27
		諏訪神社本殿 附 棟札	大和町初鹿野	諏訪神社	S 53.3.30
		景德院山門 附 扁額、棟札、十六羅漢像	大和町田野	景德院	H 7.6.22
		栖雲寺庫裏 附 諸普請作萬覚記録一冊	大和町木賊	栖雲寺	H 7.6.22
	絵画	紙本着色渡唐天神像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 40.8.19
		紙本墨画梅図	塩山上於曾	向嶽寺	S 40.8.19
		絹本着色大円禪師画像	塩山下粟生野	松泉寺	S 51.2.23
		紙本着色刀八毘沙門天像図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		紙本着色飯縄権現像図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		紙本着色欵器ノ図	塩山熊野	熊野神社	H 5.2.15
		絹本着色仏涅槃図	塩山上於曾	向嶽寺	H 5.9.6
		紙本着色渡唐天神像図	塩山熊野	熊野神社	H 12.3.2
		絹本着色不動明王像 附 紙本着色不動明王像 横田汝圭筆	勝沼町勝沼	大善寺	H 25.7.11
		絹本着色十字架捧持マニ像	大和町木賊	栖雲寺	H 25.7.11
	彫刻	木造夢窓国師坐像	塩山小屋敷	恵林寺	S 35.11.7
		不動明王並びに二童子図版木	塩山小屋敷	恵林寺	S 58.12.26
		木造不動明王及二童子像	塩山小屋敷	恵林寺	H 27.2.5
		木造役行者倚像	勝沼町勝沼	大善寺	H 9.6.12
		木造業海本浄和尚坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 35.11.7
		地藏菩薩磨崖仏	大和町木賊	栖雲寺	S 43.12.12
		木造釈迦如来坐像	大和町木賊	栖雲寺	S 46.4.8
		文殊菩薩磨崖仏	大和町木賊	栖雲寺	S 52.3.31
	工芸品	放光寺銅鐘	塩山藤木	放光寺	S 34.2.9
		向嶽寺銅鐘	塩山上於曾	向嶽寺	S 54.2.8
		大善寺鰐口	勝沼町勝沼	大善寺	S 39.11.19
		立正寺箱笈	勝沼町休息	立正寺	H 2.12.20
		大善寺金銅金具装山伏板笈	勝沼町勝沼	大善寺	H 2.12.20
		栖雲寺銅鐘	大和町木賊	栖雲寺	S 34.2.9
		白紗地九条袈裟	大和町木賊	栖雲寺	H 5.9.6
	書跡・典籍、古文書	恵林寺文書	塩山小屋敷	恵林寺	S 33.6.19
		紙本墨書大般若經	塩山藤木	放光寺	S 35.11.7
		和漢朗詠集	塩山小屋敷	恵林寺	S 38.9.9
		向嶽寺文書	塩山上於曾	向嶽寺	S 48.7.12
		塩山向嶽禪庵小年代記	塩山上於曾	向嶽寺	S 48.7.12
		拔隊得勝墨書	塩山上於曾	向嶽寺	S 48.7.12
		紙本墨書元亨釈書	塩山下粟生野	松泉寺	S 52.3.31

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	書跡・典籍、古文書	附 版本元亨釈書			
		金剛般若波羅密經版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23
		随求陀羅尼儀軌版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23
		塩山仮名法語版木	塩山上於曾	向嶽寺	S 52. 5. 23
		抜隊得勝墨書	塩山上於曾	正覚寺	H 6. 6. 23
		孤峯覚明墨書	塩山上於曾	向嶽寺	H 6. 6. 23
		峻翁令山墨書	塩山上於曾	向嶽寺	H 6. 6. 23
		紙本墨書大般若經 附 経箱 (大) 3箱 経箱 (小) 30箱	塩山竹森	(個人)	H 6. 6. 23
		甲州甘草文書	塩山上於曾	甲州市	H 11. 9. 9
	大善寺古文書	勝沼町勝沼	大善寺	S 44. 11. 20	
	考古資料	黒川金山遺跡出土品	塩山上於曾	甲州市	H 16. 5. 6
		大善寺中世墓出土陶器	勝沼町勝沼	大善寺	H 19. 4. 26
		栖雲寺開山墓出土常滑甕	大和町木賊	栖雲寺	H 19. 4. 26
	歴史資料	日の丸の御旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18
		孫子の旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18
		諏訪神号旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18
		馬標旗	塩山上萩原	雲峰寺	S 55. 9. 18
		孫子の旗	塩山小屋敷	恵林寺	S 55. 9. 18
		諏訪神号旗	塩山小屋敷	恵林寺	S 55. 9. 18
		柳澤吉保・定子関係資料	塩山小屋敷	恵林寺	H 19. 4. 26
	民俗文化財	無形民俗	一之瀬高橋の春駒	塩山一之瀬高橋	一之瀬高橋 春駒保存会
柏尾の藤切祭			勝沼町勝沼	大善寺藤切 り祭保存会	H 26. 2. 17
田野十二神楽			大和町田野	田野保存会	H 5. 2. 15
記念物	史跡	武田晴信の墓	塩山小屋敷	恵林寺	S 33. 6. 19
		於曾屋敷	塩山下於曾	(個人)、 甲州市	S 38. 9. 9
		武田勝頼の墓	大和町田野	景德院	S 33. 6. 19
		景德院境内	大和町田野	景德院	S 42. 5. 29
		大善寺庭園	勝沼町勝沼	大善寺	S 54. 3. 31
	名勝	三光寺庭園	勝沼町菱山	三光寺	S 54. 3. 31
		栖雲寺庭園	大和町木賊	栖雲寺	S 54. 3. 31
		雲峰寺のサクラ	塩山上萩原	雲峰寺	S 34. 2. 9
	天然記念物	上於曾のアカガシ	塩山上於曾	(個人)	S 34. 2. 9
		下竹森のネズ	塩山竹森	(個人)	S 36. 12. 7
		菅田天神社のカシ群	塩山上於曾	菅田天神社	S 38. 9. 9
		船宮神社の大ヒノキ	塩山平沢	船宮神社	H 6. 11. 7
		慈雲寺のイトザクラ	塩山中萩原	慈雲寺	H 17. 12. 26
		万福寺のムクノキ	勝沼町等々力	万福寺	S 39. 6. 25

甲州市指定文化財

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日	
有形文化財	建造物	上平六地藏幢	塩山上萩原	上平組	S 46. 4. 1	
		坂尻六地藏幢	塩山竹森	上竹森西組・宮組	S 48. 5. 25	
		菅田天神社石灯笼	塩山上於曾	菅田天神社	H 7. 5. 30	
		雲峰寺中門	塩山上萩原	雲峰寺	H 8. 2. 8	
		恵林寺開山堂 附 棟札一枚	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8	
		向嶽寺仏殿	塩山上於曾	向嶽寺	H 8. 2. 8	
		金井加里神社隨身門	塩山下小田原	金井加里神社	H 8. 2. 8	
		放光寺本堂	塩山藤木	放光寺	H 8. 2. 8	
		放光寺庫裏	塩山藤木	放光寺	H 8. 2. 8	
		松泉寺庫裏	塩山下粟生野	松泉寺	H 8. 5. 8	
		鶏冠神社神輿	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2	
		三光寺太子堂	勝沼町菱山	三光寺	S 51. 3. 31	
		立正寺本堂 附 棟札	勝沼町休息	立正寺	S 52. 3. 31	
		通神社本殿 附 棟	勝沼町中原	通神社	S 61. 4. 1	
		雀宮神社本殿 附 棟札	勝沼町勝沼	雀宮神社	S 61. 4. 1	
		立正寺下馬碑	勝沼町休息	立正寺	S 61. 4. 1	
		地藏窪六地藏塔	勝沼町勝沼	東漸院	S 61. 4. 1	
		綿塚飯繩神社本殿	勝沼町綿塚	飯繩神社	H 6. 3. 8	
		旧宮崎葡萄酒醸造所施設（宮光園） 主屋、文庫蔵、道具蔵、表門、西門、 白蔵、葡萄貯蔵庫、第一醸造場葡萄酒 貯蔵庫 宅地・畑（第一醸造場の区域と煉瓦積 煙突、井戸、洗い場、敷地内石積水路 などの施設、及び庭園、塀、葡萄畑を 含む） 附 家相図	勝沼町下岩崎	甲州市	H 20. 10. 28	
		三嶋神社本殿	大和町初鹿野	三嶋神社	S 50. 10. 14	
		観音堂	大和町初鹿野	横吹組	S 61. 6. 5	
		山王神社本殿	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14	
		栖雲寺本堂	大和町木賊	栖雲寺	H 9. 12. 25	
		諏訪神社隨身門	大和町初鹿野	諏訪神社	H 17. 8. 1	
		日影諏訪神社本殿	大和町日影	諏訪神社	H 17. 8. 1	
		絵画	紙本墨画蘆葉達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25
			絹本着色隻履達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25
			絹本着色隻履達磨像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25
			紙本着色不動明王図	塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25
	絹本着色観音像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色蓮二鴛鴦ノ画 蓮二白鷺ノ 画		塩山上於曾	向嶽寺	S 51. 2. 25	
	絹本着色十六羅漢図		塩山上於曾	向嶽寺	S 51. 2. 25	
	紙本着色阿弥陀三尊来迎図		塩山上萩原	(個人)	S 51. 2. 25	
	絹本着色夢窓国師像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	絹本着色快川国師像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	紙本墨画達磨像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	絹本着色面壁達磨像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	絹本着色信玄像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	紙本着色信玄像図		塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5	
	紙本着色仏涅槃図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
	紙本着色末宗瑞暲像図	塩山小屋敷	恵林寺	S 52. 4. 5		
	絹本着色五大尊十二天像図	塩山小屋敷	(財)信玄公 宝物保存会	S 52. 4. 5		

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日	
有形文化財	絵画	絹本着色弁財天女十五童子像図	塩山上萩原	(個人)	S 52. 4. 5	
		絹本着色十六善神像図	塩山中萩原	慈雲寺	S 52. 4. 5	
		紙本着色渡唐天神像図	塩山中萩原	慈雲寺	S 52. 4. 5	
		紙本着色阿弥陀如来両脇侍像図	塩山下粟生野	松泉寺	S 52. 4. 5	
		絹本墨画達磨像図	塩山竹森	慈眼院	S 52. 4. 5	
		紙本墨画禅宗祖師図三幅対	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8	
		紙本墨画山水図	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8	
		絹本着色羅漢図	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 8. 8	
		墨画飛馬図絵馬	勝沼町勝沼	大善寺	S 53. 3. 31	
		絹本着色十六善神図	勝沼町勝沼	大善寺	S 53. 3. 3	
		絹本着色三十番神図 附 番神焼香偈	勝沼町休息	立正寺	S 53. 3. 31 附H 30. 3. 1 6	
		絹本淡彩靈昭女・絹本墨画昇降龍図 三幅対	勝沼町休息	立正寺	H 30. 3. 16	
		紙本彩色布袋・寿老人・琴高仙人図 三幅対	勝沼町休息	立正寺	H 30. 3. 16	
		武田二十四将画像	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10	
		摩利支天の画像	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14	
		釈迦の涅槃図	大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14	
		彫刻	木造阿弥陀如来並びに両脇侍	大和町木賊	栖雲寺	S 49. 8. 30
			木造上原子安地藏	塩山上萩原	上原寺	S 49. 8. 30
			木造赤尾子安地藏	塩山赤尾	涌泉寺	S 49. 8. 30
	木造百観音像		塩山下小田原	上条地区	S 49. 8. 30	
	木造百体仏		塩山下小田原	福蔵院	S 49. 8. 30	
	木造鍔不動尊立像 附 厨子		塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30	
	金銅釈尊像		塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30	
	木造薬師如来立像		塩山赤尾	涌泉寺	S 58. 9. 5	
	木造不動明王立像		塩山下小田原	福蔵院	S 58. 9. 5	
	木造柳沢吉保坐像 附 寿像安置納状一通		塩山小屋敷	恵林寺	S 58. 9. 5	
	木造毘沙門天立像		塩山藤木	放光寺	H 7. 5. 30	
	木造千手観音坐像		塩山下於曾	(個人)	H 7. 5. 30	
	木造隨身像		塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2	
	木造狛犬		塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 14. 10. 2	
	延命院の十三仏石像		塩山竹森	延命院	H 14. 10. 2	
	木造地藏菩薩立像		勝沼町休息	立正寺	H 30. 3. 16	
	天保年間の御札版木		大和町木賊	栖雲寺	H 5. 7. 14	
	勝頼公・同夫人・信勝公尊像		大和町田野	景德院	H 17. 8. 1	
	工芸品		鶏冠神社の鐔口	塩山一之瀬高橋	(個人)	S 46. 4. 1
			向嶽寺中門扁額「鹽山」	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
			向嶽寺総門扁額「禅林法窟」	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
			禅板	塩山上於曾	向嶽寺	S 48. 5. 25
			食籠	塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
			輪袈裟	塩山小屋敷	恵林寺	S 49. 8. 30
			須磨明石山水蒔絵料紙箱	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8
			柳沢家大名調度品一括	塩山小屋敷	恵林寺	H 8. 2. 8
			太刀 銘 奉納柏尾山薬師如来 寛永 十九癸午年十月吉日 武州下原住康重	勝沼町勝沼	大善寺	S 51. 3. 31
			三光寺磬	勝沼町菱山	三光寺	S 51. 3. 31
		信玄公軍配	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 10. 5	
		武田軍旗	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 10. 5	
		信玄公陣中鏡	大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10	
水晶大数珠		大和町木賊	栖雲寺	S 57. 12. 10		

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
有形文化財	工芸品	兎の文鎮	大和町木賊	栖雲寺	S 57.12.10
		水差し	大和町木賊	栖雲寺	S 58.2.14
		妙智鏡	大和町木賊	栖雲寺	S 58.2.14
		龍鬚払子	大和町木賊	栖雲寺	S 58.2.14
		天目茶碗	大和町木賊	栖雲寺	S 58.2.14
		七宝の香炉	大和町木賊	栖雲寺	H 5.7.14
		茶壺	大和町木賊	栖雲寺	H 17.8.1
		懸仏	大和町初鹿野	三嶋神社	H 17.8.1
	書跡・典籍、 古文書	恵林寺文書	塩山小屋敷	恵林寺	S 49.8.30
		雲峰寺文書	塩山上萩原	雲峰寺	S 50.5.19
		保坂家文書	塩山赤尾	(個人)	S 56.11.5
		熊野神社文書	塩山熊野	熊野神社	S 59.2.15
		故紙録	塩山小屋敷	恵林寺	S 62.12.12
		勅賜護法常応録抄 附 寄進添状一通、寄進家老連署状一通	塩山小屋敷	恵林寺	S 62.12.12
		拔隊得勝墨書	塩山小屋敷	(財)信玄公 宝物保存会	H 7.5.30
		諏訪神社本殿棟札	勝沼町等々力	諏訪神社	H 6.3.31
		業海筆版木	大和町木賊	栖雲寺	H 5.7.14
		業海の遺偈	大和町木賊	栖雲寺	H 5.7.14
	考古資料	放光寺遺跡出土品一括	塩山藤木	放光寺	H 7.5.30
		千野鳥居原出土古銭	塩山千野	(個人)	H 7.5.30
	歴史資料	恵林寺の大鋸	塩山小屋敷	恵林寺	S 52.4.5
		法隆寺金堂西壁阿弥陀三尊図写	塩山藤木	放光寺	H 5.3.23
		恵林寺奉加帳	塩山小屋敷	恵林寺	H 12.10.18
		小屋敷宮下地蔵板碑	塩山小屋敷	(個人)	H 14.10.2
		千野鳥居原地蔵板碑	塩山千野	(個人)	H 14.10.2
		わだつみ平和文庫 中村徳郎・克郎資料	塩山上於曾	甲州市	H 31.3.27
	民俗文化財	有形民俗	雲峰寺の絵馬	塩山上萩原	雲峰寺
西藤木の水車			塩山藤木	西藤木水車 保存会	H 7.12.22
小丸山の百番観音			勝沼町菱山・ 小佐手	甲州市	S 54.1.22
綿塚の花火筒			勝沼町綿塚	飯縄神社	S 61.4.1
綿塚上の水車小屋			勝沼町綿塚	東雲13区	H 6.3.8
無形民俗		藤木道祖神祭太鼓乗り	塩山藤木	藤木道祖神 祭保存会	S 57.10.13
		西広門田神楽七福神の舞	塩山西広門田	西広門田郷 土芸能保存会	S 57.10.13
		熊野神社御幸行列	塩山熊野	熊野神社打 ちばやし保 存会	H 7.12.22
		山村の打ちばやしと渡御行列	勝沼町山	保存会	S 62.3.31
記念物	史跡	原之京鍛冶遺構	塩山下小田原	(個人)	S 47.6.30
		柳沢吉保夫妻の墓	塩山小屋敷	恵林寺	S 62.12.12
		萩原口留番所跡	塩山上萩原	(個人)	S 62.12.12
		十組屋敷跡	塩山三日市場	(個人)	S 62.12.12
		武田信満の墓	大和町木賊	栖雲寺	S 48.10.2
		有馬晴信謫居の跡	大和町初鹿野	(個人)	S 56.2.1
		四郎作跡	大和町初鹿野	(個人)	S 56.2.1
		鳥居畑古戦場跡	大和町田野	田野区	S 56.2.1
		土屋惣蔵片手斬跡	大和町田野	山梨県	S 56.2.1
		駒飼本陣跡	大和町日影	(個人)	S 56.2.1

区分	種別	名称	所在地	所有者	指定年月日
記念物	史跡	鶴瀬関所跡	大和町鶴瀬	(個人)	S 56. 2. 1
		棚古谷山不動尊	大和町初鹿野	丸林区	H 9. 12. 25
	名勝	大滝不動尊と滝	勝沼町菱山	三光寺	S 51. 3. 31
	天然記念物	八坂神社のエドヒガン	塩山藤木	八坂神社	S 46. 4. 1
		下於曽のモミ	塩山下於曽	(個人)	S 46. 4. 1
		下萩原のムクロジ	塩山下萩原	柏原神社	S 59. 10. 11
		鶏冠神社のサワラ	塩山一之瀬高橋	鶏冠神社	H 1. 3. 17
		竹森のザゼンソウ群	塩山竹森	ザゼンソウ 管理会	H 7. 12. 22
		中牛奥のザクロ	塩山牛奥	(個人)	H 12. 10. 18
		小屋敷のザクロ	塩山小屋敷	(個人)	H 14. 10. 2
		三光寺の大スギ	勝沼町菱山	三光寺	S 52. 3. 31
		諏訪神社の大ケヤキ	勝沼町等々力	諏訪神社	S 52. 3. 31
		深沢の大ツガ	勝沼町深沢	大石神社	S 52. 3. 31
		上岩崎のウメ	勝沼町上岩崎	(個人)	S 52. 3. 31
		勝沼富町のブドウ(甲州種)	勝沼町勝沼	(個人)	S 53. 3. 31
		景德院のサクラ	大和町田野	景德院	S 53. 4. 27
		沢屋敷のウメ	大和町初鹿野	(個人)	H 9. 12. 25
		木賊のゴヨウマツ	大和町木賊	(個人)	H 9. 12. 25
		栖雲寺のシラカシ	大和町木賊	栖雲寺	H 9. 12. 25